

（仮称）和泉市こどもまんなか計画(案)

和泉市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の法的根拠と位置づけ	2
3 計画の対象	3
4 計画の期間	3
5 計画の策定体制	3
第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く現況と課題	4
1 人口・こども人口	4
1. 人口の推移	4
2. こども人口の推移	7
2 家庭の状況	10
3 子育て関連施策・事業の状況	17
1. 「和泉市こども・子育て応援プラン」(令和2年度～令和6年度)基本目標別の実施状況	17
2. 基本目標別の主な実施内容と今後の方向性	18
3. 「和泉市こども・子育て応援プラン」(令和2年度～令和6年度)の量の見込みと確保方策	22
4 こども・子育てに関する実態把握について	23
1. こども計画策定にあたっての実態把握の方法	23
2. 和泉市こども・子育て支援に関するニーズ調査	25
3. 子どもの生活に関する実態調査	54
4. こども・若者、地域住民、支援者・担い手からの聴き取り(ワークショップ)	61
5. 支援の課題	74
第3章 こども計画の基本的考え	81
1 こどもまんなか社会	81
2 めざす和泉市の姿(基本理念)と基本方針	81
3 施策の体系	87
4 施策体系と「こどもまんなかの和泉市実現マップ」	89
第4章 施策事業の推進	91
基本方針1 こどもの権利とこどもの意見の尊重	91
1. こどもの権利、こどもの意見尊重の意識の醸成	91
2. こどもに関わる人が多い大人によるこどもの意見尊重の実践	92
基本方針2 地域みんなでこどもを育む	93
1. 身近な場所で「こどもの居場所」	93
2. 官民様々な担い手による遊びや体験の保障	95
基本方針3 困難を抱えるこども(家庭)を支える	97
1. 教育と福祉による予防的支援:ヤングケアラー・不登校	97
2. 家庭でのケアを受けにくいこどもへの支援の充実:児童虐待・貧困	99

3. ひとり親世帯への支援の充実.....	101
4. その他配慮が必要なこどもへの支援:障がい児・自殺対策・その他	102
基本方針4 周囲に支えられた自分らしい子育て.....	104
1. 母親に子育ての負荷が偏らない、こども・子育て支援事業の充足.....	104
2. 妊娠期から子育てを支える相談支援体制.....	105
3. DX 推進によるアクセスしやすく、利用しやすい子育て支援サービス	106
基本方針5 困難を抱える若者への支援	107
1. ひきこもり等の困難を抱える若者の相談窓口・支援	107
2. ひきこもり等の困難を抱える若者に対する理解・啓発	109
3. ひきこもり等の困難を抱える若者の地域資源づくり	110
4. 困難を抱える若者を支える制度.....	111
5. 子ども・若者育成支援推進法に基づく切れ目ない支援の仕組みづくり.....	112
基本方針6 ライフステージにおける重点支援.....	113
1. 出産期から幼児期～就学前保育・教育の充実 切れ目ない保健・医療～	113
2. 学童から思春期～学校教育～	115
第5章 子ども・子育て支援事業計画等における量見込みと確保方策	117
1 就学前教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 提供区域の設定.....	117
2 将来のこども人口	119
3 量の見込みと確保方策	121
1. 就学前教育・保育の量の見込みと確保方策.....	121
2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	126
3. 児童福祉法改正による新事業(地域子ども・子育て支援事業)の量の見込みと確保方策	135
4. 子ども・子育て支援法改正による新事業(地域子ども・子育て支援事業)の量の見込みと確保方策 (法律で新たに量見込みと実施時期を明記することが定められている事業)	137
4 就学前教育・保育の一体的提供及び供給体制の確保方策.....	139
5 質の向上のための取り組み	139
6 地域型保育事業の認可に関する需給調整の考え方	139
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	139
第6章 計画の推進体制・進行管理	140
1 計画の推進体制.....	140
2 計画の進行管理.....	141
3 こどもの意見聴取	143
4 次期計画において留意すべき検討事項	144
資料編.....	145
1 行動計画.....	146
2 ワークショップ等での意見へのフィードバック資料	156
3 計画の策定経過.....	160
4 和泉市こどもまんなか会議委員名簿	161

5 和泉市こどもまんなか会議条例	162
6 用語の説明	166

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

こども基本法が令和5年4月1日に施行されました。この基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざして、こども施策を総合的に推進することを目的にしています。

国は、この基本法に基づき、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」、「子どもの貧困対策に関する大綱」を「こども大綱」に一元化し、総合的かつ一体的にこども施策を進めていくこととしています。こども大綱がめざす社会像として、国は、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」（「こどもまんなか社会」）を提唱しています。こども大綱の使命は、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者の視点で、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」を実現していくことです。

本市においても人口やこども人口の減少が進行する中、女性の就労ニーズが高まっている状況を踏まえ、子育てをめぐる環境の変化に対応していくとともに、教育・保育事業の量と質及び子育て支援施策の充実を目的とした「第2期和泉市こども・子育て応援プラン（令和2年度～令和6年度）」を策定し、計画の実施に取り組んできました。

「第2期和泉市こども・子育て応援プラン」を改定するにあたり、本市においても、こども大綱がめざす社会像の実現をめざし、総合的かつ一体的なこども施策を実施するための「（仮称）和泉市こども計画」を策定します。

以下をめざして策定します。

- ・こども施策へのこどもや若者、子育て当事者の意見反映の仕組みづくりを行い、こども視点での施策展開をめざす。
- ・各部署のこども施策について統一的に横ぐしをさす効果や市民にとってわかりやすいこども施策の展開とするため、こども施策の関連計画を包括的、一体的にこども計画を策定する。
- ・地域とともに取り組む子育て支援体制の基盤となる計画とする。
- ・目標管理などの手法による、PDCA サイクルを明確化する。

2 計画の法的根拠と位置づけ

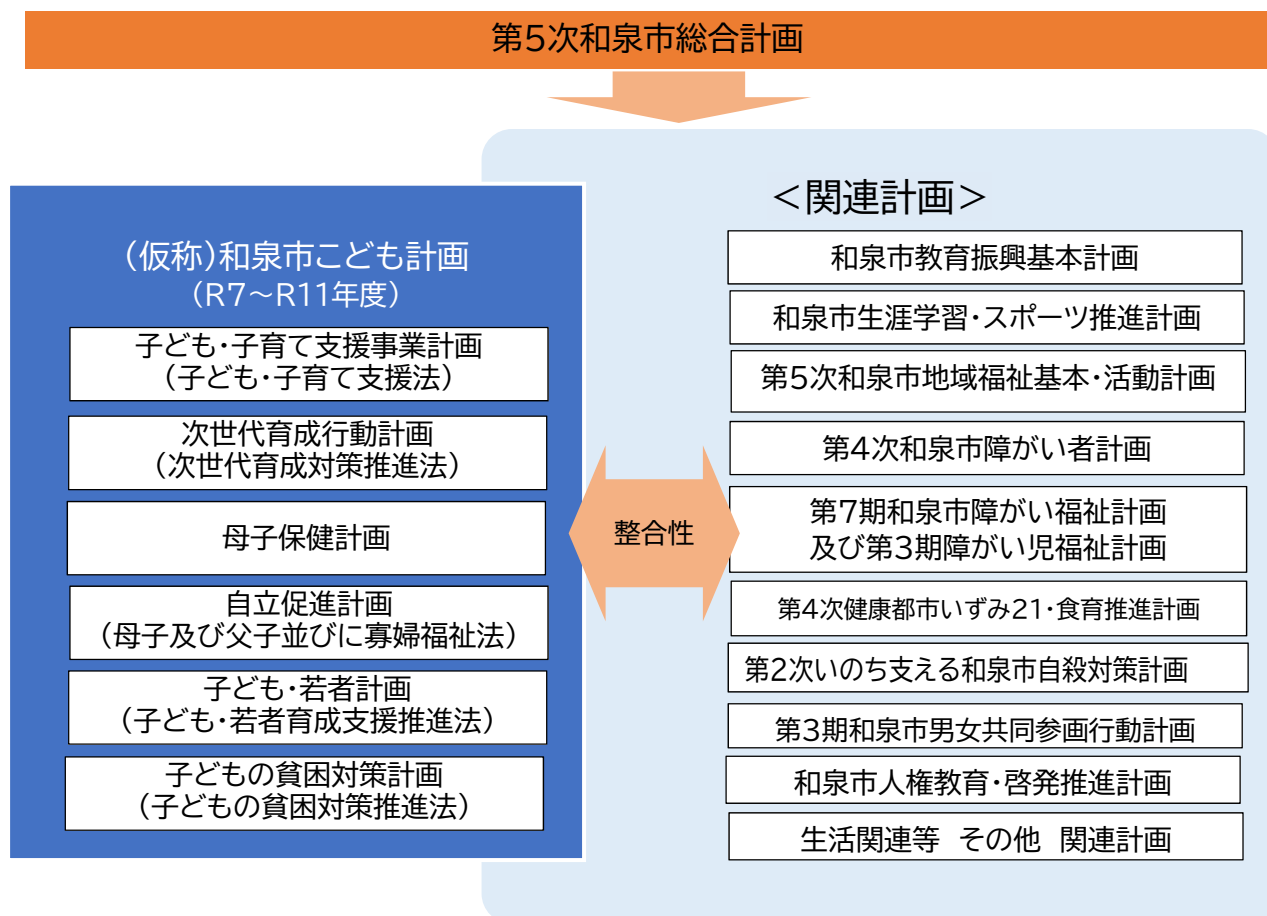
本計画において、こども施策の共通基盤となる基本理念や方向性を明らかにするとともに、以下の計画を一体的に策定することで、総合的にこども施策を推進します。

- 子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法)
- 次世代育成行動計画(次世代育成対策推進法)
- 母子保健計画
- 自立促進計画(母子及び父子並びに寡婦福祉法)
- 子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法)
- 子どもの貧困対策計画(子どもの貧困対策推進法)

また、本計画は本市のこどもに関する既存の計画である「第3期和泉市こども・子育て応援プラン」を包含するものとします。

こども施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなど多岐の分野にわたることから、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要なため、上位計画である「第5次和泉市総合計画」や関連する個別計画と整合・調和を図り策定しています。

《計画の位置づけ》



3 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青年期に至るまでの、おおむね 39 歳までの子どもとその家庭とします。ただし、18 歳から 39 歳については、主に支援が必要な若者とします。子育て支援を行政と連携・協力して行う、事業者、企業、地域住民・団体等も対象になります。

【こども基本法における「こども」の定義】

「こども」は、「心身の発達の過程にある者」としており、一定の年齢で上限を画しているものではありません。

【本計画における記載方法】

- こども 切れ目ない支援という視点から上限を設けませんが、おおむね18歳未満の者を中心とします。
- 若 者 18 歳以上の者とします。
- 子ども 法令や行政計画、団体等の名称、内容に関わるものについては、「子ども」等の原典通り記載します。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和11年度までの5か年とします。ただし、こども人口の推移や事業の進捗状況等により、計画期間内に一部事業を見直すこともあります。

計画の最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえて見直し、新たに次期5年間の計画を策定します。

【計画期間】

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第 2 期和泉市こども・子育て応援プラン					(仮称)和泉市こども計画				

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、こども基本法第 13 条第 3 項、子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項の規定に基づき設置している「和泉市こどもまんなか会議」で計画関連事項について審議を行いました。

また、こども・子育て支援に関するニーズ調査を、就学前こどもの保護者及び小学生の保護者を対象にそれぞれ実施し、その結果について事業量算出の基礎とするなど、計画策定に反映しました。

こども、若者、地域住民などを対象にしたワークショップを開催するなど、当事者の意見を計画策定に反映するとともに、本計画に対する市民の意見を広く募集するため、パブリックコメントを実施しました。

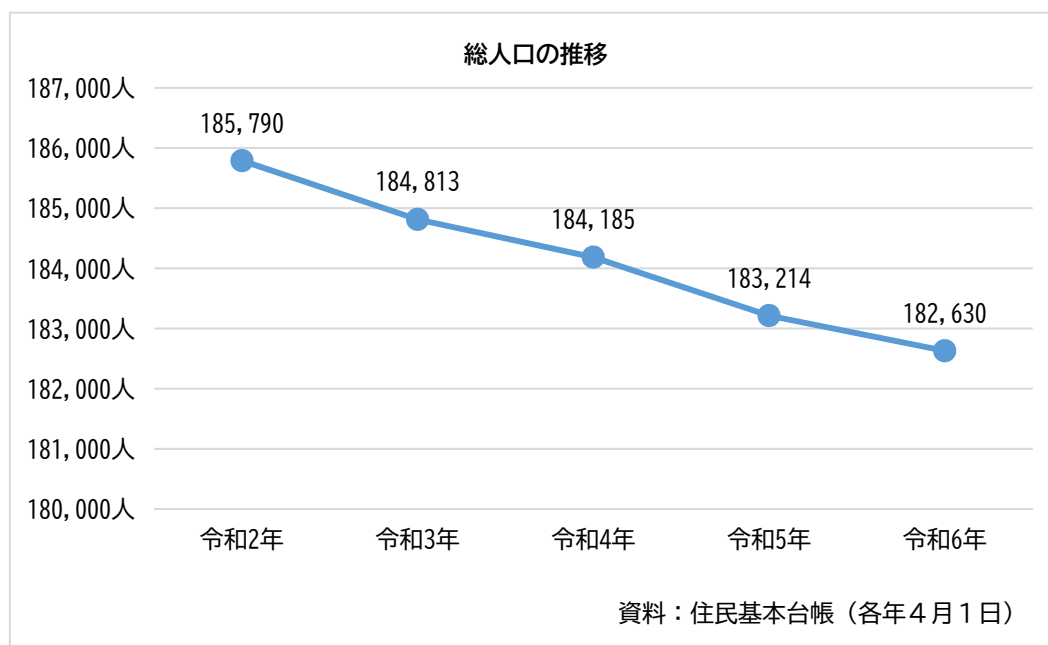
第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く現況と課題

1 人口・こども人口

1. 人口の推移

① 総人口の推移

本市の令和 2 年以降の人口の推移をみると、減少傾向で推移しており、令和 2 年の 185,790 人が令和 6 年には 182,630 人となり、5 年間で 3,160 人減少しています。

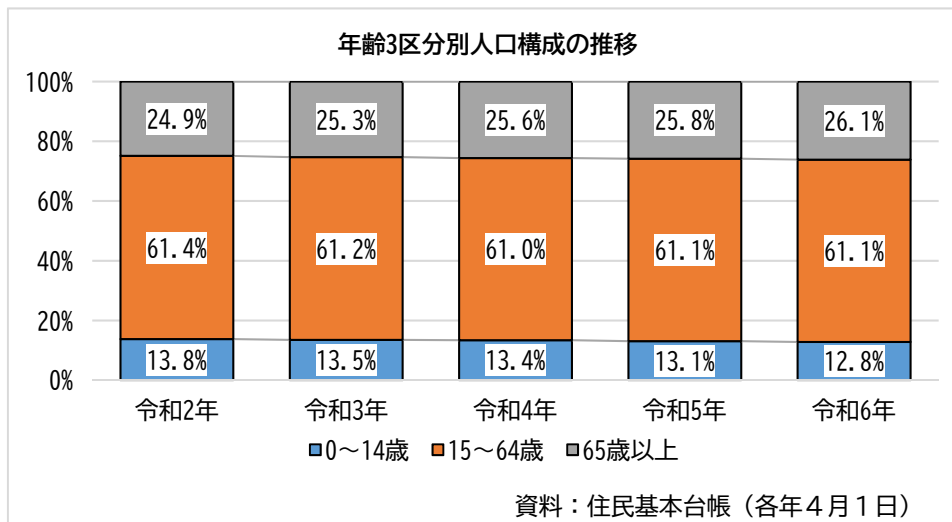
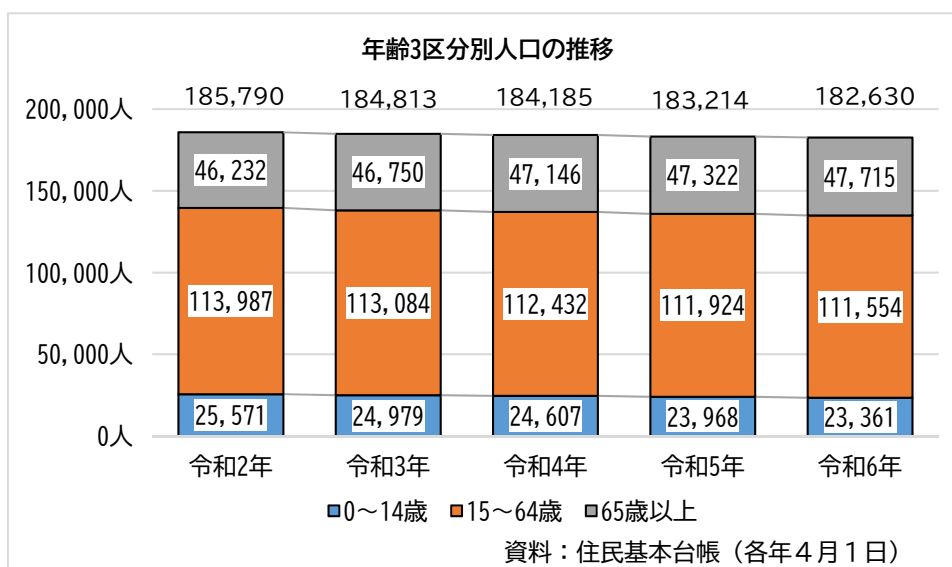


② 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口構成のうち、0～14歳の年少人口は、減少傾向で推移し、令和6年は23,361人となっています。総人口に占める割合は低下を続け、令和6年には12.8%となっています。

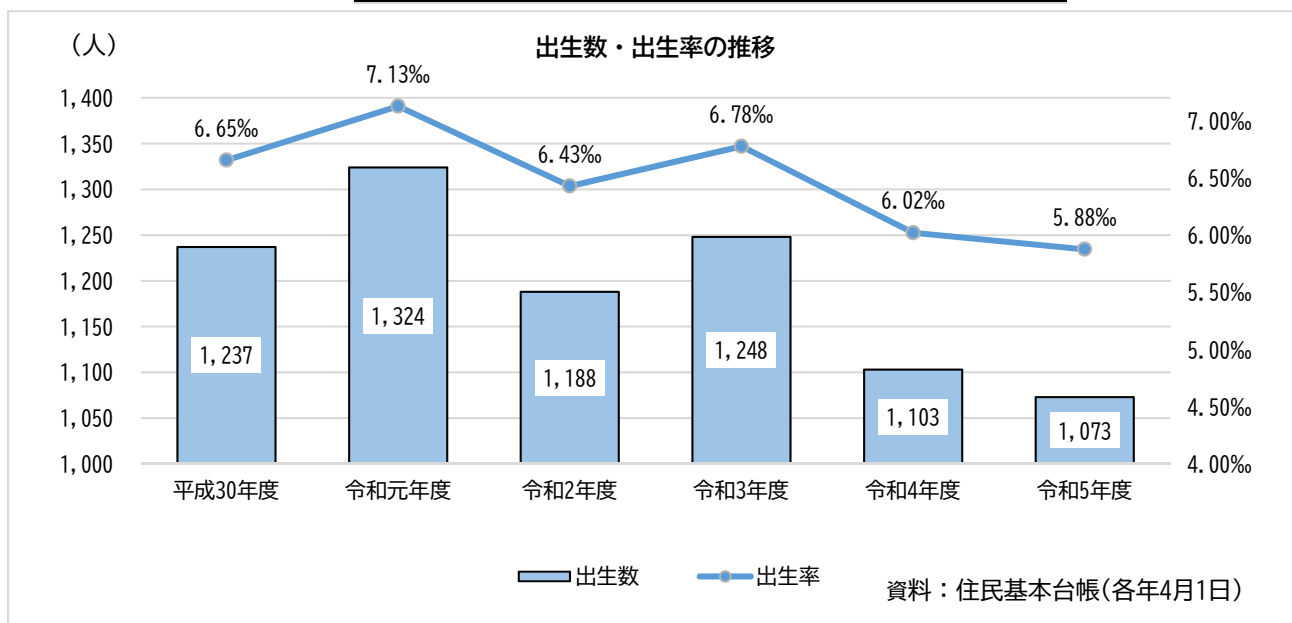
15～64歳の生産年齢人口は、年少人口と同様に減少傾向を示し、令和6年には111,554人となっています。総人口に占める割合は低下を続け、令和6年には61.1%となっています。

65歳以上の老年人口は、増加傾向で推移しており、令和6年には47,715人となっています。総人口に占める割合(高齢化率)は、令和6年には26.1%となっており、本市では少子高齢化が進んでいます。



③ 出生数・出生率の推移

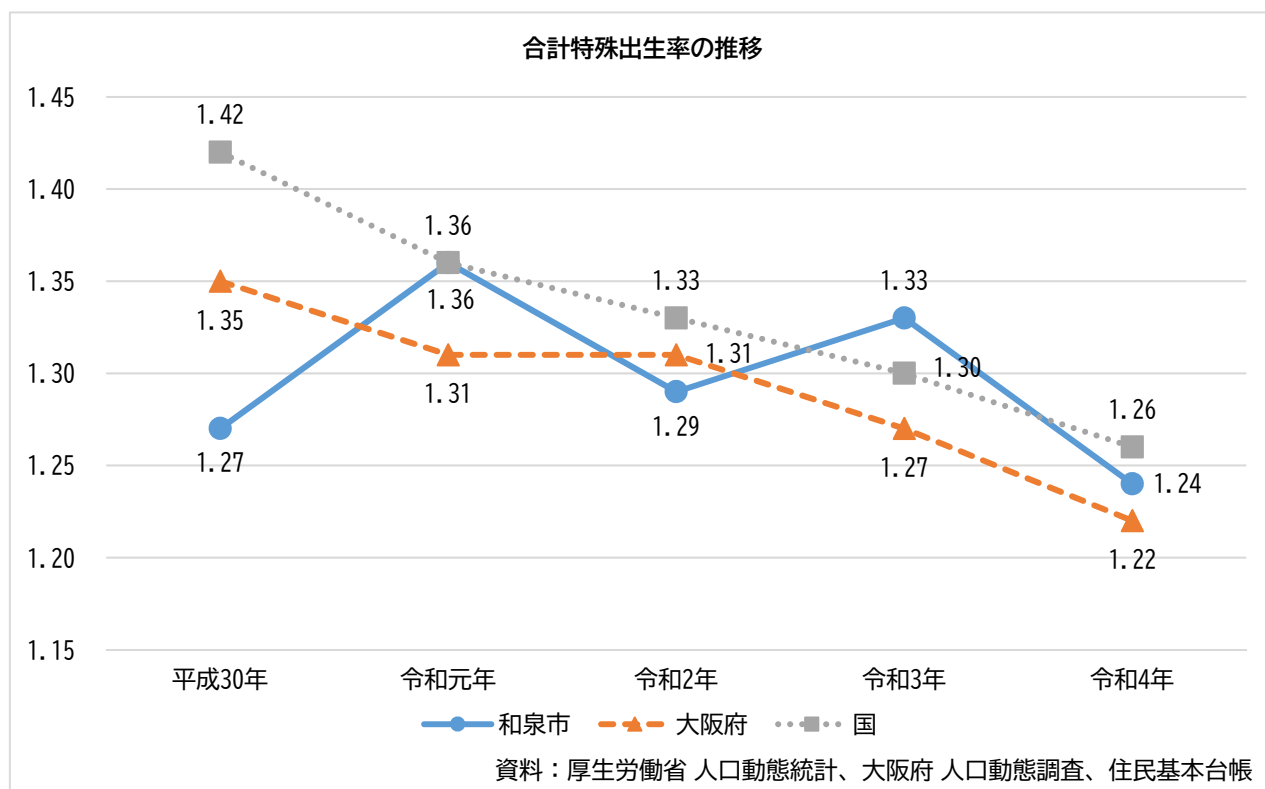
平成 30 年度からの出生数と出生率の推移を見ると、令和元年の出生数が 1,324 人、出生率が 7.13‰でもっとも多く、令和 5 年度には 1,073 人、5.88‰へと減少しています。



※ 出生率は人口千人当たりの出生数の割合

④ 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は減少傾向にあります。和泉市の合計特殊出生率は平成 30 年には全国、大阪府を下回っていますが、令和元年は大阪府を上回り、令和 3 年は全国、大阪府を上回りました。



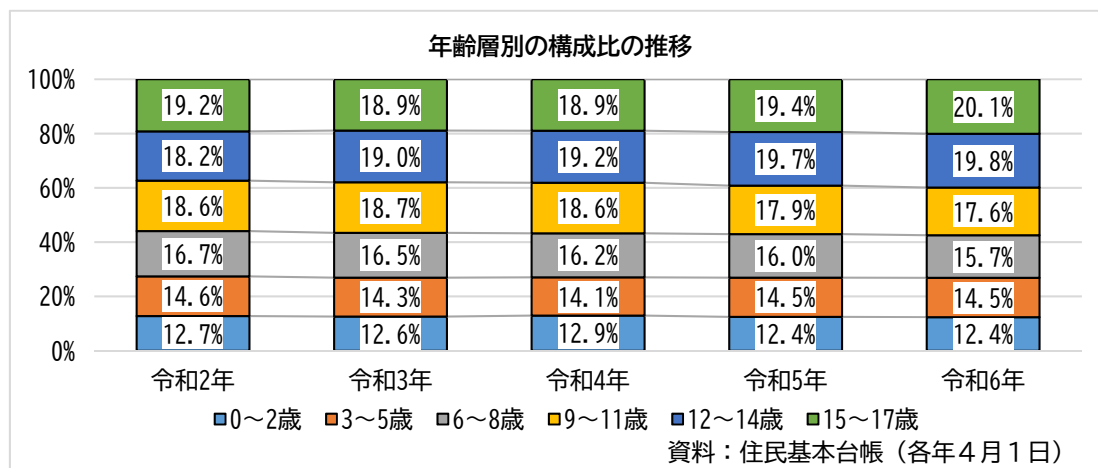
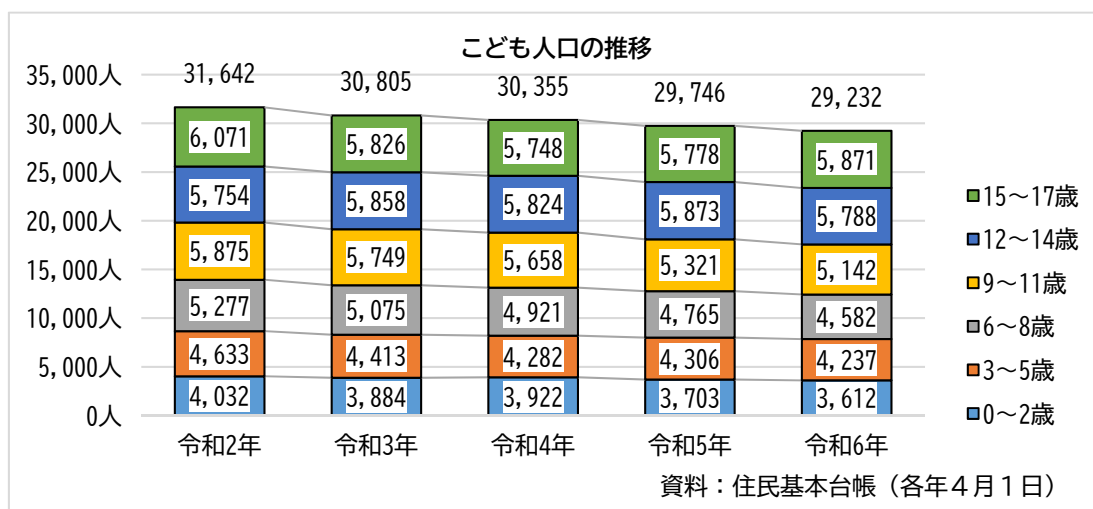
2. こども人口の推移

① こども人口総数の推移

18 歳未満のこども人口の推移をみると、減少傾向で推移しており、令和 6 年 4 月 1 日現在では 29,232 人となっています。

年齢による変動は見られますが、総じて各年齢で減少傾向を示しています。

令和 6 年における年齢層別の構成比は、15～17 歳が 20.1%で最も高く、12～14 歳が 19.8%、9～11 歳が 17.6%、6～8 歳が 15.7%、3～5 歳が 14.5%、0～2 歳が 12.4%と、年齢が低くなるにつれ、構成比も低くなっています。

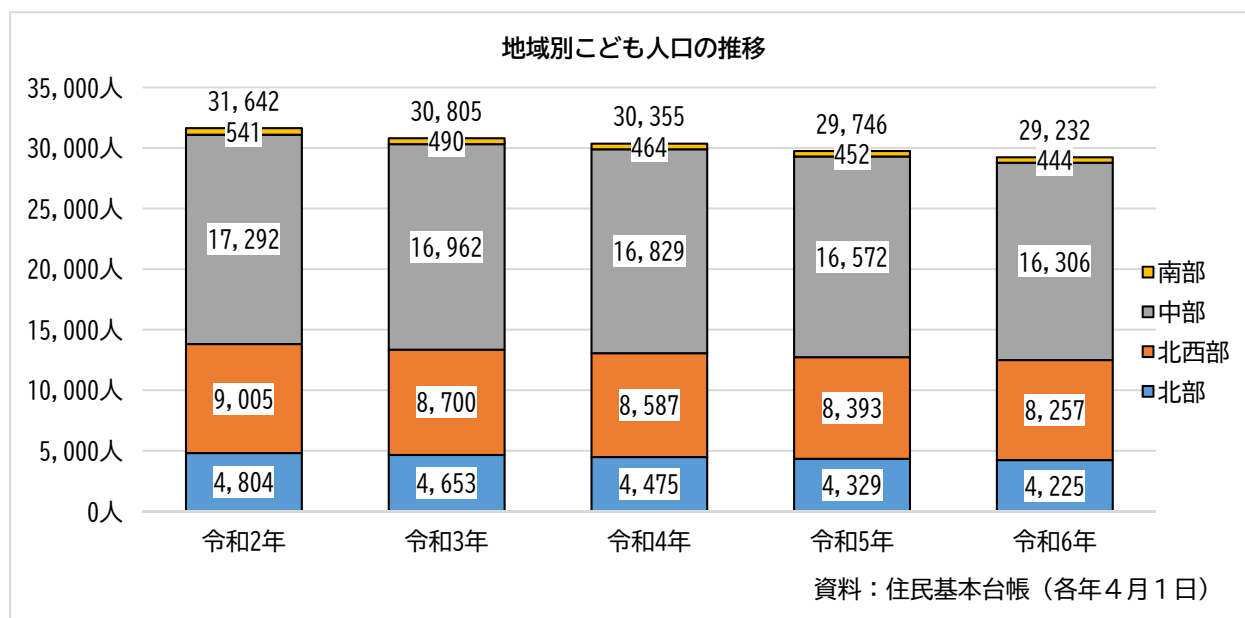


	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
15～17 歳	19.2%	18.9%	18.9%	19.4%	20.1%
12～14 歳	18.2%	19.0%	19.2%	19.7%	19.8%
9～11 歳	18.6%	18.7%	18.6%	17.9%	17.6%
6～8 歳	16.7%	16.5%	16.2%	16.0%	15.7%
3～5 歳	14.6%	14.3%	14.1%	14.5%	14.5%
0～2 歳	12.7%	12.6%	12.9%	12.4%	12.4%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※ 端数処理の関係で計が 100%にならない場合があります。

② 地域別子ども人口の推移

子ども人口の地域別の推移では、全ての地域で減少傾向を示しています。また、令和6年の地域別の構成比では、中部が55.8%と半数以上を占め最も高く、次いで北西部が28.2%、北部が14.5%、南部は1.5%となっています。



【地域別子ども人口の構成比】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
南部	1.7%	1.6%	1.5%	1.5%	1.5%
中部	54.6%	55.1%	55.4%	55.7%	55.8%
北西部	28.5%	28.2%	28.3%	28.2%	28.2%
北部	15.2%	15.1%	14.7%	14.6%	14.5%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※ 端数処理の関係で計が100%にならない場合があります。

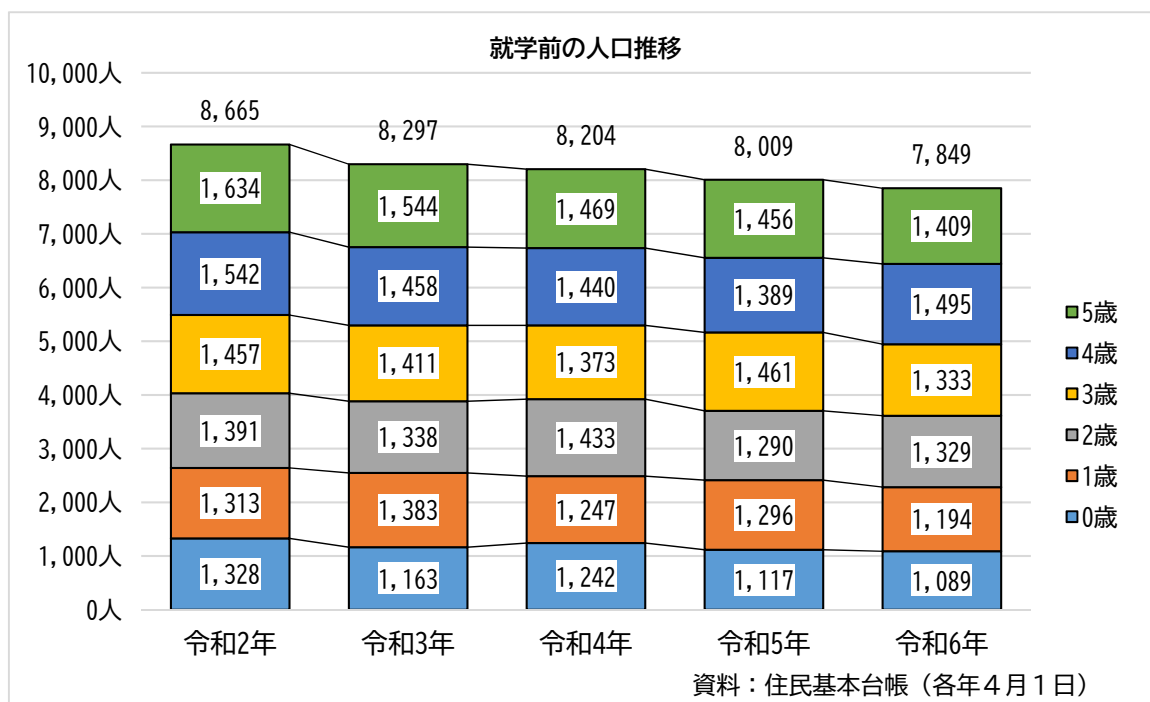
※4 地域の小学校分類

北部地域	池上、幸、信太、鶴山台北、鶴山台南小学校
北西部地域	国府、和気、伯太、黒鳥、芦部小学校
中部地域	北池田、いぶき野、南池田、光明台南、光明台北、緑ヶ丘、北松尾、 青葉はつが野小学校、南松尾はつが野学園
南部地域	横山、南横山小学校

③ 就学前人口の推移

こども人口のうち、就学前の0～5歳の人口を各年齢別にみると、総数は減少傾向で推移しており、令和6年には7,849人となっています。また、0～5歳の各年齢においても減少傾向で推移しています。

令和6年における年齢層別の構成比は、4歳が19.0%で最も高く、5歳が18.0%、3歳が17.0%、2歳が16.9%、1歳が15.2%、0歳が13.9%と続いており、おおむね年齢が低くなるにつれ、構成比も低くなっています。



年齢層別の構成比

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
5歳	18.9%	18.6%	17.9%	18.2%	18.0%
4歳	17.8%	17.6%	17.6%	17.3%	19.0%
3歳	16.8%	17.0%	16.7%	18.2%	17.0%
2歳	16.1%	16.1%	17.5%	16.1%	16.9%
1歳	15.2%	16.7%	15.2%	16.2%	15.2%
0歳	15.3%	14.0%	15.1%	13.9%	13.9%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

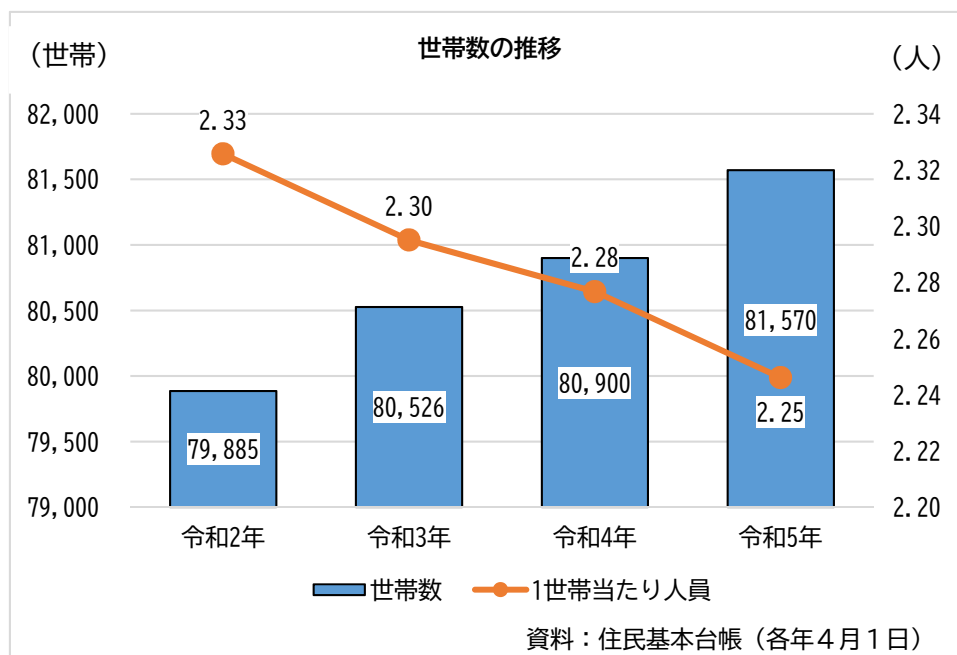
※ 端数処理の関係で計が100%にならない場合があります。

2 家庭の状況

① 世帯数の推移

総人口が減少傾向で推移している一方、本市の世帯数は増加を続け、令和5年には81,570世帯となっており、令和2年と比較して1,685世帯増加しています。

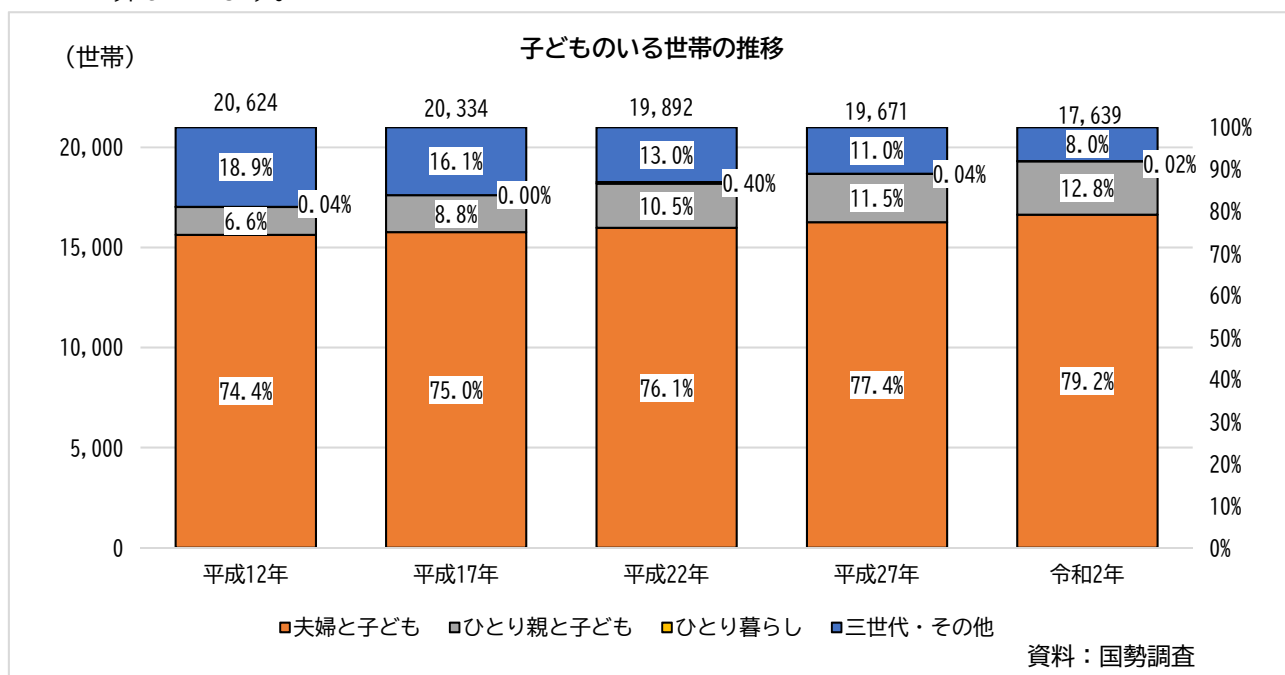
また、1世帯当たり人員は減少傾向で推移し、令和5年には2.25人となっており、世帯規模の縮小が進んでいます。



② こどものいる世帯の推移

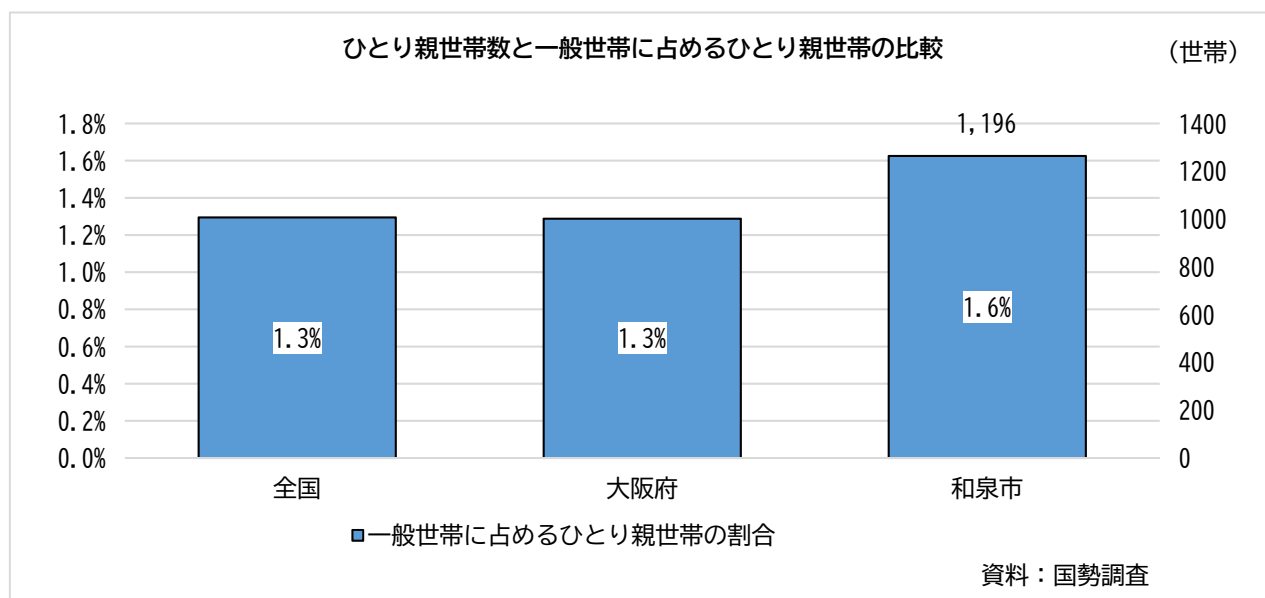
国勢調査から、平成 12 年以降の 18 歳未満の親族のいる世帯家族タイプの推移をみると、18 歳未満の親族のいる一般世帯総数は、減少傾向で推移しており、令和 2 年は 17,639 世帯となっています。

家族類型別では、夫婦とこどもの割合は調査ごとに上昇し、平成 12 年の 74.4%が令和 2 年には 79.2%となっています。また、ひとり親とこどもの世帯も平成 12 年の 6.6%が令和 2 年には 12.8%と上昇しています。



③ ひとり親世帯数と一般世帯に占めるひとり親世帯の比較

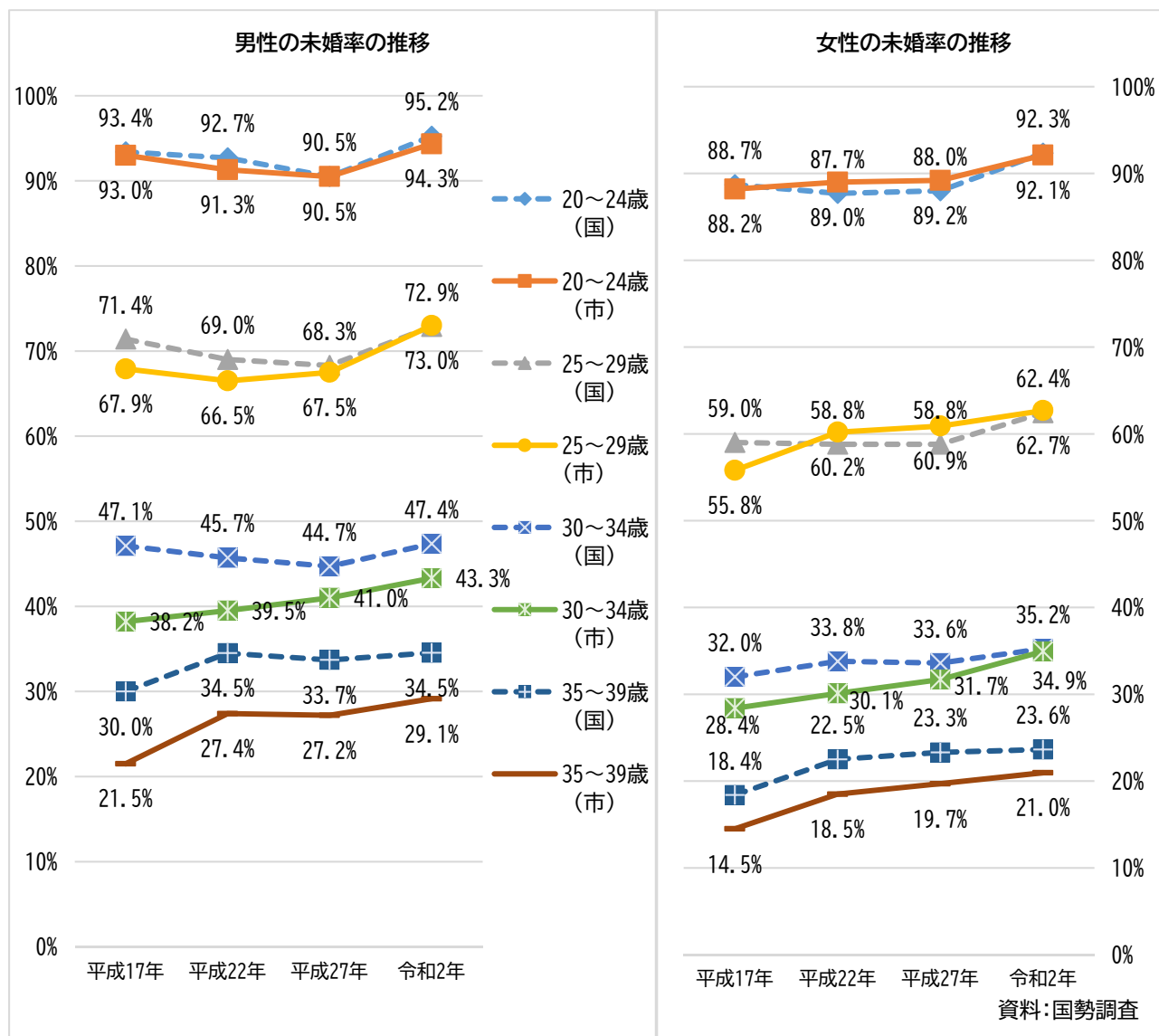
令和 2 年の国勢調査によると、和泉市のひとり親世帯は 1,196 世帯で、一般世帯に占める割合は「全国」「大阪府」の 1.3%に比較して、0.3 ポイント多い 1.6%となっています。



④ 未婚率の推移

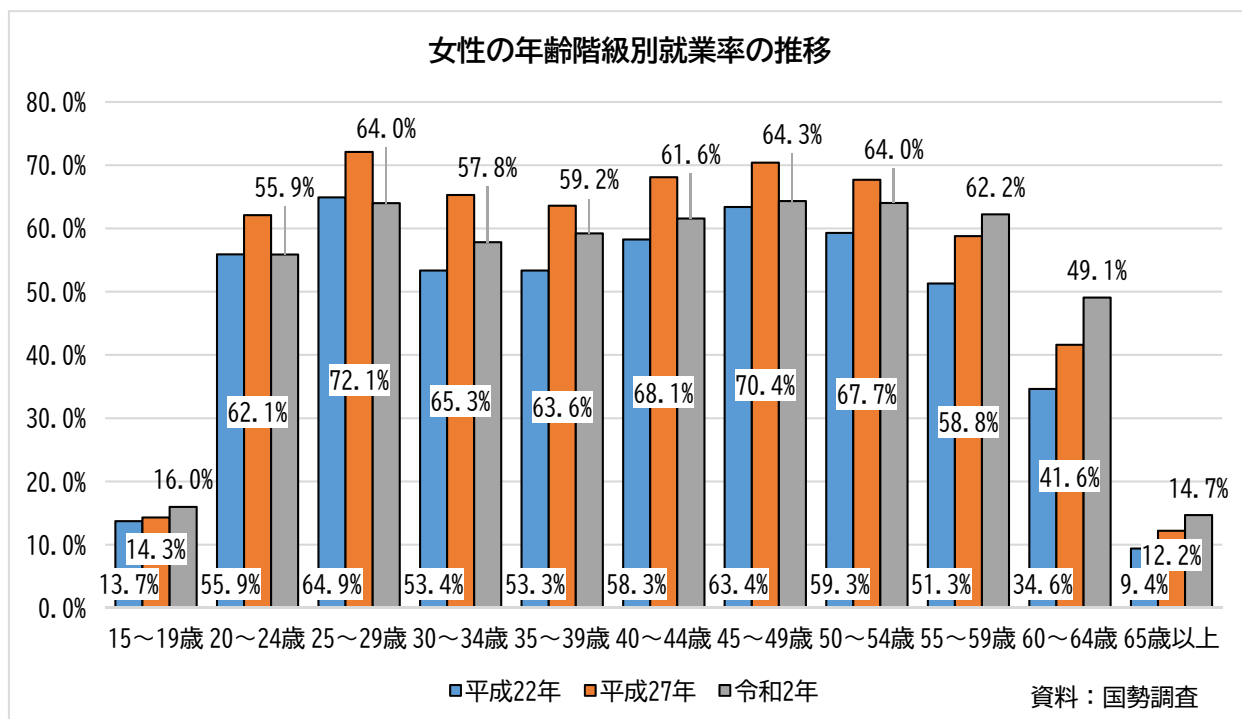
国勢調査から男女別に未婚率をみると、すべての年代で男性が女性の未婚率を上回り、和泉市は男女とも全国を下回っています。

令和2年の和泉市の未婚率をみると、男性は「20～24歳」が94.3%、「25～29歳」が73.0%、「30～34歳」が43.3%、「35～39歳」が29.1%、女性は「20～24歳」が92.1%、「25～29歳」が62.7%、「30～34歳」が34.9%、「35～39歳」が21.0%となっています。

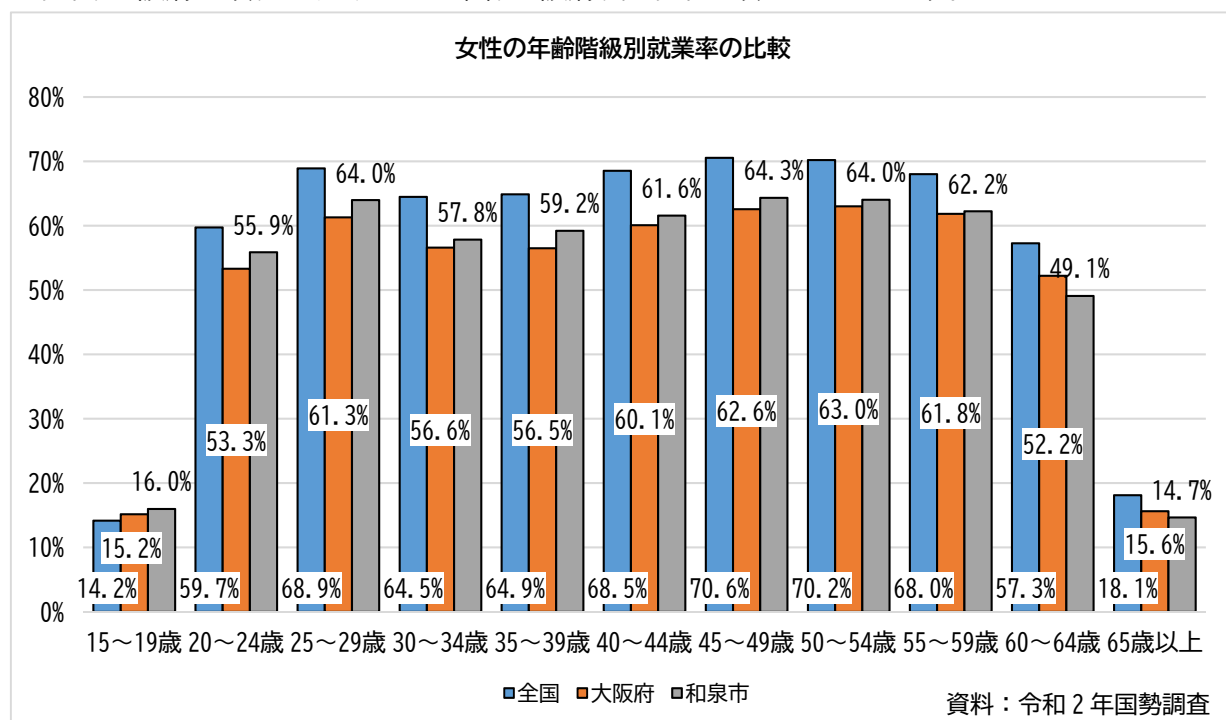


⑤ 女性の年齢 5 歳階級別就業率の推移

女性の就業率の推移を見ると、20～54 歳の年代の就業率は平成 27 年がもっとも高く、55 歳以上の年代では増加傾向にあり、令和 2 年がもっとも高くなっています。



令和 2 年の女性の就業率を全国、大阪府、和泉市と比較すると、20～69 歳の就業率は全国、和泉市、大阪府の順、60 歳以上で全国、大阪府、和泉市の順になっています。

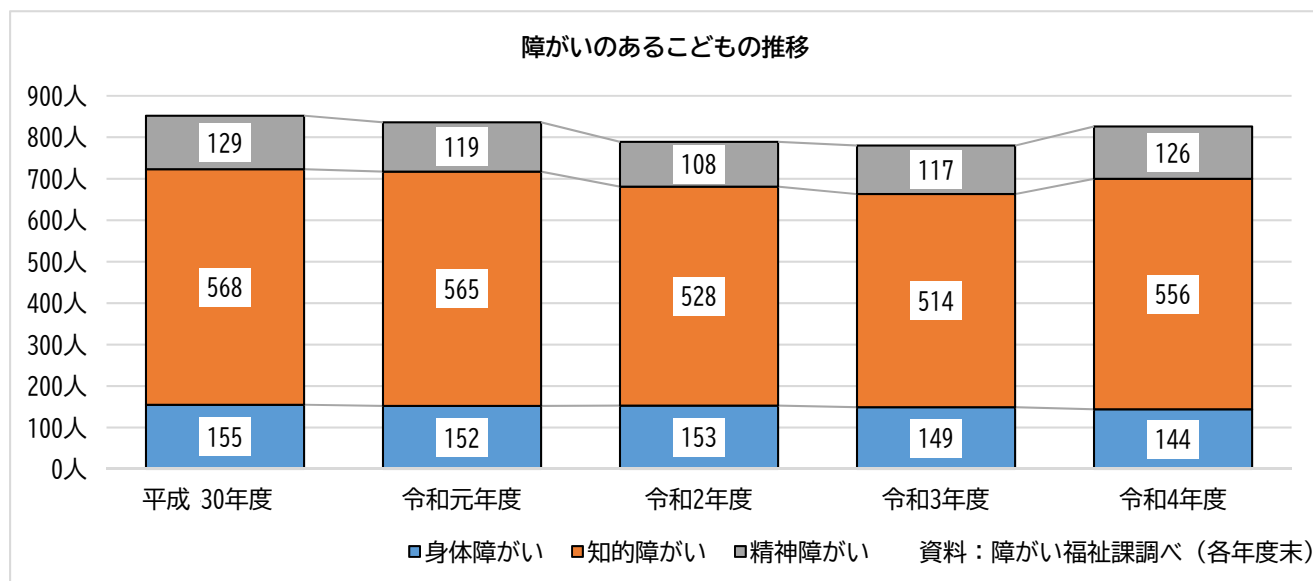


⑥ 障がいのあるこどもの推移

障がいのある 18 歳未満のこどもの推移について、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳所持者数からみると、身体障がい者手帳を所持しているこどもは、減少傾向にあり、令和 4 年度は 144 人になっています。

療育手帳を所持しているこどもは、減少傾向でしたが、令和 4 年度は 556 人に増加しています。

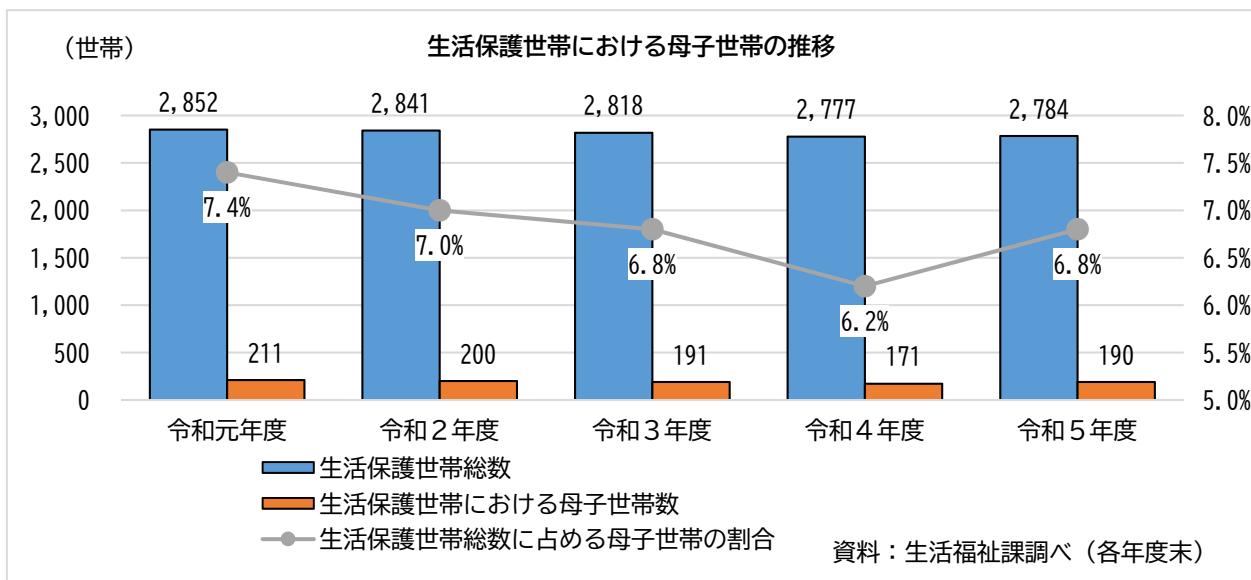
精神障がい者保健福祉手帳を所持しているこどもについても、減少傾向にありましたが、令和 3 年度からは増加に転じ、令和 4 年度には 126 人となっています。



⑦ 生活保護世帯における母子世帯の推移

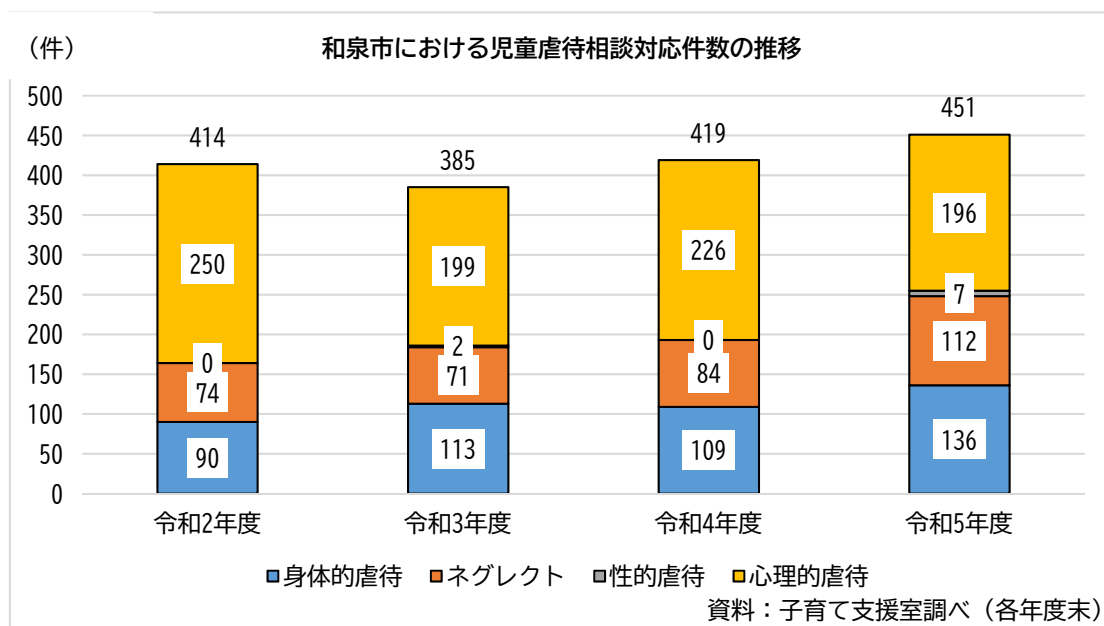
生活保護世帯における母子世帯の推移をみると、令和元年度の 211 世帯が、令和5年度では 190 世帯となり、減少傾向で推移しています。

また、生活保護世帯総数は横ばい傾向であるため、生活保護世帯総数に占める割合は、低下傾向にあり、令和元年度の 7.4%が、令和5年度には 6.8%となっています。



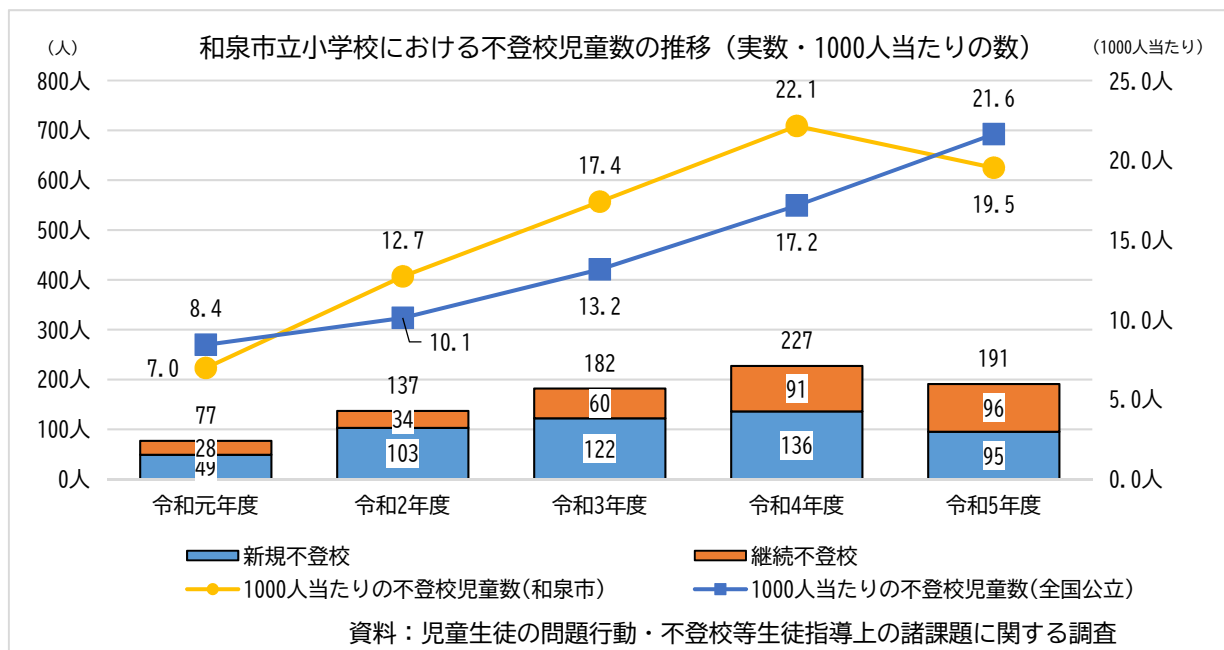
⑧ 和泉市における児童虐待相談対応件数の推移

児童虐待相談件数については、増加傾向にあります。虐待種別の内訳で、最も多いのは、心理的虐待です。しかし、身体的虐待とネグレクトが、近年増加しています。

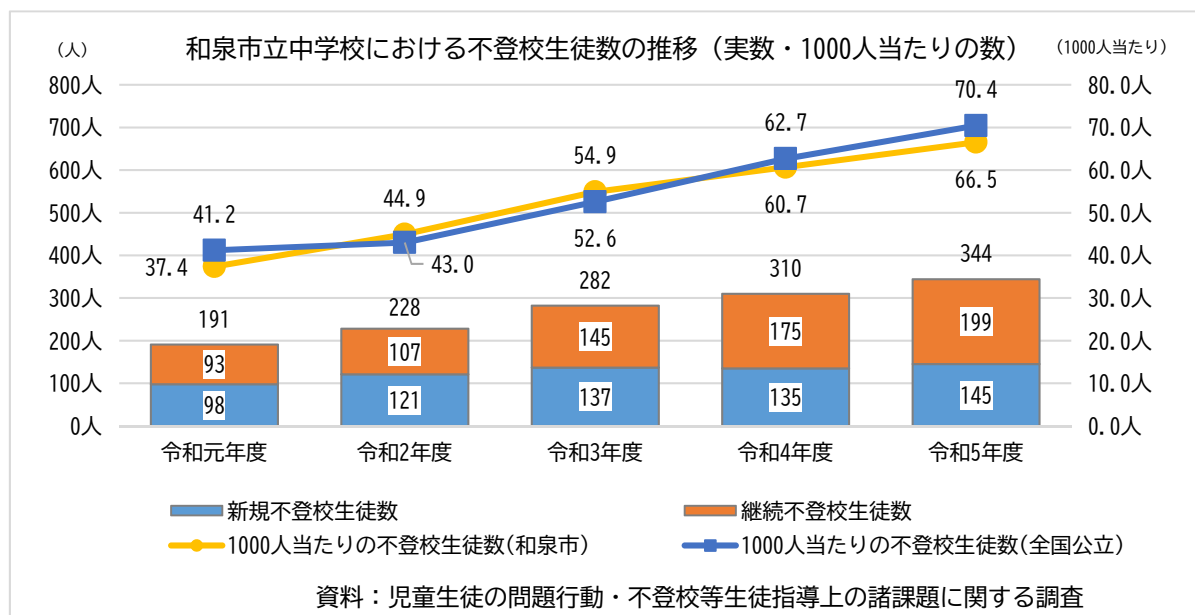


⑨ 和泉市立学校における不登校児童生徒数の推移

和泉市立小学校の不登校の推移をみると、令和元年から令和4年にかけて増加傾向にあったのが、令和5年には191人に減少しています。



和泉市立中学校の不登校の推移をみると、増加傾向にあり、令和5年には344人に増加しています。



不登校の定義 何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの

新規不登校とは 前年度、不登校の状態ではなかった場合

継続不登校とは 不登校の状態が前年度から継続している場合

1000人当たりの不登校児童(生徒)数
「不登校児童(生徒)数」÷「市内全児童(生徒)数」×1000 で算出

3 子育て関連施策・事業の状況

1. 「和泉市こども・子育て応援プラン」(令和2年度～令和6年度)基本目標別の実施状況

令和2年度時点において、「和泉市こども・子育て応援プラン」(令和2年度～令和6年度)における主要な施策・事業の実施状況をみると、全体で276事業となっています。

(「3 子育て関連施策・事業の状況」では、「和泉市こども・子育て応援プラン」の記載に合わせて、「子ども」を使用している部分があります。)

【計画の基本目標】

1. 豊かな心と生きる力を育む人づくり
2. 配慮が必要な子どもと家庭に対するきめ細かな支援
3. 子どもを生み育てることが楽しく感じられる地域づくり
4. 健やかに安心して暮らすことができる親と子の健康づくり
5. 子育てと就労がいきいきとできる環境づくり
6. 子育て家庭を支える環境づくり

評価方法

令和2～5年度の分析・評価等	A	効果的だった
	B	やや効果的だった
	C	あまり効果的でなかった
	D	効果的でなかった

今後の方向性	A	拡大
	B	継続(見直しの必要なし)
	C	縮小(見直し)して継続
	D	廃止
	E	その他

【事業評価 218事業 延べ276事業(再掲含む)】

今後の方向性 令和2～5年度の分析・評価等	A 拡大 46事業	B 現状維持 222事業	C 縮小 3事業	D 廃止 2事業	E その他 3事業
A 効果的だった 247事業	【A-A】 40事業	【A-B】 202事業	【A-C】 1事業	【A-D】 2事業	【A-E】 2事業
B やや効果的だった 28事業	【B-A】 6事業	【B-B】 20事業	【B-C】 2事業		
C あまり効果的でなかった 0事業					
D 効果的でなかった 1事業					【D-E】 1事業

2. 基本目標別の主な実施内容と今後の方向性

「第2期和泉市こども・子育て応援プラン」(令和2年度～令和6年度)における基本目標別の主な実施内容をまとめました。

■基本目標1 豊かな心と生きる力を育む人づくり

施策1 就学前保育・教育の充実

主な実施内容
●保育所、幼稚園、認定こども園等において、情操教育や体験学習を実施しました。
●民間園において新設園含む施設整備等を行い、保育定員の増員を行いました。

施策2 学校教育の場における子育て支援

主な実施内容
●スクールソーシャルワーカーの配置拡充により、要保護及び要支援家庭への対応について、関係機関との連携が進みました。

施策3 豊かな人間性や社会性を育む体験機会の提供

主な実施内容
●こどもが気軽に図書館を利用できるように多種多様な行事を開催し、親子連れで図書館へ足を運ぶきっかけになりました。
●次の世代の親となる若者が、社会に出て精神的、経済的に自立した生活を送ることができるように、就労支援を進めました。

■基本目標2 配慮が必要な子どもと家庭に対するきめ細かな支援

施策1 児童虐待の防止と総合的な支援

主な実施内容
●スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣、配置回数の拡充をすすめ、こどもの虐待について、関係機関や団体、地域住民等との連携を強化し、未然防止や早期発見を図りました。

施策2 いじめや不登校等の対応

主な実施内容
●多様な問題を抱えるこどもに対する専門的な教育相談やアセスメントによる個別支援体制の充実を図りました。
●児童・生徒や保護者が、日ごろから抱えている不登校をはじめとする教育に関する不安や悩みの解消を図るため、相談者に寄り添い、丁寧な対応に努めました。

施策3 障がいや発達に配慮が必要な子どもと家庭への支援

主な実施内容
●障がい児支援の中核となるべき、児童発達支援センターへの補助等を行い、専門性の高い療育内容を身近な場所で提供できるよう図りました。
●保健・医療・福祉・教育等の関係機関や児童発達支援センターの連携を円滑にする児童発達支援ネットワーク会議を開催し、支援の充実を図りました。

施策4 ひとり親家庭支策の推進

主な実施内容
●ひとり親家庭の経済的支援を図るため、児童扶養手当の支給事業、ひとり親家庭医療費助成事業等を実施しました。
●ハローワーク等と連携により、子育てをしている親等の就労支援を実施しました。

施策5 その他援護が必要な家庭に対する支援

主な実施内容
●養育上の支援が必要な家庭に対し、安定した養育が可能となるよう家庭訪問支援員を派遣し、訪問による支援を実施しました。
●生活困窮者に対する相談支援を実施し、就労支援、家計相談、法律相談等による相談支援を行いました。

■基本目標3 子どもを生き育てることが楽しく感じられる地域づくり

施策1 子育てに関する相談・情報提供体制の充実

主な実施内容
●妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組み、地域子育て支援センターや保健センターなど関係機関と協力しながら、妊娠期から子育て期の切れ目ないきめ細かな支援の充実を図りました。
●子育てに関するサービスや講座等の情報、さまざまな子育て支援団体・サークル等の情報を提供しました。

施策2 地域における子育て家庭への支援

主な実施内容
●子育て中の家庭の保護者が不安や悩みを抱えたまま孤立することのないように、地域住民が運営する子育てサロンの支援を行いました。

施策3 親育ちへの支援

主な実施内容
●ブックスタート事業により、絵本を通して親子のスキンシップを図ってもらえるよう4か月児健康診査時に絵本を無料で配付しました。

施策4 子育て家庭に対する経済的支援

主な実施内容
●子育てに関する経済的負担を軽減できるように、児童手当をはじめ医療費等の助成、教育費の軽減等各種制度について周知しました。

■基本目標4 健やかに安心して暮らすことができる親と子の健康づくり

施策1 安心して妊娠・出産できる体制づくり

主な実施内容
●妊娠届を提出した家庭に対して、親子(母子)手帳・父子健康手帳を交付し、交付の際の面接を通して保健師等が個々に応じた情報提供や相談を行いました。

施策2 親子の健康の確保

主な実施内容
●心身の健康の基礎をつくる乳幼児期において、健やかに発育・発達できるように、乳幼児健康診査や予防接種の受診を促進しました。

施策3 思春期保健対策の充実

主な実施内容
●思春期は心身ともに不安定な時期であり、こどもが自らの心身に関する正しい知識により主体的に判断し、行動できるように、特に喫煙や飲酒、薬物乱用、性感染症などの問題行動に関し、心身への影響等について理解・認識を深めるための教育・指導の充実を図りました。

施策4 小児医療の周知

主な実施内容
●休日等の小児救急医療体制確保のため、泉州北部小児初期救急広域センターについて周知しました。
●各種救命講習会を継続し、こどもの命を守るため、大人に対して、意識付けを行いました

■基本目標5 子育てと就労・地域活動がいきいきとできる環境づくり

施策1 保育・教育ニーズに対応した支援の強化

主な実施内容
●放課後児童健全育成事業の利用数増加に伴い、クラス数を増加することで待機児童を発生させることなく運営することができました。
●病児保育事業を実施しました。

施策2 仕事と生活の調和の推進

主な実施内容
●市内事業者「男女共同参画推進講師派遣事業」を実施しました。
●子育て中の保護者が、男女ともにいきいきと充実した家庭生活・地域生活を送ることができるように、生涯学習の機会を充実するとともに、親子で参加できる機会を実施しました。

施策3 家庭における男女共同参画の推進

主な実施内容
●年齢等に応じたライフステージに対する男性学講座を実施することにより、男性の地域や家庭への参加の推進に努めました。

■基本目標6 子育て家庭を支える環境づくり

施策1 子どもの安全確保

主な実施内容
●こどもを犯罪等の被害から守るため、保護者や地域団体等と連携し、こどもの見守り体制の強化に努めました。
●交通事故から守るため、関係機関や団体、地域等との連携を強化し、交通安全施設の整備を進めるとともに、交通安全教育等交通安全対策を推進しました。
●関係機関や団体、地域等との連携のもとに、こどもに対する犯罪を未然に防止し、こどもが安全に健やかに育つ環境づくりを進めるとともに、災害に際して避難体制等地域の防災体制の確立を進めました。

施策2 青少年の健全育成の推進

主な実施内容
●青少年の健全育成を図るため、青少年指導員協議会が主催する青少年の相談や地域づくり、環境浄化、街頭啓発等の支援を行いました。

施策3 地域における子育てネットワークの育成・支援

主な実施内容
●子育て家庭同士が交流することにより、共感しながら子育ての不安を解消できるよう、また、子育て力が高められるよう、子育てサークル活動の育成や活動の支援を行いました。

施策4 子育て支援人材の育成の推進

主な実施内容
●高齢者がこどもとふれあうことで生きがいを高めることができるよう、また、こどもも高齢者と交流することで、高齢者に対する理解を促進できるよう、老人クラブ活動での世代間交流等の取り組みを促進しました。

3. 「和泉市こども・子育て応援プラン」(令和2年度～令和6年度)の量の見込みと確保方策

1. 教育・保育の量の見込みと確保方策

事業名	令和5年度 量の見込み	令和5年度 実際の利用量	プランにおける 令和5年度確保方策	令和5年度 実際の確保量
1号認定(幼稚園等)	2,290人	1,625人	2,714人	2,848人
2・3号認定(保育所等)	3,783人	4,064人	4,509人	4,600人 (円滑化の活用含む)

2. 地域こども・子育て支援事業の見込みと確保方策

事業名	令和5年度 量の見込み	令和5年度 実際の利用量	プランにおける 令和5年度確保方策	令和5年度 実際の確保量
① 時間外(延長)保育事業	26,490人	25,130人	29,500人	25,130人 (延べ利用人数)
②放課後児童健全育成事業	2,079人	2,224人	2,337人	2,452人 (定員)
③子育て短期支援事業 【ショートステイ事業等】	21人日	57人日	120人日	120人日 (利用可能日数)
④地域子育て支援拠点事業	6,468人 (1か月あたり)	2,498人 (1か月あたり)	9か所	9か所 (施設数)
⑤ 一時預かり事業 【1.幼稚園在園児を対象としたもの】	38,353人	48,682人	40,000人	48,682人 (延べ利用人数)
⑤ 一時預かり事業 【上記1.以外のもの】	3,352人	2,785人	4,000人	4,000人 (利用可能人数)
⑥病児・病後児保育事業 (延べ利用人数)	502人	540人 内訳:病児 540人 病児後 0人	1,440人	964人 (延べ利用可能人数)
⑦子育て援助活動支援事業 (延べ利用件数) 【ファミリー・サポート・センター事業】	1,098件	1,175件	4,440件	4,440件 (延べ利用可能件数)
⑧ 利用者支援事業	—	—	3か所	3か所
⑨妊婦健康診査事業 【年間対象者数】	—	1,120人	1,350人	—
⑨妊婦健康診査事業 【受診回数】	—	12,905回	17,388回	—
⑩乳幼児全戸訪問事業	—	訪問数 1,045世帯 対象数 1,073世帯 訪問率(97.4%)	1,296人	—
⑪ 養育支援訪問事業(訪問家庭)	—	11件	20件	116件 (訪問可能件数)
⑫実費徴収に係る補足給付を 行う事業		136人 4,987,898円		

4 こども・子育てに関する実態把握について

1. こども計画策定にあたっての実態把握の方法

【アンケート】

	実施 時期	対象	こ ど も	保 護 者	方法	計画の該当部分
子どもの生活に関する 実態調査	令和5年 9月	市立小学校5年生	○	○	紙による アンケート	貧困
		市立中学校2年生	○	○		
こども・子育て支援に 関するニーズ調査	令和6年 4月	就学前児童 をもつ保護者		○	紙によるアン ケート(Web 回答を併用)	こども・子育て 支援事業計画
		就学児童 をもつ保護者		○		
児童生徒の 生活実態アンケート	令和6年 5月	市立小学校 5・6年生	○		GIGA 端末	ヤングケアラー ・権利
		市立中学校 1～3 年生	○			

【ワークショップ】

項目	実施 時期	対象	回数	テーマ	計画の該当部分
こどもワークショップ	令和6年 7～8月	幼児(市立保育園 年長児)	3	楽しい体験	多様な遊び ・体験
	令和6年 7～8月	小学生(留守家庭 児童会等)	3	こどもの居場所	こどもの 居場所づくり
	令和6年 12月	中学生(生徒会交 流会)	1	和泉市に伝えたいこと	<u>こどもの意見</u>
	令和6年 12月	配慮が必要な こども (和泉支援学校 高等部)	1	余暇の過ごし方	<u>配慮が必要なこ どもへの支援</u>
	令和6年 12月	大学生 (桃山学院大学)	2	こどもの居場所	<u>こどもの居場所 づくり</u>
	令和6年 7～9月	支援者(庁内及び 関係機関)	3	配慮が必要なこどもの 課題整理と支援のあり方	困難を抱えるこども (家庭)を支える

項目	実施 時期	対象	回 数	テーマ	計画の該当部分
若者ワークショップ	令和6年 8月	参加募集により 4 名参加	1	・くらしの満足度 ・生きづらさ ・相談 ・居場所	困難を抱える若者 への支援
	令和6年 8月	若者支援関係者	1	・成年前に必要となる 情報提供や教育 ・居場所づくり ・就労支援、雇用 ・悩みや不安を抱える 若者やその家族に対 する相談体制の充実	困難を抱える若者 への支援

項目	実施 時期	対象	回 数	テーマ	計画の該当部分
地域共生 ワークショップ	令和6年 7月～令 和7年 3月	地域住民(校区社 会福祉協議会)	10	地域のこどもの居場 所、世代間交流等	民間・地域 ・行政の協働
	令和6年 6月	担い手(こども食 堂・居場所の運営 者)	1	こども・保護者の姿、 取り組みたいこと	民間・地域 ・行政の協働

2. 和泉市こども・子育て支援に関するニーズ調査

「子ども・子育て支援法」に基づき、市民の方の教育・保育・子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望等を把握するため、市内に居住する就学前・就学児童の保護者を対象としてニーズ調査を実施しました。その結果から特徴的な項目についてまとめています。

なお、以降本調査名は、「こども子育てニーズ調査」とします。

【ニーズ調査の概要】

		就学前児童調査	就学児童調査
調査地域		和泉市全域	
調査対象		就学前児童をもつ保護者	就学児童をもつ保護者
調査数		3,000件	1,600件
有効回収数	郵送解答	953件	490件
	WEB 回答	445件	314件
	合計	1,398 件	804 件
有効回収率		46.6%	50.3%
抽出方法		住民基本台帳から無作為抽出	
調査方法		郵送による配布・回収と WEB で回答していただく方法を併用して実施	
調査時期		令和6年4月	

※回答は各質問の回答者数(n)を基数とした百分率(%)で示してあります。また、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100%にならない場合があります。

※複数回答が可能な設問の場合、1 人の回答者が 2 つ以上の回答を出してもよい問であり、したがって、各回答の合計比率は 100%を超える場合があります。

※文中、グラフ中の選択肢の文言は作図等の都合により一部簡略化する場合があります。

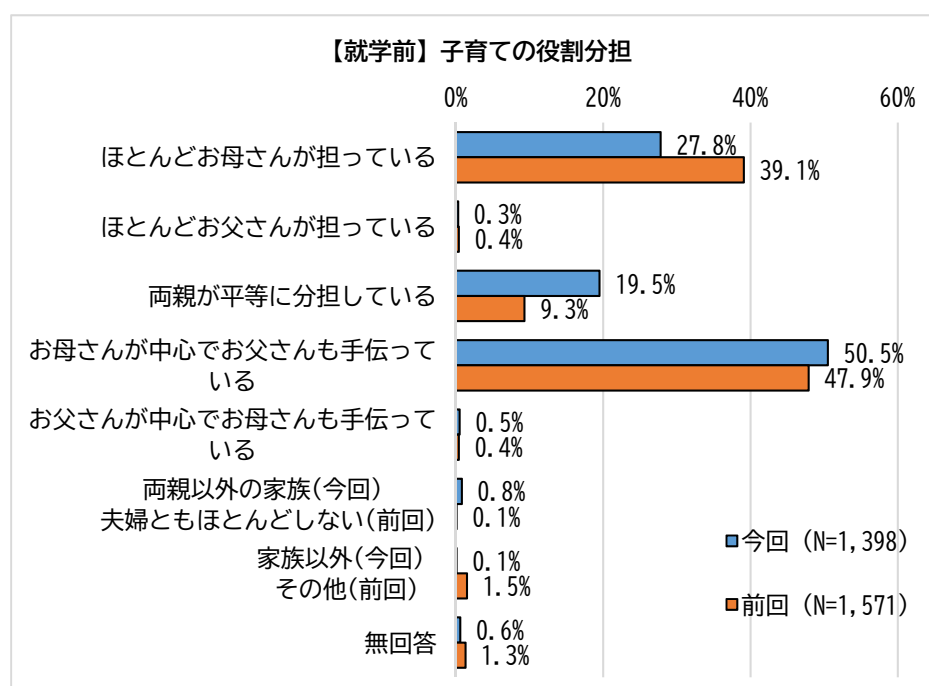
※クロス集計等を分析する際、有効回答数が 10 未満の選択肢は、分析から除外しています。

① 子育ての役割分担

父親の子育て参加が増加していますが、母親中心の子育ての傾向が続いています。

「お母さんが中心でお父さんも手伝っている」が50.5%と最も多く、次いで「ほとんどお母さんが担っている」が27.8%、「両親が平等に分担している」が19.5%となっています。

前回と比較すると、「両親が平等に分担している」が10.2ポイント増加し、「ほとんどお母さんが担っている」が11.3ポイント減少しており、父親の子育て参加が増加しています。

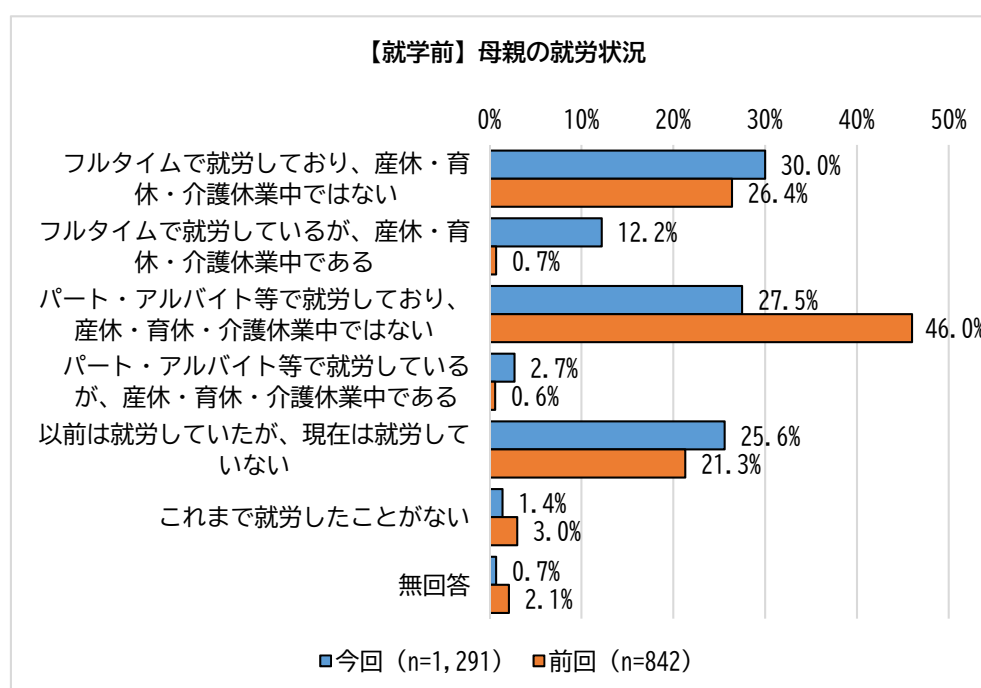


② 母親の就労状況について

母親の就労状況はフルタイムが増加しています。母親の就労状況の変化にあった子育て支援の内容を検討する必要があります。

「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が30.0%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が27.5%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が25.6%となっています。

前回と比較すると「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が18.5ポイント減少しています。「産休・育休・介護休業中ではない」「産休・育休・介護休業中である」を合計して比較すると、前回調査からパート就労が減少し(46.6%→30.2%)、フルタイム就労が増加傾向(29.1%→42.2%)にあります。この傾向は、【就学児童の保護者】(パート就労 46.6%→44.4%、フルタイム就労 27.1%→33.1%)においても同じです。



③ お母さんの出産前後の状況

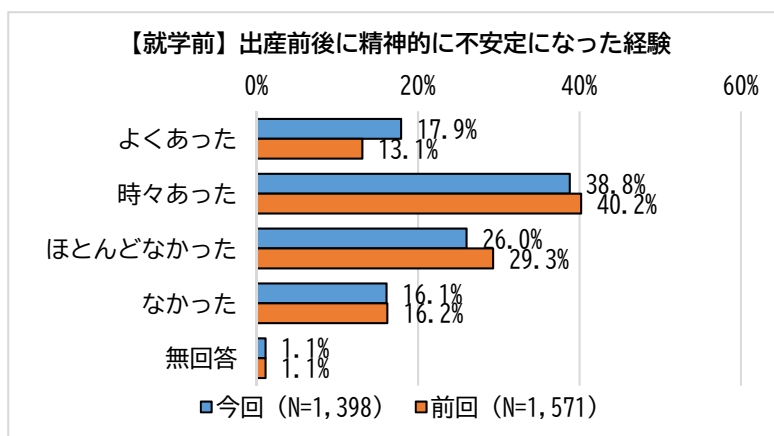
出産前後の母のニーズとして、「精神的なサポート」「家事支援」等がみられます。

※ 出産前後に精神的に不安定になった経験

妊娠・出産で精神的に不安定になったことの有無については「時々あった」が 38.8%と最も多く、次いで「ほとんどなかった」が 26.0%、「よくあった」が 17.9%となっています。

前回と比較すると、「よくあった」が 4.8 ポイント増加しています。

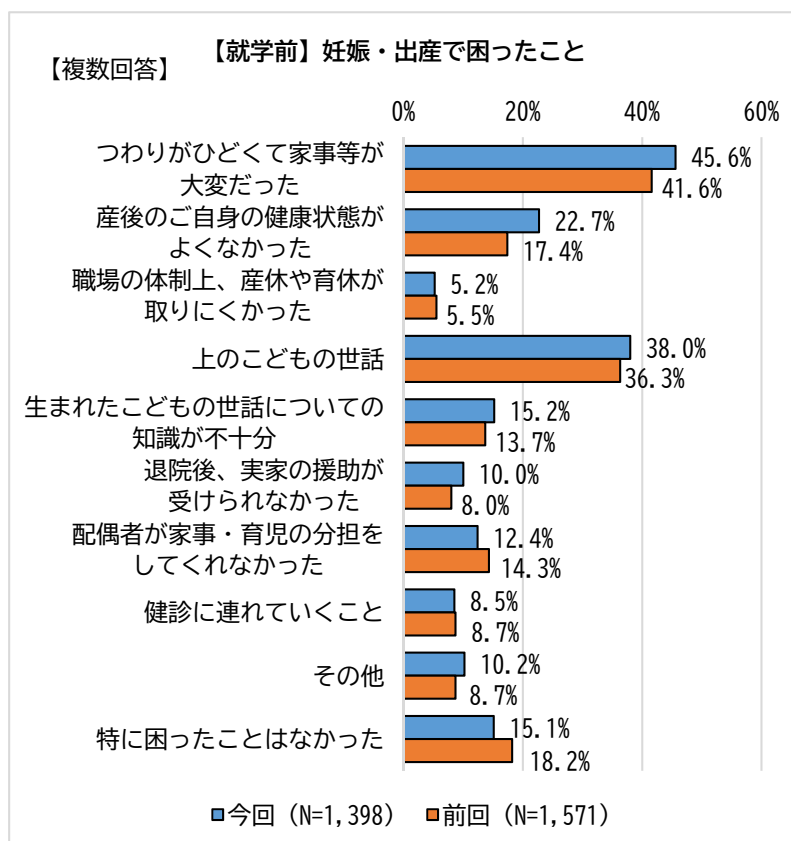
「よくあった」「時々あった」を合わせると、半数以上(56.7%)が経験しています。



※ 妊娠・出産で困ったこと

妊娠・出産で困ったことは、「つわりがひどくて家事等が大変だった」が 45.6%と最も多く、次いで「上のこどもの世話」が 38.0%、「産後のご自身の健康状態がよくなかった」が 22.7%となっています。

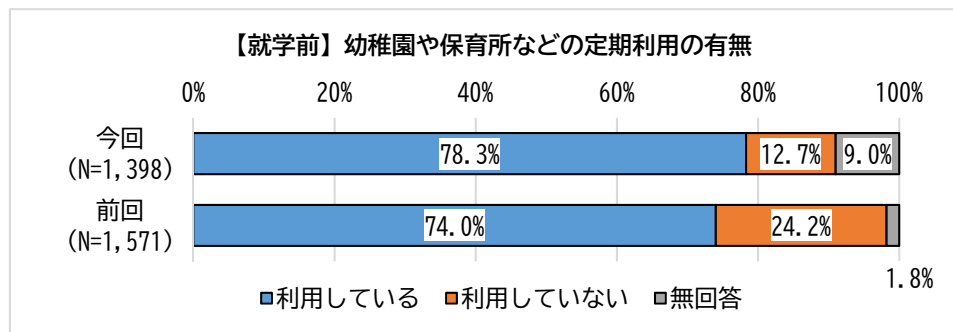
前回と比較すると、「産後のご自身の健康状態がよくなかった」が 5.3 ポイント増加しています。



④ 定期的に利用している施設やサービス

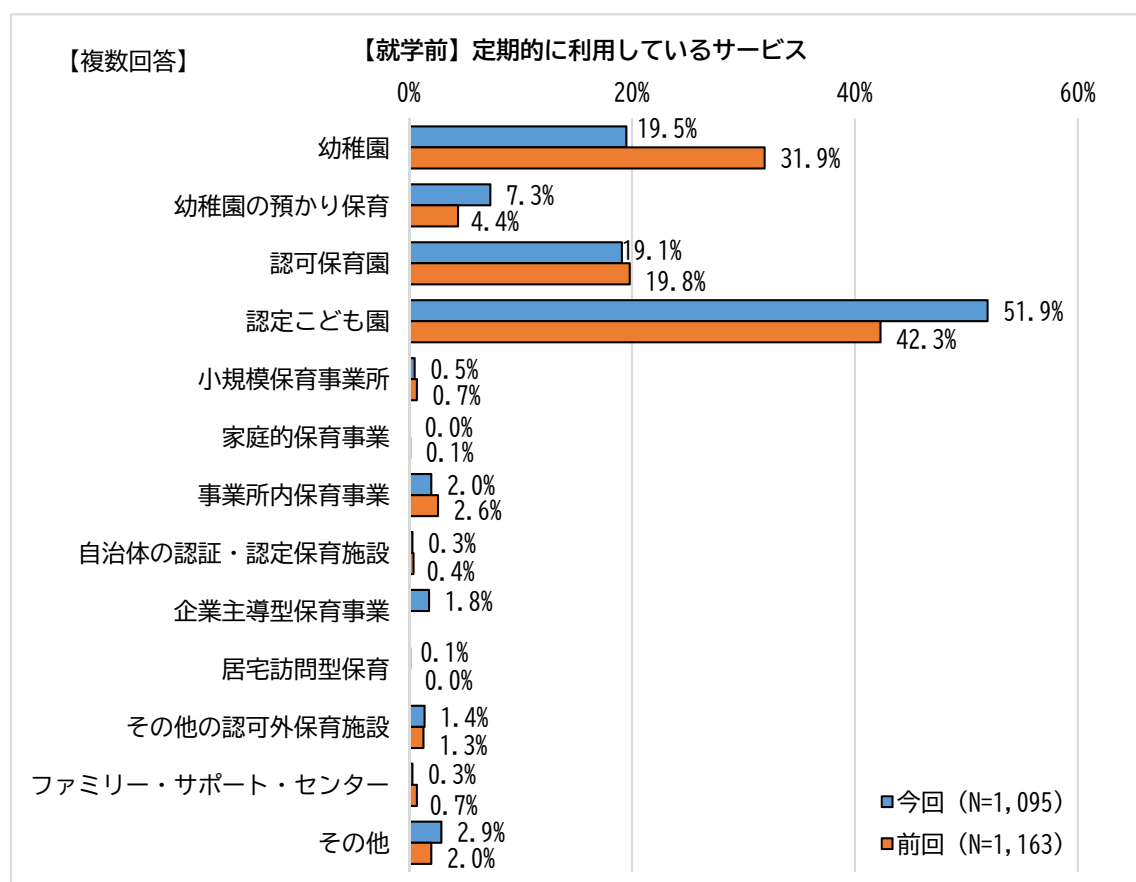
定期の利用では、『認定こども園』が増加しています。

幼稚園や保育所などを定期的に利用しているかでは、「利用している」が78.3%、「利用していない」が12.7%となっています。前回と比較すると「利用している」が4.3ポイント増加しています。



定期的に利用しているサービスでは、「認定こども園」が51.9%と最も多く、次いで「幼稚園」が19.5%、「認可保育所」が19.1%となっています。

前回と比較すると、「認定こども園」が9.6ポイント増加し、「幼稚園」が12.4ポイント減少しています。

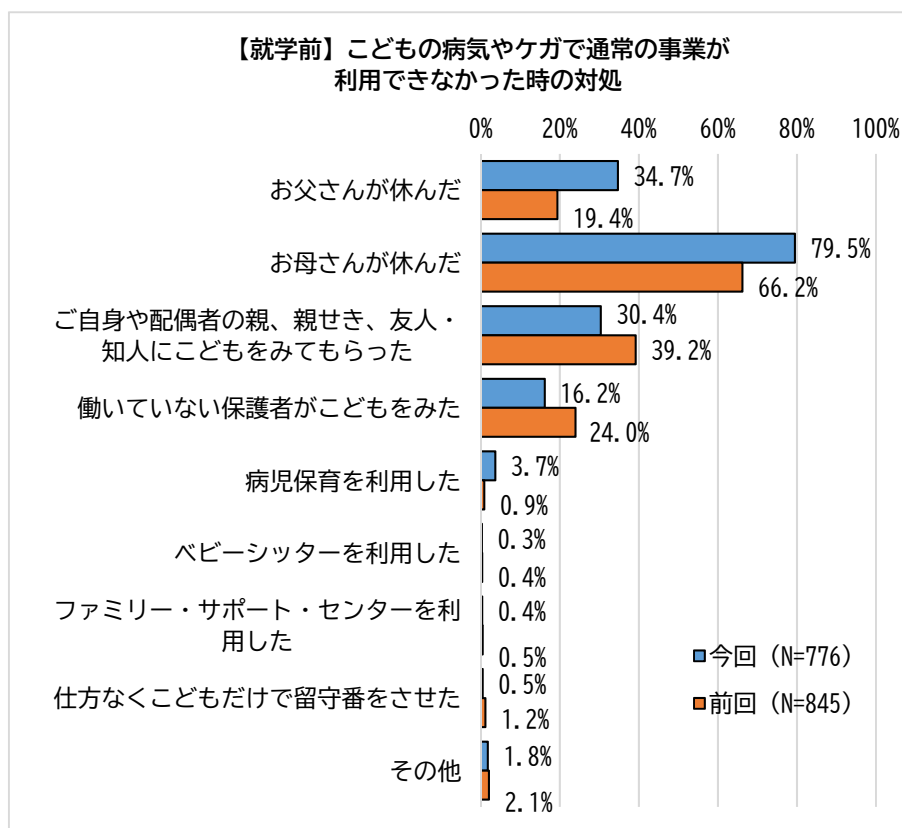


⑤ こどもの病気やケガで通常の保育等サービスが利用できなかった時

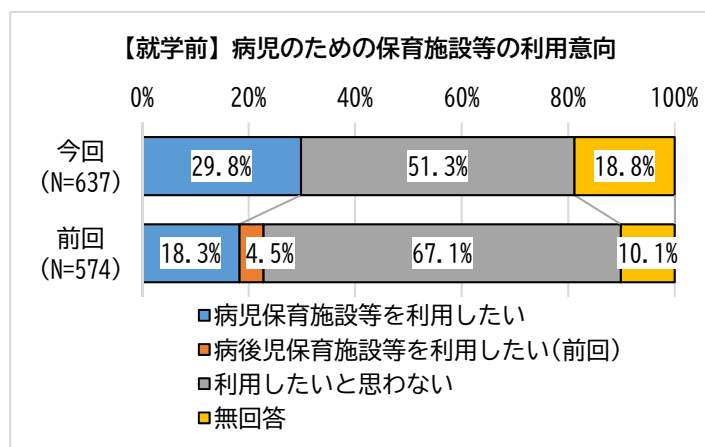
病児の世話について、両親で対処する傾向です。病児保育施設等の希望も増加していますが、サービスに対する不安感が見られます。

こどもの病気やケガで通常の事業が利用できなかった時の対処は「お母さんが休んだ」が79.5%と最も多く、次いで「お父さんが休んだ」が34.7%です。「病児保育を利用した」は、3.7%(前回調査は0.9%)と増加しています。

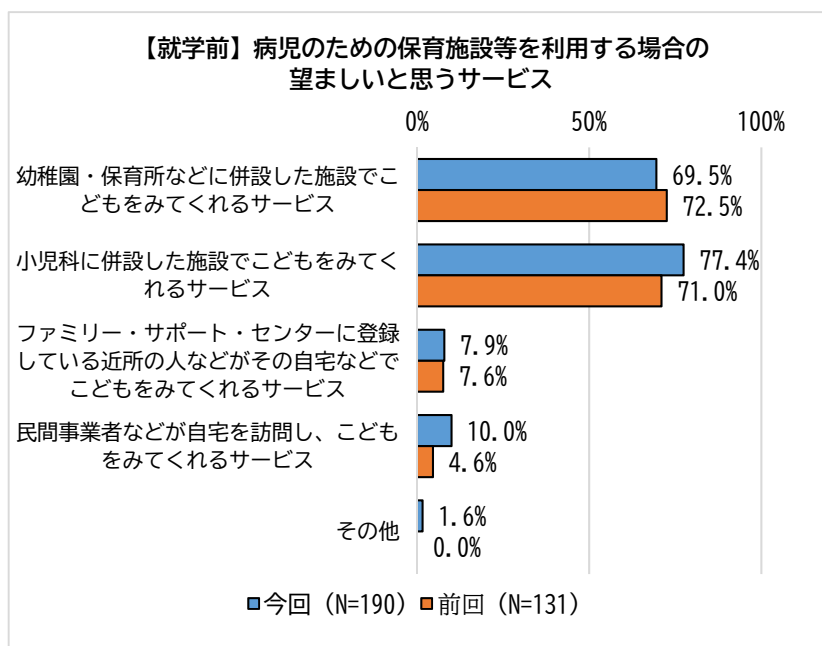
前回調査は、「お母さんが休んだ」が66.2%と最も多く、次いで「ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にこどもをみてもらった」が39.2%でした。「お父さんが休んだ」が増加し、お父さん、お母さんで対処する傾向が強まっています。



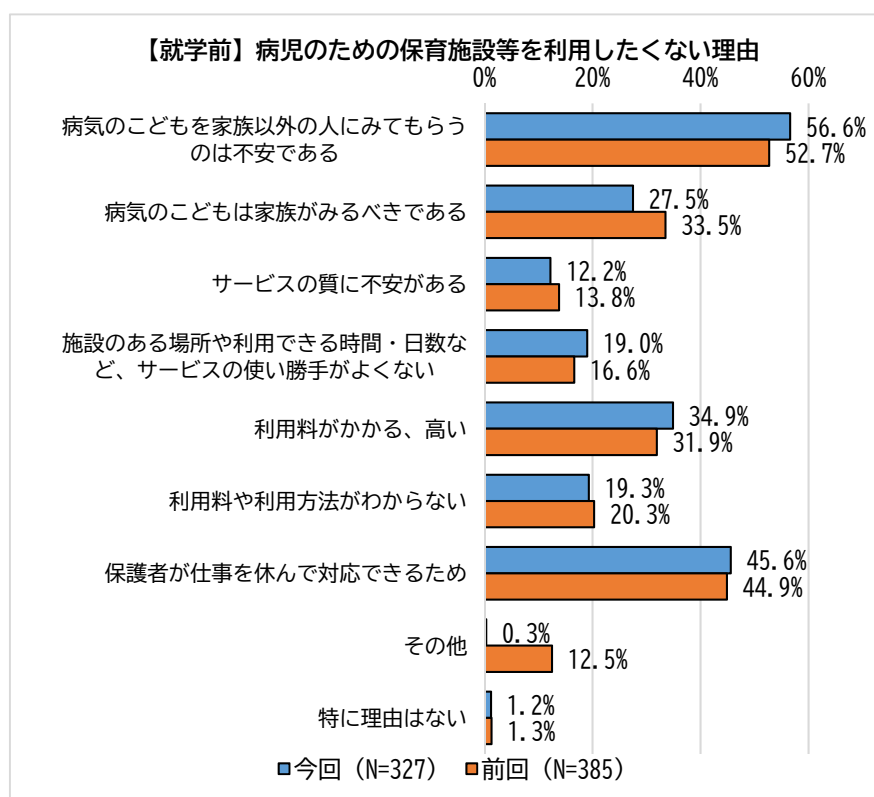
両親で対処した人のうち、病児のための保育施設等の利用意向は「病児保育施設等を利用したい」が29.8%(前回調査は22.8%)、「利用したいとは思わない」が51.3%(前回調査は67.1%)となっています。



病児のための保育施設等を利用する場合の望ましいと思うサービスは「小児科に併設した施設でこどもをみてるサービス」が77.4%と最も多く、次いで「幼稚園・保育所などに併設した施設でこどもをみてるサービス」が69.5%となっています。



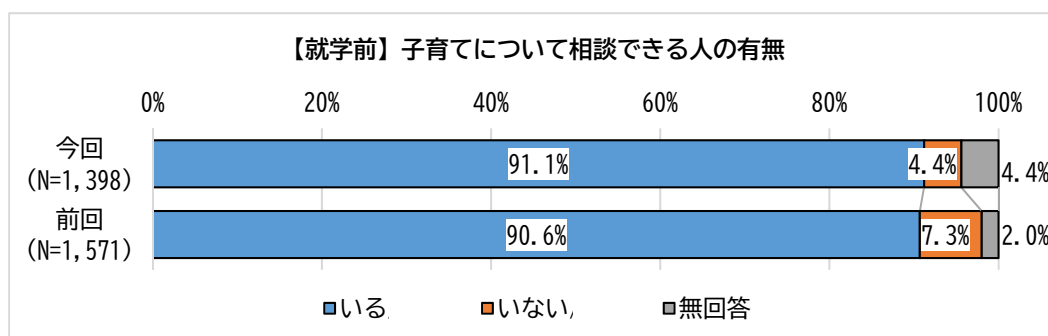
病児のための保育施設等を利用したくない理由は「病気のこどもを家族以外の人にみてもらうのは不安である」が56.6%と最も多く、次いで「保護者が仕事を休んで対応できるため」が45.6%、「利用料がかかる、高い」が34.9%となっています。



⑥ 子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる人

相談相手が「いない」人は、相談相手が「いる」人に比べて、経済的、精神的、課題を抱えて孤立している可能性があります。

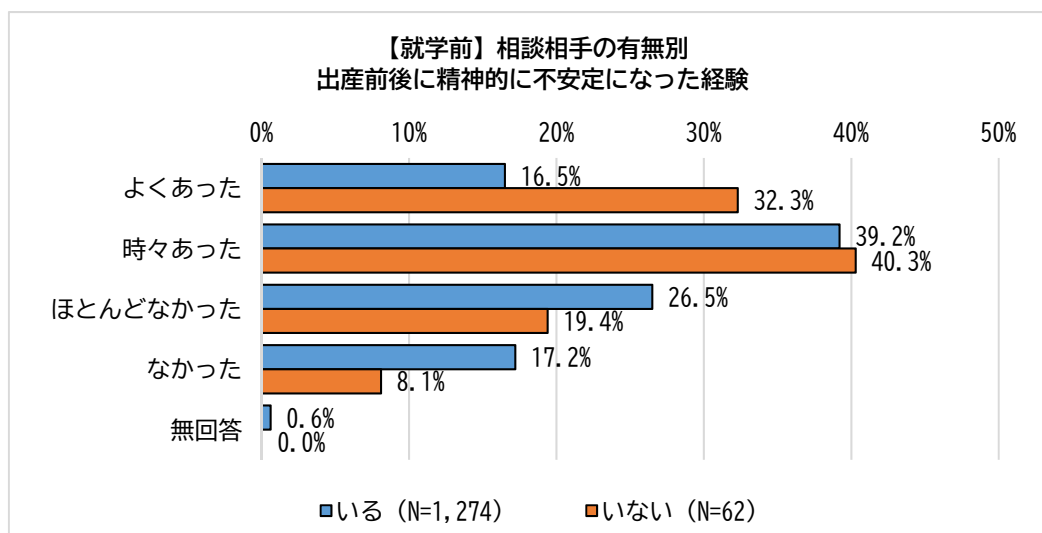
子育てについて相談できる人については「いる」が91.1%、「いない」が4.4%となっています。



他の質問項目での「子育てについて相談できる人」の有無による比較

※ 「出産前後に精神的に不安定になった経験」

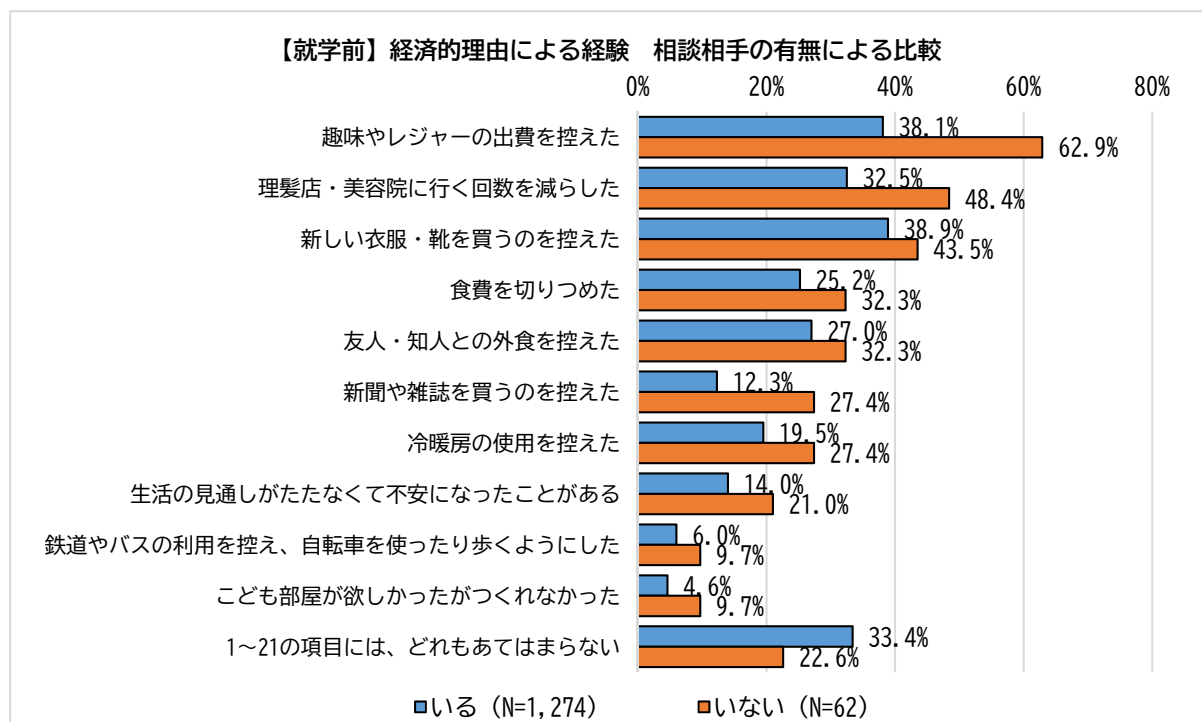
相談相手が「いる」人は、「精神的に不安定になった経験がよくあった」人が16.5%だったのに対し、相談相手が「いない」人は、32.3%と15.8ポイント上回っています。相談相手が「いない」人は、「時々あった」人を含めると「不安定になった経験」は72.6%になります。



※ 経済的な理由による困難の経験

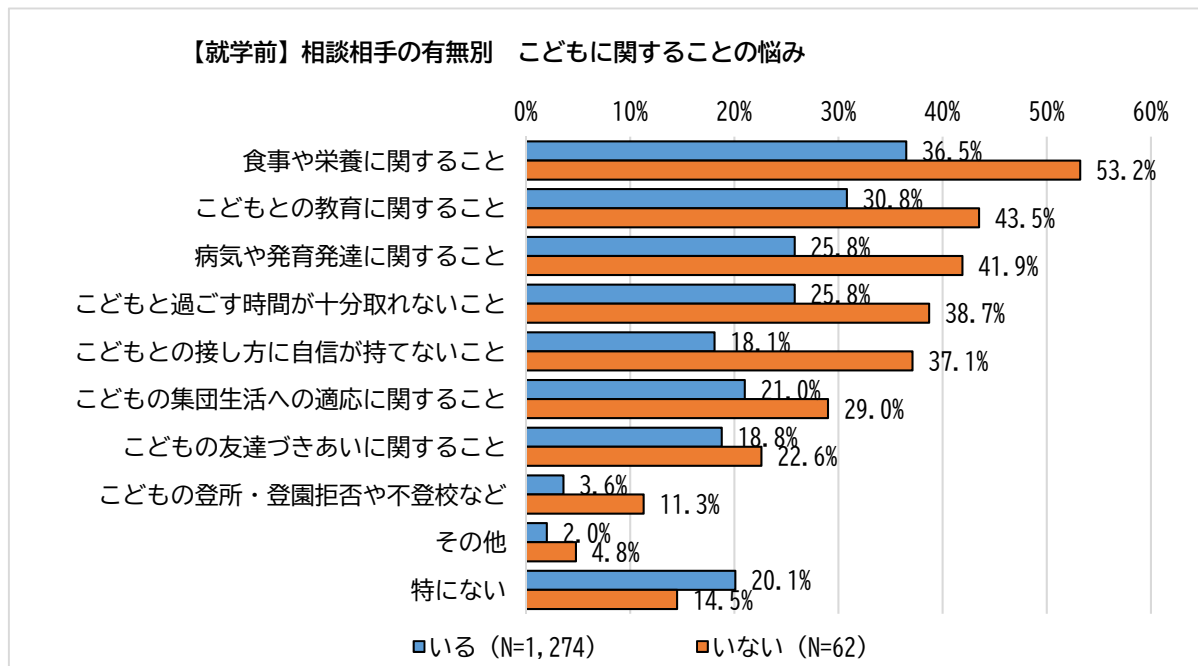
相談相手が「いない」人が、「経済的な理由による困難の経験」のおおむねすべての項目で、相談相手が「いる」人を比率で上回っています。

逆に経済的な理由による困難の経験がない人は、相談相手が「いる」人は 33.4%なのに対し、相談相手が「いない」人は 22.6%と10ポイント以上少なくなっています。



※ こどもに関することの悩み

相談相手が「いない」人は、相談相手が「いる」と比較すると、「こどもとの接し方に自信が持てないこと」が 19.0 ポイント上回っているほか、すべての項目で、相談相手が「いる」を上回っています。



⑦ 子育てに関する情報の入手方法

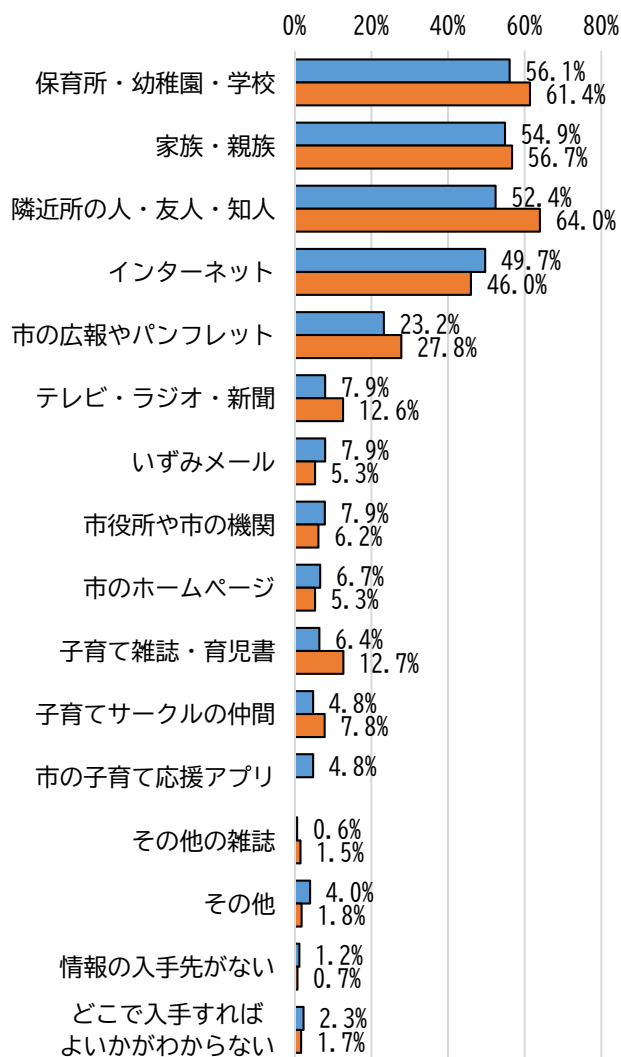
「隣近所の人・友人・知人」などからの情報入手が減ってきています。相談相手がない人など子育て環境の違いによって情報入手方法も異なっています。

「保育所・幼稚園・学校」が56.1%と最も多く、次いで「家族・親族」が54.9%、「隣近所の人・友人・知人」が52.4%となっています。前回と比較すると、「インターネット」が3.7ポイント増加し、最も多かった「隣近所の人・友人・知人」が11.6ポイント減少しています。

「子育てについて相談できる人」の有無による比較

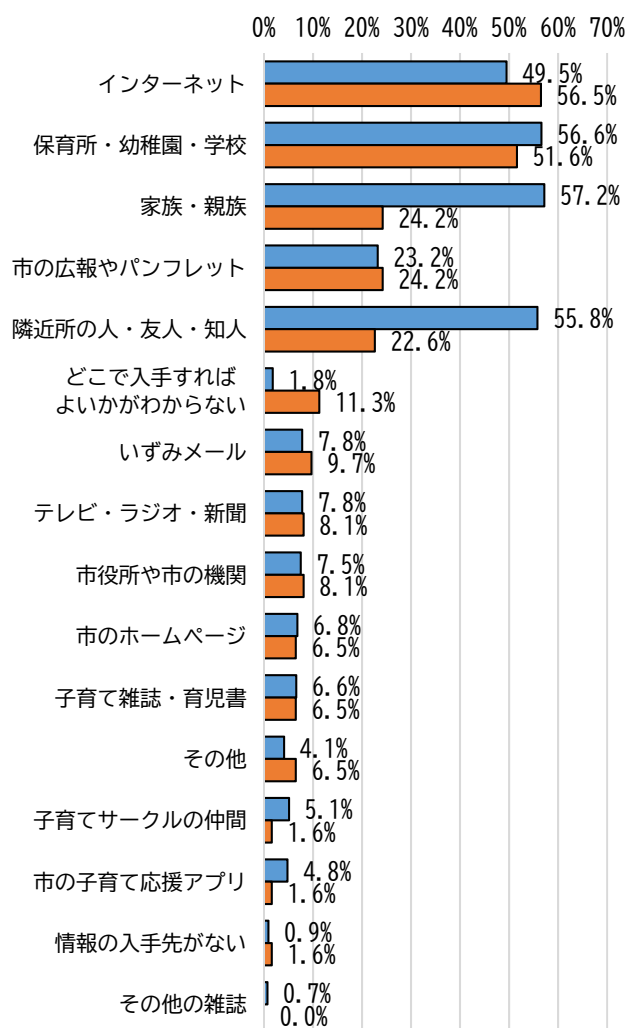
相談相手が「いない」人は「インターネット」が56.5%と最も多く、次いで「保育所・幼稚園・学校」が51.6%となっています。相談相手が「いる/ある」と比較すると、「インターネット」が7.0ポイント上回り、「隣近所の人・友人・知人」が33.2ポイント、「家族・親族」が33.0ポイント下回っています。また、「どこで入手すればよいかわからない」が11.3%となっています。

【就学前】子育て情報の入手方法



■今回 (N=1,398) ■前回 (N=1,571)

【就学前】相談相手の有無別
子育てに関する方法の入手方法

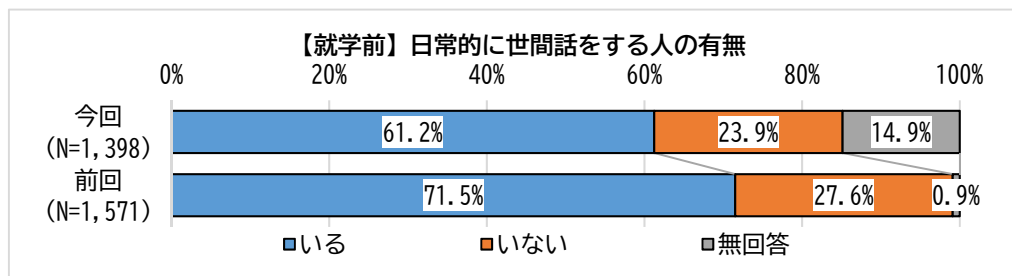


■いる (N=1,274) ■いない (N=62)

⑧ 「日常的に世間話をする人」・「子育てが地域の人に支えられていると感じるか」
地域と子育て世帯のつながりが弱くなっているようです。

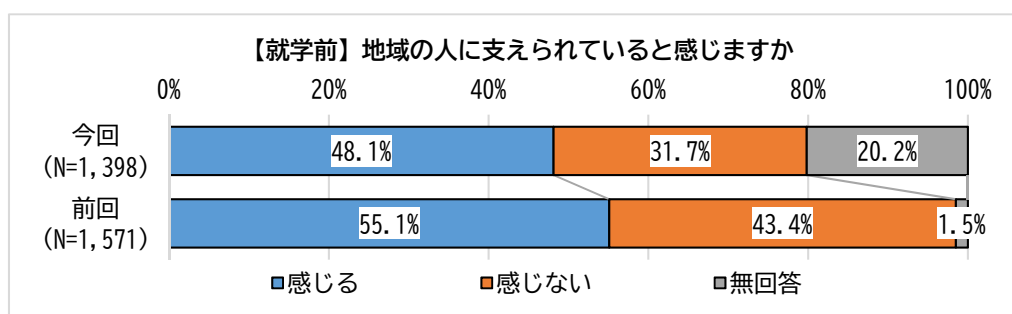
日常的に世間話をする人が「いる」が61.2%、「いない」が23.9%となっています。

前回と比較すると、「いる」が10.3ポイント減少しています。



自身の子育てが、地域の人に支えられていると「感じる」が48.1%、「感じない」が31.7%となっています。

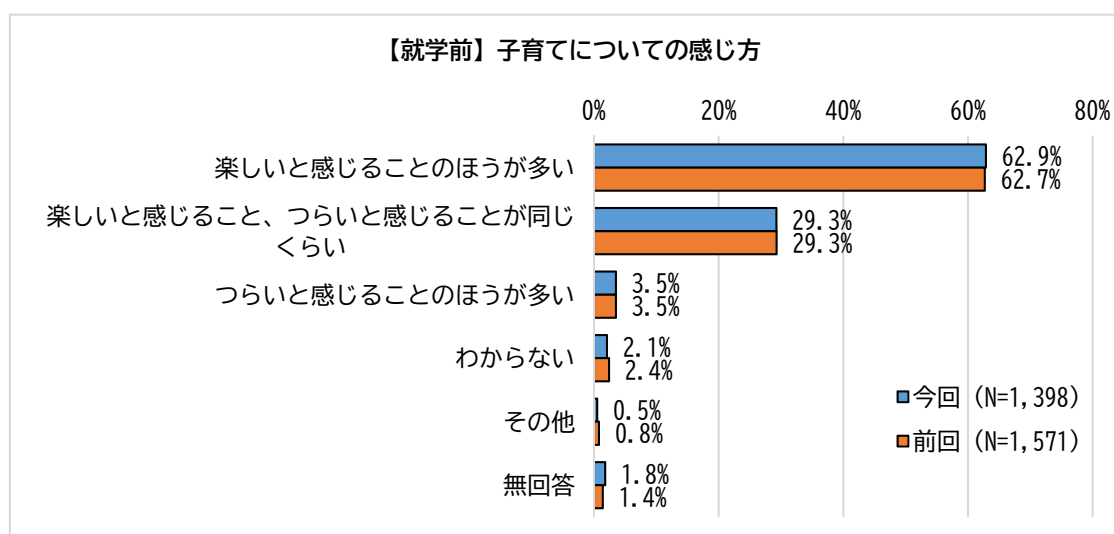
前回と比較すると、「感じる」が7ポイント減少しています。



⑨ 子育ての考え方

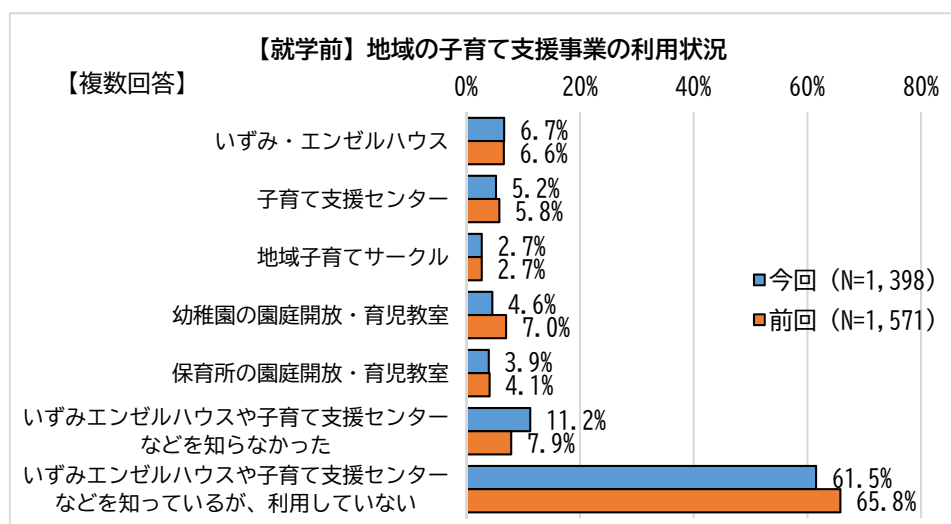
「楽しいと感じることのほうが多い」が62.9%と最も多く、次いで「楽しいと感じることと、つらいと感じることが同じくらい」が29.3%となっています。

前回との比較では、ほとんど変化が見られません。



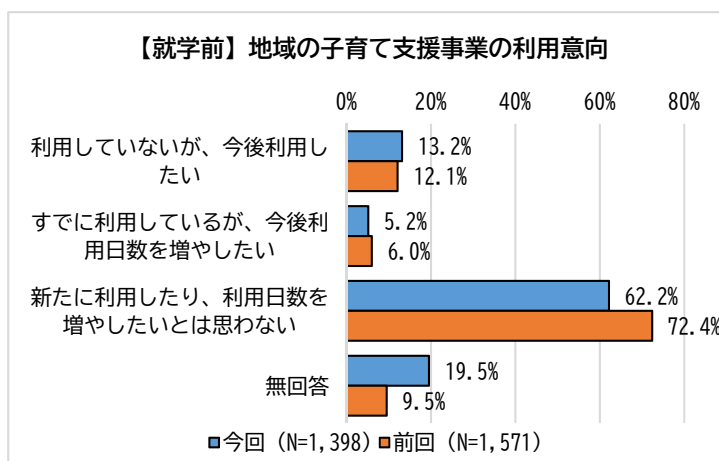
⑩ 地域の子育て支援事業の利用状況

地域の子育て支援事業の利用状況は「いずみエンゼルハウスや子育て支援センターなどを知っているが、利用していない」が61.5%と最も多くなっています。

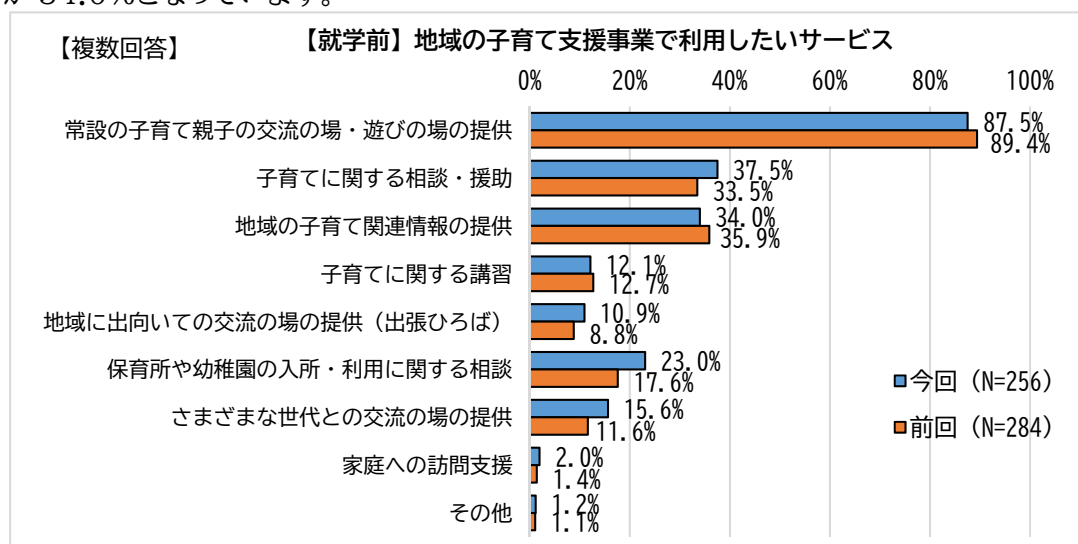


地域の子育て支援事業の利用意向は「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が62.2%と最も多く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が13.2%となっています。

前回と比較すると、「利用していないが、今後利用したい」が1.1ポイント増加し、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が10.2ポイント減少しています。



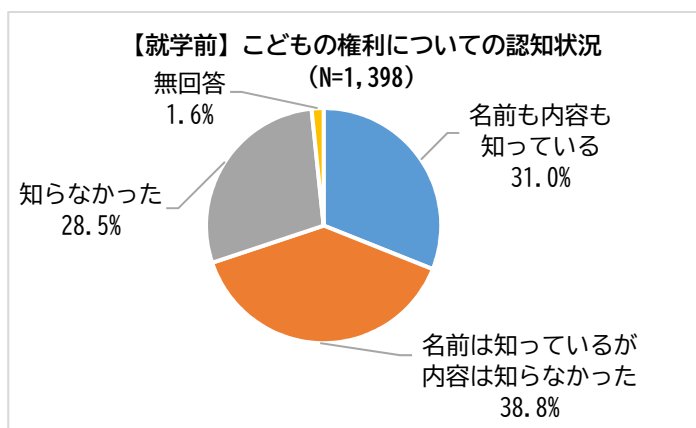
地域の子育て支援事業で利用したいサービスは「常設の子育て親子の交流の場・遊びの場の提供」が87.5%と最も多く、次いで「子育てに関する相談・援助」が37.5%「地域の子育て関連情報の提供」が34.0%となっています。



⑪『こどもの権利』について

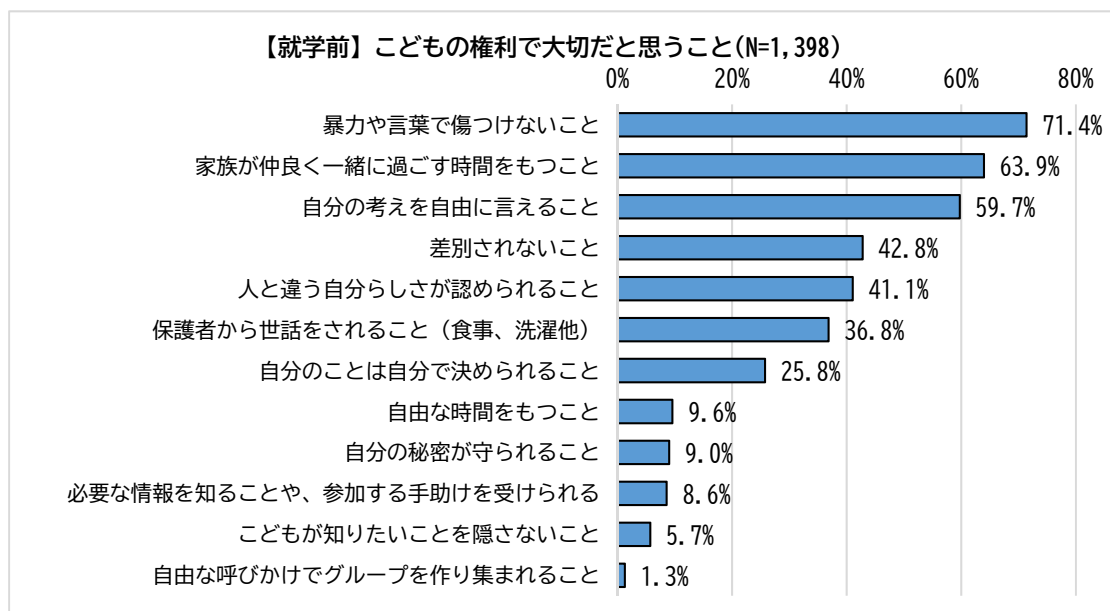
※ 認知度

「名前は知っているが内容は知らなかった」が 38.8%と最も多く、次いで「名前も内容も知っている」が 31.0%、「知らなかった」が 28.5%となっています。



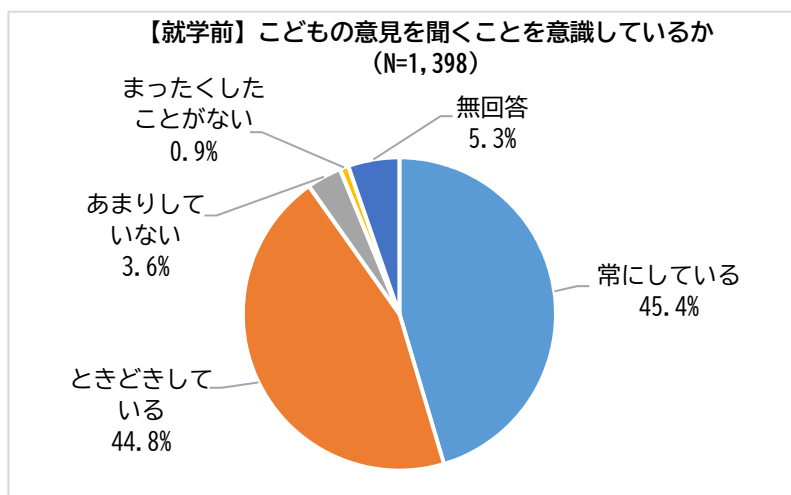
※ こどもの権利の中で特に大切だと思うこと

「暴力や言葉で傷つけないこと」が 71.4%と最も多く、次いで「家族が仲良く一緒に過ごす時間を持つこと」が 63.9%、「自分の考えを自由に言えること」が 59.7%となっています。



※ こどもからの意見や要望を聞き取り入れるよう意識したことがあるか

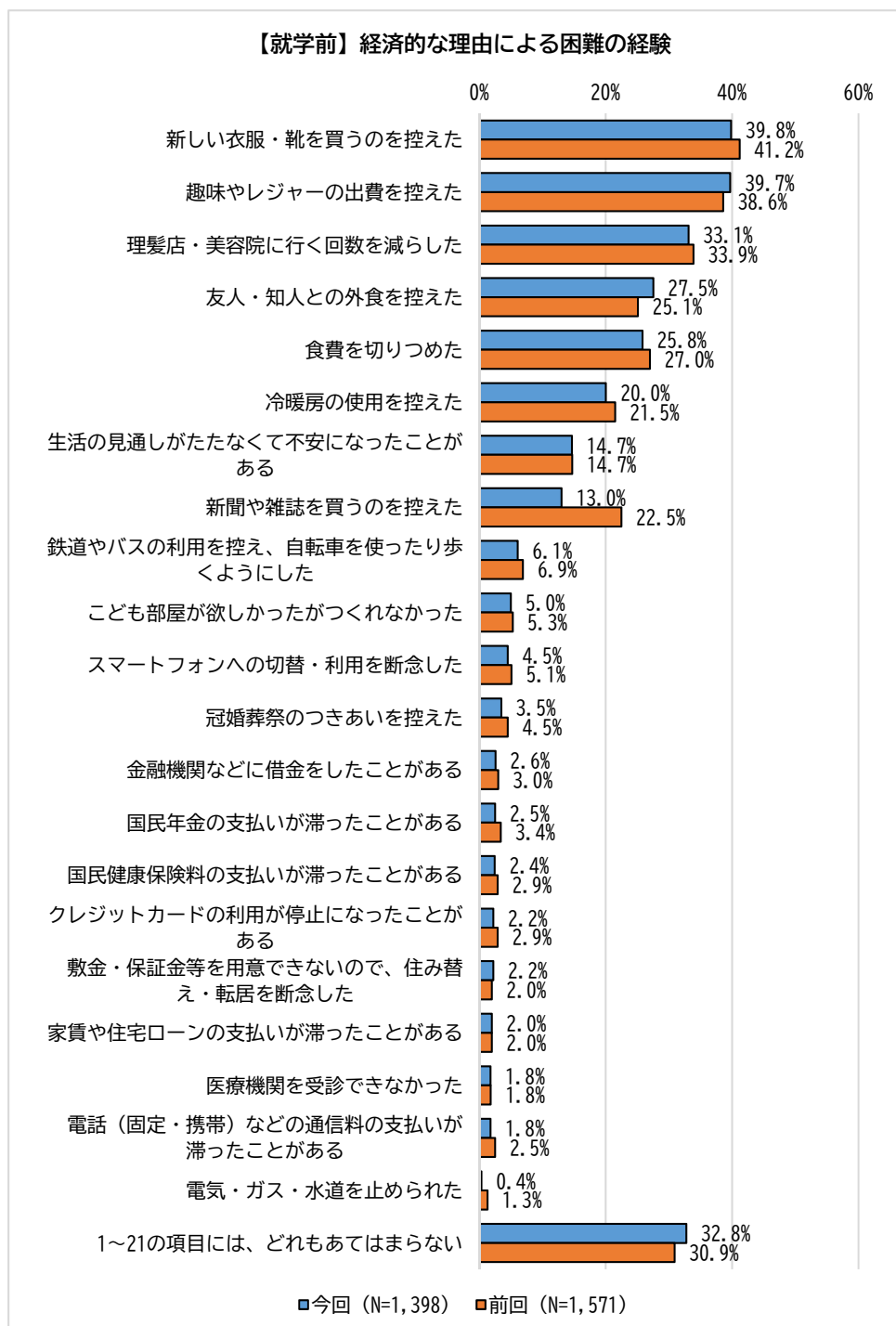
「常にしている」が 45.4%と最も多く、次いで「ときどきしている」が 44.8%となっています。



⑫ 経済的な理由で経験したこと

「新しい衣服・靴を買うのを控えた」が39.8%と最も多く、次いで「趣味やレジャーの出費を控えた」が39.7%、「理髪店・美容院に行く回数を減らした」が33.1%となっています。

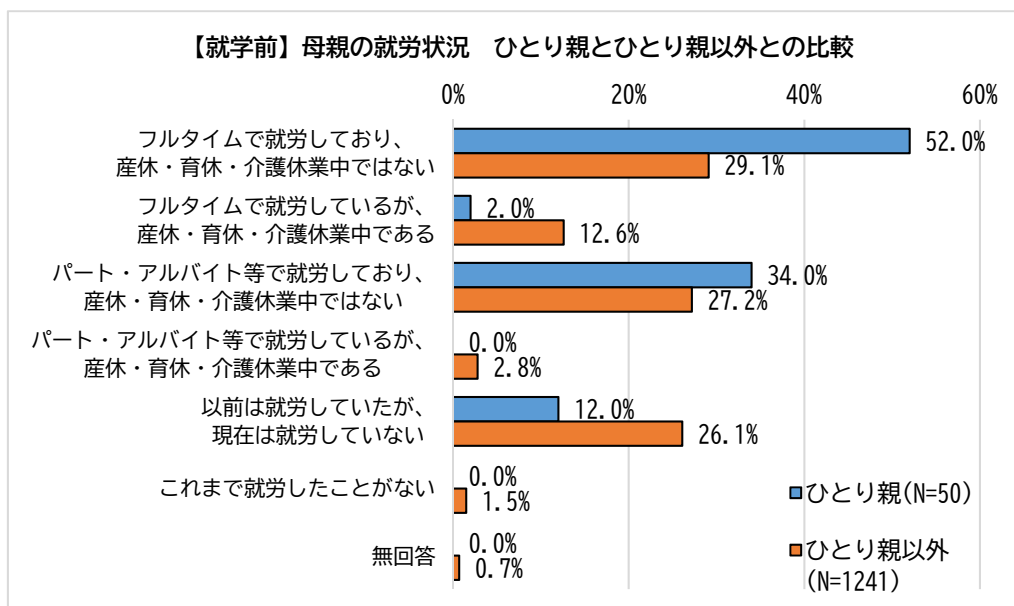
前回と比較すると、「友人・知人との外食を控えた」が2.4ポイント増加し、「新聞や雑誌を買うのを控えた」が9.5ポイント減少しています。



⑬ ひとり親とひとり親以外の比較

※ 母親の就労状況

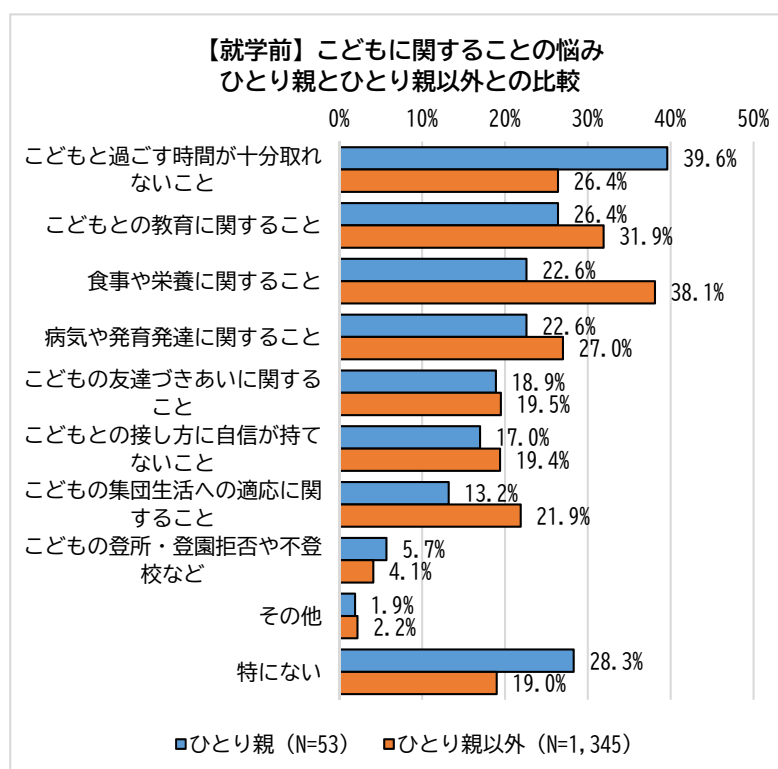
ひとり親の母親については、「産休・育休・介護休業中ではない」「産休・育休・介護休業中である」を合計して比較すると、ひとり親以外よりもフルタイム就労が多く（ひとり親：54％、ひとり親以外：41.7％）なっています。



※ こどもに関することの悩み

ひとり親では、「こどもと過ごす時間が十分取れないこと」が39.6％と最も多く、次いで「こどもの教育に関すること」が26.4％、「病気や発育発達に関すること」「食事や栄養に関すること」が22.6％となっています。

ひとり親以外と比較すると、「こどもと過ごす時間が十分取れないこと」が13.2ポイント上回り、「食事や栄養に関すること」が15.5ポイント、「こどもの集団生活への適応に関すること」が8.7ポイント下回っています。

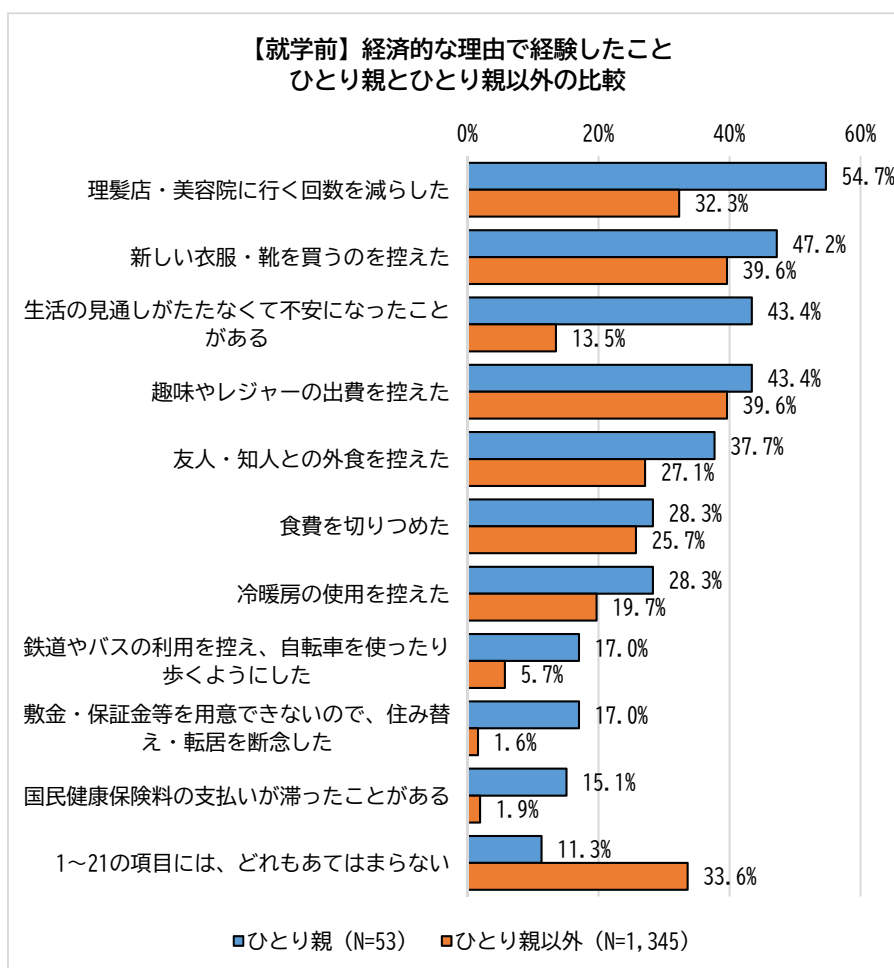


※ 経済的な理由で経験したこと

ひとり親が経済的な理由で経験したことは、「理髪店・美容院に行く回数を減らした」が54.7%と最も多く、次いで「新しい衣服・靴を買うのを控えた」が47.2%、「生活の見通しがたたなくて不安になったことがある」「趣味やレジャーの出費を控えた」が43.4%となっています。

ひとり親以外との比較で、差が大きいものから見ると、ひとり親は「生活の見通しがたたなくて不安になったことがある」が29.9ポイント、「理髪店・美容院に行く回数を減らした」が22.4ポイント、「敷金・保証金等を用意できないので、住み替え・転居を断念した」が15.4ポイント、「国民健康保険料の支払いが滞ったことがある」が13.2ポイント上回っています。

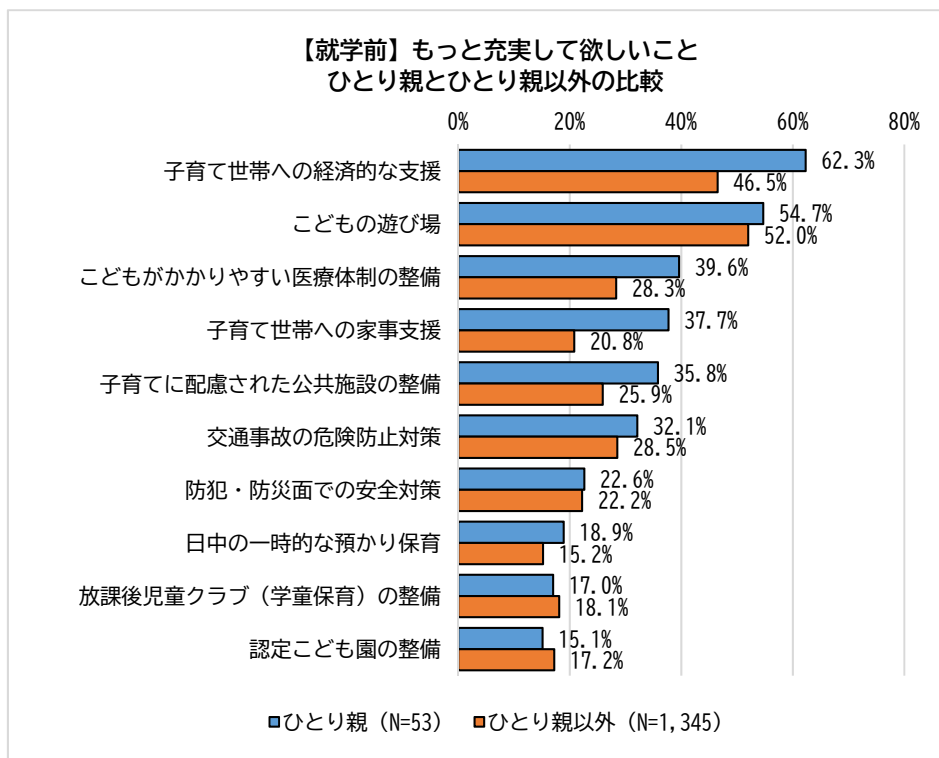
また「1～21の項目には、どれもあてはまらない」はひとり親が11.3%に対し、ひとり親以外が33.6%と、ひとり親が22.3ポイント下回っています。



※ もっと充実してほしいこと

ひとり親は「子育て世帯への経済的な支援」が62.3%と最も多く、次いで「こどもの遊び場」が54.7%、「こどもがかかりやすい医療体制の整備」が39.6%となっています。

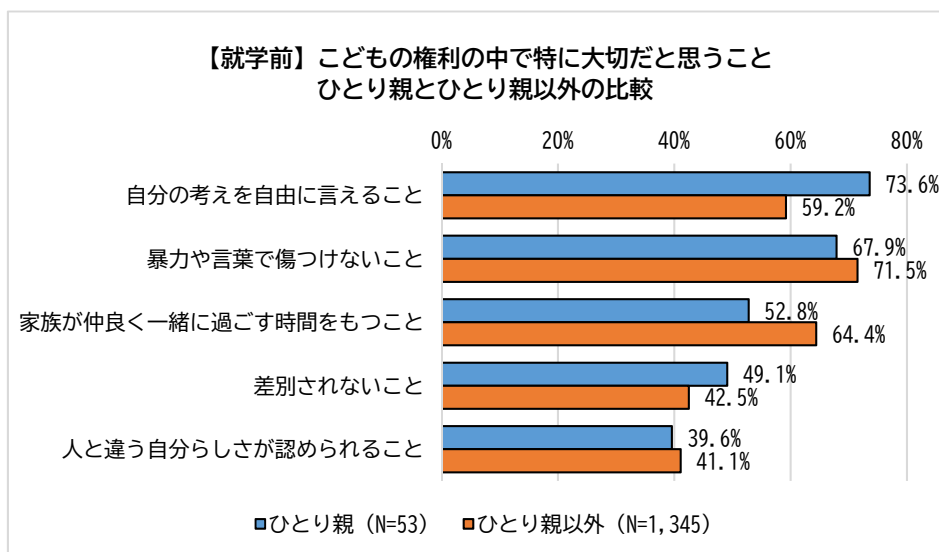
ひとり親以外との比較では「子育て世帯への家事支援」が16.9ポイント、「子育て世帯への経済的な支援」が15.8ポイント上回っています。



※ こどもの権利の中で特に大切だと思うこと

ひとり親は「自分の考えを自由に言えること」が73.6%と最も多く、次いで「暴力や言葉で傷つけないこと」が67.9%、「家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと」が52.8%となっています。

ひとり親以外と比較すると、「自分の考えを自由に言えること」が14.4ポイント上回り、「家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと」が11.6ポイント下回っています。



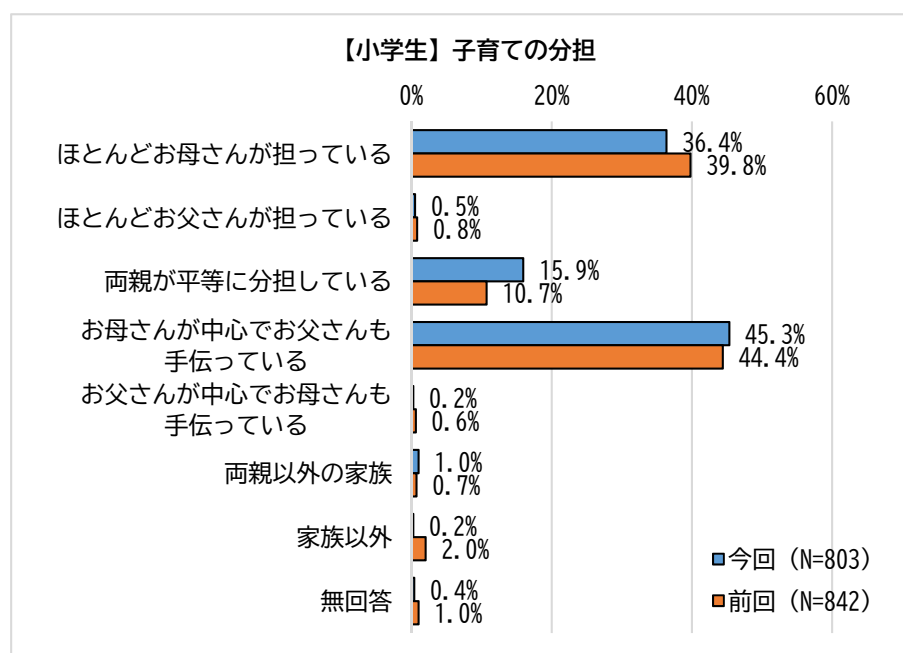
調査結果(就学児童(小学生)をもつ保護者)

① 子育ての役割分担

父親の子育て参加が増加していますが、母親中心の子育ての傾向が続いています。

「お母さんが中心でお父さんも手伝っている」が 45.3%と最も多く、次いで「ほとんどお母さんが担っている」が 36.4%、「両親が平等に分担している」が 15.9%となっています。

前回と比較すると、「両親が平等に分担している」が 5.2ポイント増加し、「ほとんどお母さんが担っている」が 3.4ポイント減少しています。

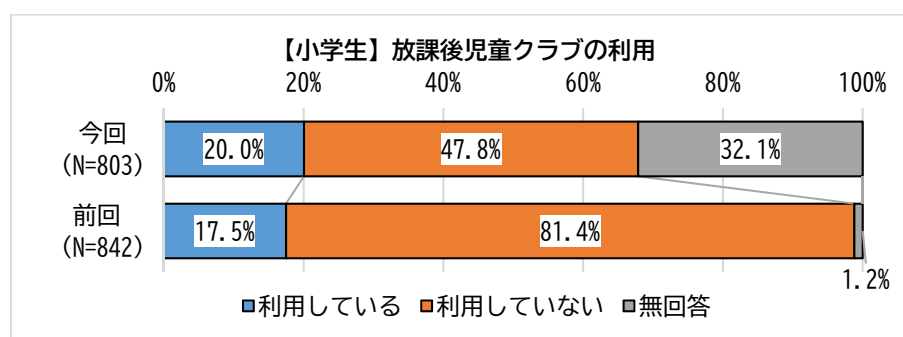


② 放課後児童クラブの利用

※ 放課後児童クラブの利用状況

「利用していない」が 47.8%、「利用している」が 20.0%となっています。

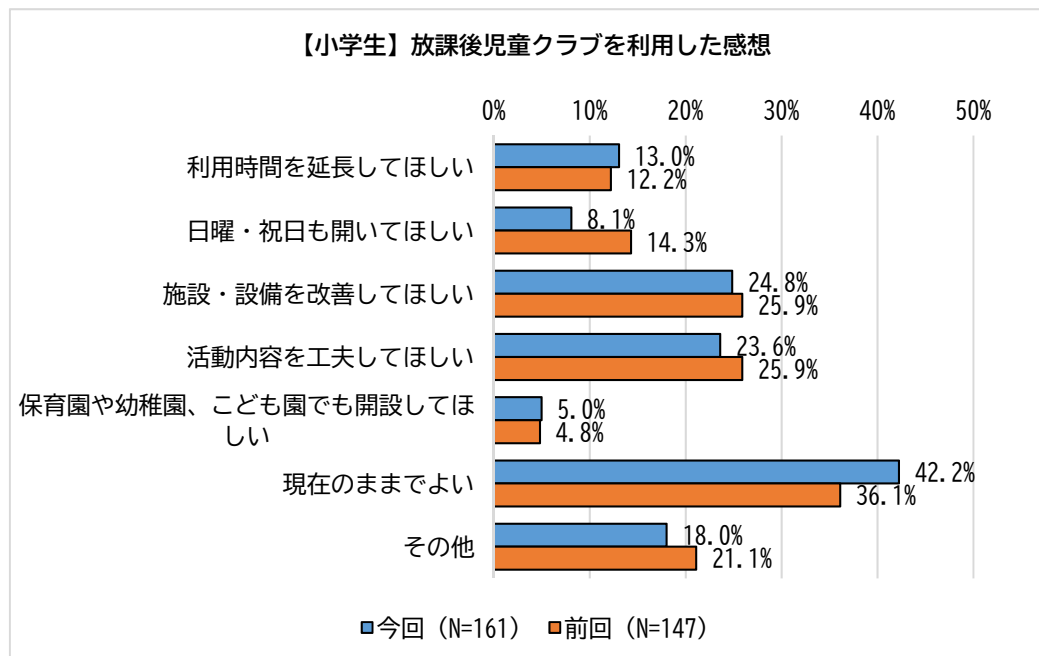
前回と比較すると、「利用している」が 2.5ポイント増加しています。



※ 放課後児童クラブを利用した感想

「現在のままでよい」が 42.2%と最も多く、次いで「施設・設備を改善してほしい」が 24.8%、「活動内容を工夫してほしい」が 23.6%となっています。

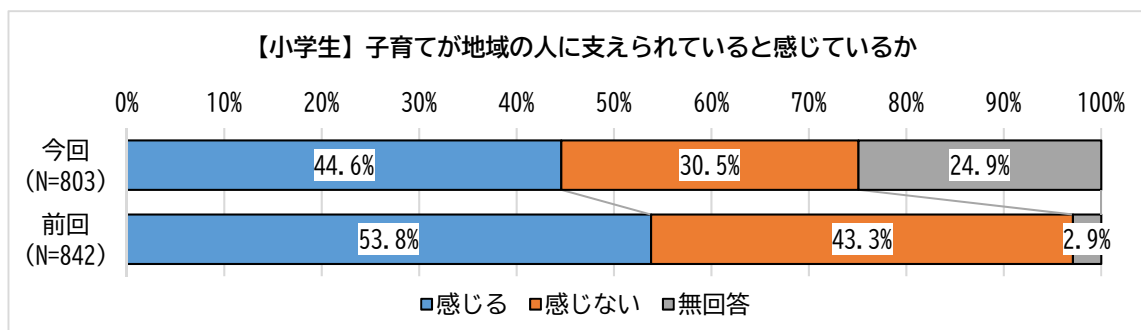
前回と比較すると、「現在のままでよい」が 6.1 ポイント増加し、「日曜・祝日も開いてほしい」が 6.2 ポイント減少しています。



③ 子育てが地域の人に支えられていると感じているか

「感じる」が 44.6%、「感じない」が 30.5%となっています。

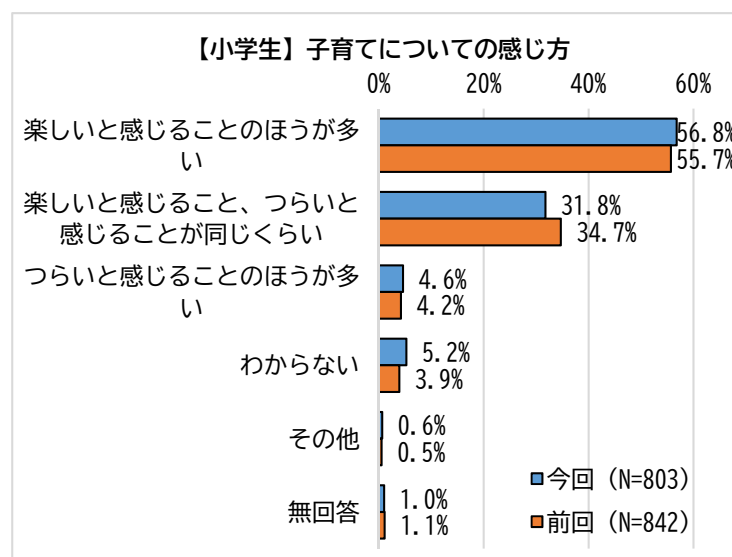
前回と比較すると、「感じない」が 12.8 ポイント減少しています。



④ 子育てについての感じ方

「楽しいと感じることのほうが多い」が 55.7%と最も多く、次いで「楽しいと感じること、つらいと感じることが同じくらい」が 34.7%となっています。

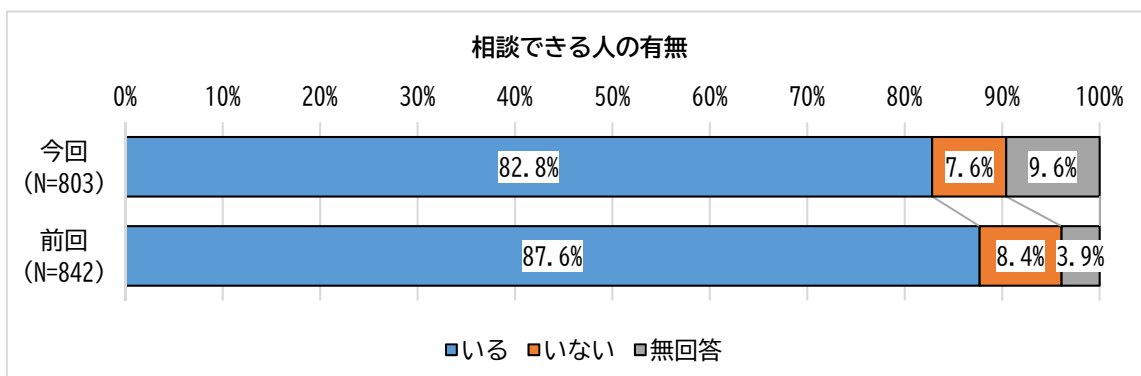
前回と比較すると、「楽しいと感じることのほうが多い」が 1.1 ポイント増加し、「楽しいと感じること、つらいと感じることが同じくらい」が 2.9 ポイント減少しています。



⑤ 子育てに関して相談できる人の有無

「いる」が 82.8%、「いない」が 7.6%となっています。

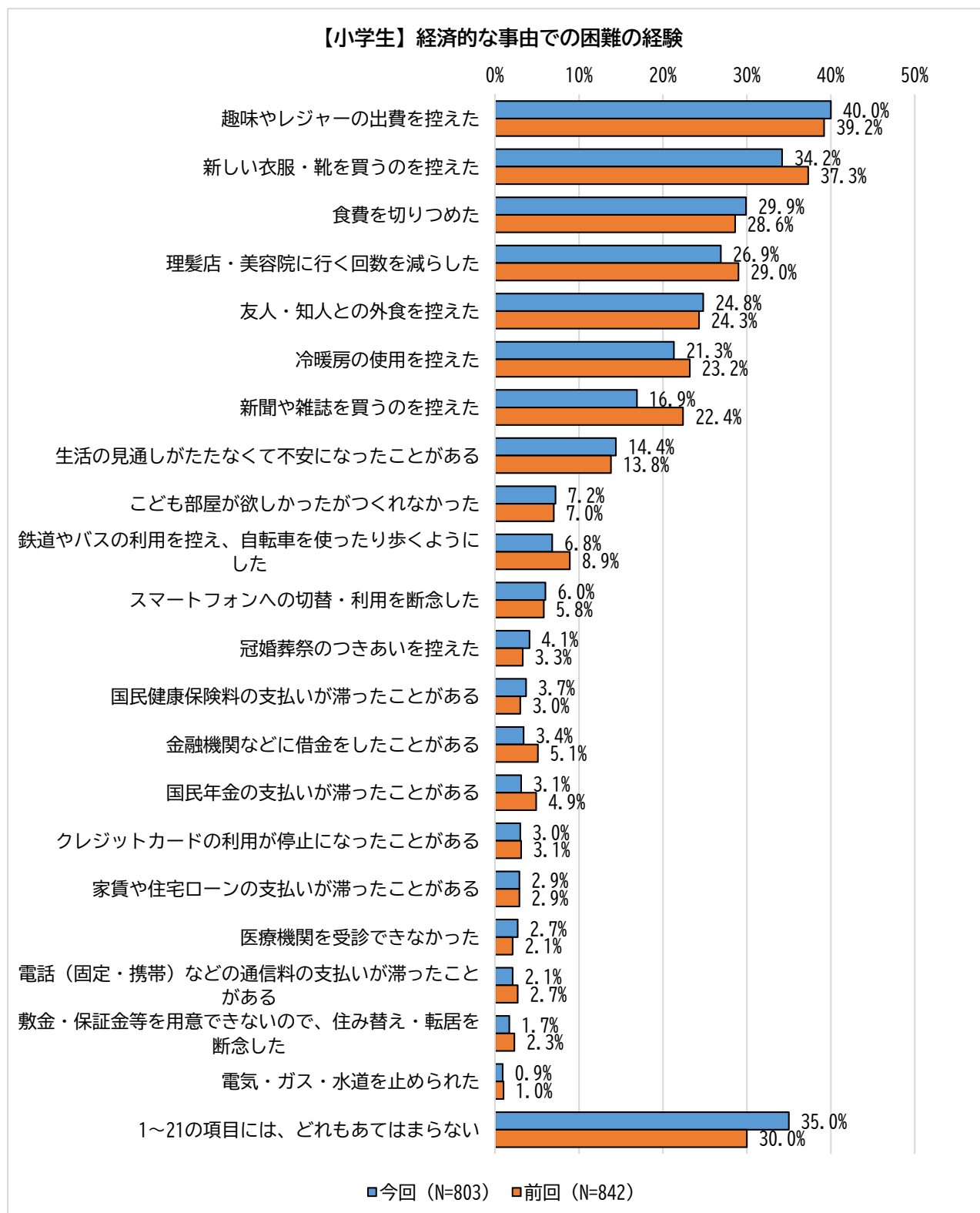
前回と比較すると、「いる」が 4.8 ポイント減少しています。



⑥ 経済的な理由による困難の経験

「趣味やレジャーの出費を減らした」が 40.0%と最も多く、次いで「1～21 の項目には、どれにもあてはまらない」が 35.0%、「新しい衣服・靴を買うのを控えた」が 34.2%となっています。

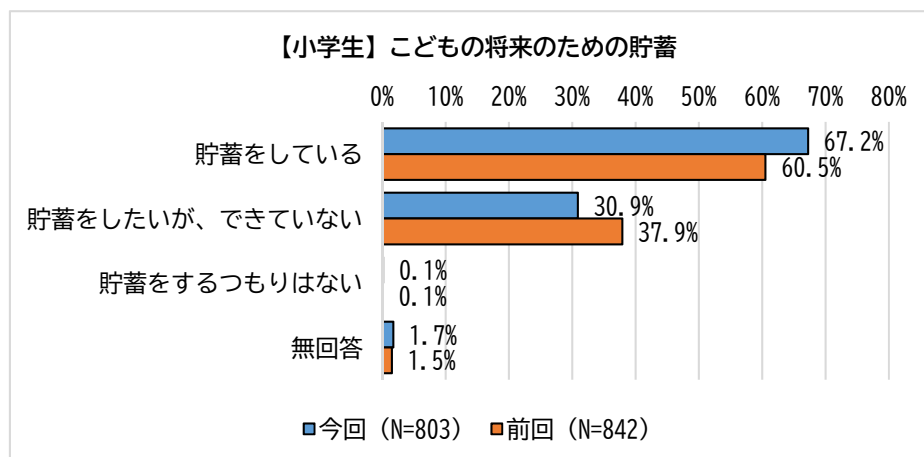
前回と比較すると、「1～21 の項目には、どれにもあてはまらない」が 5.0 ポイント増加しています。



⑦ こどもの将来のための貯蓄

「貯蓄をしている」が 67.2%と最も多く、次いで「貯蓄をしたいが、できていない」が 30.9%となっています。

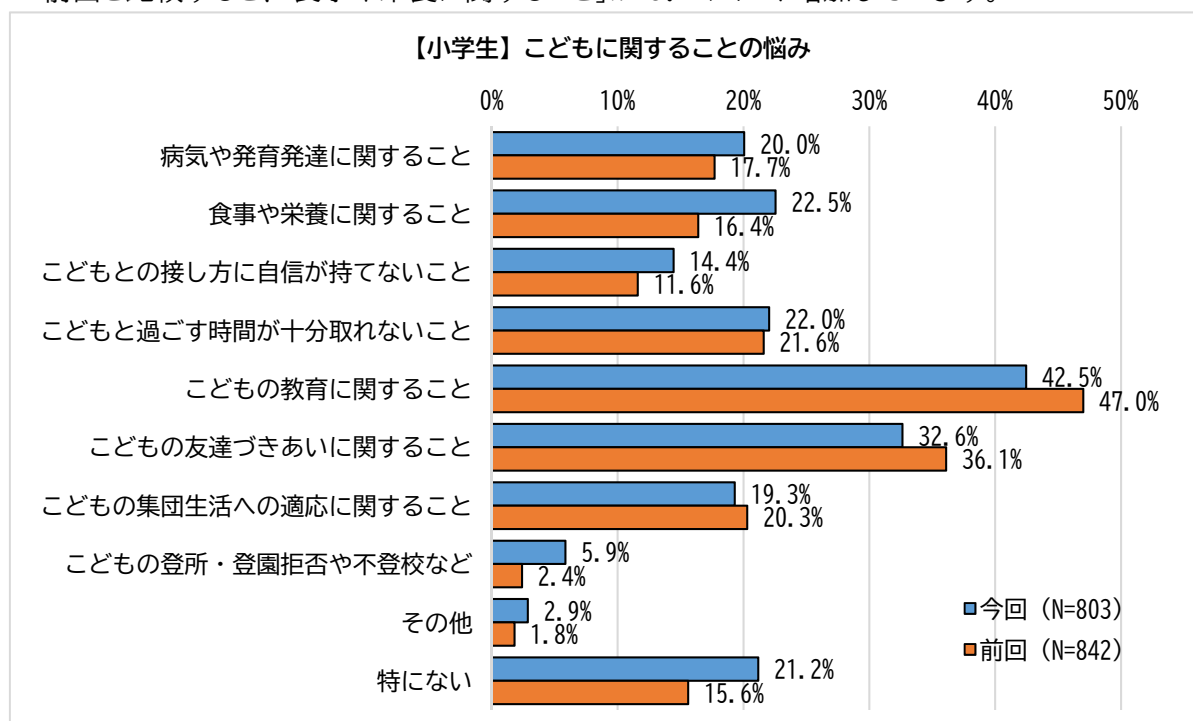
前回と比較すると、「貯蓄をしている」が 6.7 ポイント増加し、「貯蓄をしたいが、できていない」が 7.0 ポイント減少しています。



⑧ こどもに関することの悩み

「こどもの教育に関すること」が 42.5%と最も多く、次いで「こどもの友達づきあいに関すること」が 32.6%、「食事や栄養に関すること」が 22.5%となっています。

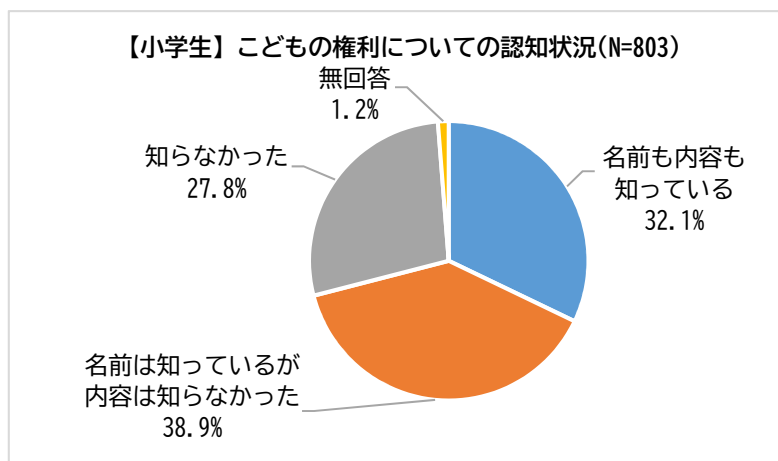
前回と比較すると、「食事や栄養に関すること」が 6.1 ポイント増加しています。



⑨『こどもの権利』について

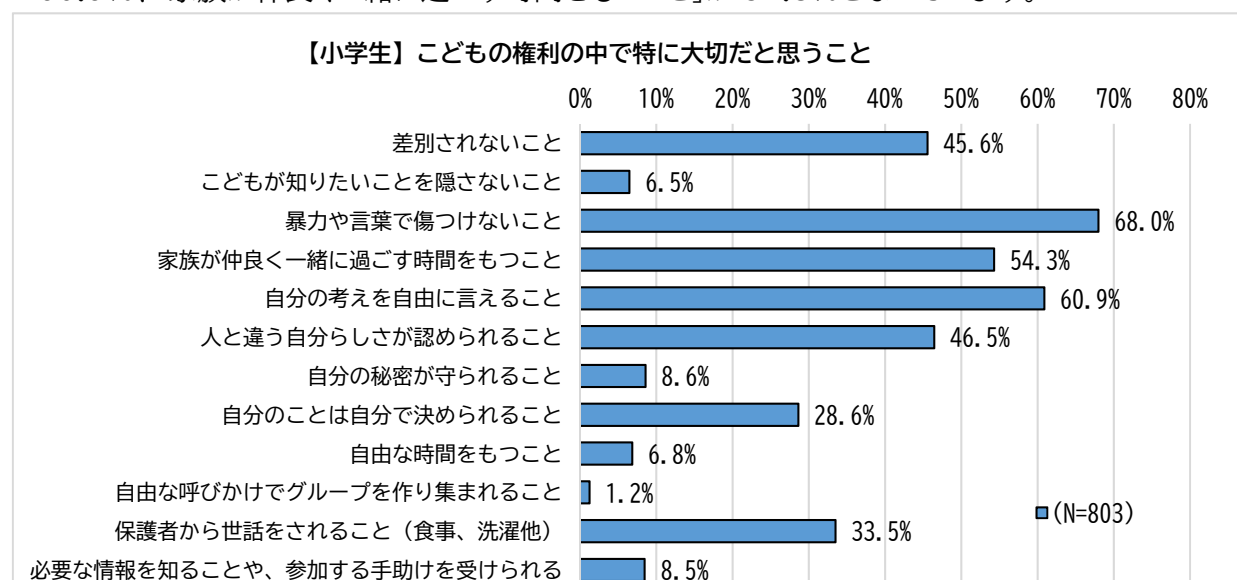
※『こどもの権利』の認知度

「名前は知っているが内容は知らなかった」が 38.9%と最も多く、次いで「名前も内容も知っている」が 32.1%、「知らなかった」が 27.8%となっています。



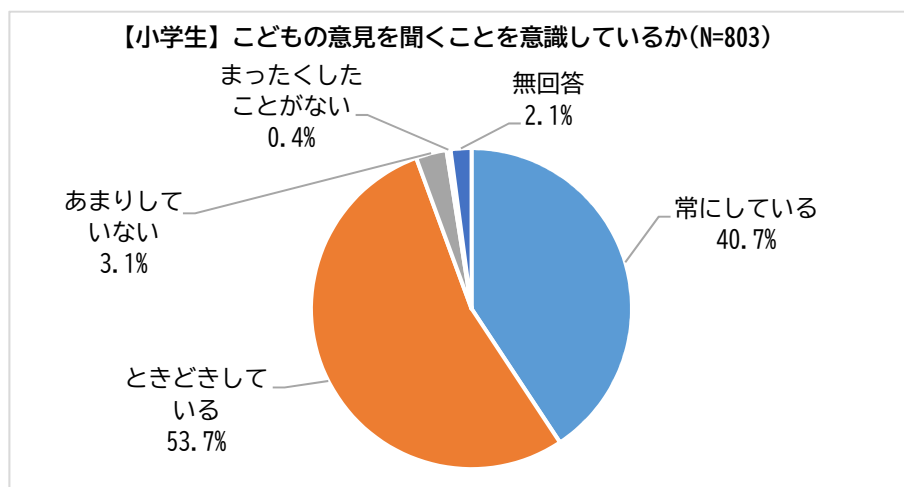
※ こどもの権利の中で特に大切だと思うこと

「暴力や言葉で傷つけないこと」が 68.0%と最も多く、次いで「自分の考えを自由に言えること」が 60.9%、「家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと」が 54.3%となっています。



※ こどもからの意見や要望を聞き取り入れるよう意識したことがあるか

「ときどきしている」が 53.7%と最も多く、次いで「常にしている」が 40.7%となっています。

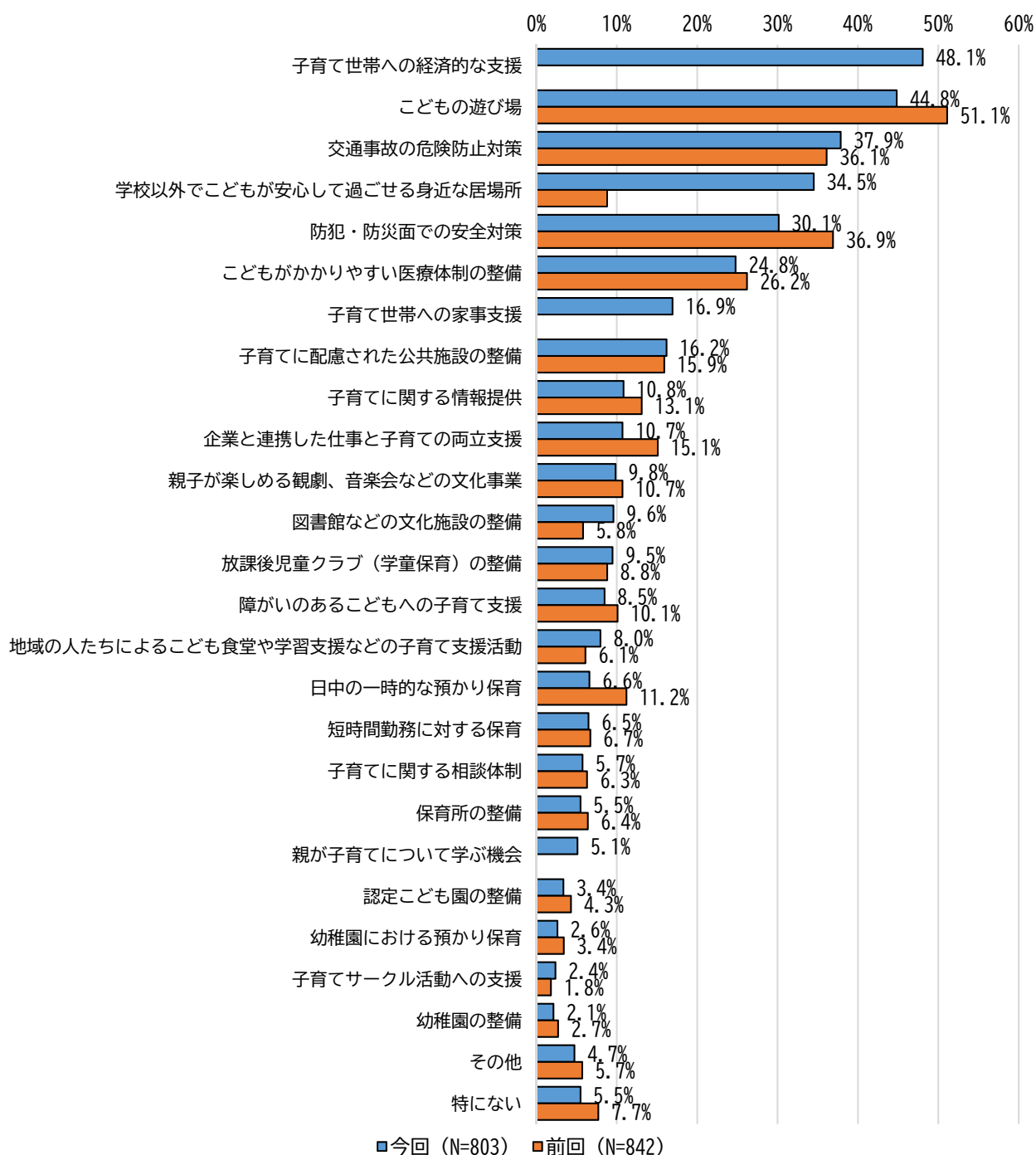


⑩ 和泉市の子育て環境や支援に関して、もっと充実してほしい点

こどもの居場所のニーズが上位にあがっています。

「子育て世帯への経済的な支援」が 48.1%と最も多く、次いで「こどもの遊び場」が 44.8%、「交通事故の危険防止対策」が 37.9%、4 番目に「学校以外でこどもが安心して過ごせる身近な居場所」34.5%があがっています。「こどもの遊び場」、「学校以外でこどもが安心して過ごせる身近な居場所」とこどもの居場所のニーズが上位にあがっています。

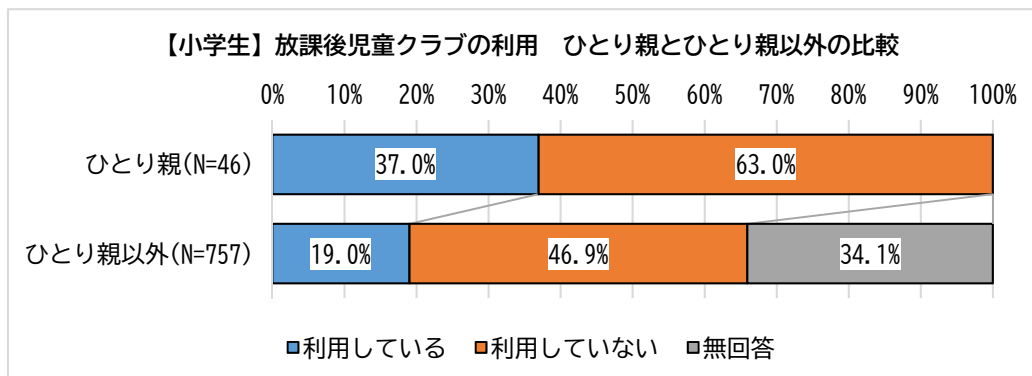
【小学生】和泉市の子育て環境や支援に関して、もっと充実してほしい点



⑪ ひとり親とひとり親以外の比較

※放課後児童クラブの利用

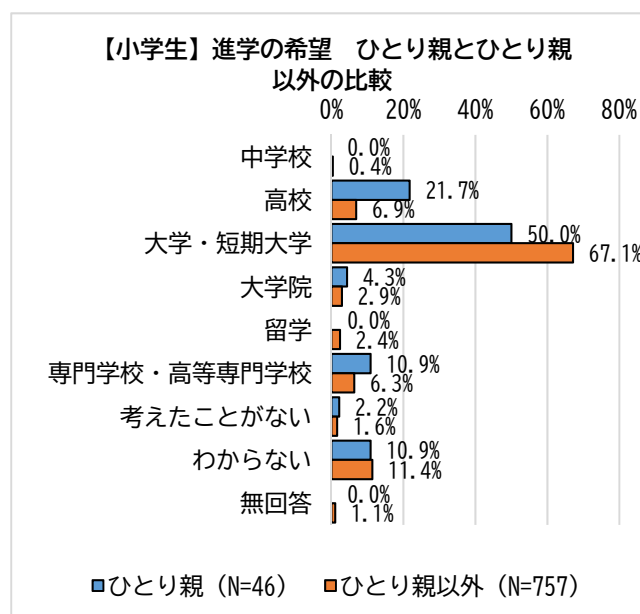
放課後児童クラブの利用をひとり親とひとり親以外で比較すると、「利用している」がひとり親では37.0%、ひとり親以外では19.0%となっており、18.0ポイントの差が出ています。



※ 進学の希望

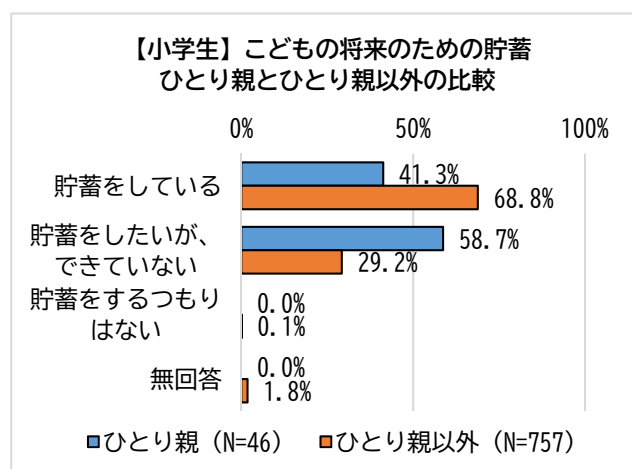
ひとり親では「大学・短期大学」が50.0%最も多く、次いで「高校」が21.7%、「専門学校・高等専門学校」が10.9%となっています。

ひとり親以外と比較すると、「高校」が14.8%、「専門学校・高等専門学校」が4.6ポイント上回り、「大学・短期大学」が17.1ポイント下回っています。



※ こどもの将来のための貯蓄

ひとり親では「貯蓄をしている」が41.3%、「貯蓄をしたいが、できていない」が58.7%となっており、ひとり親以外と比較すると、「貯蓄をしている」が27.5ポイント下回り、「貯蓄をしたいが、できていない」が29.5ポイント上回っています。



⑫ 多子世帯等(こどもが3人以上、もしくは双子や三つ子)への支援

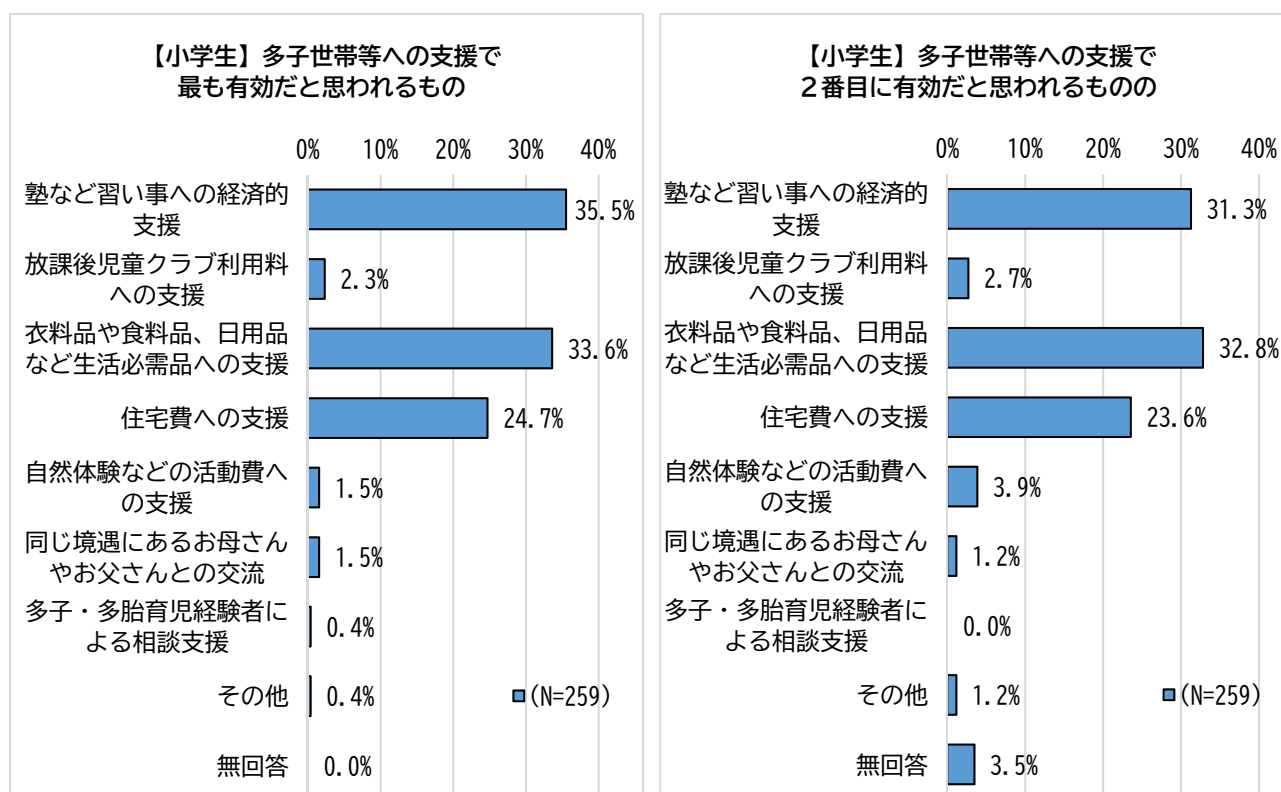
お子さんが3人以上、もしくは双子や三つ子の方への質問

※ 多子世帯等への支援で最も有効だと思われるもの

「塾など習い事への経済的支援」が 35.5%と最も多く、次いで「衣料品や食料品、日用品など生活必需品への支援」が 33.6%、「住宅費への支援(家賃補助や住宅ローンの負担軽減など)」が 24.7%となっています。

※ 多子世帯等への支援で2番目に有効だと思われるもの

「衣料品や食料品、日用品など生活必需品への支援」が 32.8%と最も多く、次いで「塾など習い事への経済的支援」が 31.3%、「住宅費への支援(家賃補助や住宅ローンの負担軽減など)」が 23.6%となっています。

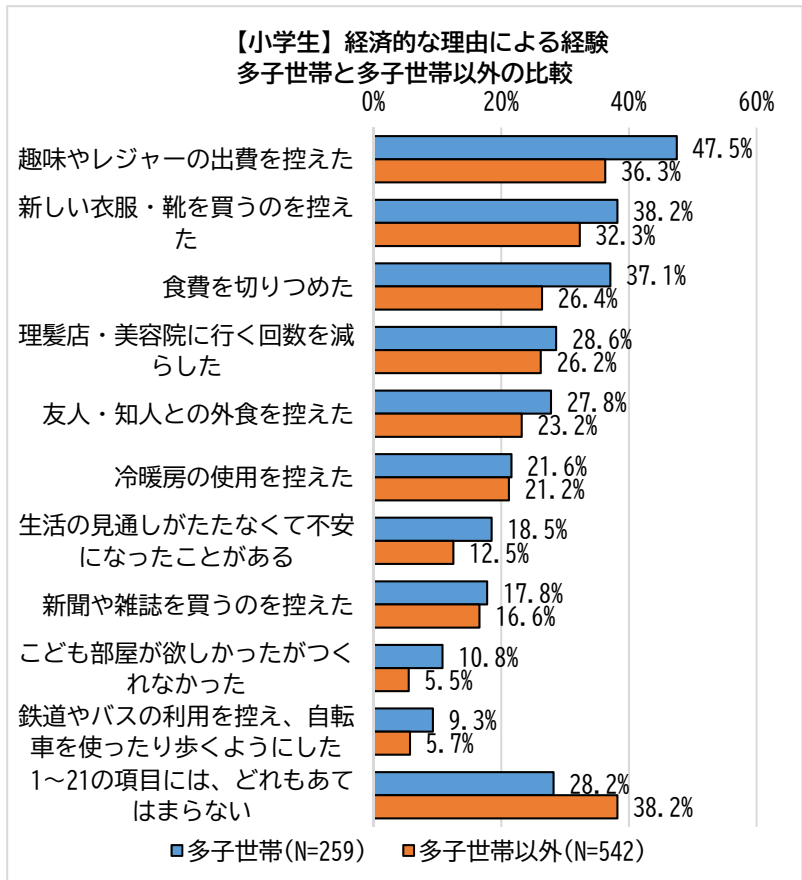


多子世帯等と多子世帯等以外の比較

※ 経済的な理由による困難の経験

多子世帯は「趣味やレジャーの出費を控えた」が47.5%と最も多く、次いで「新しい衣服・靴を買うのを控えた」が38.2%、「食費を切りつめた」が37.1%となっています。

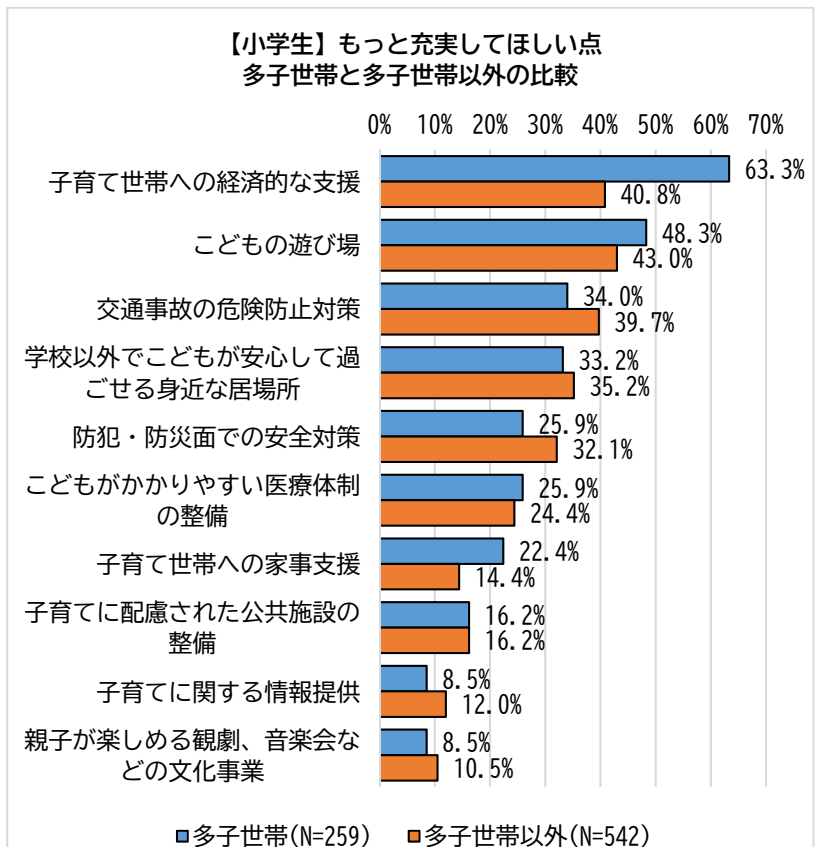
多子世帯以外と比較すると、「趣味やレジャーの出費を控えた」が11.2ポイント、「食費を切りつめた」が10.7ポイント上回っています。



※ もっと充実してほしい点

多子世帯は「子育て世帯への経済的な支援」が63.3%と最も多く、次いで「こどもの遊び場」が48.3%、「交通事故の危険防止対策」が34.0%、「学校以外でこどもが安心して過ごせる身近な居場所」が33.2%となっています。

多子世帯以外と比較すると、「子育て世帯への経済的な支援」が22.5ポイント、「子育て世帯への家事支援」が8.0ポイント上回っています。



① 子育てをめぐる状況

- 父親の子育て参加が増加していますが母親中心の子育ての傾向は続いています。
- 母親の就労状況はフルタイムが増加しています。母親の就労状況の変化にあった子育て支援の内容を検討する必要があります。
- 相談相手がいない人は、「出産前後に精神的に不安定になった経験」、「経済的な理由による困難の経験」など、相談相手がいる人に比べて、経済的、精神的な課題が多くみられており、課題を抱えて孤立している可能性があります。
- 「子育てに関する情報の入手方法」では、「隣近所の人・友人・知人」などからの情報入手が大きく減ってきています。相談相手がいる人は、「保育所等」や「家族」が多く、相談相手がいない人は、「インターネット」の比率が高いなど子育て環境の違いによって情報入手方法も異なっており、情報伝達について検討が必要です。
- 「日常的に世間話をする人がいる」、「子育てが地域の人に支えられていると感じる」といった回答が前回から減少しており、地域と子育て世帯のつながりの弱体化が見られます。

② 教育・保育に関すること

- 母親の就労状況はフルタイムが増加しています。母親の就労状況の変化にあった保育ニーズへの対応が必要です。
- 定期的に利用している施設やサービスは、第2期に比べ、「認定こども園」が増加しています。教育・保育ニーズの高まりに対応し、待機児童対策が必要です。
- ひとり親家庭の方がサービスの定期的な利用率が高く、「認可保育園」の利用がひとり親以外の家庭より多くなっています。
- 放課後児童クラブの利用状況は、増加傾向で、利用した感想では、「現在のままでよい」が最も多く、次いで「施設・設備を改善してほしい」「活動内容を工夫してほしい」が多くなっています。

③ 子育て支援のニーズ

- 出産前後の母のニーズとして、「精神的なサポート」「家事支援」等がみられます。
- 病児の世話について、両親で対処する傾向です。病児保育施設等の希望も増加していますが、サービスに対する不安感が見られます。望ましいサービスの形は、「小児科に併設した施設」が最も多くなっています。
- 地域の子育て支援事業では、「いずみエンゼルハウスや子育て支援センターなどを知っているが、利用していない」が最も多くなっています。
- 「和泉市の子育て環境や支援に関して、もっと充実してほしい点」では、「こどもの遊び場」が2番目、「学校以外でこどもが安心して過ごせる身近な居場所」が4番目となっており、「こどもの居場所」のニーズが上位にあがってきています。

④ ひとり親とひとり親以外の比較

- 母親の就労状況では、ひとり親がひとり親以外よりもフルタイムの比率が高くなっています。
- ひとり親では、80%以上で、経済的な理由による困難を経験しており、こどもの将来のための貯蓄でも「貯蓄をしたいが、できていない」もひとり親以外との比較で深刻な状態が見られます。
- ひとり親以外では、こどもの権利の中で特に大切なものは、「暴力や言葉で傷つけないこと」が最も多いが、ひとり親では、「自分の考えを自由に言えること」が最も多くなっています。
- 「和泉市の子育て環境や支援でもっと充実してほしい点」では、ひとり親以外と比べると「経済的な支援」「子育て世帯への家事支援」などで、15ポイント以上ひとり親が上回っています。

⑤ 多子世帯等への支援

- 経済的な負担感があり、「塾など習い事への経済的支援」や「衣料品や食料品、日用品など生活必需品への支援」が有効な支援として上位にあがっています。
- 多子世帯等以外と比較すると、「和泉市の子育て環境や支援でもっと充実してほしい点」では、「子育て世帯への経済的な支援」、「子育て世帯への家事支援」で多子世帯等が上回っています。

3. 子どもの生活に関する実態調査

こどもの貧困対策を検証するために、大阪府と共同実施しました。得られた結果を分析することによって、支援を必要とするこどもや家庭に対する方策を検証します。

なお、以降本調査名は、「子どもの生活実態調査」とします。

■ 調査方法

和泉市内の調査対象の世帯に、学校を通じて調査票を配付し、学校回収により回答を得たものです。

大阪府調査は、25 市町村。和泉市同様、共同実施を実施したのは 18 市町。

■ 調査対象者

小学校5年生・その保護者(1,716 世帯)、中学校2年生・その保護者(1,648 世帯)

■ 調査実施日

令和5年9月5日～令和5年9月 22 日

■ 調査配布・回収率(数)

	和泉市			(参考)大阪府全体
	回収率	回収数	配布数	回収率
小学5年生	71.4%	1,225 件	1,716 件	56.2%
小学5年生の保護者	71.4%	1,226 件	1,716 件	55.0%
中学2年生	65.6%	1,081 件	1,648 件	51.4%
中学2年生の保護者	65.9%	1,086 件	1,648 件	49.8%
小学5年生・中学2年生合計	68.5%	2,306 件	3,364 件	54.0%
小学5年生保護者・中学2年生保護者合計	68.7%	2,312 件	3,364 件	53.9%
計	68.6%	4,618 件	6,728 件	54.0%

■ 調査結果概要

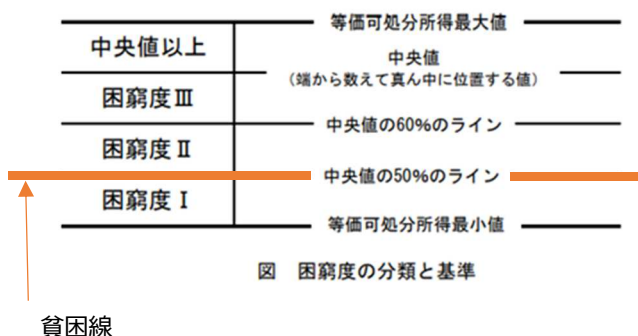
① 経済面・家庭状況の前回調査比較

相対的貧困率は、一定基準(貧困線)を下回る世帯所得※しか得ていない世帯の割合をいう。

貧困線とは、世帯所得の中央値の半分の額をいいます。

※世帯所得の考え方

世帯人数が増えると生活コストも増えるため、世帯所得だけで困窮度を単純比較できません。そのため、世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得である「等価可処分所得」で比較を行っています。



相対的貧困率 今回調査結果



相対的貧困率 前回調査 平成 28 年度結果



- 相対的貧困率は 14.8%。
大阪府全体では、前回平成 28 年度調査(以降、前回調査とする)から 1%増加していますが、本市は前回調査結果との変化はみられません。
前回調査では 23.6%の世帯が赤字でしたが、今回はやや低くなり、21.2%でした。
- 経済的な理由で経験できなかったこと(はく奪項目)について、家賃や住宅ローン・電話(固定・携帯)・国民年金の支払いが滞り、生活における食費の切り詰めやレジャーを控えるなどの項目は、前回調査に比較して該当率が下がっています。それに呼応して、どれにもあてはまらないという回答は前回 26.9%、今回 32.3%と高くなっています。
- こどもが持っているものや使えるものを見ますと、本は前回 74.9%、今回 68.3%、こども部屋が前回 77.9%、今回 72.1%、自転車が前回 92.7%、今回 87.0%と下がっているものが多い中、極端に上がったのは、スマートフォンやタブレット(前回 59.3%、今回 78.7%)であり、これらは学校からの配布によって普及率が上昇したと考えられます。
- ➔ 家計の赤字の数も減り、全体を見たときに、平成 28 年度から少しではありますが、好転しているようにとらえられます。家計の状況は少し改善がみられ、医療を受けられないということは少なくなりましたが、基本的には家計の改善をこどもに回す余裕には至っていません。
- ➔ 経済的理由によるこどもにできなかった経験がどの家庭でも実現できるような方策が必要です。

② 困窮度による影響について

困窮度Ⅰのこども・保護者に比較的多い項目について抜粋しました

経済状況・雇用について

- 教育の格差:「習い事・塾に通わせることができなかった」、「お子さんの進路を変更した」。
- 生活面の格差:経済的な理由で経験できなかったこと(はく奪項目)のほぼすべての項目。
- こどもの将来への貯蓄:「貯蓄したいが、できていない」。
- 雇用形態の差:正規雇用が少なく、非正規雇用・自営が多い。
- 最終学歴:父母ともに大学卒業、高専・短大・専門学校卒業が少なく、高等学校卒業が多い。
- ➔ 経済的困難な家庭では、貯蓄不足により、将来こどもに起こり得るリスク(病気や進路選択など)に備えることや、こどもに対する投資が難しくなると予想されます。

健康・生活習慣

- 食事:「朝食を毎日、ほとんど毎日食べる」以外。
- 健康自覚症状:こども「眠れない」「歯が痛い」など。
保護者「眠れない」「頭が痛くなる」「不安な気持ちになる」など。
- 心理状況:こども「やろうと思ったことがうまくできない」。
保護者「生活を楽しんでいない」「将来に対しての希望がもてない」「幸せと思わない」。
- ➔ 困窮度による生活習慣や健康状態の格差が見られる経済的に困難な世帯では、保護者では不安やイライラなどのメンタルヘルスに影響が出ている可能性があります。また、経済的に困難な世帯では、保護者・こどもいずれも不眠を感じている回答が多く、将来への不安による健康影響が懸念されます。一方で経済的に困難のない世帯の保護者は、ストレス発散ができていたり、幸福感を感じていたりするなど、望ましい状態で過ごすことができている回答が多くなっています。
- ➔ 毎日の規則正しい朝食・昼食摂取が、保護者とこどもがよりよい関係となって、こどもの自己効力感を高める可能性があり、自己肯定感や将来の夢や目標があることと、日常生活の中で元気に過ごしているという傾向には相関関係があります。

家庭生活・学習

- こどもと保護者の関わり:家庭での文化活動「まったくない」、おうちの大人の人と朝食をとることが「まったくない」、こどもの将来に「とても期待している」以外。
- 通学状況:「毎日通っている」以外。
- 授業以外の勉強時間、授業以外の読書時間:「まったくしない」。
- 学習理解度:「よくわかる」以外。
- ➔ 経済状況が生活習慣や学習習慣・読書習慣の形成に影響が出ている可能性が示唆されました。経済的に困難な世帯のこどもは、通学が難しくなっているほか、学習習慣や家庭内での文化活動の習慣がなく、結果的に学習理解が不十分となっている可能性が示されました。また、こども自身も保護者も大学以上の高いレベルの教育を望まなくなっており、これは経済的事情と学習理解の低さのいずれもが要因となっている可能性があります。

- ➔ 学習習慣と家庭状況は大きく関係するため、家庭学習を補完するための学習支援の場などで、年齢の近い年上のこども・若者を導入する仕組みを作ることが望ましいです。

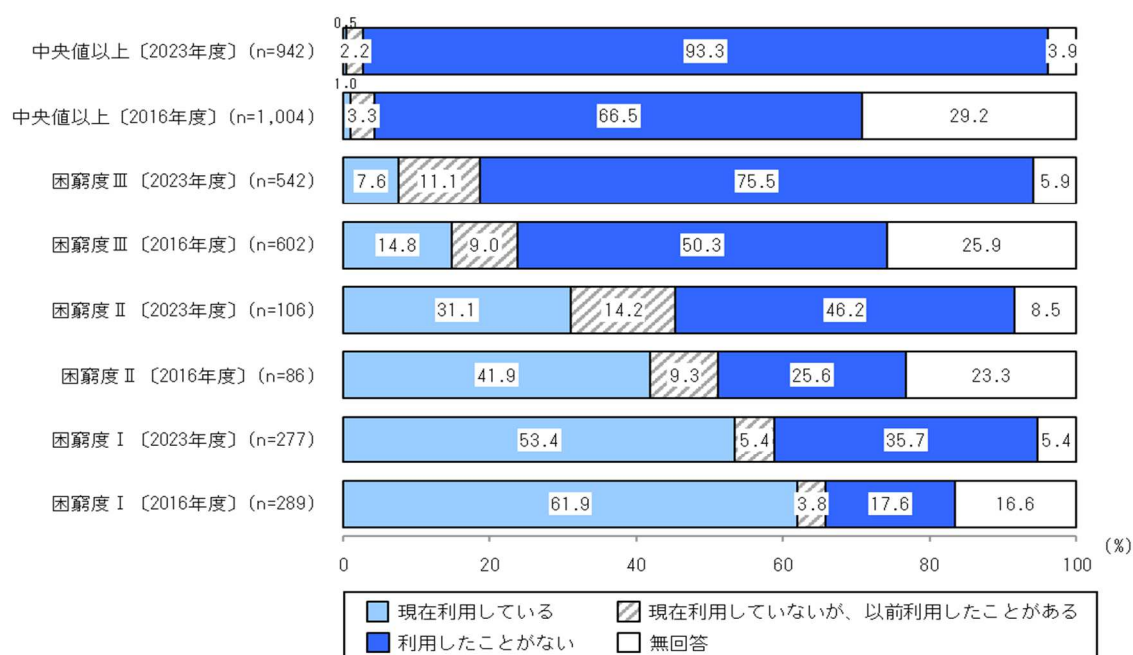
対人関係

- 放課後過ごす場所:「塾」「習い事」が少ない。
 - 放課後一緒に過ごす人物:「きょうだい」「おうちの人以外の大人」「学校以外のともだち」が少ない。
 - 悩んでいること:「学校や勉強のこと」「進学・進路」のことが多い。
- ➔ 経済状況によって、こどもの教育的な活動へのアクセス、家族以外の社会的 交流や人間関係を築く機会が制限されるだけでなく、帰属感の薄さがこどもの自己効力感にも影響を及ぼす可能性があることが示唆されます。

③ 支援制度の利用状況

就学援助などの困窮家庭への支援制度の利用状況

就学援助の利用状況(前回調査・困窮度別比較)



- 就学援助は前回 15.0%、今回 12.1%、児童扶養手当が前回 9.0%、今回 11.7%、生活保護が前回 1.0%、今回 0.6%でした。就学援助制度について、「利用したことがない」との回答が前回 51.3%、今回 74.6%とかなり増加し、その理由を今回のみ聞いていますが、「自身が該当しない」が 88.3%でほぼ皆がそう思っていることがわかりました。
- ➔ この数値は可処分所得の結果から考えてももっと受けることができる世帯があると思われますが、受けていません。対象者への周知および行政サービスへのアクセスの簡略化、アウトリーチの強化など必要な支援が必要な人に確実に届く仕組みが必要です。

ひとり親世帯で、養育費の取り決めや受け取り

- ひとり親世帯で、養育費の取り決めや受け取りをしている世帯は、全体で 34.5%にとどまっています。
- ➔ 離別の場合、生活状況の激変のなか、ひとり親自身が養育費の取り決めを行うことは容易なことではないため、相談機関等の支援策の充実が求められます。

10代で親になった世帯

- 前回調査と同様の結果でしたが、母親の最終学歴は、中卒(「中学校卒業」および「高等学校中途退学」)が半数近く、他の年齢群に比べて高い割合を示しています。また、就労状況において正規社員の割合が、他の年齢群と比べて低くなっています。
- ➔ 出産などによって学業を中断せざるを得なかった10代への教育支援や就業支援、また、妊娠・出産しても学修を中断せず継続できるような学修面でのサポート体制、子育て支援や学び直し」を可能にするような学修機会の提供等が求められます。

こどもの居場所や相談

- 「平日の夜や休日過ごす居場所」の利用では小学生が25.7%、中学生が15.9%のこどもが利用したことがあり、「食事提供の居場所」は小学生が12.2%、中学生が5.8%、「学習支援の居場所」は小学生が6.8%、中学生が6.0%、「何でも相談できる場所」は、小学生が2.6%、中学生が3.5%のこどもが利用したことがありました。
- 居場所の効果として「友だちの増加」が小学生で42.8%、中学生で40.9%、「生活の中に楽しみなことが増えた」は小学生が20.8%、中学生が16.7%、「気軽に話せる大人が増えた」は小学生で17.5%、中学生で16.3%という結果でした。
- 保護者が身近にあるといいと思うことは、上位3つが「無料で学習支援が受けられる場所」40.1%、「困ったときにご飯を無料または安価で自宅に届けてくれるサービス」31.8%、「放課後や休日に勉強などができる場所を利用できること」31.2%でした。学習に関しても最も気にしていることがわかり、これらのサービスを利用している率の低さから、身近に届けられるような工夫が必要です。
- 「おうちの人に関する悩み」は「おうちの人」と「学校の友だち」に話しにくいという結果でした。家庭と学校しか社会関係を支えるものを持たないこどもたちにとって、孤立させてしまう可能性があり、こどもが保護者以外に話せる機会が必要です。自然と話せるような場所や人材を確保し、すべてのこどもが自然に通う、何でも相談できる居場所などの提供を充実させる必要があります。

④ その他調査結果

雇用・健康について

- 世帯構成と就労状況の関係をみると、ふたり親世帯と比べて、母子世帯では非正規雇用の割合が前回33.2%、今回35.9%とやや高くなりました。

健康・生活習慣について

- 「朝食を食べない」(週に1回も食べていない)が前回 1.7%、今回 2.4%、0.7 ポイントではありますが増えています。食べない理由に「用意されていないから」が、前回 4.0%、今回 3.0%「食べる習慣がない」が前回 4.4%、今回 7.0%でした。小学生の 113 名が毎日食べていません。
- 家族の人と食事をしていないこどもは、「ほとんどない」、「まったくない」を合計して、朝食では、小学生のこどもが約 264 名いること、夕食では小学 5 年生で約 22 名ものこどもがうちの人と夕食を食べていません。
- おうちの人と関わる設問は、前回調査と傾向はほぼ変わりませんでした。放課後過ごす場所は、「友だちの家」が前回 26.2%、今回 19.4%と減っており、コロナの影響による社会的交流が減ったことからの可能性が考えられます。

家庭生活・学習・考えについて

- 勉強に関しては、今回調査から「授業がわからなくなった時期」をたずねており、小学生なら 3、4 年生(46.4%)、中学生なら 1 年生(55.6%)でつまづいていることがわかりました。
- 相談相手では、誰にも相談できない、相談したくないと感じているこどもは、前回 15.0%、今回は 9.1%、平成 28 年度よりも減っています。最も多いのが、「学校や勉強のこと」について「進学・進路のこと」や「自分のこと(外見や体型のこと)」でした。
- 自分の考えをはっきり相手に伝えることができるこどもは、小学生は 25.1%、中学生は 23.5%でした。

世話をしているこども(ヤングケアラーの可能性のあるこども)

- 世話をしているこどもは全体では 19.1%ですが、困窮度 I では 24.0%となっており、経済的困難な家庭で高くなっています。
- 世話をしているこどもは、「持ち物の忘れ物が多い」25.6%、「提出物を出すのが遅れることが多い」20.0%とそうでないこどもに比べ多くなっています。また、世話をしている人がいるこどものうち世話にかかる時間別に希望する進学先を見ると、世話にかかる時間が増えるほど「大学」を回答する割合が減少しており、世話をしている人の有無や世話にかかる時間が進学希望にも影響している可能性が示唆されます。
- 世話をしているこどもは、そうでないこどもに比べ、学校以外の友人、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、学童保育の先生に相談しているこどもが多く、また、平日の夜や休日を過ごすことができる場所の利用も多くなっています。家族の世話をしているこどもにとって、周りの支えが重要であり、社会的支援を必要としていることが示唆されます。
- 世話をしているこどもは、自分に自信がある、自分の考えをはっきり相手に伝えることができる、自分の将来の夢や目標を持っているこどもが多く、誰かの世話をすることで社会経験が積み、自信や責任感がはぐくまれていることが示唆されます。一方、こもらしい経験ができず、世話をしているという状況に適応しすぎているということについても考慮が必要です。

➔ 経済的困難な家庭では、こどもが家族の世話を担っているケースが多く、家族の世話をしていること
もにとって、周りの支えが重要であり、社会的支援を必要としていることが示唆されます。ヤングケアラ
ーの可能性のあるこどもは家庭生活や学習状況に対して様々な困難を抱えている可能性が高く、こ
のようなこどもたちに対し、経済的な支援のみならず、食事や家事などケアする時間を直接減らせられ
るようなサービスの提供が必要であると考えられます。

⑤ 調査結果からみえてきた課題

(1) 家庭の経済状況により、こどもの教育・生活の格差がみられます。また、健康面・心理面への影響もみ
られ、こどもの将来への影響も懸念されます。



(2) 貧困家庭が受けることができる就学援助など支援制度に十分つながっていません。

(3) 「ひとり親」「10代で親になった」など貧困状態に陥りやすい世帯があります。

4. こども・若者、地域住民、支援者・担い手からの聴き取り(ワークショップ)

こども・若者自身や支援に携わっている関係者、地域住民や担い手の意見を直接聴くことにより、統計やアンケート調査で把握した量的な実態を質的な面から補完することを目的に実施します。同時に、こどもや若者が、自らの意見が十分に聴かれ、何らかのかたちで市政に反映される経験をするることにより、市民の一人としての主体性を高めることにつながることをめざします。

こどもワークショップ

こども自身や教育・福祉・保健医療等こどもへの支援に関係する機関の支援者による意見交換会を実施しました。ワークショップで聴いたこどもたちの意見については、市としてどう受けとめ取り組むのかをフィードバックしました。高校生、大学生では、授業の一環として実施していただき、大学生については、パブリックコメントとして計画全般に対して多数の意見提出がありました。

① 実施概要

対象	実施日	対象者	実施方法	テーマ
幼児 (年長児/約 90 名)	7月11日	国府第一保育園	各保育園の年長児クラスで担任保育士等が、数人の小グループやお絵描きをとおして園児の思いを聴きとる。	楽しい体験
	7月23日	北松尾保育園		
	8月8日	芦部保育園		
小学生 (4～6年生/20 名)	7月24日	国府小学校仲よしクラブ	市職員がファシリテーターとなり6～8 人のグループで座談会形式で意見交換する。	こどもの居場所
	7月25日	横山小学校仲よしクラブ		
	8月6日	どろんこ子ども会		
中学生 (56名)	12月24日	生徒会交流会	各学校で、和泉市に伝えたいことを生徒に募集し、生徒会で集約整理したものを共有する	和泉市に伝えたいこと
高校生 (配慮が必要なこども/7 名)	12月6日	和泉支援学校高等部	市職員がファシリテーターとなり座談会形式で意見交換する。	余暇の過ごし方
大学生 (延 40 名程度)	11月28日	桃山学院大学社会学部ソーシャルデザイン学科学生	<u>計画(素案)の学習に加え、4～5人のグループごとに座談会形式で意見交換する。</u>	<u>こどもの居場所</u>
	12月5日			
支援者 (庁内及び関係機関/延38名)	7月9日	児童発達支援ネットワーク会議	会議の構成員等により、配慮が必要なこどもの課題整理、支援のあり方について意見交換する。	配慮が必要なこどもの課題整理と支援のあり方
	9月11日			
	6月26日	医療・教育・福祉連携会議		

② 多様な遊び・体験について(幼児の意見まとめ)

「こどもの育ち」の保障・質向上のために、多様な遊びや体験が必要であることから、こども自身の思いを聴き、豊かな保育・養育の取り組みに活かします。

こどもたちの意見

【保育園での体験・遊び】

- ・保育園のプールで潜って遊んだこと。一回潜った時冷たかった。友達と水が出てくるところを手でふさぐ遊びが楽しかった。
- ・保育園のプール、目あいたまま顔つけできる。
- ・プールでフープしたり、先生がバケツで水をかけてくれた。
- ・クラスでカブトムシを飼ってる。先生にもらった。オスとメスがいてるけど、メスは潜ってて出てこない。

【新しい体験・挑戦】

- ・竹馬に乗った、進めないけど立っている事はできた。
- ・ママと妹と一緒に病院に行った、カッコいい椅子に一人で座った。お家に帰ってから、ラーメンとたこ焼きを食べた。
- ・花火を見に行ったら。虹みたいできれいやった。お花みたいな形やったけど、ピンクの小さいハートの形もあった。〇〇ちゃん(保育園の同級生)と一緒に見てる。一緒に行っていないけど一緒に見たかったから。

【家族との関わり】

- ・お家に帰ってからママが鬼で、かくれんぼした。布団の中に隠れたから見つからなかった。一緒に遊んでいた子はキッチンに隠れて見つかった。
- ・お父さんとお母さんと虫取りにいった、お父さんが黒い蝶々を追いかけてたらカブト虫を発見してお父さんに肩車してもらって取った。
- ・お兄ちゃんと水鉄砲して当てられるの楽しい、氷入れたら冷たくなかった。
- ・ゲームをしている、お父さんが見て、すごいなって言われたらうれしい。
- ・寝るときにママの足をトントンとマッサージしてあげる。
- ・妹が生まれたので、おむつを替えてあげる。

計画への意見反映ポイント

- ① 保育園での多様な体験は、こどもにとって楽しみであり、豊かな情緒・発達を育み、成長につながる。
現代の地域社会では、同年代の多くのこどもとの関係をととしての学びは集団生活の中で得ることが期待される。
自分に寄り添ってくれる保育士への信頼が、愛着形成へとつながる。
- ② 日常とは違う特別な体験や、挑戦により新たに行動できたことが、自己効力感を育む。
それらの体験から得られた喜び・達成感(及び悲しみや残念感)などの感情の共有が望ましいコミュニケーション能力の土台を築く。
- ③ 家族の中で大切にされていること、愛されているという実感が、自己肯定感を育む。
日常生活の一コマであっても、こどもが実感する安心・安定の感情が挑戦をうながすとともに、他者からの喜びを受けとめることで自己有用感が育まれ、健やかな成長をすすめる。

③ こどもの居場所について(小学生の意見まとめ)

こども自身が、どのような場を居場所と感じているか、その場所に何を求めているかなど、こどもたちの視点に立った居場所づくりの方向性を取りまとめます。

こどもたちの意見
【過ごし方、楽しいこと】 ・公園で友だちが自転車乗られへんから練習したり、6 時間授業の時に友だちと集まって遊ぶ。 ・公園で 5 人くらい集まって鬼ごっこする。 ・広い公園で鬼ごっこ、サッカーのパス、野球のキャッチボールをしたい。 ・広い公園は遊具があるからいい。 ・雨が降ったら屋内の遊び場がほしい。 ・堺に住んでた時は緑地へ行ったが今は 1 人で行く範囲が限られている。 ・友だちの家でテレビゲームをする。 【人との関係】 ・自分達のしていることがもっとうまくなるよう教えてほしい。 ・野球がうまい人が近くにいたらいいな、その人から野球を教えて欲しい。 ・どこでもいいから勉強を教えてほしい。 ・おばあちゃんの家は居心地がいい、一緒に料理する。 ・友だちの家、仲よしクラブで遊んだりするのが楽しい。 ・ヤンキー、女子高生、カップルがいる所はいや。 【地域との関係】 ・盆踊りの場所わからなかったから、〇〇(駄菓子屋)で待ってたら友だちが来て教えてくれた。 ・団地に住んでる2階のおばちゃんが話しかけてきて、なんかもらったりする、ママも仲よし。 ・家らへんのところに高校生がおって、一回こけて筋曲がった時に家まで帰らせてくれた、親切にしてもらった。 ・暗めの道、人が住んでいない家とかあると行きにくい、町が暗く見える。
計画への意見反映ポイント
① こどもたちが普段の生活の中で楽しいことは様々であるが、<u>公園や雨天等での屋内での遊び場も、楽しく過ごせる場所として必要とされている。</u> そのような場所をこどもたちが活用するためには、その場所が<u>地域に根付いている</u>ことが必要である。 ② 人との関係においては、こどもたちは、おとなに対して、<u>自分が関心があること(野球、勉強、料理など)を教えてくれる人</u>という印象をもっている。 その人から、<u>自分たちを受け入れてくれる安心感</u>が得られることが必要である。 ③ こどもたちが生活している地域が、日頃から住民のつながりがあり、<u>おとなとこどもが顔の見える関係を築いている</u>ことが、こどもの安心感を育んでいる。

④ 和泉市に伝えたいことについて(中学生の意見まとめ)

「和泉市に伝えたいこと」をテーマに、各中学校の生徒会がアンケートなどで全校生徒の意見を集め、その中から、各生徒会が表明したい意見を選定しました。こどもたちが、学校生活や地域の状況について、どのような課題を感じているかを知り、こどもの意見を反映した施策の進め方についての方向性を取りまとめます。

こどもたちの意見
【学校・学習に関すること】 ・和泉市がどのような街か知るために、市内の中学校間で生徒が交換留学で交流してはどうか ・ルールメイキングに取り組んでおり、自由服期間の設定に取り組んだり、小規模校では全員で取り組むことで自分たちで中学校を作り上げる主体性を身につけたい。 ・中学生は自由時間の確保が困難なので、長期休暇の日数を減らして授業時間を毎日 5 時間授業にすることで、毎日 1 時間の自由時間をつくってはどうか ・学習機会の確保・充実のために、学習会への協力の呼びかけを増やしたり、自習イベントを開催し、市内の中学生が合同で勉強できる場を設けてはどうか ・ドアの建付け、カーテンが薄いなど、設備の改修・改善をしてほしい ・熱中症予防や災害時の水分確保を目的に、飲料の自動販売機の設置について検討している ・トイレ荒らし、生徒間の暴言、ゴミが多いなど、生徒のマナー改善が必要だと思う。 【地域(和泉市)に関すること】 ・和泉市の特産品を活用したイベント(和泉フェス)の開催し、小中学生から特産品を活用についてのアイデア募集するなどでつながりを深めてはどうか ・ひとり親家庭への支援の充実として、困窮家庭への経済的支援、安心して過ごせる居場所(こども食堂など)の充実をしてほしい ・ゴミ、街灯、道路の白線、信号が見にくい、防犯カメラの設置など、地域の環境整備をしてほしい
計画への意見反映ポイント
① 生徒会では、自由服期間の設定など学校生活に関することについて、生徒の意見を聴き、課題や解決策を先生と相談しながら、ルールメイキングに取り組んでいる。柔軟な発想を大切にし、おとなと真摯に協議することが、社会の一員としての自覚と成長を育む。 ② 中学生として学習についての関心が高く、合同で自習に取り組むイベントや勉強会を通して、生徒が協力し合って、学力向上に取り組む姿勢が見られる。 ③ 地域の行事やイベントに参加することは、地域コミュニティとのつながりを深め、地域への愛着を深めることにつながる。企画・運営から関わることで、より大きな責任と達成感を得ることができる。 ④ ひとり親家庭への支援など、社会的課題への関心を持ち、自分事として考えることができる。 ⑤ 学校内の設備や、街中での環境整備など、普段の生活の中での環境改善を感じている。

⑤ 余暇の過ごし方について(配慮が必要なこども(高校生)の意見まとめ)

支援学校高等部の生徒が、卒業をひかえる中で、今まで及びこれからの学校や仕事以外の余暇の過ごし方への考えをたずね、配慮が必要なこどもへの支援・意見聴取の方向性を取りまとめます。

こどもたちの意見
【小中学生の時の余暇の過ごし方】 ・小学生の頃は友だちと外遊びをしていた。高学年では、友だちの家でカードゲームでよく遊んだ。 ・小学生の頃は近所の子や放課後デイサービスにいる子と遊んで近くの公園に行ったりした。 ・中学生ではクラブ活動で茶道・華道をした。 ・中学生ではテニス部に入って、テニス部の子と遊んでいた。 ・中学生ではラップにはまっていて、ラップが好きな人が集まってやっていた。 【現在の余暇の過ごし方】 ・インドアでは飼い猫の世話をしたり、スマホゲームや読書、アウトドアでは家族との近畿圏内の外出が多い。 ・音楽を聴いたり、疲れたら寝たり、お菓子作りしたり。 ・家でスマホゲームや SNS を見たりしている。 ・家の周りを散歩とか、ルーティーンになっている。 ・土日は年下の子と遊んだり面倒みたり。一緒に公園に行って身体を動かしたりしている。 ・以前に比べて、今は一人でいることが増えてきた感じ。 【高校卒業後の余暇の過ごし方】 ・大型バイクの免許を取りたい。電車乗れるけど苦手なので。日本一周したい。 ・スポーツとか趣味とか見つけていきたい。前はやっていたので卒業してからまたやってみたい。 ・筋トレがしたい。 ・学校ではランニングとか昼休みに体を動かす機会があるが、卒業後は体を動かす機会が減ると思うので、土日・休日にはウォーキングとかがいいかなと思っている。 ・家族がいる間に東日本のいろんな所を巡ってみたい。 ・就職して給料貯めて、北海道にいる幼馴染に会いに行こうかなと思っている。 ・給料でほしいゲームを買ったり、外食とか自分で食べたり、そういう趣味をつくりたい。 ・Mrs.GREEN APPLE(バンド)のライブに行きたい。 ・4 月からパンとラスクを作るので、仕事以外でも自分で作れるようになりたい。
計画への意見反映ポイント
① 余暇の過ごし方については、成長とともに一人で過ごす時間が増えている傾向がある。卒業・就職を機に生活の中で経験したいこと・思いが膨らんでいる。大きく生活が変わる中で、スムーズな社会参加を行い安定した日常生活が送ることができるよう、一人ひとりの状況に合わせた支援が必要。 ② 配慮が必要なこどもの意見は、それぞれの成長・発達の状況や抱えている課題に配慮しながら、慣れた環境で、ゆっくりと時間をかけて行うことが望まれる。意見を言いにくい状況にあるこどもたちの意見を聴く取組みの実践を重ねることが必要。

⑥ こどもの居場所について(大学生の意見まとめ)

こどもがどのような場を居場所と感じているか、その場所に何を求めているかなど、若い世代の視点からのこどもの居場所づくりの方向性を取りまとめます。

こども(大学生)たちの意見

【ほっとできる場所、居心地の良い場所とは】

- ・家など個人のプライベート空間や図書館などの落ち着く場所
- ・公園や学校などのリラックスできる場所
- ・スポーツができる広い所や飲食店などの楽しめる場所
- ・無料の学習スペースや、自然学習などの学習意欲を向上させる場、世代間で教え合える場
- ・保護動物の世話、クラフトなどのイベント
- ・多世代が集え、なんでも挑戦・経験できる複合型施設
- ・無料の遊び場、公園、安価な娯楽ができる場所、天候に左右されない遊び場
- ・インスタグラム、TikTok、ライン、YouTube などの SNS、居場所には Wi-Fi が必要

【ほっとできる、居心地のよい理由は】

- ・敵がいらない、気をつかわない、誰にも邪魔されない、落ち着く、リラックスできる、好きなことができる
- ・おなかいっぱいになれる、話がすすむ
- ・自分を表現し自己欲求を満たせる、SNS もその一つの方法
- ・友だちと会える、孤立しない、知っている人がいる
- ・騒いでも怒られない
- ・SNS が使えない方がいい

【どんな取り組みが居場所づくりにつながるか】

- ・こどもの関心・思考を広げるような場所が必要
- ・人とのつながりを深めるための工夫

計画への意見反映ポイント

- ① こどもたちが居心地がいいと感じる場所は、図書館や学習スペースなどの静かな場所から、スポーツができる広い場所、公園などの遊び場など様々であるが、その場所は、気をつかわず安心できること、好きなことができることが重視されている。
- ② SNS も自分を表現し自己欲求を満たせるための方法としては居場所となりえると同時に、人とのつながりを深めるための工夫も必要であり、一人ひとりの状況に合わせた多様な居場所があることが望ましい。
- ③ 多世代が集え、学習や娯楽などを通して多様な挑戦・経験ができる場は、こどもの関心・思考を広げることにつながり成長を促す。友だちや知っている人に会えることが、家や学校以外の人との関係をつくり孤立を防ぐ。

⑦ 配慮が必要な子どもへの支援について(支援者の意見まとめ)

子どもへの支援者が、子どもの状況をどのようにとらえているか、どのような課題を感じているかなどから、配慮が必要な子どもへの支援の方向性を取りまとめます。

支援者の意見
【こどもの生活・成長】 ・登園時間が遅い、朝食の不摂取など生活習慣の乱れがある。 ・自ら SOS を出せない。 ・経験不足や家族以外の人との関係が限定的であり、多様な価値観に出会いにくい。 ・困難を抱えることも自身の意見を聴ける場が必要である。 【家庭・保護者】 ・同年代の親同士の交流が少ない。 ・低年齢からの通園による早期の母子分離により、保護者の交流を経ずに支援者との1:1の関わりになっている。 ・養育の不適切な親は、周囲との関係性が希薄で構築が難しい。 ・障がい児の兄弟姉妹が我慢をしていることが多い。 ・貧困家庭には情報が十分に届いていない。 ・保護者が病気や精神障がいなどの課題を抱えている。 【地域社会との関係】 ・地域との交流が少なく、養育困難な家庭は孤立しやすい。 【支援サービス】 ・義務教育終了後の所属のない子どもへの支援が届きにくい。 ・障がい児の発達支援・自立を視野に入れた適切な介助・配慮がされていないことがある。 ・養育困難やヤングケアラーが活用できる資源が少ない。 ・保護者の学び場・つながる場がない。
計画への意見反映ポイント
① 子どもが、<u>家族や支援者以外のおとなや子どもとの出会いや多様な経験を積む機会</u>を確保することが、健全な成長・発達をうながすためには必要である。 ② 保護者自身が障がい等の課題を抱えていることもあり、子どもと保護者に寄り添いながら、<u>家庭全体を支援する視点</u>が必要である。 ③ 低年齢からの通園による集団保育・療育は子ども発達支援には有効である。一方、早期の母子分離は、人との関係性を築きにくい保護者にとっては孤立を進める一因ともなるため、<u>地域・親同士の交流の機会</u>をつくる視点が必要である。 ④ 多様な困難に対応できる支援サービスの充実により、<u>こどもの成長・発達および自立に向けた支援が切れ目なく提供される</u>ことが必要である。 ⑤ <u>困難を抱える子ども自身が何を望み、どう考えているのか</u>、十分な配慮のもと<u>意見を聴く機会</u>が必要である。

若者ワークショップ

若者自身や教育・福祉等若者への支援に関係する機関の支援者による意見交換会を実施しました。

① 実施概要

対象	実施日	対象者	実施方法	テーマ
若者 (18 歳～39 歳/4 名)	8 月 26 日	18歳～39歳	座談会形式で意見交換する。 ファシリテーターは茨木市ユースサポートセンター相談支援コーディネーター。	・くらしの満足度 ・生きづらさ ・相談 ・居場所
支援者 (庁内及び関係機関/24 名)	8 月 2 日	・関係機関 ・民間居場所運営団体	配慮が必要な若者の課題整理、若者支援のあり方について意見交換する。	・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ・居場所づくり ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

② 居場所、相談先や生きづらさについて(若者の意見まとめ)

若者自身が、どのような場を居場所と感じているか、その場所に何を求めているか、相談先のイメージなど、若者の視点に立った支援の在り方の方向性を取りまとめます。

若者たちの意見

- ・一人暮らしをしている際に風邪をひいたときなどに、すべて一人で対応しないといけないことに心細さを感じる。それに対するサポート。
- ・就職となると、自分の将来が決まるわけで、そこが決まらなと不安で、しんどかった。働くにあたっての不安もこれから出てくると思う。
- ・流行った雑誌に載っていた人と自分とのギャップにショックを受けて摂食障害になったことがある。作られたイメージと現実世界とのギャップに生きづかったという時期があった。
- ・高校での文理選択、大学での選択、就職の際の選択があるが、これらはやり直しがききにくい傾向にある。合うか合わないか試しができていないのに選んでしまって、うまくいかないというのも結構ある。そういうことを考えるきっかけとか時間も日本は少ない。
- ・家族や友だち、大学の先生やゼミの先生に相談をしている。人によって相談する内容をわけているかもしれない。
- ・自身の場合は、相談相手は特にない。自分と気の合う人がそもそもいない、期待する答えを返してくれそうな人もいなかったのて、とりあえず自分で解決するしかないみたいな感じ。理由としては、感情的な共感というのを個人的には求めておらず、どうしたら解決できるかみたいな答えを求めている、「うんうん」と共感してくれそうな人は恐らくたくさんいるが、答えを返してくれる人がいなかったというところがある。
- ・自分の部屋や家はもちろん、仲のいい友だちと一緒に話してるときは居心地がいいと思う。親しい人がいる空間というのがいいのかもしれない。
- ・親しい人の家や親しい人と一緒にいるときは安心する。何でも言えるし「大丈夫だよ」と言ってくれるので、ほっとする。
- ・個人的には建築空間が大事だと思っている。公園の中で外に開けていて、ガラス張りで見たいなところのところが雰囲気良かったりとかする。行政の施設も結構かたかったりする。こどもの不登校支援してる場所もあるが、公民館の一室でやってたりするが閉じているので、そういう空間づくりも大切。
- ・喫茶店にも一人で行ったりするが、同じように一人で来店している人もいるので、それも居心地がいいと思うし、隣の席の人の話が聞こえてきてそれにちょっと笑ったり、そういうのも面白い。
- ・色々な特性というか、「今日はこの気分」とかで行けるようないろんな居場所があればいいと思う。

計画への意見反映ポイント

- ① 相談できる人がいない人がいる。⇒悩みごとを相談できる体制整備が必要。
- ② 自分にとって居心地がよいと感じる場所(居場所)が少ないと考えている人がいる。⇒自分にとって心地よいと感じる「自分にとっての居場所」があれば、安心感を持つことができる。
- ③ 将来(働くこと)への不安を感じている人がいることから、キャリア教育、就職に関連する情報提供などにより、働くことのイメージを持てるようにする。
- ④ 自分に合う仕事かわからないまま、進路や就職の選択をすることに対する不安をもっていることから、不安を少なくできるような就労したい人への支援を充実する。

③ 若者に必要な取り組みや仕組みについて(支援者の意見まとめ)

若者への支援者が、若者の状況をどのようにとらえているか、どのような課題を感じているかなどから、配慮が必要な若者の支援の方向性を取りまとめます。

支援者の意見
【成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育】 ・ひきこもり等のその後の進路について、キャリア相談の情報が少ない。当事者に提案しても、「むりむり」と自己肯定感の低さから否定する。 ・キャリア教育で、ライフステージごとの自分を考える機会。何歳で何をする、どうなっているかを考える。描ける支援があった方がよい。自分の将来の見える化、ライフステージ表のようなものを考える。社会での自分の役割を考える機会。 ・親子ともにライフステージのキャリアの相談ができる窓口があったらいい。 【就労支援、雇用と経済的基盤の安定】 ・働きたくない若者が働きたくないと主張するようになっている。 ・失敗したくない。 ・本人の自己理解と納得感を持てる経験の場。 ・頼れるところがあるという安心感。 【居場所】 ・居場所づくりにおいて何が大事か→地域も一体となってこどもの心の中に入っていけないと続かない。 ・繋がろうとする力をつける。 ・居場所とは、安全・安心な場所。価値観を押し付けない。自分で通える場所が大事。遠方では気軽に通えない。 ・人と会うのは苦手だけどメールとかZOOMとかなら大丈夫な人もいる。話したいと思っている人はいる。 ・こどもが支援の結果、状況を変えようとしても、親が変わらない時が多々ある。当事者だけでなく、家庭への支援が必要。全体的に支援の選択肢がない。ひきこもりの親に声をかけにくい。 【悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実】 ・学校側としては本当に支援が必要な子の情報はわからない。 ・SNSでの相談体制(こどもに合わせた相談体制)。 ・困っている若者に、自身は相談していい立場であると理解してほしい。自分がしんどいと気づくこと。
計画への意見反映ポイント
① キャリア(将来のプラン)に関する情報や相談場所が少なかったり、失敗を恐れて将来への不安がある若者がいることから、キャリア教育、就職に関連する情報提供などにより、働くことのイメージを持てるようにする。 ② 就労するイメージがもてていないという認識をもって、就労したい人への支援を充実する。 ③ 居場所とは、安全・安心な場所であり、人によって異なる(居場所について一緒に考えられる相談体制が必要。どんな場所・手段なら自分らしくいられるのか。) ④ ライフステージが変わると相談先・支援者も変わる。また、ライフスタイルも多様なため、相談できる手段を増やす必要がある。学校の卒業時など、ライフステージの変化のタイミングで支援機関も変更になる。 ⇒切れ目ない支援体制の構築(各支援機関・相談支援体制の連携強化)が必要。 ⑤ 誰かに話を聞いてほしいと思っている若者がいることから、相談窓口の強化に加え、SNS やオンラインなど、相談支援へのアクセス強化が必要。

地域共生ワークショップ

校区社会福祉協議会の「協議の場」等や、こども食堂地域活動を実践している関係者において、こどもにかかる課題（居場所、地域とのつながり等）を抽出し、課題解決に向けた取り組みについて意見交換会を実施しました。

① 実施概要

対象	実施日	対象者	実施方法	テーマ
校区社会福祉協議会 (地域住民等/延約 <u>260</u> 名)	8月4日	鶴山台北校区	こどもの居場所や地域とのつながり等の課題について、10 人程度のグループごとに意見交換する。	地域のこどもの居場所づくり、世代間交流等
	7月31日	黒鳥校区		
	11月16日			
	9月14日	いぶき野校区		
	10月12日			
	10月27日	緑ヶ丘校区		
	<u>1月19日</u> <u>3月2日</u>			
担い手 (約 10 名)	7月7日	青葉はつが野校区	こども食堂実践者により、こども食堂の現状や課題について意見交換する。	こども・保護者の姿、取り組みたいこと
	9月21日			
	6月27日	こども食堂の運営者		

② 地域の子どものことについて(校区社会福祉協議会等地域住民の意見まとめ)

地域や行政が協働し、子どもたちの視点に立った居場所づくりの方向性を取りまとめます。

地域住民の意見

【こどもの意見を知る】

- ・まずは、子どもたちが何を求めているのか、どのようなニーズがあるのかを知る必要がある。
- ・子ども自身が何を望んでいるかを把握できないと、世代間交流が長く続かない。
- ・長期休暇中の生活について、子ども自身がどう感じているか。

【多様な交流】

- ・高齢者等が自然の遊び場などの地域のことを知っているが、子ども世代に教えられる機会が少ない。
- ・保護者同士の横のつながりが少ないので、子育ての悩み等の共有がしづらい。
- ・校区内の行事(地域・学校問わず)に、子どもや地域が積極的に参加できないか。
- ・移動販売など、夏休み期間中だけでも駄菓子等を買えるようにして、そこで世代間交流はできないか。

【人材・担い手】

- ・通学路で見守りをする人が減少している。

【こどもの居場所】

- ・こどもの居場所をつくるにあたって、まずは場所や人員が問題となる。
- ・小さな公園は複数あるが、子どもが走り回れて自由に遊べる場所が少ない。
- ・習い事教室はあるが、昔こどもの居場所であった駄菓子屋が減ってきている。
- ・町会館を開放して、学習支援などに有効活用できないか。
- ・保護者の出勤時間が早いこともあり、朝子どもだけになる時間ができ、一人で登校している子がいるので、登校前の居場所が必要と思う。

【相談支援体制】

- ・インフォーマルも含めた子育てに関する地域の情報にアクセスしにくい。

計画への意見反映ポイント

- ① 子ども・若者の意見を聴き、子ども・若者の視点 に立った上で、こどもが「居たい」「行きたい」「やってみたい」と思えるような居場所をつくっていくことが必要である。
- ② 地域の高齢者等から多種多様な体験や遊びを学ぶことは、こどもの成長の上で大切である。関わる大人がこどもにとってロールモデルになるなど、友人だけでなく地域の大人との関係性も重要である。
- ③ 既存のイベントに子どもと大人が積極的に参加したり、新たなイベントをこどもが大人と企画・運営するなど、希薄となった多世代との交流や、地域とのつながりが求められる。また、地域によってボランティアを希望している人はいるが、どのように関わったらよいかわからない人が一定数いるため、地域の人がこれらイベント等に関われる取り組みが求められる。
- ④ こども食堂の有無など地域によって地域資源は様々であるため、それぞれの地域に合った居場所づくりを進めていく必要がある。また、多くのこどもにとって学校が居場所になっていることを踏まえ、地域や学校との連携を通じてこどもの居場所をつくっていくことが求められる。
- ⑤ 自分の地域でどういう支援が受けられるのか、どこに相談したらよいのかなど、それら疑問に対して、行政がホームページ等にアクセスしやすくする工夫や配慮が求められる。

③ 地域みんなのこどもについて(こども食堂・こどもの居場所等担い手の意見まとめ)

こどもの居場所づくりについての課題を整理し、居場所づくりについての市と民間の協働の方向性を取りまとめます。

担い手の意見
【こども】 ・参加者は小学生中心で誘い合って来る。 ・場所によって、中学生、外国の子が来るこども食堂もある。 ・元気でアピールできる子が多い。 ・あいさつ、ありがとうと言えるようになった子もいる。 ・相談事をしてくれるようになったこどももいる。 ・晩御飯として食べに来たり、何度も並ぶ子が気になる。 【保護者】 ・母親が幼児と訪れ交流の場になっている。 ・野菜の寄付は母が大変喜ぶ。 【運営】 ・お手伝いしてくれるようになっていたが、人数が増えできなくなった。 ・おいしかったと感想を言ってくれる、楽しみにしてくれている。 ・忙しくて保護者とゆっくり話す時間が取れないこども食堂もある。 ・月1回実施、これ以上増やせない。 ・家庭に問題のある子に目を向けたい。 ・課題に対して市に何ができるのかを示してほしい。 【今後取り組みたいこと】 ・学生からの学習支援。 ・農家と協働し育て・収穫・食べる、草抜き。 ・町会の夏祭り、福祉施設、企業など。 ・ほかのこども食堂の見学・活動の共有。
計画への意見反映ポイント
① <u>家庭や学校以外のおとなやこどもとの出会い</u>を重ねることは、こどもの社会性を育み、成長にとって良い経験となる。 ② オープンなこども食堂にすすんで通うこどもは、いわゆる元気で活発なこどもが多い傾向がある。家庭やこども自身に課題があるこどもが通うためには、<u>支援者側からのアプローチが必要</u>である。 ③ こども食堂の運営者は、定期的な食の確保ということより、<u>食を通じてこどもや保護者とふれあう中でやりがい</u>を実感している。さらに、こどもの成長や保護者の子育て支援に取り組む意義を感じているが、<u>人数や場所など運営上の課題に対する整理</u>が必要である。 ④ こども食堂の運営者は、学習支援や食育などの取り組み、地域活動への関心があり、こどもへの支援をより深めるためにも<u>地域のインフォーマルな支援としての定着</u>へ向けた行政との協働が必要である。

5. 支援の課題

アンケートやワークショップなどの取り組みを通じて、以下のような課題がみられます。

課題1 こどもの権利

(現状)

①こどもの権利について

・こども子育てニーズ調査(保護者)(就学前／就学後)

…こどもの権利について、「名前は知っているが内容は知らなかった」が 38.8％／38.9％等。

・子どもの生活実態調査(小学生／中学生)

…こどもの権利条約について「よく知っている」22％／19%、「聞いたことがある」29％／30%。

②こどもの意見の尊重

・こども子育てニーズ調査(保護者)(就学前／就学後)

…子育てをしていて、こどもからの意見や要望を聴き、取り入れる意識について、「常にしている」が 45.4％／40.7%、「ときどきしている」が 44.8％／53.7%。

・子どもの生活実態調査(小学生／中学生)

…家族に考えや思いを話す機会が「ある」が 51.5％／46.4%「たまにある」「あまりない」「まったくない」が 46.2％／50.9%。

…家族に考えや思いを大切にされているか「大切にされている」が 61.6％／54.1%、「ある程度」31.2％／38.8%、「大切にされていない」が 2.8％／2.8%。

…先生や友達に考えや思いを大切にされているか「大切にされている」が 44.1％／39.8%、「ある程度」47.0％／52.2%、「大切にされていない」が 2.7％／2.5%。

・こどもワークショップ

…生徒会では、自由服期間の設定など学校生活に関することについて、生徒の意見を聴き、課題や解決策を先生と相談しながら、ルールメイキングなどに取り組んでいる。

(課題)

・こども、保護者ともにこどもの権利の認知度は十分ではありません。

・こどもが家庭で自分の考えを話すことが少なく、意見を大切にされたという思いをもてていないこどもが一定数存在しています。

課題2 こどもがこもらしく過ごすことができる居場所(拠点)、家庭以外での遊びや体験

(現状)

①こどもが地域で過ごす場について

・こども子育てニーズ調査(保護者)(就学前／就学後)

…和泉市の子育て環境や支援に関して充実してほしいことについて、こどもの遊ぶ場(52.1%／44.8%)が上位となっています。

・子どもの生活実態調査(こども)

…毎日の生活で楽しいこととして、「ともだちと一緒に過ごしているとき」が 82.4%で最も多く、次いで「おうちの人と一緒に過ごしているとき」が 65.1%など。

…放課後と一緒に過ごす人について、「おうちの大人」が一番多く(前回 62.3%→今回 70.8%)、前回より増加しているとともに、「ひとりである」(前回 19.6%→今回 28.4%)も増加しています。放課後、家族以外の人と関わる機会が減っています。

…こども食堂を「利用したことがある」のは 9.2%で、「あれば利用したい」は 16.0%など。地域でこどもが過ごせる場の利用意向があるものの、利用につながりにくい状況であることが推測されます。

・こどもワークショップ

…こどもが普段の生活の中で楽しいことは様々。就学前教育保育や学校などの集団のなかでの経験と、家庭や地域等での日常とは違う経験がありました。

…こどもは、おとなに対して、自分の関心があること(野球、勉強、料理など)を教えてくれる人という印象をもっており、地域のおとなとの関わりを深めるには、こどもの関心ごとを知ることが必要です。

…SNS も自分を表現し自己欲求を満たせるための方法としては居場所となりえると同時に、人とのつながりを深めるための工夫も必要です。こどもたちが居心地がいいと感じる場所は、気をつかわず安心できること、好きなことができることが重視されています。

・地域共生ワークショップ

…地域でこどもが自由に遊ぶ場や集える場が少ない状況です。また、地域でこどもの居場所をつくるには、場所や人員が問題になります。

②子育て世帯の地域とのつながりについて

・こども子育てニーズ調査(保護者・就学前)

…近くでこどもの世話や世間話をする人がいる割合が前回調査より減少している(前回 71.5%→今回 61.2%)とともに、子育てに関する情報の入手の状況についても「隣近所の人・友人・知人」(前回 64.0%→今回 52.4%)が減少しています。

・こどもワークショップ(こども)

…こどもは、家族と過ごすなかで、大切にされているという安心感や安定感が得られるため、子育て世帯が前向きにこどもに向き合えるような地域社会の形成が必要です。こどもとおとなのつながりは、地域によって様々で、それぞれの地域に合った居場所づくりが必要です。

・地域共生ワークショップ

…こどものニーズを地域行事に生かすため、こどもが企画や運営に参画できることが重要。また、保護

者が忙しいこともあり、地域でこども会の運営や横のつながりを作るための担い手が不足しています。地域で無理のない運営をするには、既存の地域の活動をこどもに対象を広げるなどの工夫が必要です。

（課題）

- ・こどもの成長には、遊びや体験活動が重要であり、こどもが安心して遊ぶ場のニーズが高い状況です。
- ・こどもを含めて子育て家庭は、地域とのつながりが減少しています。

課題3 困難な状況にある子どもや家庭への支援

(現状)

・子ども子育てニーズ調査(保護者)

…ひとり親では、80%以上で、経済的な理由による困難を経験しており、子どもの将来のための貯蓄では、ひとり親以外との比較では「貯蓄をしたいが、できていない」で多くなっています。

・子どもの生活実態調査

…家庭の経済状況により、こどもの教育面(塾や習い事の経験、勉強時間や読書の時間など)・生活面(文化活動やレジャーの経験、孤食などの生活習慣)の格差がみられています。また、健康面(眠たい・歯痛)や心理面(うまくいかない)への影響もみられています。

…「ひとり親」「10代で親になった」など貧困状態に陥りやすい世帯があります。

…ひとり親世帯で、養育費の取り決めや受け取りをしている世帯は、全体で34.5%です。

…家族の世話をしているこどもは全体では19.1%。世話をしているこどもは、「持ち物の忘れ物が多い」25.6%、「提出物を出すのが遅れることが多い」20.0%と、そうでないこどもに比べ多くなっています。希望する進学先を見ると、世話にかかる時間が増えるほど「大学」と回答する割合が減少しています。

・こどもワークショップ(こども)

…卒業・就職を機に大きく生活が変わる中で、スムーズな社会参加を行い安定した日常生活を送ることができるよう、一人ひとりの状況に合わせた支援が必要です。

…配慮が必要なこどもの意見は、それぞれの成長・発達の状況や抱えている課題に配慮しながら、意見を聴く取組みの実践を重ねることが必要です。

・児童虐待相談件数が400件前後で経過しています。

・不登校児童生徒が増加しています。

(課題)

・児童虐待や過度なお世話を強いられるヤングケアラーなど権利侵害を受けているこどもがおり、十分な支援を受けていない状況にあります。

・貧困家庭であった場合、こどもの生活に影響を及ぼし、こどもの将来への影響も懸念されます。また、ひとり親家庭は、それ以外の家庭に比べ、貧困に陥りやすい状況です。

・不登校児童生徒数は年々増加し、要因も複雑化しているなかで、一人ひとりの不安な気持ちやニーズに寄り添い、対話をしながら、心の不安を取り除く必要があります。

課題4 身近な相談支援体制と支援サービスへのアクセス

(現状)

・こども子育てニーズ調査(保護者)

…子育てについての相談相手がいない人は少数ですが(就学前 4.4%、就学後 7.6%)、いない人は、出産前後に精神的に不安になった経験、経済的な理由による困難の経験の割合が高い傾向です。

・こども子育てニーズ調査(保護者・就学前)

…地域子育て支援拠点等の利用について、「知らなかった」(11.2%)、「知っているが利用していない」(61.5%)の割合が高い状況です。

・子どもの生活実態調査(保護者)

…支援の必要な家庭に就学援助などの支援制度が繋がっていない状況があります。

・子どもの生活実態調査(こども)

…嫌なことや悩んでいるときの相談相手について、「だれにも相談できない」(前回 4.0%→今回 3.2%)、「だれにも相談したくない」(前回 11.0%→今回 5.9%)は減少しています。

・こどもワークショップ(支援者)

…こどもや保護者に情報が十分届いていないとともに、自身から SOS を出すことが難しく、適切な時期に相談支援につながらないことがあります。

・地域共生ワークショップ

…保護者同士の横のつながりが少なく、悩みを共有できない状況があり、保護者同士が交流できる場が必要です。インフォーマルも含めた子育て情報にアクセスしにくい状況があります。

(課題)

・相談をできない(しない)こども・保護者が一定数いること、また、相談や支援につながらないことで、困難な状況に陥る可能性があります。

・就園前の相談支援の場である子育て支援拠点の活用が不十分であることをはじめ、子育て情報が十分に届いていない、また、支援策につながらない状況があります。

課題5 母親への支援

(現状)

・こども子育てニーズ調査(保護者)

…母の就労状況はフルタイムが増加、またパート・アルバイト就労者のフルタイムへの転換希望についても増加しています。ひとり親の母は、その傾向がより強くなっています。

…子育ての役割分担については、「お母さんが中心でお父さんも手伝っている」が(就学前 50.5%、就学後 45.3%)と最も多く、次いで「ほとんどお母さんが担っている」が(就学前 27.8%、就学後 36.4%)「両親が平等に分担している」が(就学前 19.5%、就学後 15.9%)となっています。

・こども子育てニーズ調査(保護者・就学前)

…産前・産後の母のニーズとして、「精神的なサポート」「家事支援」等がみられます。

…地域子育て支援拠点等の利用について、「知らなかった」(11.2%)、「知っているが利用していない」(61.5%)の割合が高い状況です。

・子どもの生活実態調査(保護者)

…「ひとり親」「10代で親になった」など貧困状態に陥りやすい傾向があります。

・こどもワークショップ(支援者)

…低年齢からの通園による集団保育・療育はこどもの発達支援には有効です。一方、早期の母子分離は人との関係性を築きにくい保護者にとっては孤立を進める一因ともなるため、地域・親同士の交流や親が学ぶ機会をつくる視点が必要です。

(課題)

・子育て分担が、母に偏る傾向は継続しています。

・母の就労状況の変化がみられ、早期の就園が進んでいることから、子育て支援の内容を検討する必要があります。

課題6 困難を抱えた若者への支援

(現状)

①ひきこもりについて

- ・ひきこもりの推計は全国で 54 万 1 千人(2.05%)とされ、本市の若者のひきこもりの人数は957人(和泉市の若者人口 46,689 人×2.05%)と推計されますが、まだまだ相談窓口の存在を知らず、悩んでいることも・若者が多いと想定されます。
- ・ひきこもり支援施策に関する認知度が低い状況です。(認知度7%)
- ・多様な地域の居場所が求められています。

②若者や支援者の意見から抽出

- ・相談できる人がいない、誰かに話を聞いてほしいと思っている若者がいます。
- ・ライフステージが変わると相談先・支援者も変わり、ライフスタイルも多様なため、相談できる手段を増やす必要があります。
- ・自分にとって居心地がよいと感じる場所(居場所)が少ないと考えている人がいます。
- ・将来(働くこと)への不安を感じている人がいます。
- ・失敗を恐れて将来への不安があります。
- ・自分に合う仕事がわからないまま、進路や就職の選択をすることに対する不安をもっています。
- ・キャリア(将来のプラン)に関する情報や相談場所が少ない状況です。
- ・少数ですが、「自室から出ない」「家から出ない」人がいます。
- ・外出頻度から見た相談希望について、ひきこもり等の状態にあるが「相談したい」人がいる一方、相談ニーズがあるにも関わらず「相談したいと思わない」人がいます。
- ・生きづらさを感じたことがあるという人がいます。

(課題)

- ・ひきこもりの相談窓口の存在を知らず、悩んでいる若者が多いと想定されます。また、ひきこもり支援は、早い段階で本人の状況に応じた段階的で継続的な支援が必要です。
- ・ひきこもり支援に関する認知度が低く、周知・啓発が必要です。
- ・多様な地域の居場所の検討が必要です。
- ・困難を抱えた若者が各福祉制度に繋がり、適切な支援を受けられることが必要です。
- ・支援が途切れることがない相談窓口の検討や切れ目ない支援を行うためのネットワークの検討が必要です。

第3章 こども計画の基本的考え

1 こどもまんなか社会

少子化の進行、児童虐待相談や不登校の件数の増加など、こどもを取り巻く状況が深刻であることから、国は、従来、別々の法律に基づいて進められてきた、こどもに関する様々な取り組みに対して、共通の基盤をつくるため、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な「こども基本法」を制定しました。

こども基本法に基づき、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」を「こども大綱」に一元化し、政府全体として、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくことになったものです。

こども計画は、こども大綱に基づき、こどもに関する諸施策を一つに束ね、一元的、包括的に進めようとするものです。

国はこのこども施策の推進の目標として、こども・若者本人の権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会を築くとしており、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」＝「こどもまんなか社会」をめざす社会像としています。

2 めざす和泉市の姿(基本理念)と基本方針

【基本理念】

めざす和泉市の姿を

「すべてのこどもの可能性を育み、その可能性を十分に発揮できる

こどもまんなかの和泉市」とします。

和泉市においても、アンケート調査やこども・若者、支援者や地域を対象としたワークショップなどで多くの課題が見られました。

こどもの権利の尊重がうたわれて久しい中、こどもが家庭で自分の考えを話すことが少なく、意見を大切にされたという思いをもていないこどももいます。

こどもの成長には、遊びや体験活動が重要であり、こどもが安心して遊ぶ場のニーズが高い状況です。

こどもを含めた子育て家庭は、地域とのつながりが減少しています。相談をできない(しない)こども・保護者が一定数いること、また、相談や支援につながらないことで、困難な状況に陥る可能性があります。子育てを支える身近な相談支援体制が必要です。

その他にも児童虐待や過度なお世話を強いられるヤングケアラーなど権利侵害を受けているこどもが存

在し、十分な支援を受けていない状況にあります。

子どもや家族の支援にあたっては、教育と福祉の連携促進や子ども施策と若者施策の融合等を進めることが求められています。

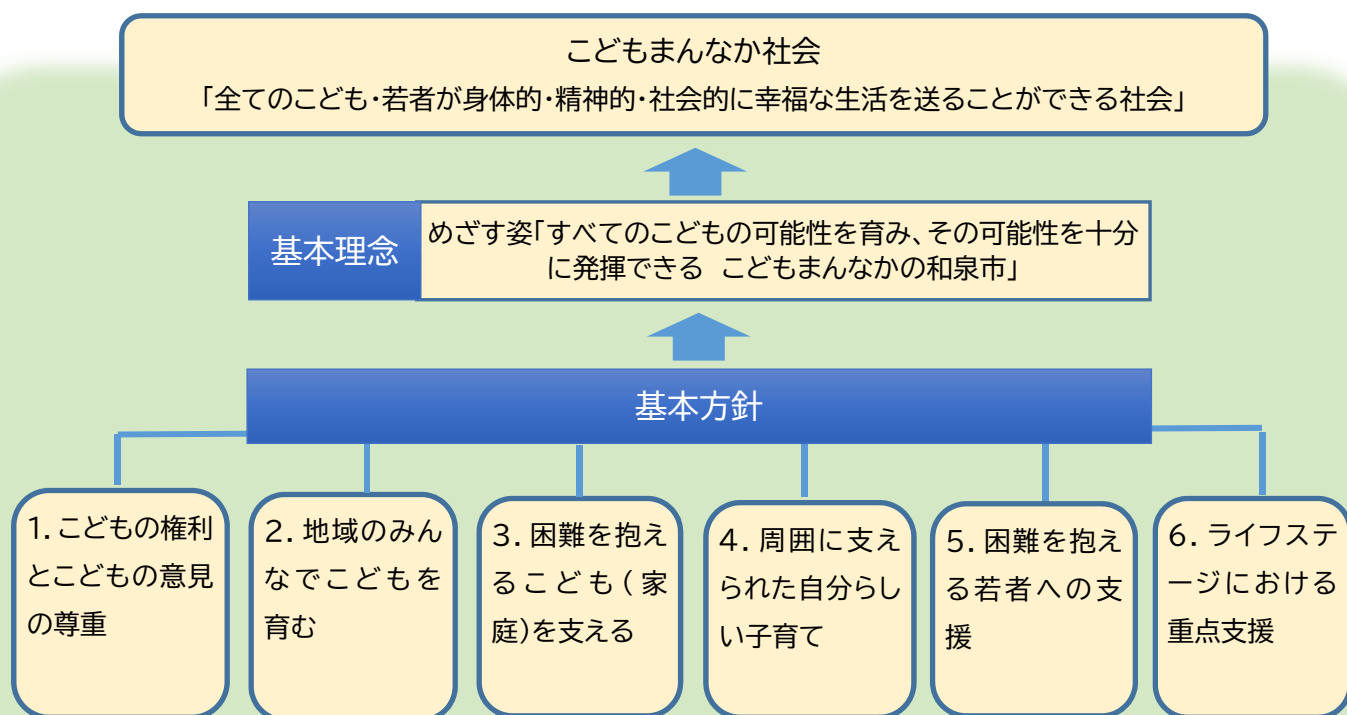
そして、貧困など支援が必要な状態にある子どもや家庭に支援を届ける上で、民間団体を含む幅広い主体間の協働について体制を構築することが必要です。

和泉市においても、今までのような子育てをする保護者のみの視点に立つのではなく、子ども・若者の視点に立ち、子どもをまんなかに据えた、「子どもまんなか社会」の一翼を担っていくことをめざします。

なかでも「子どもまんなか社会」の基本である、子どもの権利を理解し、尊重することで、子どもが個人として尊重され、地域全体で子どもの育ちを支援していく和泉市となるように取り組んでいきます。

めざす和泉市の姿を「すべての子どもの可能性を育み、その可能性を十分に発揮できる 子どもまんなかの和泉市」とします。

和泉市子ども計画のめざす姿



【こども計画策定の基本方針】

国は、こども大綱でこども施策の基本的な方針として、6つの柱を掲げています。和泉市においてもこれを尊重し、なかでも特に以下の点をこども計画策定の基本的な方針とします。

- ・ こども施策へのこどもや若者、子育て当事者の意見反映の仕組みづくりを行い、こども視点での施策展開をめざします。「こども・若者とともに作り、育てる計画」をめざします。
- ・ 各部署のこども施策について統一的に横ぐしをさす効果や市民にとってわかりやすい施策の展開とするため、こども施策の関連計画を包括的、一体的にこども計画を策定します。
- ・ 地域とともに取り組む子育て支援体制の基盤となる計画とします。
- ・ 目標管理などの手法による、PDCA サイクルを明確にします。

【成果目標と指標について】

本計画では、施策体系に沿って、基本理念に対する成果目標(最終成果目標)、基本方針に対する成果目標(分野別成果目標)、基本施策に対する成果目標(施策別成果目標)を設定し、その目標の達成度を測る評価指標をそれぞれに定めて、計画や事業の進捗管理を行います。

評価指標の期初は、令和 6 年度の状況を記載していますが、把握時期が異なる場合は別途記載しています。期末は、次期計画に関するアンケートを実施予定の令和 10 年度とします。

【基本理念と最終成果目標】

計画全体の取り組みの成果を測るため、基本理念に対して成果目標(最終成果目標)として設定し、以下の指標を定めます。

(基本理念)

すべてのこどもの可能性を育み、その可能性を十分に発揮できる こどもまんなかの和泉市

最終成果目標		
1)こどもの自己肯定感が向上する		
2)地域と取り組む子育て支援体制が進んでいる		
評価指標	期初	期末
1)「自分に自信がある」と思う小学生、中学生の割合(子どもの生活に関する実態調査)	18.9%	25%
2-1)「子育てが楽しいと感じることのほうが多い」保護者の割合(こども子育てニーズ調査)	就学前 62.9% 就学後 56.8%	65%
2-2)「子育てが地域の人に支えられている」と感じる保護者の割合(こども子育てニーズ調査)	就学前 48.1% 就学後 44.6%	55%

【課題に対する基本方針と分野別成果目標】

「第2章 4 5.支援の課題」に対して、取り組みの基本方針を定めて施策を進めます。

また、基本方針ごとに成果目標に対する効果を測るため、分野別成果目標として設定し、それぞれの達成度を測る指標を定めます。

（基本方針 1）

こどもの権利とこどもの意見の尊重		
- こどもは権利の主体であり、こどもが自分の意見を言え、尊重される経験を積むことが、こどもの自己肯定感の向上や自己決定できる力を育みます。 「こどもの権利」について理解を深め、こどもの身近にいる大人が、こどもが意見を聴き、尊重する姿勢をもつ必要があります。		
分野別成果目標		
こどもの意見が尊重される環境が醸成されている		
評価指標	期初	期末
家族に自分の考えや思いを大切にされている小学生、中学生の割合（児童生徒の生活に関する実態アンケート）	小学生 61.6% 中学生 54.1%	75%
先生や友達に自分の考えや思いを大切にされている小学生、中学生の割合（児童生徒の生活に関する実態アンケート）	小学生 44.1% 中学生 39.8%	55%

（基本方針 2）

地域 みんなでこどもを育む		
- こどもが様々な遊びや体験活動を経験することは重要であり、就学前教育・保育や学校などだけでなく、地域組織や民間団体と協力し、その機会を保障していきます。 - こどもがこどもの意思で参画できるという点で、身近な小学校区ごとに、地域資源（拠点）の活用など地域の特性に応じたこどもの居場所づくりをすすめます。 - こどもは権利の主体であり、こどもが自分の意見を言え、尊重される経験を積むことが、こどもの自己肯定感の向上や自己決定できる力を育みます。		
分野別成果目標		
<u>こどもが、こども食堂や学習支援など「地域の居場所」を利用している</u>		
評価指標	期初	期末
こども食堂などを利用したことがある小学生、中学生の割合（子どもの生活実態調査）	小学生 12.2% 中学生 5.8% (令和5年度)	27%
勉強を無料か安い料金でみてくれる場所を利用したことがある小学生、中学生の割合（子どもの生活実態調査）	小学生 6.8% 中学生 6.0% (令和5年度)	20%

(基本方針 3)

困難を抱えるこども(家庭)を支える		
・ 不登校やヤングケアラーなどこどもが抱える様々な困難に対し、早期に支援できるよう、教育と福祉の連携を強化します。 ・ 児童虐待や貧困など、家庭で十分なケアを受けることができないこどもに対し、食事などの生活面や学習支援を受けることができる支援を提供します。 ・ ひとり親世帯について、離婚相談から養育費の問題、就労支援などによる生活の再建、こどもへの支援などトータルに支援を行います。		
分野別成果目標		
支援が必要な児童生徒が、教育と福祉の連携により発見され、支援につながる		
評価指標	期初	期末
教育と福祉のデータ連携により、新たに支援につながった児童生徒数(要保護児童対策地域協議会の登録)	未把握 (令和 6 年度末 に集計)	増加 (期初値把握後 に設定)

(基本方針 4)

周囲に支えられた自分らしい子育て		
・ 妊娠期から子育てを支える相談支援体制の強化をはかります。母子保健、就学前教育・保育、学校教育など子育て世帯すべての人を対象とした支援の中で、人と人とのつながりに重点をおいた相談支援や情報提供を展開します。 ・ 同時にデータ活用によるプッシュ型通知をはじめ、支援サービス申請のオンライン化など必要な支援策にアクセスしやすく、つながりやすい環境整備に取り組みます。 ・ 母親に子育ての負荷が偏らないよう、保育ニーズやこども子育て支援事業の必要量の充足ができるよう努めます。 ・ 妊娠期から、地域をはじめとする周囲から子育てを支えられていると実感でき、自分らしい子育てができるよう地域・親同士の交流の機会等の充実をはかります。		
分野別成果目標		
地域と取り組む子育て支援体制が進んでいる		
評価指標	期初	期末
「子育てが地域の人に支えられている」と感じる保護者の割合 (こども子育てニーズ調査)	就学前 48.1% 就学後 44.6%	55%

(基本方針 5)

困難を抱える若者への支援		
・ 相談窓口につながった若者に対して、関係機関と連携して段階的な支援を行うとともに、家庭への支援も含め、複雑化した問題や多様なニーズに対応できるよう、相談員の資質向上への取り組みを進めます。 ・ ひきこもりに関する住民理解を含め、ひきこもり支援の周知・啓発を行います。 ・ 地域でのこども・若者の居場所について、支援者や関係機関等に情報提供し、居場所づくりや担い手育成の支援を行います。 ・ 困難を抱える若者が、ひとりで抱え込まず、早期に解決することができるよう、生活困窮者自立支援制度や就労支援などにより、自立に向けて支援を行います。 ・ 不登校・ニート・ひきこもり・ヤングケアラーの課題を抱えるこども・若者の実態把握や切れ目なく支えることができる仕組みの検討を進めます。		
分野別成果目標		
ひきこもり支援が認知されている		
評価指標	期初	期末
ひきこもり支援を知っている人の割合(令和5年度和泉市住民幸福度・満足度調査)	7%	35%

(基本方針 6)

ライフステージにおける重点支援		
出産前から幼児期、学童から思春期のライフステージに応じたきめ細かな支援を進めます。		
分野別成果目標		
基本施策共通の評価指標を定めることが適切でないため、 <u>分野別成果目標</u> は定めず、「出産前から幼児期」「学童から思春期」の基本施策ごとの <u>施策別成果目標</u> で評価します。		

【基本施策と施策別成果目標】

第4章において、基本施策ごとの成果目標を施策別成果目標として設定し、それぞれの事業効果を測る指標を定めています。(詳細は第4章参照。)

3 施策の体系

本計画では、基本理念と 6 つの基本方針に基づき、以下の基本施策を展開します。

基本理念	基本方針	基本施策
すべてのこどもの可能性を育み、その可能性を十分に発揮できる こどもまんなかの和泉市	1. こどもの権利とこどもの意見の尊重	1-1 こどもの権利、こどもの意見尊重の意識の醸成
		1-2 こどもに関わる人が多い大人によるこどもの意見尊重の実践
	2. 地域の人みんなでこどもを育む	2-1 身近な場所で「こどもの居場所」
		2-2 官民様々な担い手による遊びや体験の保障
	3. 困難を抱えるこども(家庭)を支える	3-1 教育と福祉の連携による予防的支援 :ヤングケアラー・不登校
		3-2 家庭でのケアを受けにくいこどもへの支援の充実 :児童虐待・貧困
		3-3 ひとり親世帯への支援の充実
		3-4 その他配慮が必要なこどもへの支援:障がい児・自殺対策・その他
	4. 周囲に支えられた自分らしい子育て	4-1 母親に子育ての負担が偏らない、こども・子育て支援事業の充足
		4-2 妊娠期から子育てを支える相談支援体制
		4-3 DX 推進によるアクセスしやすく、利用しやすい子育て支援サービス
	5. 困難を抱える若者への支援	5-1 ひきこもり等の困難を抱える若者の相談窓口・支援
		5-2 ひきこもり等の困難を抱える若者に対する理解・啓発
		5-3 ひきこもり等の困難を抱える若者の地域資源づくり
		5-4 困難を抱える若者を支える制度
		5-5 子ども・若者育成支援推進法に基づく切れ目ない支援の仕組みづくり
	6. ライフステージにおける重点支援	6-1 出産前から幼児期 ～就学前保育教育の充実、切れ目ない医療保健～
		6-2 学童から思春期 ～学校教育～

※ 参考

こども大綱がめざす姿・基本的な方針

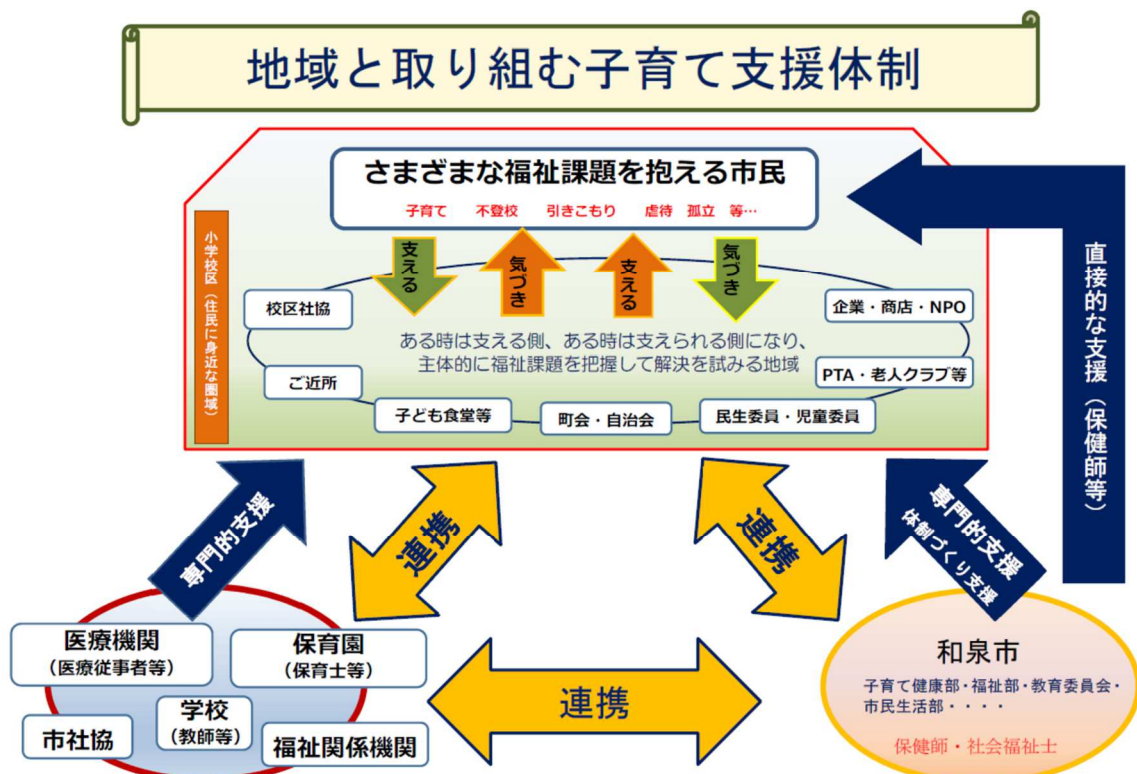
国は、こども基本法に基づくこども大綱で、めざす社会像として、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」（「こどもまんなか社会」）を提唱し、6つの柱を掲げています。

【こどもまんなか社会】

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約 の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

【国のこども施策の基本的な方針(6つの柱)】

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに考えていく。
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ④良好な成育環境を確保し、格差や貧困の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む。
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間団体等との連携を重視する。



4 施策体系と「こどもまんなかの和泉市実現マップ」

本計画は、こども施策を総合的かつ一体的に推進するために策定したものです。計画の推進には、本市のめざす姿(基本理念)を描き、その姿を達成するためのプロセスを明確にし、各部署がこども施策をすすめていく必要があります。その道筋を体系的に示すため、「こどもまんなかの和泉市実現マップ」を用います。

【「こどもまんなかの和泉市実現マップ」について】

「こどもまんなかの和泉市実現マップ」は、施策が目標とする成果を達成するために至るまでの論理的な関係を体系的に図式化したものです。

施策体系に沿って、基本理念に対する成果目標として、最終成果目標を定めています。これを達成するための基本方針に対する成果目標として、分野別成果目標を、基本施策に対する成果目標として、施策別成果目標をそれぞれ設定しています。さらに、それらの成果目標を達成するための施策・取り組み(アクティビティ)とそれに必要な投入資源(インプット)を主な施策として設定しています。

※成果目標:施策がもたらした変化、効果のことを表します。

【評価について】

設定した成果目標は、「こうしたら(施策の結果＝アウトプット)」「こうなった(結果から得た成果＝成果目標)」という因果関係に沿って、各成果目標の達成度を評価指標に基づき、評価していきます。

これを基本施策レベルから段階的に評価していき(施策別成果目標→分野別成果目標→最終成果目標)、施策や計画全体の達成度を測ります。

成果目標に対して、その目標の達成度を測る評価指標をそれぞれに定めて、計画や事業の進捗管理を行います。

施策体系

「こどもまんなかの和泉市実現マップ」

基本理念	基本方針	基本施策	主な施策(インプット・アクティビティ)	施策別成果目標	分野別成果目標	最終成果目標
すべてのこどもの可能性を育み、その可能性を十分に発揮できるこどもまんなかの和泉市	1. こどもの権利とこどもの意見の尊重	1-1 こどもの権利、こどもの意見尊重の意識の醸成	1-1 こどもの権利に係る普及啓発・情報提供	1-1 こどもが権利の主体であることが認知されている	1. こどもの意見が尊重される環境が醸成されている	① こどもの自己肯定感が向上する ② 地域と取り組む子育て支援体制が進んでいる
		1-2 こどもに関わることが多い大人によるこどもの意見尊重の実践	1-2 こどもに関わる職員等こども意見の尊重、こども施策への反映	1-2 保護者が、こどもの意見を聴き、尊重している		
	2. 地域のみんなでこどもを育む	2-1 身近な場所で「こどもの居場所」	2-1 こどもの居場所の必要性や居場所の周知・立ち上げ、運営者への支援	2-1 各小学校区に、こどもが自由に参加できる地域の居場所がある	2.こどもが、こども食堂や学習支援など「地域の居場所」を利用している	
		2-2 官民様々な担い手による遊びや体験の保障	2-2 地域団体、民間団体、民間企業等と連携・協働した遊びや体験の充実	2-2 放課後こども教室が、各小学校区にある		
	3. 困難を抱えるこども(家庭)を支える	3-1 教育と福祉の連携による予防的支援:ヤングケアラー・不登校	3-1 ヤングケアラー、不登校児童生徒への相談支援、相談先等の周知啓発	3-1 ①ヤングケアラーが、伴走型支援につながる ②不登校の児童生徒が減る	3.支援が必要な児童生徒が、教育と福祉の連携により発見され、支援につながる	
		3-2 家庭でのケアを受けにくいこどもへの支援の充実:児童虐待・貧困	3-2 要対協をはじめとする関係機関の連携による支援	3-2 ①虐待事案が解決に向かう ②貧困家庭が支援につながる		
		3-3 ひとり親世帯への支援の充実	3-3 ひとり親世帯への就労支援等の充実	3-3 就労することにより、ひとり親家庭の生活が安定に向かう		
		3-4 その他配慮が必要なこどもへの支援:障がい児・自殺対策・その他	3-4 障がい児の健やかな成長のための発達支援、こどもの自殺予防対策の推進など	3-4 障がい児が、日常生活に満足している		
	4. 周囲に支えられた自分らしい子育て	4-1 母親に子育ての負荷が偏らない、こども・子育て支援事業の充足	4-1 男女がともに子育てに参加する環境づくりについての周知啓発、母親の育児負担軽減のための子育て支援施策の充実	4-1 母親に子育ての負荷が偏っていない	4.地域と取り組む子育て支援体制が進んでいる	
		4-2 妊娠期から子育てを支える相談支援体制	4-2 子育てに関する情報提供体制の充実、相談支援体制の整備	4-2 子育て世帯が、現在住んでいる地域で子育てをしたいと思っている		
		4-3 DX 推進によるアクセスしやすく、利用しやすい子育て支援サービス	4-3 DX 推進によるアクセスしやすく、利用しやすい子育て支援サービス	4-3 DX 推進により、市民が来庁せずに子育てに関する行政手続きができる		
	5. 困難を抱える若者への支援	5-1 ひきこもり等の困難を抱える若者の相談窓口・支援	5-1 ひきこもり相談窓口から支援に繋ぐ、多様な困難事例に対応できる相談員の資質向上	5-1 ひきこもり等の困難を抱える若者が相談に繋がっている	5. ひきこもり支援が認知されている	
		5-2 ひきこもり等の困難を抱える若者に対する理解・啓発	5-2 ひきこもり等の市民への周知・啓発	5-2 ひきこもり支援が認知されている		
		5-3 ひきこもり等の困難を抱える若者の地域資源づくり	5-3 困難を抱える若者の居場所づくり・担い手育成の支援	5-3 地域での居場所が認知されている		
		5-4 困難を抱える若者を支える制度	5-4 生活困窮者への支援、就労支援などの行政サービスの実施	5-4 若者が自立に向けて進んでいる		
		5-5 子ども・若者育成支援推進法に基づく切れ目ない支援の仕組みづくり	5-5 子ども・若者育成支援推進法に基づく切れ目ない支援の仕組みづくり	5-5 困難を抱えるこども・若者を切れ目なく支えることができる		
	6. ライフステージにおける重点支援	6-1 出産前から幼児期～就学前保育・教育の充実、切れ目ない医療保健～	6-1 妊娠中から子育て家庭に寄り添った切れ目ない相談支援、保育サービスの提供	6-1 産婦が自身の妊娠・出産について満足している	—	
		6-2 学童から思春期 ～学校教育～	6-2 学びの場としての学習の機会確保と学力の保障	6-2 児童生徒が学校生活を楽しいと思っている		

第4章 施策事業の推進

基本方針1 こどもの権利とこどもの意見の尊重

1. こどもの権利、こどもの意見尊重の意識の醸成

こども基本法において、こども施策の基本理念にも示されているこどもの権利について、市全体で共有することが「こどもまんなかの和泉市」を推進する上の中核となってきます。

こどもの教育、養育の場においてこどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進し、こども自らが権利の主体であることを広く周知します。

また、こどもに関わり得る全てのおとなを対象に、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進するとともに、こどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行うことにより、こどもが権利の主体であることを広く社会全体に周知します。

< 施策別成果目標 >

こどもが権利の主体であることが認知されている

< 評価指標 >

こどもと保護者のこどもの権利についての認知度の向上を評価指標とします。

評価指標	期初	期末
「こどもの権利条約」をよく知っているこどもの割合(児童生徒の生活実態アンケート)【学校教育室】	小学生:21.5% 中学生:18.9%	40%
こどもの権利について、名前も内容も知っている保護者の割合(こども子育てニーズ調査)【子育て支援室】	就学前:30.0% 就学後:32.1%	50%

< 主な施策 >

施策1-①	市民へのこどもの権利に係る普及啓発
○ 人権擁護委員による人権教室(紙芝居、講話等)や、人権の花運動を通じて、他人を思いやる心や命を大切にする気持ちを育み、人権意識の高揚を図ります。【人権・男女参画室】	
施策1-②	こどもへの権利に係る情報提供・啓発
○ こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行う。こどもの権利条約の認知度を把握しつつ、その趣旨や内容についての普及啓発に取り組みます。【学校教育室、 <u>子育て支援室</u> 】	
○ 青少年への人権等に関する講習講座、体験学習、施設見学等を実施します。また、人権擁護を中心とした青少年の自主活動に対し補助金を交付します。【青少年センター】	

2. こどもに関わることが多い大人によるこどもの意見尊重の実践

こどもが意見を形成するには、普段の生活の中で自らの考えや思いを話すこと、また、話を聴き受け入れてもらえた経験の積み重ねが必要です。また、そのような経験が、自己肯定感の形成や多様な人格・個性を尊重する基礎となってきます。

こどもの身近にいる保護者がこどもの話を聴き、こどもの思いを尊重しながら子育てができるよう、その必要性や方法に関する情報提供を行うとともに、子育て相談などの場面を通じ、保護者がこどもの考えや思いを受けとめることができるよう支援します。

また、教職員、幼児教育・保育や青少年教育、こどもの福祉に携わる者は、こどもとの関わりの中で、発達段階に応じた方法でこどもの意見を聴き、尊重する関わりを行います。その際、意見を表明しにくいこどもの存在を認識し、聴取したこどもの意見については、教育・保育などに反映します。

市がこどもに関わる施策を実施する時には、こどもの意見を聴き、反映させる仕組みをつくります。

<施策別成果目標>

保護者が、こどもの意見を聴き、尊重している

<評価指標>

こどもからの意見や要望を聴き、それらを取り入れることを常に意識している保護者の割合を指標とします。

評価指標	期初	期末
こどもからの意見や要望を聴き、それらを取り入れるよう、常に意識している保護者 (こども子育てニーズ調査)【子育て支援室】	就学前 45.4% 就学後 40.7%	60%

<主な施策>

施策2-①	こどもに関わる職員等の人権や意見尊重に関する研修
○ こどもに関わる教職員や保育士、相談員などへの情報提供および研修を実施します。 【学校教育室、こども未来室、子育て支援室】	

施策2-②	こどもに関わる職員等によるこども意見の尊重、こども施策への反映
○ ルールメイキングの取り組みなど教育・保育の場面でのこどもの意見尊重の実践をします。 【学校教育室、こども未来室、子育て支援室】	
○ SOS の出し方に関する教育に係る研修を実施します。【学校教育室】	
○ こども家庭相談において、こどもの考えや思いを聴きとり支援に生かします。【子育て支援室】	
○ こども施策を検討する際には、こどもの意見を反映させるよう庁内に周知します。【子育て支援室】	

施策2-③	保護者への情報提供と支援
○ 保護者にこどもの考えや思いの受けとめの重要性について、母子健康教育相談事業やこども家庭相談等で情報提供します。【健康づくり推進室、子育て支援室】	

基本方針2 地域みんなでこどもを育む

1. 身近な場所で「こどもの居場所」

こどもの居場所は、こどもにとって、安全で安心して過ごすことができる場です。

ワークショップでのこどもの意見として、公園などの楽しく過ごせる場の必要性や大人からの関わりへの希望がありました。また、自分が受け入れられたという経験が安心感につながっているという声が聴かれました。

学童期以降のこどもの居場所については、こどもが自分で選択できるという点で、小学校区などの身近な場所にあることが必要となってきます。一方、町会などの地域団体の加入率の低迷、地域コミュニティ活動の担い手の固定化など地域コミュニティ活動の継続への課題もみられています。また、地域コミュニティ活動の今後の担い手となるこどもや子育て世帯は、地域コミュニティとのつながりが希薄となっています。

「地域全体でこどもを育む」という意識のもと、こどもを基点とした地域活動の活性化が、新たな地域コミュニティ活動やその担い手を育むという視点から、市民、地域団体、民間企業や事業所などが運営主体となる居場所づくりをすすめていきます。

現在、こどもと地域コミュニティとの交流や関わりの状況には差が見られます。また、地域コミュニティによってこどものニーズや担い手となる人、場所などのハード面の状況が異なり、それにより課題も異なってくることから、地域コミュニティの実情に応じた「こどもの居場所」に関する取り組みが小学校区を単位として進んでいくよう、社会福祉協議会と情報共有・連携を図り、居場所の立ち上げや運営に対する課題解決に向け取り組みを進めていきます。

＊＊こどもの居場所の活動例＊＊

こどもが参加できる場(担い手と場所)であり、月1回以上定期的に開催されている

こども(地域)食堂、学習支援活動、自治会館などでの喫茶コーナーや自習室、駄菓子屋

＊＊安全・安心なこどもの居場所にするために大切にすること＊＊

参加しているこどもの声を聴き、居場所を運営する

参加するかしないかはこどもが決めることができる

参加するみんなが得意や力をいかせ、役割をもてるようにする

参加するみんなの意見や個性を尊重し、意見の違いは対話で解決する

＊＊こどもの居場所づくりにおける自助・共助・公助＊＊

自助 こどもは、自分に合った居場所に参加する。居場所で何らかの活動に参画する

保護者は、こどもに合った居場所に参加できるようサポートする

地域住民は、地域コミュニティ活動に参画する

共助 地域コミュニティが「地域全体でこどもを育む」ため、こどものニーズが尊重された居場所の運営

公助 市は、共助への支援として、担い手づくり・活動の場づくり・活動の周知などの課題への対応に取り組む

児童虐待など専門的な支援が必要なこどもへの対応をする

<施策別成果目標>

各小学校区に、こどもが自由に参加できる地域の居場所がある

<評価指標>

市民、地域団体、民間企業や事業所が実施しているこどもが自由に参加できる居場所(月1回以上の定期実施)のある小学校区数を評価指標とします。

評価指標	期初	期末
市民、地域組織、民間企業や事業所が実施しているこどもが自由に参加できる居場所(月1回以上の定期実施)のある小学校区数 【子育て支援室】	11校区	21校区

<主な施策>

施策1-①	こどもの居場所の必要性や居場所の周知
○ こどもを含めた多世代が集う居場所や地域活動の必要性、地域コミュニティの中のこどもの居場所について啓発します。【福祉総務課、子育て支援室】 ○ こどもの居場所を含む地域の支援策について周知し、支援が必要なこどもが居場所につながるよう関係機関と情報共有を図ります。【子育て支援室、学校教育室】 ○ 地域住民が主体的に居場所を創設できるよう、居場所づくりのきっかけになるような情報提供や地域で利用できる居場所の周知に取り組みます。【くらしサポート課】	
施策1-②	こどもの居場所の立ち上げ、運営者への支援
○ 世代交流を含む「こどもの居場所」に関する取り組みが進んでいくよう、社会福祉協議会と情報共有しながら、連携を図ります。【福祉総務課、子育て支援室】 ○ こどもの居場所を運営する担い手による交流会の実施や各校区の協議の場へ参加することで、質の向上への支援や担い手不足や実施場所の課題等を把握し、対応策を検討していきます。 【福祉総務課、子育て支援室】	

2. 官民様々な担い手による遊びや体験の保障

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点となります。

遊びや体験活動の重要性、学びへのつながりや、その機会を保障することの重要性を改めて認識した上で、就学前施設や小中学校、放課後児童クラブ、青少年センターなどのこどもを対象とした事業において、地域団体、家庭、民間団体、民間企業等と連携・協働して遊びや体験の充実をはかります。また、多様な学び・体験・外遊びの機会ができる多様なこどもの居場所づくりを地域コミュニティにおいて進めていきます。

こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであり、こどもたちが「読書は楽しい」と感じ、自主的に読書活動を行える環境づくりを家庭、地域団体、就学前施設、小中学校等と連携し推進します。

また、国際社会への理解や英語力とコミュニケーション能力を高め、世界の人々と協働しようとするグローバル人材の育成のため、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育や教養教育、友好姉妹都市との交流をはじめとして、多様な文化を学ぶ機会の提供や国際交流の推進に取り組みます。

その際、こどもの遊びや体験活動が、成育環境によって格差が生じないように配慮していきます。

<施策別成果目標>

放課後こども教室が、各小学校区にある

<評価指標>

地域住民の参画を得て実施する放課後こども教室の数を評価指標とします。

評価指標	期初	期末
放課後こども教室(地域の方の参画を得た教室)の数 【こども未来室】	13校区	19 校区

<主な施策>

施策2-①	就学前施設、小中学校等における遊びや体験の充実、読書活動への支援、国際交流の推進
○ 保育や教育における多様な体験・交流の機会や遊び場、活動の場を提供します。 【こども未来室、学校教育室、子育て支援室】 ○ 放課後児童クラブ(留守家庭児童会)について「和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める基準を満たしつつ入会希望児童を受け入れるため、状況に応じた受け皿整備を行います。【こども未来室】 ○ 市内北部地域の小学生を対象に、「子どもすこやか広場(どろんこ子ども会)事業」を実施し、学校の放課後や長期休みにおける安全・安心な居場所を提供します。なお、令和9年度以降は、留守家庭児童会に機能統合します。【青少年センター】 ○ 青少年の多様なニーズに対応し、様々な学習活動の推進のため多彩な講座やイベントを実施し、学習・体験・交流の機会を提供します。【青少年センター】 ○ 図書館のサービスの充実を図るとともに、家庭・地域での読書活動の推進、就学前施設、小中学校等における読書活動を切れ目なく推進します。【生涯学習推進室、学校教育室、こども未来室】 ○ ALT(全校配置)を活用したコミュニケーションを主眼とした授業を実施します。【学校教育室】 ○ 友好姉妹都市との交流を通して、多様な文化や考え方に触れ、国際理解の促進や、幅広い視野と国際感覚の醸成に繋がります。【生涯学習室】	

施策2-②	地域団体、民間団体、民間企業等と連携・協働した遊びや体験の充実
○ 地域コミュニティでのこどもの居場所が、多様な遊びや体験の機会となるよう活動支援を行います。 【福祉総務課、子育て支援室】 ○ 放課後こども教室について、地域の方々が組織する実行委員会が運営を行う校区の増加を図ります。 【こども未来室】 ○ 保育所・幼稚園・認定こども園、学校と高齢者との交流を、行事等さまざまな機会を通じて行います。 【こども未来室】	

基本方針3 困難を抱えるこども(家庭)を支える

1. 教育と福祉による予防的支援:ヤングケアラー・不登校

こどもや家庭の状況は多様化しており、抱える課題が複雑化し、単独の部署や機関で解決することは難しい状況となっています。また、課題が表面化していなくても、潜在的なリスクを抱えている家庭もあります。こどもや家庭の課題は日ごろから関わりのある学校が把握しやすいため、学校が把握した課題を早期に支援につないでいく必要があります。市内小中学校において福祉的支援を担うスクールソーシャルワーカーの配置の充実と、教育部局と福祉部局の連携によるこども本人への支援を実施し、予防的な支援の充実に取り組みます。

ヤングケアラーは、家事や家族の世話などが常態化することで、学校生活や将来の進路、友人関係に支障が出ることなど、こどもの権利が守られていないという課題があります。しかし、こども本人や家族が自覚していない場合もあり顕在化しづらいことがあるため、学校や地域住民など周囲の気づきから支援につなげる必要があります。各学校において毎年実施している「児童生徒の生活実態アンケート」で家族へのお世話などで相談意向がある児童生徒について校内で共有するとともに、見守りを強化し、必要に応じて、スクールソーシャルワーカー等が関係機関につなぐ支援を実施します。

不登校児童生徒数は年々増加しており、要因も複雑化しています。また、児童生徒自身が原因について「わからない」ということも多く、一人ひとりの不安な気持ちやニーズに寄り添い、対話をしながら、心の不安を取り除く必要があります。市内小中学校には校内教育支援センターを設置し、不登校の早期発見・早期対応に取り組んでいます。教育支援センターでは、カウンセリング・発達検査・教育相談を実施するとともに、「グリーンルーム」において、学校復帰のみをめざすのではなく、将来的な社会的自立をめざした活動をしています。不登校に至る要因については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、福祉的な課題がある場合は、学校だけではなく、スクールソーシャルワーカー等が関係機関につなぐ支援を実施していきます。

このように教育部局と福祉部局の連携支援体制を強化するとともに、ヤングケアラーと不登校の課題は、市立小中学校のみの課題でないため、私立小中学校に通う児童生徒や高校生(年齢)のこどもが支援につながるよう、学校との連携や支援策の周知に取り組みます。

<施策別成果目標>

①ヤングケアラーが、伴走型支援につながる

②不登校の児童生徒が減る

<評価指標>

ヤングケアラーへの伴走型支援を実施した割合、不登校児童生徒数を評価指標とします。

評価指標	期初	期末
① 児童生徒の生活実態アンケートで、新たに支援につながったヤングケアラーと思われる児童生徒数 (スクールソーシャルワーカーの関わり) 【学校教育室】	未把握 (令和 6 年度末 に集計)	増加 (期初値把握後 に設定)
② 新規不登校児童生徒数【学校教育室】	小学生:95 人 中学生:145 人 (令和 5 年度)	小学生:75 人 <u>中学生:115 人</u>

<主な施策>

施策 1-①	ヤングケアラー、不登校に関する相談先等の周知啓発
○ ヤングケアラー、不登校に関する相談先や対応について、市民への情報提供や普及啓発に取り組みます。 【子育て支援室】	

施策 1-②	ヤングケアラー、不登校児童生徒への相談支援
○ ヤングケアラーや不登校児童生徒について、一人ひとりに応じた支援をします。 【学校教育室、子育て支援室】	
○ ヤングケアラーが担っている世話の負荷を軽減するための事業を開始します。【子育て支援室】	
○ 家族の障がいに関与する場合は、障がい福祉サービスのうち家事援助(育児支援)の支給等により支援します。【障がい福祉課】	

施策 1-③	ヤングケアラー、不登校に関する関係者への研修
○ 介護・福祉・保健・教育等の関係者に、ヤングケアラー、不登校についての対応・支援についての研修をします。【子育て支援室】	
○ 教職員に対し、ヤングケアラー、不登校についての対応・支援についての研修をします。 【学校教育室、子育て支援室】	

2. 家庭でのケアを受けにくいこどもへの支援の充実：児童虐待・貧困

保護者や家庭の状況により、こどもが十分なケアを受けることができない場合、生活習慣の形成や成長・発達に影響を及ぼし、こどもの将来を左右します。

その中でも児童虐待は、こどもの権利を著しく侵害するものであり、心身の成長・発達を阻害し、様々な生きづらさにつながり得るものです。その要因は様々で、家族関係や経済的状況、こどもの発育・発達状況、近隣関係など複合的な課題が考えられることから、不適切な養育につながるリスクのある家庭、子育てに困難を感じている家庭に対し、具体的な支援を行うことが必要です。妊娠中から子育て家庭とこどもを包括的に支援する「和泉市こどもまんなかセンター」の機能を深化させるとともに、教育と福祉の連携を強化し、要保護児童等の早期発見・早期対応に向けた各関係機関との情報共有をはかります。こどもの SOS をできる限り早くキャッチするため、地域での見守りを含め、関係機関とともにこどもの命を守る虐待予防の取り組みを強化します。

また、家庭の貧困は、こどもの生活に影響を及ぼし、こどもの将来への影響も懸念されます。将来の貧困の予防は、各家庭の状況にあわせた、生活全般を視野に入れた総合的な保護者の就労支援を行うことです。金銭的困窮等を防ぎ、保護者とこどもが心身ともに余裕のある生活を送ることができ、こどもへの悪影響が減少し、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことにつながります。

また、困窮世帯に適切に生活保護を適用するのはもとより、生活保護世帯において、対象となるこどもに対して、進学・就職準備給付金の支給を行い、進学や就職を支援し、安定した職業に就くことにより自立することにつなげます。

教育分野では、スクールソーシャルワーカーなど、専門家の視点から児童生徒の背景をアセスメントし、教育と福祉の連携により適切な支援につなぐことや就学援助などの経済的負担軽減を行い、「豊かな心と確かな学力、たくましく生きるための健康・体力を身に付けた輝くこどもを育む教育のまち和泉市」を進めます。

<施策別成果目標>

- ①虐待事案が解決に向かう
- ②貧困家庭が支援につながる

<評価指標>

要保護児童対策地域協議会における支援対象児童（要保護児童・要支援児童）の終結件数や、経済的理由による困難の経験者等の割合を評価指標とします。

評価指標	期初	期末
要保護児童対策地域協議会における支援対象児童（要保護児童・要支援児童）の終結件数【子育て支援室】	535 件 （令和1～5 年度の平均）	589 件 （令和 5～9 年度の平均）
直近1年間で生活の見通しがたたなくて不安になったことがある人の割合（こども子育てニーズ調査）【子育て支援室】	就学前 14.7% 就学後 14.4%	10%
直近1年間で経済的な理由による困難の経験がない人の割合（こども子育てニーズ調査）【子育て支援室】	就学前 32.8% 就学後 35.0%	37%

<主な施策>

施策 2-①	児童虐待、貧困に対する支援
○ 和泉市こどもまんなかセンターの設置により、妊娠期からの切れ目のない支援、児童福祉と母子保健の更なる連携強化及び一体的支援体制を確立します。【健康づくり推進室、子育て支援室】 ○ 教育と福祉のデータ連携の実施により、スクールソーシャルワーカーが支援の必要な児童生徒を把握するとともに、要保護児童対策地域協議会において専門的な視点により適切な支援につなげます。【子育て支援室、学校教育室】 ○ 家庭支援推進保育事業・児童虐待に関する研修の強化により、児童虐待の予防・発見・対応に関する体制を強化します。【こども未来室】 ○ くらし・しごとサポートセンターで生活困窮者の自立に向け、関係機関と連携しながら支援を実施します。【くらしサポート課】 ○ 就学援助制度等、経済的負担を軽減する施策について、より分かりやすく周知することで保護者の制度への理解を深め、申請しやすい環境整備を行います。【学校教育室】	

3. ひとり親世帯への支援の充実

ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担っていることから、様々な困難を伴うことがあり、それ以外の家庭に比べ、経済的な貧困に陥りやすいという課題があります。また、時間の貧困にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持っていない現状があります。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当支給事業やひとり親家庭医療費助成事業等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組みます。

こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子の交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進について取り組みます。

<施策別成果目標>

就労することにより、ひとり親家庭の生活が安定に向かう

<評価指標>

ひとり親の就職した件数を評価指標とします。

評価指標	期初	期末
就職を希望するひとり親の就職件数【子育て支援室】	30 件	50 件

<主な施策>

施策3-①	ひとり親世帯への支援の充実
○ 児童扶養手当支給事業、ひとり親家庭医療費助成事業等のさらなる周知を実施します。【子育て支援室】	
○ 母子父子自立支援員を配置し、ハローワーク等との連携による就労支援に取り組みます。 【子育て支援室】	
○ 子育てや生活の自立に向けた支援の推進に取り組みます。【子育て支援室】	

4. その他配慮が必要な子どもへの支援:障がい児・自殺対策・その他

障がい児においては、「第4次和泉市障がい者計画」(令和3年度～令和8年度)及び「第3期和泉市障がい児福祉計画」(令和6年度～令和8年度)に基づき、保健、医療、福祉、教育等の様々な関係機関が緊密な連携を図り、障がい施策及び子ども施策全体の連続性の中で、子どもが自分らしく健やかに成長することめざしています。

家族が子どもの障がいを受けとめ安心して子育てができるとともに、子どもが自分らしく成長・発達できるよう、乳幼児健康診査等をきっかけに必要な支援がスムーズに受けられるよう取り組んでいます。集団の中での子どもの育ちを意識し、児童発達支援センターを中核として地域のインクルージョン(参加・包容)を推進する体制構築に努めます。

障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、子どもの特性にあった進路選択や支援・サービスの利用につながるよう、保健、医療、福祉、保育、教育における専門的支援や連携体制の強化を進めます。保護者自身が、子どもの特性に合った進路や支援を選択する力をつけられるよう、保護者支援の強化に努めます。

そして、社会福祉法人和泉市社会福祉協議会が実施する心身障がい児訓練事業では、障がいや発達に遅れのある子どもやその家族を支援するため、作業療法士等によるリハビリ訓練事業を通して、身近な地域で相談や療育等が受けられる支援体制の充実を図るとともに、一人ひとりの可能性を伸ばし、自立や社会参加ができるように、障がいの程度や発達段階に応じた保育・療育・教育等の内容を充実させます。

また、国際交流の活発化に伴い、外国籍や外国から帰国した子どもは増加しており、小・中学校においては、語学指導員や日本語指導加配教員等を活用して、日本語指導が必要な児童生徒に適切な支援を行い、国際化の進展に伴う支援ニーズの増大について対応します。

自殺対策においては、「第2次和泉市自殺対策計画」(令和6年度～令和10年度)に基づき、誰もが子どもの頃から、自分は大切に尊い存在だと実感でき、地域の中でお互いの生きづらさを共に支え合い、多様性を認め合うまちづくりをめざしています。子どもが生きづらさや問題を抱えたときに、身近な信頼できる大人にSOSを出すことができ、こころの健康を維持するための教育を推進するとともに、悩みを抱える子どもを早期に把握し、適切な支援につなぐ体制を強化します。また、配慮が必要な子どもの精神的ストレスが軽減できるよう支援をおこないます。

個別面談や各種アンケート、タブレット等を用いたスクリーニングなどにより、悩みを抱える子どもを早期に把握できる体制を整備するとともに、発達に関する課題や家庭環境など養育面の課題について、切れ目なく引き継げる体制や環境変化によるギャップを和らげる取り組みを進めます。

なにより、犯罪や事故、災害などから子どもの命と健康を守り、安全を確保することが重要です。少年補導員や青少年指導員、所管警察署等と連携し、合同補導を行うなど、補導ネットワークの充実を図り、子どもの非行防止や、犯罪に巻き込まれない意識の醸成を行っています。また、警察や少年サポートセンターによる「犯罪防止教室」や「非行防止教室」等を活用し、インターネットも含めたトラブル等にかかる啓発を行うとともに、対応について情報を共有する連携体制を整え、子ども自らの防犯意識の向上に努めています。また、各学校において火災・地震・津波・Jアラート等複合的な災害に関する防災訓練を実施し、子どもたちが自ら判断し、命を守るために適切な行動ができるようになることをめざしています。

<施策別成果目標>

障がい児が、日常の生活に満足している

<評価指標>

障がい児の生活への満足度を評価指標とします。

評価指標	期初	期末
生活に満足している障がい児の割合(障がい児福祉計画) 【子育て支援室】	57.1% (令和5年度)	67%

<主な施策>

施策 4-①	障がい児の健やかな成長のための発達支援
○ 児童発達支援センターを中核として、地域に点在する障がい児通所支援事業所等による重層的な支援体制の整備を進めます。【子育て支援室、障がい福祉課】 ○ 保育、保健医療、教育、福祉の関係機関が連携し、障がいのあるこども一人ひとりの状況に沿った切れ目ない支援を実施します。【子育て支援室、障がい福祉課、こども未来室、健康づくり推進室、学校教育室】 ○ 障がいのあるこどもが身近な地域で継続的な支援を受け、様々な体験や学習を通じて豊かな人間性が育まれるよう児童発達支援センターを中核として地域のインクルージョンを推進する体制構築に努めます。【子育て支援室、障がい福祉課、こども未来室、健康づくり推進室、学校教育室】 ○ 医療的ケアなど特別な支援が必要な障がい児がライフステージに応じ、必要な支援を適切に受けられるよう、保育、保健医療、教育、福祉などの関係機関の連携のもと、総合的な支援体制の構築を進めます。【子育て支援室、障がい福祉課、こども未来室、健康づくり推進室、学校教育室】 ○ 障がい児の発達支援や家族の支援を一体的に提供できるよう、相談支援体制の充実・強化を図ります。【子育て支援室、障がい福祉課、こども未来室、健康づくり推進室、学校教育室】	

施策 4-②	こどもの自殺対策の推進
○ 児童生徒が困難を抱えた時に SOS を発信できるよう、SOS 出し方研修を実施します。【学校教育室】 ○ スクールカウンセラーが児童生徒へのカウンセリングを行うとともに、保護者や教職員に心理的知見からの助言、援助を行います。【学校教育室】 ○ 長期休暇前に、各学校から児童生徒や保護者に対し、相談窓口を広く周知します。【学校教育室】 ○ こどもの生きづらさに気付き、自傷行為や希死念慮等の SOS を受けとめ、支援するためアセスメントスキルや関係機関との連携強化をめざす実践型の研修を実施します。【健康づくり推進室】 ○ SOS の出し方教育やハイリスク者の把握や支援を進めていくための人材育成を行うことで、教職員の資質向上を図ります。【健康づくり推進室】	

施策 4-③	その他配慮が必要なこどもへの支援
○ 外国籍や外国から帰国したこどもに対し日本語指導等の教育や、保育・保健医療など子育ての生活場面での必要な支援をします 【子育て支援室、学校教育室、こども未来室、健康づくり推進室】 ○ インターネットを含めたトラブルや犯罪、事故、災害等からこどもの命を守るための周知啓発やこどもへの教育を実施します。【人権・男女参画室、くらしサポート課、学校教育室】	

基本方針4 周囲に支えられた自分らしい子育て

1. 母親に子育ての負荷が偏らない、こども・子育て支援事業の充足

男女が共に子育てに参加する環境が整いつつあるものの、いまだ家庭内における育児負担が女性に集中している現状があることは否めません。

男女が、こどもとの関わりで得られる子育ての喜びや責任を共有できる環境整備のため、男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の実施を図るなど男女共同参画施策を推進するとともに、子育て世帯への支援を充実させることで、女性に子育ての負荷が偏らない環境づくりに取り組みます。

また、0歳児の2割、1歳児の6割が就園しており、就園時期が年々早期になっている状況や少子化が進むなか、子育て世帯のニーズに応じた支援に取り組みます。

<施策別成果目標>

母親に子育ての負荷が偏っていない

<評価指標>

子育ての役割分担状況を評価指標とします。

評価指標	期初	期末
子育ての役割分担で「ほとんど母親が担っている」人の割合 (こども子育てニーズ調査)【子育て支援室】	就学前 27.8% 就学後 36.4%	就学前 17% 就学後 26%
男女が協力して家事・育児をしている人の割合(乳幼児健康 診査時アンケート)【健康づくり推進室】	64.1% (令和6年4~9月)	70%

<主な施策>

施策1-①	男女がともに子育てに参加する環境づくりについての周知啓発
○ 男性の子育てへの参画と理解を深め、各種講座を行うなど、男女共同参画社会づくりに向けての啓発を行います。【人権・男女参画室】	
施策1-②	母親の育児負担軽減のための子育て支援施策の充実
○ 男女が自分らしい働き方を実現するため、利用しやすい病児・病後児保育事業の整備を進めます。【子育て支援室】	
○ 母親に子育ての負荷が偏らないよう、ファミリー・サポートセンターや子育て短期支援(ショートステイ)事業の実施を図ります。【子育て支援室】	
○ 多様な保育ニーズに対応できるよう、夜間・休日保育事業、一時預かり事業を実施します。【こども未来室】	
施策1-③	子育て世帯への経済的支援
○ 子育て世帯の経済的負担軽減のため、児童手当の給付、こども医療費の助成をします。【子育て支援室】	

2. 妊娠期から子育てを支える相談支援体制

本市では、令和6年度に「和泉市こどもまんなかセンター」を設置し、すべての妊産婦からこども、子育て世帯に対し、母子保健と児童福祉の両分野が一体的に切れ目ない相談支援に取り組む体制を整備しました。保健師等は、すべての妊婦への面談や4か月までの乳児のいる家庭への訪問、乳幼児健康診査をとおして子育て家庭に出会うことにより、こどもや妊産婦の健康状況に合わせた専門的な支援の実施に努めています。

少子化の進行や、地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中で、地域のニーズに応じた支援に取り組めます。

子育て家庭が、保健・医療・福祉・教育など子育て支援にかかるさまざまな機関に支えられていると実感しながら子育てに向かえるよう、地域の身近な場所で親子が交流を図り、信頼できる支援者に気軽に相談できる場を整備します。

<施策別成果目標>

子育て世帯が、現在住んでいる地域で子育てをしたいと思っている

<評価指標>

保護者が現在住んでいる地域で子育てをしたいと思っているか、相談先があるか等、子育てに対する前向きな考えを評価指標とします。

評価指標	期初	期末
この地域で子育てをしたいと思う親の割合(乳幼児健康診査時アンケート)【健康づくり推進室】	71.7%	75%
相談先がある人の割合(こども子育てニーズ調査)【子育て支援室】	就学前 91.1% 就学後 82.8%	就学前 95% 就学後 87%

<主な施策>

施策 2-①	子育てに関する情報提供体制の充実
○ 市民に子育てに関する相談先や親子が交流する場も含めた相談支援情報を周知します。【子育て支援室】	
施策 2-②	子育てに関する相談支援体制の整備
○ すべての妊婦や子育て家庭に対する相談支援体制の強化を図ります。 【健康づくり推進室、子育て支援室】	
○ 保育園・幼稚園・認定こども園において、身近な地域での相談を充実します。【こども未来室】	
○ 身近な地域で、親子の交流など子育て家庭に寄り添った支援の実施と相談体制の充実を図るため、地域子育て支援拠点の整備を図ります。【子育て支援室】	

3. DX 推進によるアクセスしやすく、利用しやすい子育て支援サービス

妊娠、出産、出産後の間もない期間の行政手続きを対面で申請しなければならないことの負担感や、子育てに関わる正確な情報を入手できることなどを求める声をふまえ、こども・子育て分野において DX 推進を実施することにより、こどもや子育て家庭などが必要な情報に素早く、簡単にアクセスでき、様々な行政手続きをストレスなく行うことができる環境を整備します。

そのため、デジタル化の原則※に沿って子育て家庭や現場の負担が軽減されるよう、必要な情報を届ける仕組みの構築、オンライン申請の充実、医療費助成 DX などの取り組みをすすめることにより、出産から子育ての各ステージに通じた切れ目のない仕組みづくりを行います。

※デジタル化の原則※

- ①デジタルファースト：個々の手続き・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続き・サービスをワンストップで実現する

<施策別成果目標>

DX 推進により、市民が来庁せずに子育てに関する行政手続きができる

<評価指標>

子育て支援室およびこども未来室の来庁人数を評価指標とします。

評価指標	期初	期末
子育て関連部局の来庁者数【子育て支援室】	15,333人 (令和 5 年度)	10,700 人

<主な施策>

施策 3-①	DX 推進によるアクセスしやすく、利用しやすい子育て支援サービス
○ 必要な情報に素早く簡単にアクセスでき、様々な手続きをストレスなく行う環境の整備に取り組みます。 【子育て支援室、こども未来室、学校教育室】	

基本方針5 困難を抱える若者への支援

1. ひきこもり等の困難を抱える若者の相談窓口・支援

内閣府が令和 4 年度に実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」によれば、若者(15 歳～39 歳)のひきこもりの推計は全国で 54 万 1 千人(2.05%)とされ、本市の若者のひきこもりの推計値は 957 人(和泉市の若者人口 46,689 人×2.05%)とされます。一方、令和 3 年度から令和 5 年度の 3 年間でひきこもりの新規相談延件数は 110 件で、本市の推計値からすると、まだまだ相談窓口の存在を知らず、悩んでいる若者が多いと想定されます。

また、家庭内で抱え込み潜在化し、ひきこもり状態が長期化することにより身体的・精神的に健康な状況が損なわれ、社会生活への再開が困難となる場合があることから、早い段階で支援機関に繋がり、本人の状況に応じて支援していく必要があります。

ひきこもり等の困難を抱える若者が相談窓口に繋がるよう、仕組みづくりの検討を進めるとともに相談窓口に繋がった若者に対して、関係機関と連携して段階的な支援を実施し、家庭への支援も含め、複雑化した問題や多様なニーズに対応できるよう、相談員の資質向上への取り組みを進めます。

<施策別成果目標>

ひきこもり等の困難を抱える若者が相談に繋がっている

<評価指標>

ひきこもり相談者数を評価指標とします。

評価指標	期初	期末
ひきこもり新規相談者数(計画期間の累計)【くらしサポート課】	72 人 (令和 5 年度)	390 人 (500 人*)

*令和 7 年度から令和 11 年度までの累計

<主な施策>

施策1-①	ひきこもり相談窓口から支援に繋ぐ
○ ひきこもり等の困難を抱える若者が相談窓口につながるよう、仕組みづくりの検討を進めます。 【くらしサポート課】 ○ くらし・しごとサポートセンターで相談員が相談者に寄り添いながら、本人の段階に応じた支援を実施します。【くらしサポート課】 ○ 市内8か所に設置する「いきいきネット相談支援センター」でコミュニティソーシャルワーカー(CSW)が、地域住民の生活の困りごとや不安に寄り添い、関係機関と連携しながら、問題解決に取り組みます。 【福祉総務課】 ○ 障がいが起因となり、生きづらさ・働きづらさがある場合、早期に障がい者手帳の取得や障がい福祉サービスの利用を通じて社会復帰・社会参加を行い、安定した日常生活を送ることができるよう、障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターが中心となり、関係機関と連携し、相談支援を行います。【障がい福祉課】	

施策1-②	多様な困難事例に対応できる相談員の資質向上
○ ひきこもりの状況やニーズも多岐にわたり、多様化されていることから、広い分野での相談支援体制が必要となるため、事例検討会の開催など相談員の資質向上への取り組みを進めます。 【くらしサポート課】 ○ コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の相談員の資質向上への取り組みを進めます。【福祉総務課】	

2. ひきこもり等の困難を抱える若者に対する理解・啓発

ひきこもり支援に関する認知度が低いことから、ひきこもりに関する住民理解を含め、ひきこもり支援の周知・啓発を行います。

<施策別成果目標>

ひきこもり支援が認知されている

<評価指標>

ひきこもり支援の認知度を評価指標とします。

評価指標	期初	期末
ひきこもり支援を知っている人の割合【くらしサポート課】	7%	35%

<主な施策>

施策 2-①	ひきこもり等の市民への周知・啓発
○ ひきこもり等への正しい理解の促進のため、市民へ向けた周知・啓発を行います。【くらしサポート課】 ○ 地域での相談窓口の認知度向上のため、毎年継続的に周知活動を行っていきます。【福祉総務課】 ○ 「和泉市インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」に基づき啓発の推進と関係機関との連携を行います。【人権・男女参画室】	

3. ひきこもり等の困難を抱える若者の地域資源づくり

自分にとって心地よいと感じる居場所が少ないと考えている若者がおり、多様な居場所づくりが求められています。

地域でのこども・若者の居場所について、支援者や関係機関等に情報提供し、居場所づくりや担い手育成の支援を行います。

<施策別成果目標>

地域での居場所が認知されている

<評価指標>

こども・若者の居場所の認知度を評価指標とします。

評価指標	期初	期末
こども・若者の居場所を知っている人の割合【くらしサポート課】	—	35%

<主な施策>

施策 3-①	困難を抱える若者の居場所づくり・担い手育成の支援
○ 地域住民が主体的に居場所を創設できるよう、居場所づくりのきっかけになるような情報提供や地域で利用できる居場所の周知に取り組みます。【くらしサポート課】 ○ 就労経験が少ない若者が就労体験により働くイメージが持てるよう、一人ひとりの状況に合わせた就労体験先の開拓を行います。【くらしサポート課】 ○ 各校区で、多世代交流を含む「こどもの居場所」に関する取り組みが進んでいくよう、社会福祉協議会と情報共有しながら、連携を図ります。各校区の協議の場に参加しながら、担い手不足や実施場所の課題等に対し共助を支える公助としての役割を考えていきます。【福祉総務課】	

4. 困難を抱える若者を支える制度

困難を抱える若者が、ひとりで抱え込まず、早期に解決することができるよう、生活困窮者自立支援制度や就労支援などにより、自立に向けて支援を行います。

<施策別成果目標>

若者が自立に向けて進んでいる

<評価指標>

生活困窮者自立支援事業のプラン作成件数のうち改善した割合を評価指標とします。

評価指標	期初	期末
生活困窮者自立支援事業のプラン作成件数のうち改善した割合【くらしサポート課】	77.7%	90%

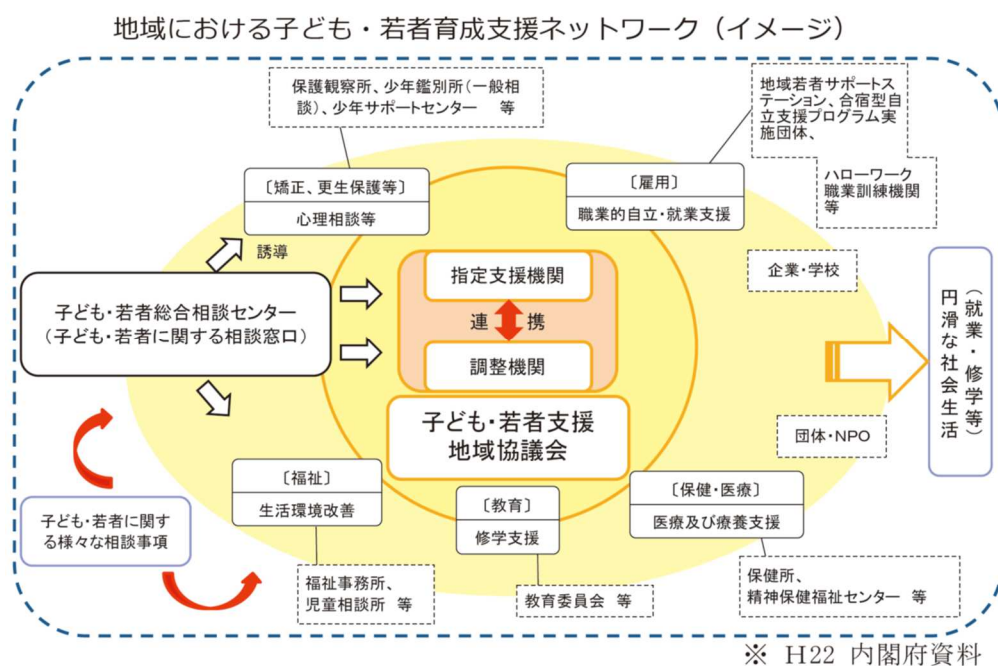
<主な施策>

施策 4-①	生活困窮者への支援、就労支援などの行政サービスの実施
○ 生活困窮者自立支援制度の実施【くらしサポート課】 ○ 地域就労支援事業の実施【くらしサポート課】 ○ 生活保護制度の実施【生活福祉課】 ○ 障がい福祉サービスの支給【障がい福祉課】	

5. 子ども・若者育成支援推進法に基づく切れ目ない支援の仕組みづくり

社会環境の変化に伴い、こども・若者を取り巻く様々な生きづらさが指摘される中、こども基本法及び子ども・若者育成支援推進法に基づき、誰ひとり取り残さず、途切れることのないこども・若者支援の実現が求められています。

不登校・ニート・ひきこもり・ヤングケアラー等の課題を抱えるこども・若者の実態把握や切れ目なく支えることができる仕組みの検討を進めます。



<施策別成果目標>

困難を抱えるこども・若者を切れ目なく支えることができている

<評価指標>

困難を抱えるこども・若者の支援体制の構築を評価指標とします。

評価指標	期初	期末
困難を抱えるこども・若者の支援体制が構築できている 【くらしサポート課】	—	困難を抱えるこども・若者の支援体制の構築

<主な施策>

施策 5-①	子ども・若者育成支援推進法に基づく切れ目ない支援の仕組みづくり
○ 総合相談窓口を含めこども・若者が年齢によって支援が途切れることがない相談窓口の検討や出口戦略を含め切れ目ない支援を行うためのネットワークの検討を進めます。 【くらしサポート課、子育て支援室、学校教育室、福祉総務課】	

基本方針6 ライフステージにおける重点支援

1. 出産期から幼児期～就学前保育・教育の充実 切れ目ない保健・医療～

出産においては、出産や育児への不安や悩みを解消し健康づくりを図りながら、自分らしい出産に臨めるよう切れ目ない支援を提供することが重要です。また、出産後も引き続き母親の心に寄り添いながら、こどもが健やか成長するよう、切れ目ない支援を続けることが必要です。和泉市こどもまんなかセンターの設置により、母子保健と児童福祉の更なる連携強化及び一体的支援体制を確立し、切れ目ない支援を進めます。

保健センターにおいては、医療機関や保育・教育・福祉にまたがる子育て支援機関と連携を図りながら、それぞれの家庭に必要な支援サービスを提供し、安全・安心に出産し、子育てができる支援体制の整備を推進します。

育児負担や不安、孤立した子育て等を予防するため、関係機関等と連携を図り伴走型支援を実施するとともに、相談体制の充実を図っていくことが必要です。

妊娠する前から自分自身の健康管理を行うこと（プレコンセプションケア）の大切さを伝えるとともに出産後も母親自身の健康づくりを支援する取り組みを進めます。

乳幼児期は、その多くの時間を家庭や地域の中で過ごすことから、その育ちに関して、保育施設や地域の子育て支援機関、保健・医療機関の役割は大きいと考えます。

教育・保育において、幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、安全・安心な環境の中で、教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障がいのあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていくよう努めます。

<施策別成果目標>

産婦が自身の妊娠・出産について満足している

<評価指標>

妊娠・出産についての母親の満足度、保育ニーズの充足度（保育園等の待機児童数）を評価指標とします。

評価指標	期初	期末
妊娠・出産について満足している人の割合（4ヵ月児健康診査時のアンケート）【健康づくり推進室】	87.4%	90%
保育園等の待機児童数【こども未来室】	2人	0人

<主な施策>

施策 1-①	妊娠中から子育て家庭に寄り添った切れ目ない相談支援
○ 安心して子どもを生み育てることができるよう、妊娠届出時に全数面接を行い、保健師等による個別支援計画の作成や情報提供を実施します。【健康づくり推進室】 ○ 妊娠期から子育て期まで切れ目ない相談支援体制を整備し、必要な家庭については、関係機関等と連携しながら伴走型支援を充実します。【健康づくり推進室】 ○ 就学にむけた切れ目のない健康診査の体制を整備します。【健康づくり推進室】 ○ 妊産婦、母親自身の健康・元気づくりにつながるよう支援をします。【健康づくり推進室】	

施策 1-②	乳幼児の成長・発達に資する保育サービスの提供
○ 待機児童解消及び保育ニーズへの対応のため、まずは保育士確保策への取り組みを継続しつつ、既存施設の認定こども園化による利用定員枠の増や既存施設の利用定員枠の増(定員変更・増改築等)により行うとともに、中部地域に民間教育・保育施設等の新園開設等に取り組めます。また、安全・安心な環境の整備のため、既存施設について、施設の一部バリアフリー化やトイレ改修等といった環境改善にも努めます。【こども未来室】 ○ 幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、質の高い幼児教育・保育を受け、小学校教育への円滑な接続につなげます。【こども未来室】 ○ 満3歳未満で保育所等に通っていないこどもの育ちを応援するため、こども誰でも通園制度を開始します。【子育て支援室、こども未来室】	

2. 学童から思春期～学校教育～

学校は、学習機会と学力を保障するという役割のみならず、社会の形成者としての全人的な発達・成長を保障する役割を持ち、人と安全・安心につながるができる、こどもにとって大切な居場所の一つです。

これらの役割を学校教育の本質的な役割として継承しつつ、こども、保護者、教育現場、地方公共団体（教育委員会及び市長部局）などの関係者からの意見聴取や対話を行い、施策に反映していきながら、取り組みを着実に進めていく必要があります。

また、地域においては、つながりの希薄化や核家族化・少子化の進展、社会情勢の変化により、こども同士が遊び、学び合う機会、地域の世代の異なる人とのふれあいなどが減少しており、こどもが育ちにくい状況もあります。

特に、不登校や生きづらさを抱えるなど困難な状況にあるこどもは居場所を持ちにくく、また失いやすいと考えられることから、こどもが自分らしく過ごすことができる多様な居場所づくりなどの支援を進めます。

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめ問題に取り組む必要があります。専門家及び関係諸機関と学校の連携を図り、いじめ等の諸課題にかかる児童生徒への支援等の充実を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣、配置回数の拡充をすすめる中で、さらなる機能向上を図ります。市内の小中学校及び義務教育学校におけるいじめに係る研修の実施に加え、教育委員会主催の全教職員対象のいじめ対応研修を実施するなど、いじめを許さない環境づくりやいじめの積極認知・早期の組織対応など学校体制の充実を図ります。

児童生徒の健やかな成長を支えるためには、学校生活を過ごすなかで健康管理を行うことと給食を通じた食育の推進が重要になります。

このことから定期的な健康診断等の保健管理を実施することに加えて、学校給食においては、児童生徒が多様な食に触れる機会を創出するとともに、国産食材の活用を通じて伝統的な食文化についての理解を深められる献立の作成に努め、食育を推進します。また、衛生管理の徹底に努め、安全・安心でおいしい給食を提供します。

こどもが社会的・職業的自立に向けて、一人ひとりの勤労観・職業観等を育み、自分らしく生きていけるよう、職場体験学習や地域・企業で働く方々と連携した取り組みを進めます。

<施策別成果目標>

児童生徒が学校生活を楽しいと思っている

<評価指標>

児童生徒の学校生活への思い等を評価指標とします。

評価指標	期初	期末
「学校に行くのは楽しいと思いますか」に対して肯定的な回答の割合(全国学力・学習状況調査)【学校教育室】	小6:83.7% 中3:82.5%	90%
学校給食がおいしいと感じる児童生徒の割合【学校園管理室】	小学校:95% 中学校:90% (令和5年度)	小学校:95%以上 中学校:92%以上

<主な施策>

施策 2-①	学びの場としての学習の機会確保と学力の保障
○ 1人1台端末を活用し、こども一人ひとりの力が発揮できるよう、学力向上に向けた教育に取り組みます。【学校教育室】 ○ 1人1台端末の活用も含めた個別最適な学びの実現、発達に応じた適切な学びの場の検討、体力向上につながる授業の実施についての教職員研修を実施します。【学校教育室】 ○ 学校という枠組みが持つ機能を整理し、本来学校が担うべき役割を果たせるよう教職員の働き方改革、部活動指導員の派遣を進めます。【学校教育室】	

施策 2-②	社会的自立に向けて自分らしく生きていこうとすることの発達・成長の保障
○ 職場体験学習や、企業や地域で働く方々と連携した取り組みを通して、社会的・職業的自立に向けて必要な資質を育みます。【学校教育室】 ○ 年間計画を活用した系統立った道徳教育・食育の取り組み、学校薬剤師による薬物乱用防止教育に取り組みます。【学校教育室】	

施策 2-③	安全・安心に、他者と関わりながら育つ、こどもの居場所としての学校
○ いじめを許さない環境づくりや学校体制の構築のために、専門家及び関係諸機関と学校の連携を図り、いじめ等の諸課題にかかる児童生徒への支援等の充実を図ります。【学校教育室】 ○ スクールカウンセラーによる教育相談やスクールソーシャルワーカーを活用したケース会議でのアセスメントをもとにした支援を行います。【学校教育室】 ○ 教職員においては、人権を尊重した教育実践のための研修の充実を図るとともに、いじめ対応研修を実施します。【学校教育室】	

施策 2-④	児童生徒の健康管理と学校給食の充実
○ 健康診断等の保健管理といった学校保健の推進に取り組みます。【学校園管理室】 ○ 学校給食の充実について、自校調理による安全・安心でおいしい給食を提供します。【学校園管理室】	

第5章 子ども・子育て支援事業計画等における量見込みと

確保方策

1 就学前教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の

提供区域の設定

市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、計画に記載する就学前教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業において「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「就学前教育・保育提供区域」を設定することとしています。

本市では、認定区分(1号、2号、3号)ごとの就学前教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業の提供区域を次のとおり設定します。

就学前教育・保育	区域設定	考え方
1号認定(3～5歳)	4地域	供給過多、あるいは供給過少にも柔軟に対応するため、4地域とします。
2号認定(3～5歳)	4地域	
3号認定(0歳)	4地域	
3号認定(1～2歳)	4地域	
地域子ども・子育て支援事業	提供区域	考え方
時間外(延長)保育事業	市内全域	通常利用する施設等での利用が想定されるため、市内全域とします。
放課後児童健全育成事業	小学校区	現状どおり、各小学校区を基本として実施します。
子育て短期支援事業	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
地域子育て支援拠点事業	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
一時預かり事業	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
病児・病後児保育事業	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
子育て援助活動支援事業	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
利用者支援事業	市内全域	教育・保育施設の活動の一環として、市内全域とします。
妊婦健康診査事業	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
乳児家庭全戸訪問事業	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
養育支援訪問事業	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
子育て世帯訪問支援事業 (令和8年度から実施を想定)	市内全域	市内全域とします。
児童育成支援拠点事業 (令和7年度から実施を想定)	市内全域	市内全域とします。
親子関係形成支援事業 (令和8年度から実施を想定)	市内全域	市内全域とします。
妊婦等包括相談支援事業	市内全域	市内全域とします。
産後ケア事業	市内全域	市内全域とします。
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	—	確保方策等については令和7年度上半期を目途にお示しする予定です。

※4地域の小学校分類

北部地域 : 池上、幸、信太、鶴山台北、鶴山台南小学校

北西部地域: 国府、和気、伯太、黒鳥、芦部小学校

中部地域 : 北池田、いぶき野、南池田、光明台南、光明台北、緑ヶ丘、北松尾、青葉はつが野小学校、
南松尾はつが野学園

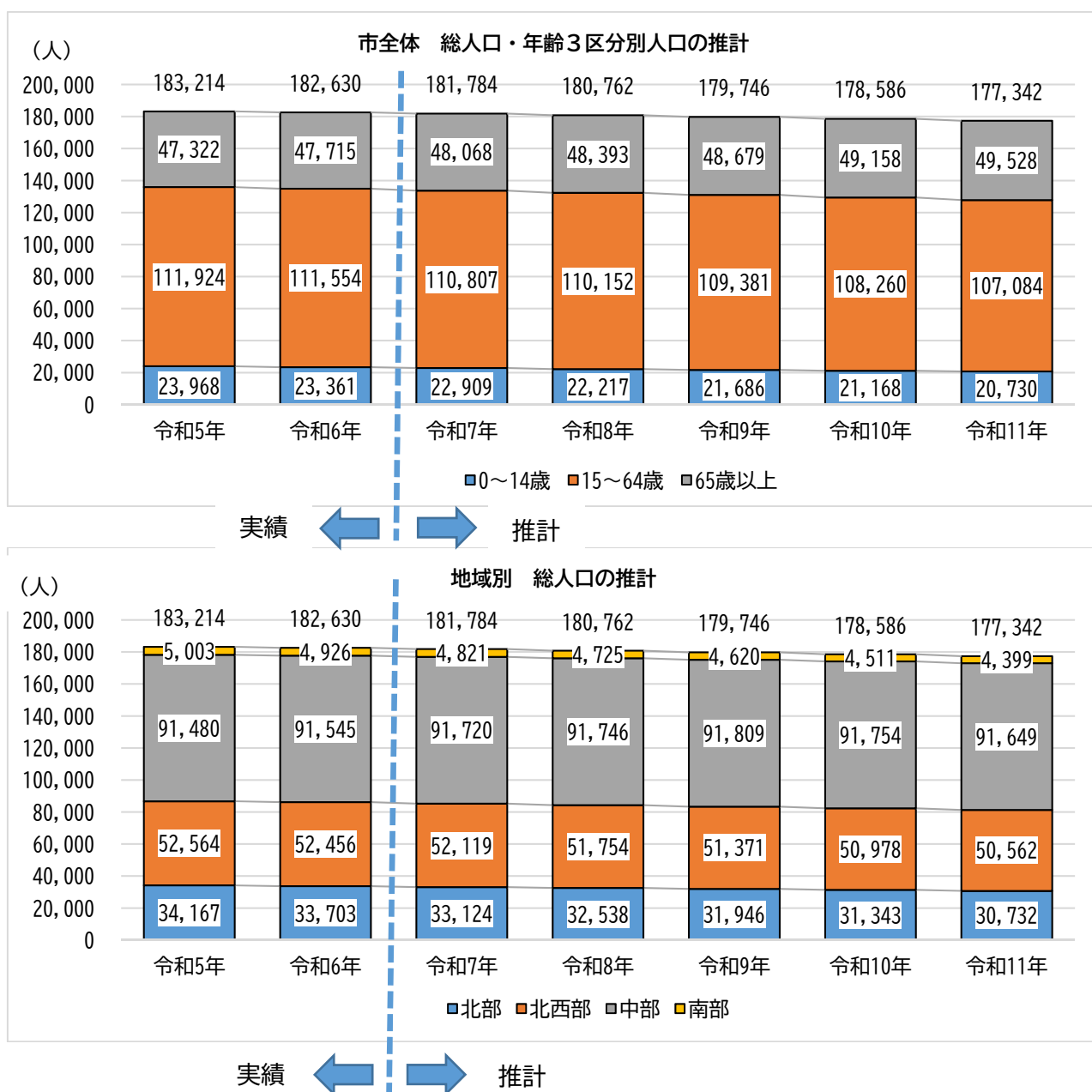
南部地域 : 横山、南横山小学校

2 将来のこども人口

事業量の目標を設定するため、基礎となる将来のこども人口の推計を行いました。

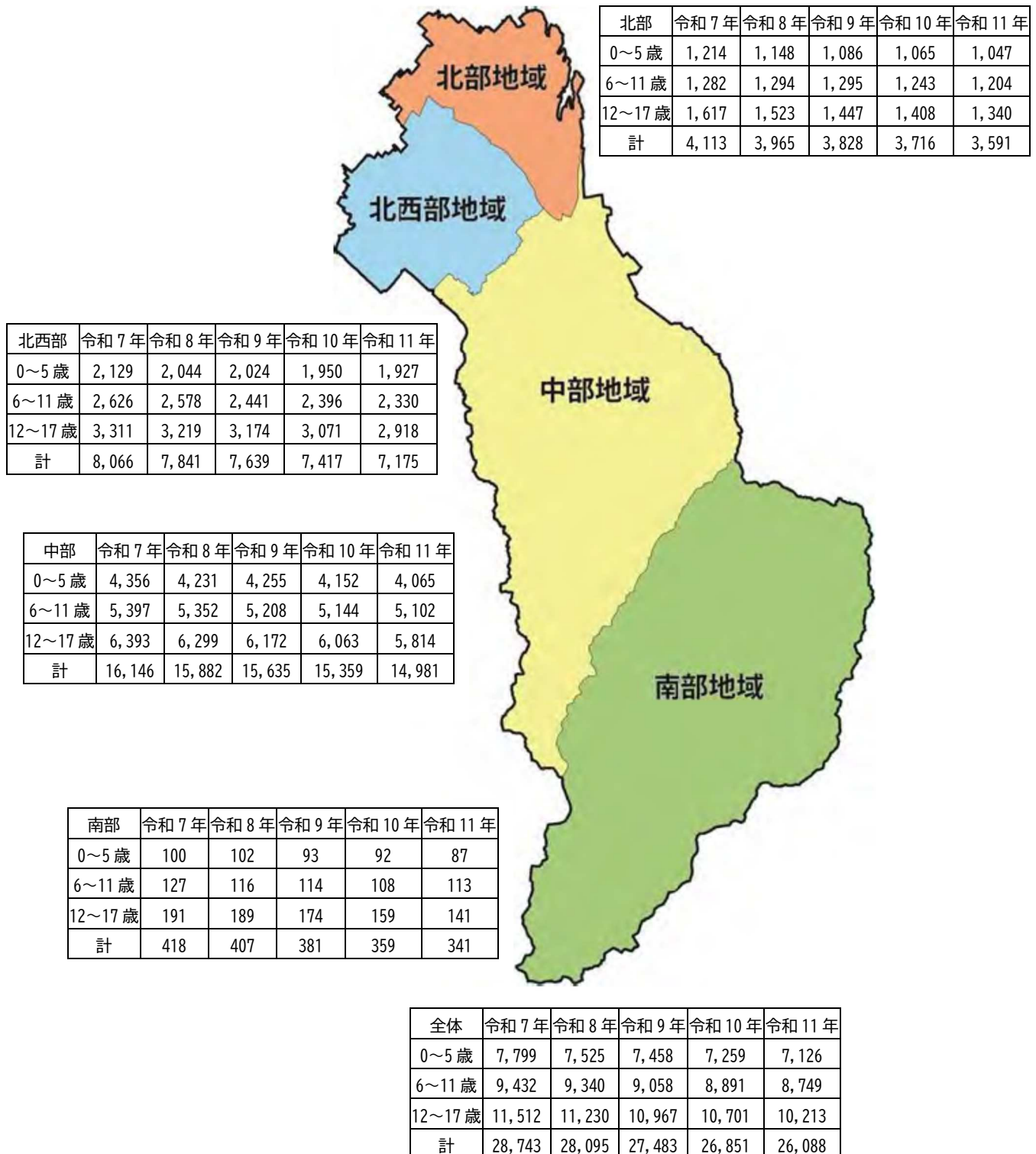
本市の総人口は減少傾向で推移することが予測されていますが、年少人口も同様に今後減少傾向を続けていくことが予測されており、令和5年の23,968人が計画期間の最終年度の令和11年には20,730人までの減少が見込まれます。

総人口を地域別に見ると、中部地域では令和9年までは緩やかに増加を続け、その後、減少に転じるものと推計されますが、北部及び北西部、南部地域は、減少傾向で推移していくことが見込まれます。年少人口については、全地域で就学前児童、就学児童が減少傾向で推移していくことが見込まれます。



【推計児童数(各年4月1日)】

(単位:人)



『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版 ver.2) 令和6年10月10日』(こども家庭庁)をふまえた上で、コーホート変化率法を用いて算出しました。

3 量の見込みと確保方策

1. 就学前教育・保育の量の見込みと確保方策

就学前教育・保育の見込量及び確保方策は、以下のとおりとなっています。

① 市全体の幼稚園・保育所・認定こども園の確保方策

市全体 (単位：人)	令和7年度					令和8年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
	教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり			教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		
利用見込量 ①	1,421	2,723	268	766	825	1,313	2,624	271	810	840
確保方策計 ②	2,328	2,794	366	711	907	2,303	2,701	366	745	922
特定教育・保育 (保育所・ 認定こども園)										
市内	1,918	2,735	334	561	727	1,893	2,642	334	592	742
市外	0	52	3	13	20	0	52	3	13	20
円滑化の活用	0	0	0	106	129	0	0	0	109	129
確認を受け ない幼稚園										
市内	202	0	0	0	0	202	0	0	0	0
市外	208	0	0	0	0	208	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	6	6	7	0	0	6	6	7
企業主導型保育施設(地域枠)	0	7	23	25	24	0	7	23	25	24
②-①	907	71	98	-55	82	990	77	95	-65	82

注1) 確認を受けない幼稚園とは、子ども・子育て支援新制度に移行せず、現行制度のまま継続する幼稚園のことです。

注2) 円滑化の活用とは、教育・保育施設において、面積や職員配置の基準を順守しながら、定員の弾力的な運用を行うことです。

市全体 (単位：人)	令和9年度					令和10年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
	教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり			教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		
利用見込量 ①	1,253	2,613	286	821	884	1182	2584	289	820	875
確保方策計 ②	2,243	2,710	366	755	931	2168	2755	366	791	967
特定教育・保育 (保育所・ 認定こども園)										
市内	1,833	2,651	334	599	751	1910	2696	334	629	781
市外	0	52	3	13	20	0	52	3	13	20
円滑化の活用	0	0	0	112	129	0	0	0	118	135
確認を受け ない幼稚園										
市内	202	0	0	0	0	50	0	0	0	0
市外	208	0	0	0	0	208	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	6	6	7	0	0	6	6	7
企業主導型保育施設(地域枠)	0	7	23	25	24	0	7	23	25	24
②-①	990	97	80	-66	47	986	171	77	-29	92

市全体 (単位：人)	令和11年度				
	1号	2号	3号		
	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
	教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		
利用見込量 ①	1128	2587	298	805	872
確保方策計 ②	2133	2779	366	805	979
特定教育・保育 (保育所・ 認定こども園)					
市内	1925	2720	334	641	792
市外	0	52	3	13	20
円滑化の活用	0	0	0	120	136
確認を受け ない幼稚園					
市内	0	0	0	0	0
市外	208	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	6	6	7
企業主導型保育施設(地域枠)	0	7	23	25	24
②-①	1005	192	68	0	107

② 北部の幼稚園・保育所・認定こども園の確保方策

北部 (単位：人)		令和7年度					令和8年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
		教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり			教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		
利用見込量 ①		161	438	40	127	131	139	401	41	127	144
確保方策計 ②		510	760	83	167	230	510	674	77	158	209
特定教育・保育 (保育所・ 認定こども園)	市内	460	753	79	138	191	460	667	73	130	171
	市外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
円滑化の活用		0	0	0	25	35	0	0	0	24	34
確認を受け ない幼稚園	市内	50	0	0	0	0	50	0	0	0	0
	市外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設 (地域枠)		0	7	4	4	4	0	7	4	4	4
②－①		349	322	43	40	99	371	273	36	31	65

注1) 確認を受けない幼稚園とは、子ども・子育て支援新制度に移行せず、現行制度のまま継続する幼稚園のことです。

注2) 円滑化の活用とは、教育・保育施設において、面積や職員配置の基準を順守しながら、定員の弾力的な運用を行うことです。

北部 (単位：人)		令和 9 年度					令和 10 年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3～5 歳	3～5 歳	0歳	1 歳	2 歳	3～5 歳	3～5 歳	0歳	1 歳	2 歳
		教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり			教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		
利用見込量 ①		124	377	42	129	143	117	379	43	130	145
確保方策計 ②		510	674	77	158	209	510	674	77	158	209
特定教育・保育 (保育所・ 認定こども園)	市内	460	667	73	130	171	460	667	73	130	171
	市外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
円滑化の活用		0	0	0	24	34	0	0	0	24	34
確認を受け ない幼稚園	市内	50	0	0	0	0	50	0	0	0	0
	市外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設 (地域枠)		0	7	4	4	4	0	7	4	4	4
②－①		386	297	35	29	66	393	295	34	28	64

北部 (単位：人)		令和 11 年度				
		1 号	2 号	3 号		
		3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1 歳	2 歳
		教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		
利用見込量 ①		112	384	44	130	145
確保方策計 ②		485	689	77	164	215
特定教育・保育 (保育所・ 認定こども園)	市内	485	682	73	135	176
	市外	0	0	0	0	0
円滑化の活用		0	0	0	25	35
確認を受け ない幼稚園	市内	0	0	0	0	0
	市外	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業		0	0	0	0	0
企業主導型保育施設 (地域枠)		0	7	4	4	4
②－①		373	305	33	34	70

③ 北西部の幼稚園・保育所・認定こども園の確保方策

北西部 (単位：人)		令和7年度					令和8年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
		教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり			教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		
利用見込量 ①		375	785	79	218	228	339	743	82	234	228
確保方策計 ②		594	753	106	197	253	609	741	106	205	258
特定教育・保育 (保育所・ 認定こども園)	市内	442	742	98	162	209	457	730	98	169	214
	市外	0	11	2	1	3	0	11	2	1	3
円滑化の活用		0	0	0	31	38	0	0	0	32	38
確認を受け ない幼稚園	市内	152	0	0	0	0	152	0	0	0	0
	市外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設 (地域枠)		0	0	6	3	3	0	0	6	3	3
②－①		219	-32	27	-21	25	270	-2	24	-29	30

注1) 確認を受けない幼稚園とは、子ども・子育て支援新制度に移行せず、現行制度のまま継続する幼稚園のことです。

注2) 円滑化の活用とは、教育・保育施設において、面積や職員配置の基準を順守しながら、定員の弾力的な運用を行うことです。

北西部 (単位：人)		令和 9 年度					令和 10 年度				
		1 号	2 号	3 号			1 号	2 号	3 号		
		3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1 歳	2 歳
		教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり			教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		
利用見込量 ①		322	741	84	239	245	295	710	87	244	249
確保方策計 ②		549	750	106	210	264	474	795	106	228	282
特定教育・保育 (保育所・ 認定こども園)	市内	397	739	98	172	220	474	784	98	187	235
	市外	0	11	2	1	3	0	11	2	1	3
円滑化の活用		0	0	0	34	38	0	0	0	37	41
確認を受け ない幼稚園	市内	152	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設 (地域枠)		0	0	6	3	3	0	0	6	3	3
②－①		227	9	22	-29	19	179	85	19	-16	33

北西部 (単位：人)		令和 11 年度				
		1 号	2 号	3 号		
		3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1 歳	2 歳
		教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		
利用見込量 ①		282	714	90	249	254
確保方策計 ②		464	804	106	231	285
特定教育・保育 (保育所・ 認定こども園)	市内	464	793	98	190	238
	市外	0	11	2	1	3
円滑化の活用		0	0	0	37	41
確認を受け ない幼稚園	市内	0	0	0	0	0
	市外	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業		0	0	0	0	0
企業主導型保育施設 (地域枠)		0	0	6	3	3
②－①		182	90	16	-18	31

④ 中部の幼稚園・保育所・認定こども園の確保方策

中部 (単位：人)		令和7年度					令和8年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
		教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり			教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		
利用見込量 ①		875	1461	147	409	452	824	1436	146	440	451
確保方策計 ②		1188	1227	169	332	407	1148	1232	175	367	438
特定教育・保育 (保育所・ 認定こども園)	市内	980	1186	149	248	312	940	1191	155	280	342
	市外		41	1	12	17		41	1	12	17
円滑化の活用					48	54				51	55
確認を受け ない幼稚園	市内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市外	208					208				
特定地域型保育事業		0	0	6	6	7	0	0	6	6	7
企業主導型保育施設（地 域枠）		0	0	13	18	17	0	0	13	18	17
②－①		313	-234	22	-77	-45	324	-204	29	-73	-13

注1) 確認を受けない幼稚園とは、子ども・子育て支援新制度に移行せず、現行制度のまま継続する幼稚園のことです。

注2) 円滑化の活用とは、教育・保育施設において、面積や職員配置の基準を順守しながら、定員の弾力的な運用を行うことです。

中部 (単位：人)		令和 9 年度					令和 10 年度				
		1 号	2 号	3 号			1 号	2 号	3 号		
		3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1 歳	2 歳	3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1 歳	2 歳
		教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり			教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		
利用見込量 ①		797	1452	158	444	484	761	1450	157	437	469
確保方策計 ②		1148	1232	175	372	441	1148	1232	175	390	459
特定教育・保育 (保育所・ 認定こども園)	市内	940	1191	155	284	345	940	1191	155	299	360
	市外		41	1	12	17		41	1	12	17
円滑化の活用					52	55				55	58
確認を受け ない幼稚園	市内	0	0	0	0	0					
	市外	208					208				
特定地域型保育事業		0	0	6	6	7	0	0	6	6	7
企業主導型保育施設 (地域枠)		0	0	13	18	17	0	0	13	18	17
②－①		351	-220	17	-72	-43	387	-218	18	-47	-10

中部 (単位：人)		令和 11 年度				
		1 号	2 号	3 号		
		3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1 歳	2 歳
		教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		
利用見込量 ①		726	1447	162	417	462
確保方策計 ②		1148	1232	175	395	462
特定教育・保育 (保育所・ 認定こども園)	市内	940	1191	155	303	363
	市外		41	1	12	17
円滑化の活用					56	58
確認を受け ない幼稚園	市内					
	市外	208				
特定地域型保育事業		0	0	6	6	7
企業主導型保育施設 (地域枠)		0	0	13	18	17
②－①		422	-215	13	-22	0

⑤ 南部の幼稚園・保育所・認定こども園の確保方策

南部 (単位：人)	令和7年度					令和8年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
	教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり			教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		
利用見込量 ①	10	39	2	12	14	11	44	2	9	17
確保方策計 ②	36	54	8	15	17	36	54	8	15	17
特定教育・保育 (保育所・ 認定こども園)	市内	36	54	8	13	15	36	54	8	13
	市外	0	0	0	0	0	0	0	0	0
円滑化の活用	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2
確認を受け ない幼稚園	市内	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市外	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設 (地域枠)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②－①	26	15	6	3	3	25	10	6	6	0

注1) 確認を受けない幼稚園とは、子ども・子育て支援新制度に移行せず、現行制度のまま継続する幼稚園のことです。

注2) 円滑化の活用とは、教育・保育施設において、面積や職員配置の基準を順守しながら、定員の弾力的な運用を行うことです。

南部 (単位：人)	令和9年度					令和10年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
	教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり			教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		
利用見込量 ①	10	43	2	9	12	9	45	2	9	12
確保方策計 ②	36	54	8	15	17	36	54	8	15	17
特定教育・保育 (保育所・ 認定こども園)	市内	36	54	8	13	15	36	54	8	13
	市外	0	0	0	0	0	0	0	0	0
円滑化の活用	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2
確認を受け ない幼稚園	市内	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市外	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設 (地域枠)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②－①	26	11	6	6	5	27	9	6	6	5

南部 (単位：人)	令和11年度				
	1号	2号	3号		
	3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
	教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		
利用見込量 ①	8	42	2	9	11
確保方策計 ②	36	54	8	15	17
特定教育・保育 (保育所・ 認定こども園)	市内	36	54	8	13
	市外	0	0	0	0
円滑化の活用	0	0	0	2	2
確認を受け ない幼稚園	市内	0	0	0	0
	市外	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設 (地域枠)	0	0	0	0	0
②－①	28	12	6	6	6

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保方策は、以下のとおりとなっています。

① 時間外保育事業(延長保育事業)

事業の概要	保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため保育認定を受けたことについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所、認定こども園等において保育を行います。
対象	2号認定(3歳～5歳)、及び3号認定(0歳～2歳)の乳幼児

■時間外(延長)保育事業

(単位:人)

計画年度 項目	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量計	1,554	1,500	1,486	1,447	1,420
確保方策	1,554	1,500	1,486	1,447	1,420

※延利用者数

確保方策	保育所、認定こども園で延長保育を実施し、延長保育の利用ニーズに対応していきます。
------	--

② 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

事業の概要	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校・義務教育学校に就学している児童に対し、放課後等に生活の場を与え、適切な遊びを通して、児童の安全と心身の健全な育成を図ります。
対象	小学生

■放課後児童健全育成事業

(単位:人)

項目 \ 計画年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量計	2,207	2,282	2,291	2,324	2,317
確保方策	2,470	2,470	2,512	2,512	2,512

※利用者数(登録者数)

確保方策	和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき「1クラスおおむね40人以下」及び「児童1人につきおおむね 1.65 m ² 以上の専用区画の面積」の基準を満たすため、個々の放課後児童クラブの状況に応じた施設整備等を行い、対象者の受入れを行います。
------	--

③ 一時預かり事業

事業の概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育所、幼稚園、認定こども園において、一時的に預かり、必要な保育を行います。
対 象	1号認定及び2号認定(3歳～5歳)、その他0歳～5歳の乳幼児

■一時預かり事業(幼稚園型)

(単位:人日)

項目 \ 計画年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	47,936	45,528	44,680	43,527	42,950
確保方策	47,936	45,528	44,680	43,527	42,950

■一時預かり事業(幼稚園型以外)

(単位:人日)

項目 \ 計画年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	2,712	2,617	2,593	2,524	2,478
確保方策	2,712	2,617	2,593	2,524	2,478

確保方策	保育所、認定こども園で一時預かり事業を実施し、保護者の一時的な就労や疾病・事故・看護や育児に伴う心理的負担の軽減を図ります。 私立幼稚園全園で在園児を中心とした預かり保育を実施します。
------	---

④ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要	教育・保育施設等を利用する保護者の世帯の所得等の事業を勘案して、市町村が定める基準に該当する場合に、施設での実費徴収に係る費用を助成する事業です。
対 象	子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の利用者

(単位:人)

項目 \ 計画年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	147	139	137	133	131

確保方策	幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の利用者のために、市が定める基準に該当する場合に副食費に係る費用の一部を助成します。
------	--

⑤ 子育て短期支援事業

事業の概要	保護者の疾病、出産、看護、事故、災害等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に預かり、必要な養育保護を行います。宿泊を伴う「ショートステイ事業」と、平日の夕方から夜間または休日預かりを実施する「トワイライトステイ事業」があります。 ※ 令和 7 年度以降、制度の拡充が行われます。 【拡充内容①】 親子入所等支援 : レスパイト・ケアとあわせて、児童の養育方法や関わり方について支援が必要な親子を短期間受け入れ、支援を実施する。 【拡充内容②】 入所希望児童支援: 保護者の育児放棄や過干渉等により、児童自身が一時的な利用を希望する際の受け入れ支援を行うとともに、児童及びその保護者が抱える課題や意向を丁寧に確認し、児童とその保護者の関係の改善に向けた調整を実施する。
対象	ショートステイ事業 18 歳未満 トワイライトステイ事業 小学生 令和7年度からは親子入所可

■子育て短期支援事業(こどもの養育が一時的に困難となった場合) (延人数)

項目 \ 計画年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	56	54	53	52	51
確保方策	140	140	140	140	140

■子育て短期支援事業(親子入所等支援) (延人数)

項目 \ 計画年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	70	70	70	70	70
確保方策	140	140	140	140	140

■子育て短期支援事業(児童自身が希望する場合・新規) (延人数)

項目 \ 計画年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	11	22	37	49	56
確保方策	140	140	140	140	140

確保方策	現状の実施施設で対応し、施設に空きがない場合は、和泉市を所管する貝塚子ども家庭センターと連携を図りながら対応していきます。
------	--

⑥ 地域子育て支援拠点事業

事業の概要	地域の子育て支援の拠点として、育児不安の解消を図るための子育て家庭への支援及び地域の子育てに関する情報提供を行うとともに、就学前の児童やその保護者が交流できる場を提供します。
対象	就学前児童(0～5歳)及びその保護者

■地域子育て支援拠点事業

(単位:人回)

計画年度 項目	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	39,640	38,247	37,906	36,895	36,219
確保方策	43,200	43,200	43,200	43,200	43,200

確保方策	現状の実施施設で対応し、センター型との整合性を図りながら、関係機関と連携して周知を図るとともに、利用しやすい環境の整備に努めます。
------	---

⑦ 病児・病後児保育事業

事業の概要	こどもが病気やけがのため、集団保育等が困難な場合に病児保育室で、こどもを一時的に保育します。また、こどもが病気回復期にあり、集団保育等が困難な場合に、こどもを一時的に保育します。
対象	保護者が就労等により、家庭で養育することができない小学校3年生までの児童

■病児・病後児保育事業

(単位:人)

計画年度 項目	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	526	507	503	489	480
確保方策	976	976	976	976	976

確保方策	現状の実施施設で対応し、関係機関と連携して周知を図るとともに、利用しやすい環境の整備に努めます。
------	--

⑧ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

事業の概要	乳幼児や小学校等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と、当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡や調整を行います。
対象	提供会員は、市内在住で、自宅でこどもを預かることができる人で、当センターが実施する研修(15 時間程度)を修了した人。 依頼会員は、原則、市内在住で生後6か月以上から小学校6年生のお子さんをおもちの人で、当センターが実施する研修(2 時間程度)を修了した人

■子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) (単位:件)

項目 \ 計画年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	1,119	1,095	1,072	1,049	1,031
確保方策	1,956	1,956	1,956	1,956	1,956

確保方策	提供会員と依頼会員のバランスに配慮しながら会員数の増加を図るとともに、提供会員の研修の充実を図っていきます。
------	--

⑨ 妊婦健康診査

事業の概要	母体と胎児の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査受診券を交付し、健診費を公費負担します。
対象	妊娠届出者

■妊婦健康診査(年間対象者数・受診回数) (単位:人・回)

項目 \ 計画年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量 対象者数	1,069	1,052	1,032	1,014	994
健診回数	13,683	13,466	13,210	12,979	12,723
確保方策 対象者数	1,069	1,052	1,032	1,014	994
健診回数	14,966	14,728	14,448	14,196	13,916

確保方策	妊婦は、母子健康手帳の交付時にあわせて健康診査受診票の交付を受け、府内委託医療機関等にて健康診査を受診します。健康診査受診票の交付時に受診の勧奨を行います。大阪府外で妊婦健康診査を受診した場合は、補助金として、要した妊婦健康診査費を還付します。
------	--

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関するさまざまな悩みを聴き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対して適切な機関と結びつけます。
対象	生後4か月までの乳児

■乳児家庭全戸訪問事業

(単位:人)

計画年度 項目	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	1,105	1,060	1,064	1,023	1,003
確保方策	1,134	1,088	1,092	1,050	1,030

確保方策	0歳児の推計数に対して、全員の訪問をめざします。 母子健康手帳交付時に、事業の周知を行います。
------	--

⑪ 利用者支援事業

事業の概要	母子保健と児童福祉の一体的支援機能を有する和泉市こどもまんなかセンターを設置、妊娠から子育て全般に関する様々な相談に応じます。 妊産婦やこども及びその保護者が、支援メニューやサービス等を円滑かつ適切に利用できるよう、包括的・継続的に支援していきます。
対象	全ての妊産婦、子育て世帯、こども

■利用者支援事業

計画年度 項目		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	基本型・特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	こども家庭センター型	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	地域子育て相談機関	10 か所				
確保方策	基本型・特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	こども家庭センター型	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	地域子育て相談機関	0か所	2か所	4か所	7か所	10か所

確保方策	リーフレット、その他の広報媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、利用者に広く周知を図ります。 妊娠届出等の機会を通じて、利用者を把握、継続的に相談に応じます。利用者の支援について、関係機関と協議連携を図ります。 また、地域子育て相談機関の整備に努め、支援体制の充実を図ります。
------	--

⑫ 養育支援訪問事業(育児支援家庭訪問事業)

事業の概要	養育上の支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、家庭訪問支援員による見守りや養育に関する支援・助言等を行います。
対象	養育支援が特に必要な家庭

■養育支援訪問事業(対象数)

(単位:件)

計画年度 項目	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	11	11	11	11	11
確保方策	11	11	11	11	11

確保方策	養育上の支援が必要な家庭を関係機関等と連携して早期に把握し、家庭訪問支援員による見守りや適切な支援につなげます。
------	--

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費補助事業)

事業の概要	健康面や発達面において特別な支援が必要なこどもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する制度です。
対 象	社会福祉法人立の認定こども園における1号認定(3歳～5歳)

(単位:人)

計画年度 項目	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	131	125	123	119	118

確保方策	特別な支援が必要なこども一人ひとりの状態に応じた適切な教育・保育の機会を確保するため、職員の加配に必要な費用の一部を補助します。
------	--

3. 児童福祉法改正による新事業(地域子ども・子育て支援事業)の量の見込みと確保方策 (法律で新たに量見込みと実施時期を明記することが定められている事業)

① 子育て世帯訪問支援事業(令和8年度から実施を想定)

事業の概要	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業。
対 象	0～17 歳 :要保護児童対策地域協議会などでヤングケアラーなどの支援が必要な世帯

(単位:人日)

計画年度 項目	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	—	1,300	1,300	2,600	2,600
確保方策	—	1,300	1,300	2,600	2,600

確保方策	家事支援を行う事業所から、家事や育児等に不安や負担を抱える家庭へ支援を行います。
------	--

② 児童育成支援拠点事業(令和7年度から実施を想定)

事業の概要	養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供することにより、虐待の防止等につなげる事業。
対 象	6～17 歳:要保護児童対策地域協議会などで居場所の支援が必要と思われる児童

(単位:人)

計画年度 項目	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	57	57	57	57	57
確保方策	57	57	57	57	57

確保方策	民間委託や地域との協働により、こどもの居場所を提供し、生活支援や学習支援などを行います。
------	--

③ 親子関係形成支援事業(令和8年度から実施を想定)

事業の概要	こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする。
対 象	0～17 歳:要保護児童対策地域協議会などで親子間の適切な関係性の構築の支援が必要と思われる世帯

(単位:世帯)

項目 \ 計画年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	—	14	14	14	14
確保方策	—	14	14	14	14

確保方策	民間委託などにより、親子間の適切な関係形成へ支援を行います。
------	--------------------------------

4. 子ども・子育て支援法改正による新事業(地域子ども・子育て支援事業)の量の見込みと確保方策 (法律で新たに量見込みと実施時期を明記することが定められている事業)

① 妊婦等包括相談支援事業

事業の概要	妊娠時から妊婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型支援の推進を図ります。
対 象	妊産婦、その配偶者

(単位:回)

項目 \ 計画年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	3,390	3,300	3,300	3,150	3,120
確保方策 (こども家庭センター)	3,390	3,300	3,300	3,150	3,120
確保方策 (上記以外で業務委託)	0	0	0	0	0

確保方策	妊婦及びその配偶者1組に対して、面談回数3回と設定
------	---------------------------

② 産後ケア事業(延べ人数)

事業の概要	生後 4 か月までの乳児と母親を対象に、産科医療機関等において宿泊や日帰りで授乳指導や育児相談等を行います。
対 象	生後 4 か月までの乳児と母親

(単位:人)

項目 \ 計画年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込量	825	870	935	885	870
確保方策	825	870	935	885	870

確保方策	妊娠届出時に事業の周知を行います。伴走型支援により必要な人が利用できるようにします。
------	--

③ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)(月利用時間数)

事業の概要	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するなど、全ての子育て家庭に対して支援を強化するため、現行の保育所等の対象外となる、専業主婦家庭等を含めた就園していないこどもで0～2歳児を対象に月一定時間(10時間程度)までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。 制度の意義は、こどもにとって、 ・ 在宅で子育てをする世帯のこどもも、家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られること。 ・ こどもの専門的な理解を持つ人からこどもの良いところ等を伝えられるなどにより、保護者はこどもについて新たな気づきを得たりするなど。
対 象	満3歳未満(6カ月～2歳)で保育所等に通っていないこども

(単位:時間)

計画年度		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
項目	見込量	—	2,048	2,068	2,002	1,953
	確保方策	—	—	—	—	—
0 歳児	見込量	—	2,895	2,824	2,822	2,754
	確保方策	—	—	—	—	—
1 歳児	見込量	—	2,805	2,856	2,831	2,826
	確保方策	—	—	—	—	—
2 歳児	見込量	—	—	—	—	—
	確保方策	—	—	—	—	—

確保方策	令和8年度からの実施を想定しています。 確保方策については令和7年度上半期を目途にお示しする予定です。
------	---

4 就学前教育・保育の一体的提供及び供給体制の確保方策

就学前教育・保育の量の見込みについて、これまで増加傾向にありましたが、就学前児童数の減少に伴い、計画期間内でピークを迎え減少に転じる見込みとなっています。ただし、大きくは減少しない見込みのため、現在の供給体制を継続していくことが重要となります。

一方、中部地域については令和6年度に待機児童が発生しており、引き続き多くの需要が見込まれ、今後も供給体制が不足する状況が続くことが想定されるため、同地域において就学前教育・保育施設等を確保していく必要があります。

就学前教育・保育の確保方策について、まずは保育士確保策への取り組みを継続しつつ、既存施設の認定こども園化による利用定員枠の増や既存施設の利用定員枠の増(定員変更・増改築等)により行うとともに、中部地域に民間教育・保育施設等の新園開設等に取り組みます。

- 保育士確保策の継続
- 民間教育・保育施設等の新園開設等及び既存保育施設の拡充等による定員の増加

5 質の向上のための取り組み

就学前教育・保育内容については、家庭での教育とともに、人格形成の基礎となる乳幼児期の教育・保育の重要性を踏まえ、質の高い教育・保育サービスの提供に向け、関係機関等と連携して次のことに取り組みます。

- 職員の資質向上に向けた研修等の充実
- 運営に関する自己評価、外部評価等の導入支援
- 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続の推進

6 地域型保育事業の認可に関する需給調整の考え方

就学前教育・保育提供区域(以下、提供区域)において就学前教育・保育事業の供給が不足している場合、提供区域に認可基準を満たす地域型保育事業所の設置申請は、原則、認可することとなっています。

本市では、この原則に則り、本計画に定める提供区域の見込量に基づき、地域型保育事業の認可にあたっての需給調整を行います。申請された提供区域において、特定教育・保育施設等の利用定員総数が、計画で定める見込量に既に達しているか、申請された地域型保育事業所の設置によって見込量を超える場合、地域型保育事業の認可をしないことがあります。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する方が無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。本市では、給付対象者の利便性等を勘案しつつ、円滑な給付を実施します。

第6章 計画の推進体制・進行管理

1 計画の推進体制

本計画は、こども・若者および子育て支援施策を総合的に推進するものであり、その施策については、保健・医療・福祉・教育等、さまざまな分野にわたっています。このような広域な分野の計画を推進するためには、こども・若者・子育てを支える地域組織や関係団体、事業者や関係機関と行政とが相互に連携を図りながら支援していく必要があります。

本市では、本計画の検討・策定にあたった「和泉市こどもまんなか会議」を、児童福祉等に関する有識者や市民、関係機関などで構成する外部の評価会議としても位置づけ、計画の進捗状況を報告し、成果・課題を共有しながら官民連携のもと、こども・若者および子育て支援を推進します。

庁内においては、各部署が目標事業量や実績の進捗状況等を評価しながら進めるとともに、関係部署で構成する庁内の横断的な会議（こどもまんなか連絡会議）において成果・課題等を共有し、一体的な計画の推進に取り組めます。

2 計画の進行管理

目標達成に向け計画を効果的・効率的に推進していくために、PDCA サイクルの手法により進行管理を行います。

本計画に関しては、基本施策ごとに設定した評価指標および主な取り組み事業の活動指標(アウトプット)を関係各課が毎年度把握することにより、取り組み施策の実施状況について自己評価を行います。評価内容については庁内で共有し、計画期間中をとおして、各分野の事業の取り組み改善・見直しにつなげます。

また、本計画期間の終期(令和11年度)には、分野別成果目標の評価指標の把握により、基本方針の達成状況を評価することで本計画の全体評価を行います。

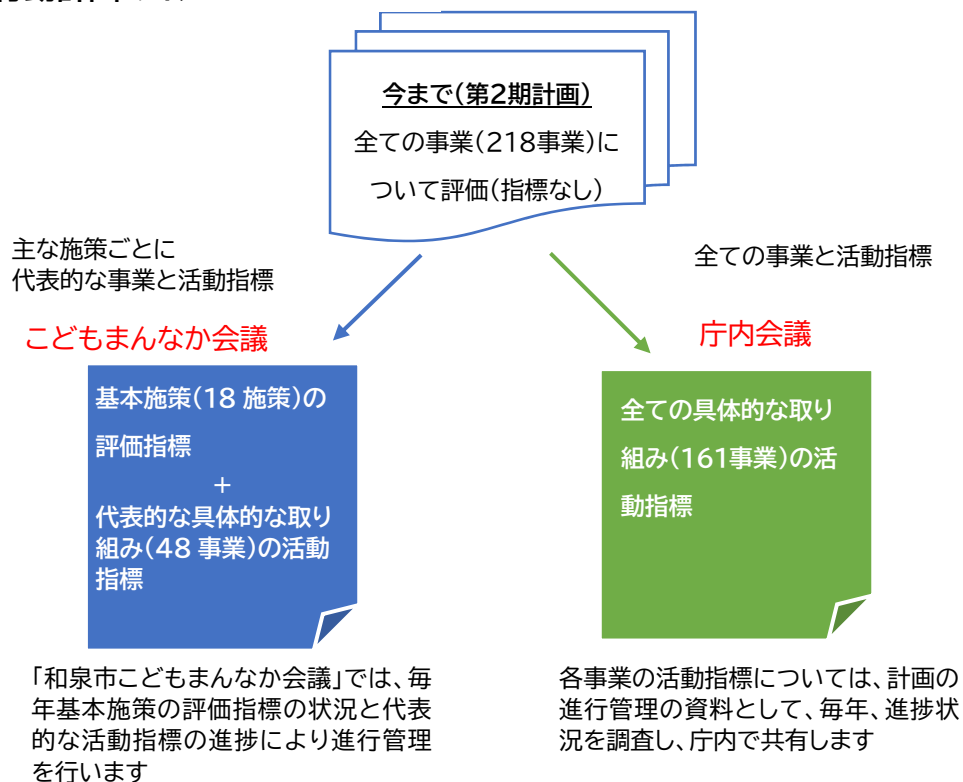
進行管理については、関係部署による自己評価とともに、こどもまんなか会議で審議・評価いただき、評価内容を庁内で共有し、取り組みの改善につなげていきます。

【行動計画について】

第2期和泉市こども・子育て応援プランでは、関係するすべての事業(218事業)について、進行管理の対象とし、担当課の自己評価に基づき審議してきましたが、この計画では、基本施策(18施策)の評価指標と代表的な具体的な取り組み(48事業)の活動指標に基づいて計画の目標達成度を測り、より効果的な審議につなげていきます。計画の審議を行う「和泉市こどもまんなか会議」では、基本施策の評価指標の状況とともに、代表的な活動指標の進捗により進行管理をしていきます。

その他の施策の活動実績については、必要に応じて「和泉市こどもまんなか会議」に報告します。

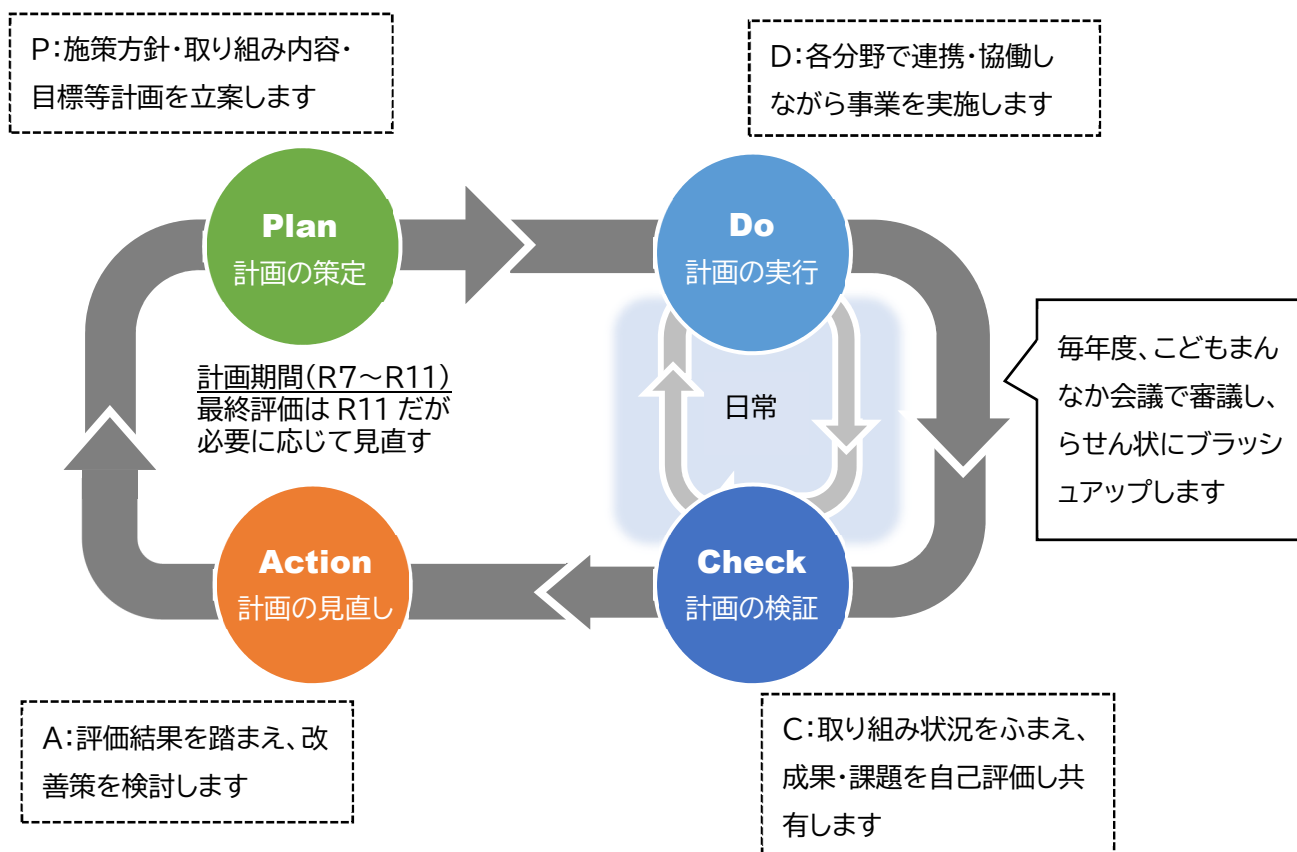
行動計画のイメージ



【子ども・子育て支援事業計画等における量見込みと確保方策について】

本計画に包含されている「子ども・子育て支援事業計画」において、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量見込みと確保策を設定していますが、これについては、市民ニーズの変化や事業の進捗状況、国の動向など社会状況の変化に柔軟に対応するため、毎年度、実績を把握し、適切に進行管理を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

【本計画における PDCA サイクル】



3 こどもの意見聴取

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められています。また、こども施策を策定、実施、評価するにあたって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられています。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することや、こどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義(①施策の実効性の確保、②社会の一員としての主体性の向上)があると示されています。

こどもや若者を、サービスを受ける対象、将来の担い手としてだけではなく、ともに社会をつくる市民という認識の下、安心して意見を述べるができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要です。

本市では、本計画を策定する過程において、こどもの意見を聴取し施策に反映させるため、市民アンケート調査の対象として、前計画策定まで実施していた保護者へのアンケート調査に加え、こども自身へのアンケート調査(子どもの生活実態調査)を実施しました。加えて、関係者・団体や庁内関係部署の協力により、こども自身に座談会形式で意見聴取するワークショップを幅広い年代で実施しました。

本計画では、こども自身へのアンケート調査による結果をこども施策の評価指標としているものもあり、計画の進行管理においても、こどもの意見を聴取し適切に反映するよう取り組みます。

こども基本法第 11 条で規定されている「こども施策」には、こどもの健やかな成長に対する支援や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主な目的とする施策に加え、教育施策や雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれます。今後、さまざまな分野においてこども施策を展開するにあたっては、こども・若者の意見を聴取できる機会を充実させ、意見反映を実施するなどの取り組みを進めていきます。

こどもの意見を尊重すること(こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分考慮すること)について、広く市民、事業者等にも周知し、こどもを含めすべての市民が主体的に自分らしく生活しやすい和泉市をめざします。

4 次期計画において留意すべき検討事項

「計画の策定経過」にあるように 4 回にわたる和泉市こどもまんなか会議において審議を行ってきましたが、次期計画において留意すべき、今後検討が必要な事項があります。

【支援の場に来られない人の意見、アンケートやワークショップ等を通じても出てこなかった意見、言えなかった意見】

今回の計画策定では、配慮が必要なこども等、当事者からの意見については、和泉支援学校高等部でのワークショップや支援者を対象としたワークショップを実施していますが、こどもの意見聴取・反映については、ひきこもり当事者などの支援の場に来られない人の意見、ワークショップ等を通じても出てこなかった意見、言えなかった意見が存在すると考えられます。

また、アンケート調査については、支援に必要な家庭やこどもの中には回答する余裕がない人たち、回答できない人たちが存在すると思われます。

アンケート調査とワークショップの従来の実施方法には一定の限界があるとの認識の下、次期計画においては、アンケートやワークショップの実施方法、その他の意見聴取の手法や反映方法をさらに留意・検討する必要があります。

【すべての若者に対する支援・施策】

計画の対象については、生まれる前から乳幼児期を経て、青年期に至るまでの、おおむね 39 歳までのこどもとその家庭としていますが、18 歳から 39 歳については、主に支援が必要な若者としています。こども基本法や子ども・若者育成支援法の趣旨にのっとり、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」＝「こどもまんなか社会」をめざすうえで、次期計画においては、青年期以降のすべての若者に対する支援・施策の策定に留意が必要です。

資料編

1 行動計画

基本施策 1-1 こどもの権利、こどもの意見尊重の意識の醸成

基本方針 1 こどもの権利とこどもの意見の尊重

施策別成果目標	評価指標	R6(期初)	R7	R8	R9	R10(期末)
こどもが権利の主体であることが認知されている	「子どもの権利条約」をよく知っているこどもの割合(児童生徒の生活実態アンケート)	小学生:21.5% 中学生:18.9%	25%	30%	35%	40%
	こどもの権利について、名前も内容も知っている保護者の割合(こども子育てニーズ調査)	就学前:30.0% 就学後:32.1%	—	—	—	50%

施策 1-① 市民へのこどもの権利に係る普及啓発

おもな取り組み内容	実施事業【担当課】	活動指標	R6(期初)	R7	R8	R9	R10(期末)
人権擁護委員による人権教室(紙芝居、講話等)や、人権の花運動(2年毎に実施)を通じて、他人を思いやる心や命を大切にする気持ちを育み、人権意識の高揚を図る。	人権擁護推進事業【人権・男女参画室】	事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施

施策1-② こどもへの権利に係る情報提供・啓発

おもな取り組み内容	実施事業【担当課】	活動指標	R6(期初)	R7	R8	R9	R10(期末)
こどもの権利の尊重等、こども基本法が特に重点を置く、こどもの意見表明やこどもの意見尊重(保護者)につながるよう普及啓発に取り組んでいきます。こども対象、保護者対象のリーフレット等の広報媒体の作成を行い、SNSの活用や保育施設、学校等、こどもが集まる場所を通じた広報等、多様な子育て世帯の事情に合った手法で普及啓発に努めます。	普及啓発【子育て支援室】	こどもへの権利についての普及啓発方法	未実施	ホームページ 広報紙 リーフレット配付 (10,000枚×2種)	ホームページ 広報紙 リーフレット配付 (10,000枚×2種)	ホームページ 広報紙 リーフレット配付 (10,000枚×2種)	ホームページ 広報紙 リーフレット配付 (10,000枚×2種)

基本施策 1-2 こどもに関わる人が多い大人によるこどもの意見尊重の実践

基本方針 1 こどもの権利とこどもの意見の尊重

施策別成果目標	評価指標	R6(期初)	R7	R8	R9	R10(期末)
保護者が、こどもの意見を聴き、尊重している	こどもからの意見や要望を聞き、それらを取り入れるよう、常に意識している保護者(こども・子育てに関するニーズ調査)	就学前 45.4% 就学後 40.7%	—	—	—	60%

施策2-① こどもに関わる職員等の人権や意見尊重に関する研修

おもな取り組み内容	実施事業【担当課】	活動指標	R6(期初)	R7	R8	R9	R10(期末)
こどもの権利、意見聴取と反映について、教職員に情報提供および研修を実施します。	教職員研修【学校教育室】	教職員等への人権に関する研修をしている学校数	30校/30校	28校/28校	28校/28校	26校/26校	26校/26校
こどもの権利、意見聴取と反映について、保育士等に情報提供および研修を実施します。	人権に関する研修の実施【こども未来室】	保育士等への人権に関する研修の参加人数	830人	840人	850人	860人	870人

施策2-② こどもに関わる職員等によるこども意見の尊重、こども施策への反映

おもな取り組み内容	実施事業【担当課】	活動指標	R6（期初）	R7	R8	R9	R10（期末）
こどもまんなかセンター連絡会議等、あらゆる機会を活用し、関係機関に対して施策検討におけるこどもの意見反映の重要性に関する周知を図ります。	こどもまんなかセンター事業【子育て支援室】	庁内でのこどもの意見反映についての取り組み内容	庁内会議での周知	現状調査 指針策定	状況把握 課題整理	改善策検討・実施	評価

施策2-③ 保護者への情報提供と支援

おもな取り組み内容	実施事業【担当課】	活動指標	R6（期初）	R7	R8	R9	R10（期末）
こども家庭相談の際は、保護者に対してもこどもの思いや考えを受け止めることの重要性について説明し、日々の子育てについて振り返ってもらう機会を設けます。 また、保護者向けのリーフレットを作成、対象家庭に配布することで、こどもの権利擁護に関する周知啓発を図ります。	こども家庭相談【子育て支援室】	保護者への情報提供方法	未実施	ホームページ 広報紙 リーフレット配付 （10,000 枚×2 種）	ホームページ 広報紙 リーフレット配付 （10,000 枚×2 種）	ホームページ 広報紙 リーフレット配付 （10,000 枚×2 種）	ホームページ 広報紙 リーフレット配付 （10,000 枚×2 種）

基本施策 2-1 身近な場所で「こどもの居場所」

基本方針 2 地域のみinnでこどもを育む

施策別成果目標	評価指標	R6（期初）	R7	R8	R9	R10（期末）
各小学校区に、こどもが自由に参加できる地域の居場所がある	市民、地域組織、民間企業や事業所が実施しているこどもが自由に参加できる居場所（月 1 回以上の定期実施）のある小学校区数【子育て支援室】	11 校区	13 校区	15 校区	18 校区	21 校区

施策 1-① こどもの居場所の必要性や居場所の周知

おもな取り組み内容	実施事業【担当課】	活動指標	R6（期初）	R7	R8	R9	R10（期末）
各校区の協議の場や居場所の運営者の交流会において、居場所の必要性や運営に関する周知をはかるとともに、関係機関等と連携し地域コミュニティの中のこどもの居場所について啓発します。	こどもの居場所づくり事業【子育て支援室】	協議の場や居場所交流会等での周知回数	7 回	12 回	20 回	30 回	42 回

施策 1-② こどもの居場所の立ち上げ、運営者への支援

おもな取り組み内容	実施事業【担当課】	活動指標	R6（期初）	R7	R8	R9	R10（期末）
和泉市地域福祉基本・活動計画の小学校区別アクションプランによると、多世代交流を含む「こどもの居場所づくり」を重点取り組みの一つとしている校区は多く、各校区で、多世代交流を含む「こどもの居場所」に関する取組が進んでいくよう、社会福祉協議会と情報共有しながら、連携を図る。	地域福祉推進事業（協議の場）【福祉総務課】	「こどもの居場所づくり」を小学校区別アクションプランの重点取り組みとし、取組みを達成する校区数	3 校区	6 校区	9 校区	13 校区	17 校区
課題となっている活動周知や運営場所・担い手確保、また、活動の質の向上に向けた支援策の検討をすすめ、関係部署関係機関と連携し支援策を実施します。	こどもの居場所づくり事業【子育て支援室】	こどもの居場所づくり支援の取り組み内容	現状把握	現状把握と課題分析	支援策の企画立案	支援策の実施	支援策の評価・見直し

基本施策 2-2 官民様々な担い手による遊びや体験の保障

基本方針 2 地域のみinnでこどもを育む

施策別成果目標	評価指標	R6（期初）	R7	R8	R9	R10（期末）
放課後こども教室が、各小学校区にある	放課後こども教室（地域の方の参画を得た教室）の数	13 校区	13 校	15 校	17 校	19 校区

施策 2-① 就学前施設、小中学校等における遊びや体験の充実、読書活動への支援、国際交流の推進

おもな取り組み内容	実施事業【担当課】	活動指標	R6（期初）	R7	R8	R9	R10（期末）
多様な体験・交流の機会や遊び場、活動の場の提供を充実させる。日々の保育を通して幼児期からの生活習慣の定着を図る。	地域活動事業【こども未来室】	地域人材事業の活用	年間 4～5 回	年間 4～5 回	年間 4～5 回	年間 4～5 回	年間 4～5 回
ユースゼネレーション、ふれあいサタデー、青少年フェス等を実施し、学校・学年の垣根を超えた参加者同士の交流推進を図ります。（仮称）多世代交流拠点施設への本施設機能移転に際し、同施設において実施する事業の詳細について検討します。	体験活動推進事業 交流促進事業【青少年センター】	講習等実施回数	80 講座程度	80 講座程度	80 講座程度	80 講座程度	80 講座程度

施策 2-② 地域団体、民間団体、民間企業等と連携・協働した遊びや体験の充実

おもな取り組み内容	実施事業【担当課】	活動指標	R6（期初）	R7	R8	R9	R10（期末）
地域の身近な場を通じた支援の充実を図り、情報提供や相談支援、地域・親同士の交流や親が学ぶ機会等を提供します。	地域子育て支援拠点事業【子育て支援室】	交流の場（ぶらんこ：センター開放）利用者数/月平均	300 人	310 人	320 人	330 人	340 人

基本施策 3-1 教育と福祉の連携による予防的支援：ヤングケアラー・不登校

基本方針 3 困難を抱えるこども（家庭）を支える

施策別成果目標	評価指標	R6（期初）	R7	R8	R9	R10（期末）
①ヤングケアラーが、伴走型支援につながる	① 児童生徒の生活実態アンケートで、新たに支援につながったヤングケアラーと思われる児童生徒数（スクールソーシャルワーカーの関わり）	未把握（令和 6 年度末に集計）	増加（期初値把握後に設定）	増加（期初値把握後に設定）	増加（期初値把握後に設定）	増加（期初値把握後に設定）
②不登校の児童生徒が減る	② 新規不登校児童生徒数	小学生：95 人 中学生：145 人 （令和 5 年度）	小学生：90 人 中学生：138 人	小学生：85 人 中学生：130 人	小学生：80 人 中学生：122 人	小学生：75 人 中学生：115 人

施策 1-① ヤングケアラー、不登校に関する相談先等の周知啓発

おもな取り組み内容	実施事業【担当課】	活動指標	R6（期初）	R7	R8	R9	R10（期末）
SNS の活用や保育施設・学校等のこどもが集まる場所を通じた広報、地域の子育て支援体制づくり等、多様な手法の中から、支援の必要な家庭につながりやすい媒体を用いて周知を進め、支援の必要な家庭が地域で孤立することなく、支援情報につながるように取り組みます。	啓発パンフレットの作成、配布等【子育て支援室】	情報提供・普及啓発の方法	リーフレットの配布	ホームページリーフレット	ホームページリーフレット 広報	ホームページリーフレット	ホームページリーフレット

施策1-② ヤングケアラー、不登校児童生徒への相談支援

おもな取り組み内容	実施事業【担当課】	活動指標	R6（期初）	R7	R8	R9	R10（期末）
学校が「生活実態アンケート」にて把握したヤングケアラーの可能性のあるこどもについてのケース会議にスクールソーシャルワーカーが参加し、アセスメントを行った上で、関係機関と連携し、支援につなぐ。	スクールソーシャルワーカー派遣事業【学校教育室】	スクールソーシャルワーカーが関わったケース会議数	1326 件	1500 件	1700 件	1900 件	2100 件
ヤングケアラーをはじめとする支援を必要とするこどもや家庭への家事支援等を行う訪問事業「子育て世帯訪問支援事業」が、児童福祉法改正により、家庭支援事業として制定されました。令和8年度を目途に事業実施し、支援の必要な状況にある家庭のこどもであっても、支援サービスや地域の見守りなどの支援を受けながら、家族への思いやりと自らのこどもらしい生活や経験を両立してけるように支援の必要なこども、家庭への家事支援や見守り支援を強化していきます。	子育て世帯訪問支援事業（実施予定）【子育て支援室】	子育て世帯訪問支援事業の実施回数	—	—	1,300 回	1,300 回	2,600 回

施策 1-③ ヤングケアラー、不登校に関する関係者への研修

おもな取り組み内容	実施事業【担当課】	活動指標	R6（期初）	R7	R8	R9	R10（期末）
多機関連携が進むように継続的に専門職研修を実施し、認識を深めるとともに連携の強化につながる関係づくりの場として内容を充実させていきます。	ヤングケアラー支援担当職員向け研修【子育て支援室】	支援者向け研修の参加人数	40 人	50 人	60 人	60 人	60 人

基本施策 3-2 家庭でのケアを受けにくいこどもへの支援の充実：児童虐待・貧困

基本方針 3 困難を抱えるこども（家庭）を支える

施策別成果目標	評価指標	R6（期初）	R7	R8	R9	R10（期末）
①虐待事案が解決に向かう	要保護児童対策地域協議会における支援対象児童（要保護児童・要支援児童）の終結件数	535 件（令和1～5年度の平均）	549件（令和 2～6 年度の平均）	563件（令和3～7年度の平均）	576件（令和4～8年度の平均）	589 件（令和 5～9 年度の平均）
②貧困家庭が支援につながる	直近1年間で生活の見通しがたたなくて不安になったことがある人の割合（こども子育てニーズ調査）	就学前 14.7% 就学後 14.4%	－	－	－	10%
	直近1年間で経済的な理由による困難の経験がない人の割合（こども子育てニーズ調査）	就学前 32.8% 就学後 35.0%	－	－	－	37.0%

施策2-① 児童虐待、貧困に対する支援

おもな取り組み内容	実施事業【担当課】	活動指標	R6（期初）	R7	R8	R9	R10（期末）
和泉市こどもまんなかセンターの設置により、児童福祉と母子保健をの更に連携強化し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象とした、一体的な相談支援を行います。	子ども家庭相談【子育て支援室】	子ども家庭相談対応件数	738 件	759 件	780 件	801 件	822 件
養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設して、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、包括的な支援を提供します（令和7年度から実施を想定）。	児童育成支援拠点事業（実施予定）【子育て支援室】	児童育成支援拠点事業の参加児童数	－	57 人	57 人	57 人	57 人
併任配置した社会福祉士が教育と福祉のデータ連携により、学校で発見、対応している児童虐待事案について取りまとめ、要保護児童対策地域協議会に登録し、適切な支援につなげる。	データ連携事業【子育て支援室】	データ連携により要保護児童対策地域協議会において支援した件数	システム開発 令和 5 年度6件 （令和 6 年度 12 件）	システム開発 15件	システム運用開始 30 件	30 件	40 件

基本施策 3-3 ひとり親世帯への支援の充実

基本方針 3 困難を抱えるこども（家庭）を支える

施策別成果目標	評価指標	R6（期初）	R7	R8	R9	R10（期末）
就労することにより、ひとり親家庭の生活が安定に向かう	就職を希望するひとり親の就職件数	30 件	35 件	40 件	45 件	50 件

施策 3-① ひとり親世帯への支援の充実

おもな取り組み内容	実施事業【担当課】	活動指標	R6（期初）	R7	R8	R9	R10（期末）
母子父子自立支援員を配置し、母子・父子家庭等ひとり親家庭に対して、母子家庭等就業・自立支援事業等を活用しながら、個々の状況・ニーズ等に対応した母子・父子自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等との連携により、きめ細やかで継続的な自立・就業を支援する。	母子・父子自立支援プログラム策定等事業【子育て支援室】	プログラム策定件数	16 件	18 件	20 件	22 件	24 件

基本施策 3-4 その他配慮が必要なこどもへの支援:障がい児・自殺対策・その他

基本方針 3 困難を抱えるこども(家庭)を支える

施策別成果目標	評価指標	R6(期初)	R7	R8	R9	R10(期末)
障がい児が、日常の生活に満足している	生活に満足している障がい児の割合(障がい児福祉計画)	57.1% (令和5年度)	60%	—	—	67%

施策 4-① 障がい児の健やかな成長のための発達支援

おもな取り組み内容	実施事業【担当課】	活動指標	R6(期初)	R7	R8	R9	R10(期末)
乳幼児健康診査等で障がいや発達に特性のあるこどもを早期に発見、把握し必要な支援につなげます。就園就学において保育、教育機関と連携し切れ目ない支援を実施する	乳幼児健康診査、発達育児相談、母子健康相談、就学前交流会【健康づくり推進室】	就学支援児数	211人	200人	200人	200人	200人
わたしノートの活用により、ライフステージが移行しても支援を円滑に引き継いでいくことができるようにする。	わたしノート【子育て支援室】	わたしノートを活用した取り組みの内容	内容・活用方法の検討	活用しながら見直し	効果を評価し改善	活用の定着	評価と改善

施策 4-② こどもの自殺対策の推進

おもな取り組み内容	実施事業【担当課】	活動指標	R6(期初)	R7	R8	R9	R10(期末)
個別面談や各種アンケート、タブレット等を用いたスクリーニングなどにより、悩みを抱えるこどもを早期に把握できる体制を整備するとともに、こどもや家庭環境など個々の課題について、切れ目なく引き継げる体制や環境変化によるギャップを和らげる取り組みにより、こどもやその家庭に対して学校だけでなく関係機関が連携しながら継続した支援に取り組む。	教職員向けゲートキーパー研修【健康づくり推進室】	教職員向けゲートキーパー研修受講者数	50人 (令和5年度)	30人	30人	30人	30人

施策 4-③ その他配慮が必要なこどもへの支援

おもな取り組み内容	実施事業【担当課】	活動指標	R6(期初)	R7	R8	R9	R10(期末)
外国籍のこども及びその家庭が抱える不安等について理解するとともに、適切な配慮等を行います。面談等の場面において、コミュニケーションに課題があることを考慮した上で、必要な支援に関する情報提供を適切に行います。 また、地域で生活する中での身近な支援者になり得るような資源(民生委員等)の紹介を行います。	こども家庭相談業務【子育て支援室】	外国籍のこども家庭への支援件数	1回	5回	10回	15回	20回

基本施策4-1 母親に子育ての負担が偏らない、こども・子育て支援事業の充足

基本方針 4 周囲に支えられた自分らしい子育て

施策別成果目標	評価指標	R6(期初)	R7	R8	R9	R10(期末)
母親に子育ての負担が偏っていない	子育ての役割分担で「ほとんど母親が担っている」人の割合(こども子育てニーズ調査)	就学前 27.8% 就学後 36.4%	—	—	—	就学前 17% 就学後 26%
	男女が協力して家事・育児をしている人の割合(乳幼児健康診査時アンケート)	64.1% (令和6年4～9月)	65%	66%	68%	70%

施策 1-① 男女がともに子育てに参加する環境づくりについての周知啓発

おもな取り組み内容	実施事業【担当課】	活動指標	R6(期初)	R7	R8	R9	R10(期末)
男性の子育てへの参画と理解を深め、各種講座を行うなど、男女共同参画社会づくりに向けて啓発を行う。	男女共同参画社会づくり講座【人権・男女参画室】	事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施

施策1-② 母親の育児負担軽減のための子育て支援施策の充実

おもな取り組み内容	実施事業【担当課】	活動指標	R6（期初）	R7	R8	R9	R10（期末）
一時的に児童の養育が困難となった場合等に児童養護施設等で児童の預かりを行います。	子育て短期支援事業【子育て支援室】	利用者延人数	45 人	137 人	146 人	160 人	177 人

施策 1-③ 子育て世帯への経済的支援

おもな取り組み内容	実施事業【担当課】	活動指標	R6（期初）	R7	R8	R9	R10（期末）
0 歳から18歳に到達するまで、保険適用の医療費の一部を公費で負担することも医療費助成を実施している。	こども医療費助成事業【子育て支援室】	ホームページ及び子育てガイド等に掲載	実施	実施	実施	実施	実施

基本施策4-2 妊娠期から子育てを支える相談支援体制

基本方針 4 周囲に支えられた自分らしい子育て

施策別成果目標	評価指標	R6（期初）	R7	R8	R9	R10（期末）
子育て世帯が、現在住んでいる地域で子育てをしたいと思っている	この地域で子育てをしたいと思う親の割合（乳幼児健康診査時アンケート）	71.7%	72%	73%	74%	75%
	相談先がある人の割合（こども子育てニーズ調査）	就学前 91.1% 就学後 82.8%	—	—	—	就学前 95% 就学後 87%

施策2-① 子育てに関する情報提供体制の充実

おもな取り組み内容	実施事業【担当課】	活動指標	R6（期初）	R7	R8	R9	R10（期末）
子育てガイドの発行ならびに広報・ホームページやアプリを活用し子育て支援情報を周知します。	地域子育て支援拠点事業【子育て支援室】	広報及びホームページに子育て情報を掲載	実施	実施	実施	実施	実施

施策2-② 子育てに関する相談支援体制の整備

おもな取り組み内容	実施事業【担当課】	活動指標	R6（期初）	R7	R8	R9	R10（期末）
和泉市こどもまんなかセンターの設置により、児童福祉と母子保健の更なる連携強化及び一体的支援体制を確立、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象とした相談支援を実施するとともに、孤立した育児環境への支援を行う	妊娠等包括相談支援事業（和泉市こどもまんなかセンター）【健康づくり推進室】	母子保健指導数（延）	16,633 人 （令和 5 年度）	15,592 人	15,046 人	14,914 人	14,532 人

基本施策4-3 DX 推進によるアクセスしやすく、利用しやすい子育て支援サービス

基本方針 4 周囲に支えられた自分らしい子育て

施策別成果目標	評価指標	R6（期初）	R7	R8	R9	R10（期末）
DX 推進により、市民が来庁せずに子育てに関する行政手続きができる	子育て関連部局の来庁者数	15,333人 （令和 5 年度）	14,175人	13,017 人	11,859人	10,700 人

施策 3-① DX 推進によるアクセスしやすく、利用しやすい子育て支援サービス

おもな取り組み内容	実施事業【担当課】	活動指標	R6（期初）	R7	R8	R9	R10（期末）
児童手当等オンライン申請の整備及びホームページ等で利用促進を図る	オンライン申請【子育て支援室】	ぴったりサービスを利用して申請した件数	1	前年度増	前年度増	前年度増	前年度増

基本施策 5-1 ひきこもり等の困難を抱える若者の相談窓口・支援

基本方針 5 困難を抱える若者への支援

施策別成果目標	評価指標	R6（期初）	R7	R8	R9	R10（期末）
ひきこもり等の困難を抱える若者が相談に繋がっている	ひきこもり新規相談者数（計画期間の累計）【くらしサポート課】	72 人 （令和 5 年度）	80 人	170 人	280 人	390 人 （500 人＊）

＊令和 7 年度から令和 11 年度までの累計

施策 1-① ひきこもり相談窓口から支援に繋ぐ

おもな取り組み内容	実施事業【担当課】	活動指標	R6（期初）	R7	R8	R9	R10（期末）
生活困窮者が抱える課題を把握し、個人の状態にあった支援計画の策定を行い、自立に至るまで包括的かつ継続的に支援を実施します。	生活困窮者自立相談支援事業【くらしサポート課】	ひきこもり新規相談者数	33 人 （令和 5 年度）	36 人	40 人	44 人	48 人
市内8か所に設置する「いきいきネット相談支援センター」でコミュニティソーシャルワーカー（CSW）がひきこもり等に関する相談を受け、関係機関と連携しながら支援を実施します。	地域福祉総合相談員（CSW）配置促進事業【福祉総務課】	総合相談のうち、ひきこもり相談件数（CSW）	108 件 （令和 5 年度）	110 件	121 件	133 件	146 件

施策 1-② 多様な困難事例に対応できる相談員の資質向上

おもな取り組み内容	実施事業【担当課】	活動指標	R6（期初）	R7	R8	R9	R10（期末）
ひきこもり支援に関わる相談員の資質向上のため、支援者向け研修会を開催します。	ひきこもり支援者研修【くらしサポート課】	ひきこもり支援者研修の開催回数	2 回 （令和 5 年度）	2 回	2 回	2 回	2 回
CSW が業務に従事する上での困りごとや要望、事業実施状況を把握し、課題を抽出したうえで CSW の事業運営に反映させることで、CSW の定着や育成の機運を高める取組を行う。	地域福祉総合相談員（CSW）配置促進事業【福祉総務課】	CSW（事業者）へのヒアリング	CSW 事業の課題抽出・業務改善	CSW 事業の課題抽出・業務改善	CSW 事業の課題抽出・業務改善	CSW 事業の課題抽出・業務改善	CSW 事業の課題抽出・業務改善

基本施策 5-2 ひきこもり等の困難を抱える若者に対する理解・啓発

基本方針 5 困難を抱える若者への支援

施策別成果目標	評価指標	R6（期初）	R7	R8	R9	R10（期末）
ひきこもり支援が認知されている	ひきこもり支援を知っている人の割合【くらしサポート課】	7%	14%	21%	28%	35%

施策 2-① ひきこもり等の市民への周知・啓発

おもな取り組み内容	実施事業【担当課】	活動指標	R6（期初）	R7	R8	R9	R10（期末）
ひきこもり状態にある方について理解が深まるよう、市民を対象にひきこもりに関する出前講座を実施します。	ひきこもり出前講座（新規）【くらしサポート課】	ひきこもりに関する出前講座の参加者数	－	20 人	25 人	30 人	35 人
広報紙や市ホームページで CSW の相談窓口の周知を行います。	地域福祉総合相談員（CSW）配置促進事業【福祉総務課】	CSW の認知度	20%	30%	40%	50%	60%

基本施策 5-3 ひきこもり等の困難を抱える若者の地域資源づくり

基本方針 5 困難を抱える若者への支援

施策別成果目標	評価指標	R6(期初)	R7	R8	R9	R10(期末)
地域での居場所が認知されている	こども・若者の居場所を知っている人の割合【くらしサポート課】	—	14%	21%	28%	35%

施策3-① 困難を抱える若者の居場所づくり・担い手育成の支援

おもな取り組み内容	実施事業【担当課】	活動指標	R6(期初)	R7	R8	R9	R10(期末)
CSW と居場所等の社会資源の発掘・共有・活用を行い、必要に応じて相談者に周知します。	こども・若者の居場所の周知【くらしサポート課】	CSW と社会資源の発掘・共有・活用の部会の開催回数	—	6 回	6 回	6 回	6 回
小学校区単位での協議の場で地域課題を話し合う中で、こどもの居場所や担い手育成に関する取り組みを支援します。	地域福祉推進事業（協議の場）【福祉総務課】	「こどもの居場所づくり」を地域福祉基本・活動計画のアクションプランの重点取り組みとし、取組みを達成する校区数	3 校区	6 校区	9 校区	13 校区	17 校区

基本施策 5-4 困難を抱える若者を支える制度

基本方針 5 困難を抱える若者への支援

施策別成果目標	評価指標	R6(期初)	R7	R8	R9	R10(期末)
若者が自立に向けて進んでいる	生活困窮者自立支援事業のプラン作成件数のうち改善した割合【くらしサポート課】	77.7%	81%	84%	87%	90%

施策4-① 生活困窮者への支援、就労支援などの行政サービスの実施

おもな取り組み内容	実施事業【担当課】	活動指標	R6(期初)	R7	R8	R9	R10(期末)
経済的困窮のおそれがある若者の自立に向けて生活困窮者自立支援制度により支援を実施します。	生活困窮者自立支援事業【くらしサポート課】	生活困窮者自立支援事業のプラン作成件数	25% (令和 5 年度)	30%	35%	40%	50%

基本施策 5-5 子ども・若者育成支援推進法に基づく切れ目ない支援の仕組みづくり

基本方針 5 困難を抱える若者への支援

施策別成果目標	評価指標	R6(期初)	R7	R8	R9	R10(期末)
困難を抱えるこども・若者を切れ目なく支えることができる	困難を抱えるこども・若者の支援体制が構築できている【くらしサポート課】	—	所管課の決定	現状把握と課題分析	切れ目ない支援（総合相談窓口・ネットワーク）の検討・方針決定	困難を抱えるこども・若者の支援体制の構築

施策5-① 子ども・若者育成支援推進法に基づく切れ目ない支援の仕組みづくり

おもな取り組み内容	実施事業【担当課】	活動指標	R6(期初)	R7	R8	R9	R10(期末)
こども・若者が年齢によって支援が途切れることがないよう、関係課と連携し、切れ目なく支援できる体制整備の検討を進めます。	こども・若者の支援体制の検討【くらしサポート課・子育て支援室・学校教育室・福祉総務課】	こども・若者の支援体制の構築	年次計画の作成	所管課の決定	現状把握と課題分析	切れ目ない支援（総合相談窓口・ネットワーク）の検討・方針決定	切れ目ない支援（総合相談窓口・ネットワーク）の予算化

基本施策 6-1 出産前から幼児期 ～就学前保育教育の充実、切れ目ない医療保健～

基本方針 6 ライフステージにおける重点支援

施策別成果目標	評価指標	R6(期初)	R7	R8	R9	R10(期末)
産婦が自身の妊娠・出産について満足している	妊娠・出産について満足している人の割合(4ヵ月児健康診査時のアンケート)	87.4%	88.5%	89.0%	89.5%	90.0%
	保育園等の待機児童数	2人	0人	0人	0人	0人

施策 1-① 妊娠中から子育て家庭に寄り添った切れ目ない相談支援

おもな取り組み内容	実施事業【担当課】	活動指標	R6(期初)	R7	R8	R9	R10(期末)
妊娠届出時から妊婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しをたてるための面接や継続的な情報発信等を行うとともに必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実をはかる。あわせて妊婦のための支援給付を実施する。	妊娠等包括相談支援事業【健康づくり推進室】	妊娠届出時プラン作成数	1255件 (令和5年度)	1234件	1188件	1192件	1150件
生後4ヵ月までの乳児と母親を対象に、産科医療機関において宿泊や日帰りで授乳相談、育児相談等を実施する。利用しやすい環境を整える観点から利用者が属する世帯の所得状況に応じて利用料の減免を行う。	産後ケア事業【健康づくり推進室】	産後ケア利用数(延)	172回(令和5年度) (R6.12月末 355回)	825回	870回	935回	885回

施策1-② 乳幼児の成長・発達に資する保育サービスの提供

おもな取り組み内容	実施事業【担当課】	活動指標	R6(期初)	R7	R8	R9	R10(期末)
待機児童解消及び保育ニーズへの対応のため、既存施設の定員増や認定こども園への移行促進に努めるとともに、特定教育・保育施設などの整備や保育士確保に向けた施策の充実にも努める。 公立保育所・公立幼稚園のあり方に基づく整備方針に基づき再編整備を行う。	認定こども園等の適正配置 公立園運営事業【こども未来室】	待機児童数	2人	0人	0人	0人	0人
幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、幼保小の関係者が連携し、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図っていく。	保育所、幼稚園、認定こども園と小学校等の連携、接続強化【こども未来室】	幼保小連携研修実施回数	3回 100人	3回 100人	3回 100人	3回 100人	3回 100人

基本施策 6-2 学童から思春期 ～学校教育～

基本方針 6 ライフステージにおける重点支援

施策別成果目標	評価指標	R6(期初)	R7	R8	R9	R10(期末)
児童生徒が学校生活を楽しんでいる	「学校に行くのは楽しいと思いますか」に対して肯定的な回答の割合(全国学力・学習状況調査)	小学6年生:83.7% 中学3年生:82.5%	84%	86%	88%	90%
	学校給食がおいしいと感じる児童生徒の割合	小学校:95% 中学校:90% (令和5年度)	小学校:95% 中学校:90%	小学校:95% 中学校:90%	小学校:95% 中学校:91%	小学生:95%以上 中学生:92%以上

施策2-① 学びの場としての学習の機会確保と学力の保障

おもな取り組み内容	実施事業【担当課】	活動指標	R6(期初)	R7	R8	R9	R10(期末)
1人1台端末を活用し、こども一人ひとりの力が発揮できるよう、学力向上に向けた教育につながる授業の実施について、有識者等による教員研修を実施する。	GIGAスクール推進事業【学校教育室】	有識者等による教員研修を実施した学校数	0/30校	9/28校	9/28校	8/26校	26校/26校

施策2-② 社会的自立に向けて自分らしく生きていこうとすることの発達・成長の保障

おもな取り組み内容	実施事業【担当課】	活動指標	R6（期初）	R7	R8	R9	R10（期末）
税務署と連携した租税教育を通じて、金融リテラシーの向上に取り組む。中学校区、義務教育学校区単位で策定した「キャリア教育年間指導計画」や「キャリアパスポート」を活用し、9年間を見通した系統的なキャリア教育に取り組む。	進路指導推進事業（キャリア教育）【学校教育室】	キャリア教育年間指導計画を、子どもの変容に基づき、毎年見直す。	30校/30校	28 校/28 校	28 校/28 校	26 校/26 校	26 校/26 校

施策2-③ 安全・安心に、他者と関わりながら育つ、こどもの居場所としての学校

おもな取り組み内容	実施事業【担当課】	活動指標	R6（期初）	R7	R8	R9	R10（期末）
スクールカウンセラーによる教育相談やスクールソーシャルワーカーを活用したケース会議でのアセスメントをもとにした支援を行う	スクールソーシャルワーカー派遣事業、スクールカウンセラー派遣事業【学校教育室】	スクールソーシャルワーカーが扱うケース会議件数	1326 件	1500 件	1700 件	1900 件	2100 件

施策2-④ 児童生徒の健康管理と学校給食の充実

おもな取り組み内容	実施事業【担当課】	活動指標	R6（期初）	R7	R8	R9	R10（期末）
各健診の受診率向上に向けて、未受診者に対し効果的な受診勧奨を行う	学校園保健事業【学校園管理室】	学校と協力し、受診率向上に向けた効果的な受診勧奨について検討し実施する	各学校の取り組み状況を確認する	養護教諭部会で効果的な受診勧奨の方法を検討する	前年度に検討した受診勧奨を実施したうえで効果を検証する	前年度の効果検証を踏まえ受診勧奨を実施したうえで効果を検証する	前年度の効果検証を踏まえ受診勧奨を実施したうえで効果を検証する

2 ワークショップ等での意見へのフィードバック資料

多様な遊び・体験について

和泉市では、こども施策を進めるにあたり、こどもたちの意見を大切にしたいと考えています。保育園のご協力により把握した幼児の声を、今年度策定する「(仮称)和泉市こども計画」にどのように活かしていくのかをご紹介します。 子育て健康部子育て支援室こども政策担当

ねらい	「こどもの育ち」の保障・質向上のために、多様な遊びや体験が必要であることから、こども自身の思いを聴き、豊かな保育・養育の取組みに活かします。
実施方法	5歳児クラスのこどもを対象に、園の保育士が、お絵描きやグループ聞き取りなどを通して、「楽しいこと・楽しかったこと」について意見聴取しました。

ご協力いただいた保育園			
国府第一保育園	7月11日(木)	園児は3グループに分かれて、1枚の模造紙に「楽しかったこと」を色鉛筆で絵を描く	
北松尾保育園	7月23日(火)	園児は約5人ずつのグループで「楽しかったこと」を紙に色マジックで絵を描く	
芦部保育園	8月8日(木)	園児は4～5人ずつ別室で順に担任保育士2人が「楽しかったこと」を聞き取る	

こどもたちの声

他にもいろいろな声がありました…

保育園での体験・遊び

- ・保育園のプールで潜って遊んだこと。一回潜った時冷たかった。友達と水が出てくるところを手でふさぐ遊びが楽しかった
- ・保育園のプール、目あいたまま顔つけできる
- ・プールでフープしたり、先生がバケツで水をかけてくれた
- ・クラスでカブトムシを飼ってる。先生にもらった。オスとメスがいてるけど、メスは潜ってて出てこない

新しい体験、挑戦

- ・竹馬に乗った、進めないけど立っている事はできた
- ・ママと妹と一緒に病院に行った、カッコいい椅子に一人で座った。お家に帰ってから、ラーメンとたこ焼きを食べた
- ・花火を見に行った。虹みたいできれいやった。お花みたいな形やったけど、ピンクの小さいハートの形もあった。〇〇ちゃん(保育園の同級生)と一緒に見てる。一緒に行っていないけど一緒に見たかったから。

家族との関わり

- ・お家に帰ってからママが鬼で、かくれんぼした。布団の中に隠れたから見つからなかった。一緒に遊んでいた子はキッチンに隠れて見つかった
- ・お父さんとお母さんと虫取りにいった、お父さんが黒い蝶々を追いかけてたらカブトムシを発見してお父さんに肩車してもらった
- ・お兄ちゃんと水鉄砲して当てられるの楽しい、氷入れたら冷たくなかった
- ・ゲームをしている、お父さんが見て、すごいなって言われたらうれしい
- ・寝るときにママの足をトントンとマッサージしてあげる
- ・妹が生まれたので、おむつを替えてあげる

計画への意見反映ポイント

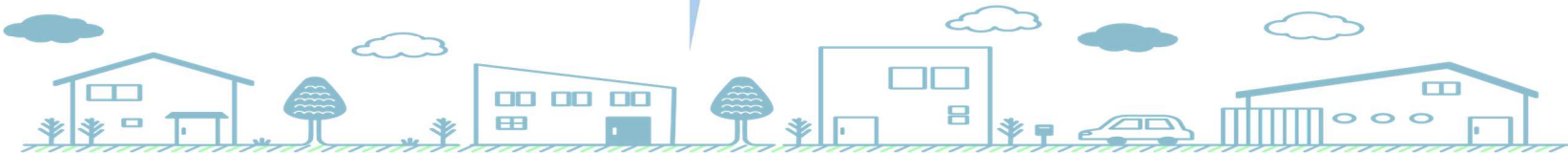
- ① 保育園での多様な体験は、こどもにとって楽しみであり、豊かな情緒・発達を育み、成長につながる。現代の地域社会では、同年代の多くのこどもとの関係をととしての学びは集団生活の中で得ることが期待される。自分に寄り添ってくれる保育士への信頼が、愛着形成へとつながる。
- ② 日常とは違う特別な体験や、挑戦により新たに行動できたことが、自己効力感を育む。それらの体験から得られた喜び・達成感(及び悲しみや残念感)などの感情の共有が望ましいコミュニケーション能力の土台を築く。
- ③ 家族の中で大切にされていること、愛されているという実感が、自己肯定感を育む。日常生活の一コマであっても、こどもが実感する安心・安定の感情が挑戦をうながすとともに、他者からの喜びを受けとめることで自己有用感が育まれ、健やかな成長をすすめる。

(仮称)和泉市こども計画(素案)への記載内容

乳幼児期は、その多くの時間を家庭や地域の中で過ごすことから、その育ちに関して、保育施設や地域の子育て支援機関、保健・医療機関の役割は大きいと考えます。

教育・保育において、幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、安全・安心な環境の中で、教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障がいのあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていくよう努めます。

(基本施策6-1出産期から幼児期～就学前保育・教育 切れ目ない保健・医療～)



★ こどもの居場所について ★☆☆

いずみし
★和泉市では、こどもの居場所づくりの取り組みを進めるために、こどもたちの意見を大切にしたい
と 考 えています。皆さんから聞いた声を、どのように活かしていくのかをご紹介します。

★子育て支援室こども政策担当★

みなさんの声

放課後・休日になにしてる・・・なにがしたい・・・

- ★友だちが自転車に乗られへんから公園で練習したり、6時間授業の時に友だちと集まって遊ぶ
- ★広い公園で鬼ごっこ、サッカーのパス、野球のキャッチボールをしたい
- ★広い公園は遊具があるからいい
- ★雨が降ったら屋内の遊び場がほしい
- ★前に住んでたところでは緑地へ行ったけど、今はひとりで行く範囲が限られている
- ★友だちの家でテレビゲームをする
- ★テーマパークが安くて、近くにあったらうれしい

一緒にいたい人って、どんな人・・・

- ★野球がうまい人が近くにいたらいいな、その人から野球を教えてほしい
- ★どこでもいいから勉強を教えてほしい
- ★おばあちゃんの家は居心地がいい、一緒に料理する
- ★友だちと遊んだりするのが楽しい

住んでるところ、近所の人と・・・

- ★盆踊りの場所わからなかったから、駄菓子屋で待ってたら友だちが来て教えてくれた
- ★近所に住んでるおばあちゃんが話しかけてきて、なんかもらったりする、ママも仲よし
- ★家らへんのところに高校生がおって、一回こけて筋肉がった時に家まで帰らせてくれた、親切にもらった
- ★暗めの道、人が住んでいない家とかあると行きにくい、町が暗く見える

和泉市の受けとめ

★普段の生活の中で楽しいことは様々です。公園や雨天等での屋内での遊び場も、楽しく過ごせる場所として必要とされています。

★おとなに対して、自分の関心ごと(野球、勉強、料理など)を教えてくれる人という印象をもっています。まずは、こどもの関心ごとを知ることが必要です。

★それぞれの地域に合った居場所づくりを進めることが望まれます。おとなとこどもが顔の見える関係を築いていることが、こどもの安心感を育んでいます。

これからの取り組み

★各小学校区に、こどもが自由に参加できる地域の居場所づくりをすすめます。

★こどもの居場所が、多様な遊びや体験の機会となるよう活動支援を行います。

大切にすること

- ★参加しているこどもの声を聴く
- ★参加するかしないかは、こどもが決めることができる
- ★参加するみんなの力がいかに役立てられるようにする
- ★参加するみんなの意見や個性を尊重し、意見の違いは対話で解決する



すぐに取り組めないこと

★テーマパークは、こどもたちが楽しく過ごせる場所のひとつですが、居場所としては、普段の生活の中で自由に参加できることが必要と 考えました。楽しい経験を積む機会として、どんな取り組みができるのか考えていきます。



R6 和泉市立中学校生徒会交流会での意見へのフィードバック

テーマ：和泉市に伝えてみたいこと ～自分たちの意見を和泉市に伝えよう～

和泉市では、こども施策を進めるにあたり、こどもたちの意見を大切にしたいと考えています。市立中学校の生徒会交流会で把握した中学生みなさんの声を、どう捉えたかお伝えします。

和泉市教育・こども部学校教育室教育指導担当
和泉市子育て健康部子育て支援室こども政策担当

各生徒会からの意見

各中学校の生徒会では、アンケートなどで全校生徒の意見を集め、その中から、生徒会として発表することを選定しました。



学校・学習に関すること

- ★和泉市立中学校での中学生交換留学での交流
 - ・和泉市がどのような街か知るために、市内の中学校間で生徒が交換留学する
- ★自分たちで中学校を作り上げる主体性を身につける
 - ・ルールメイキング
 - ・自由服期間を設定する取組み
- ★中学生の自由時間の確保
 - ・長期休暇の日数を減らして授業時間を毎日 5 時間授業にすることで、毎日 1 時間の自由時間をつくる
- ★学習機会の確保・充実
 - ・学習会への協力を広く呼びかける
 - ・自習イベントを開催し、市内の中学生が合同で勉強できる場を設ける
- ★設備の改修・改善
 - ・ドアの建付け、カーテンが薄い、飲料の自動販売機の設置
- ★生徒のマナー改善
 - ・トイレ荒らし、生徒間の暴言、ゴミが多い

地域(和泉市)に関すること

- ★和泉市の特産品を活用したイベント(和泉フェス)の開催
 - ・和泉市の特産品を活用し、小中学生からアイデア募集するなどつながりを深める
- ★ひとり親家庭への支援の充実
 - ・困窮家庭への経済的支援、安心して過ごせる居場所(こども食堂など)の充実
- ★教育に充てるお金を増やす
- ★地域の環境整備
 - ・ゴミ、街灯、道路の白線、信号が見にくい、防犯カメラの設置

和泉市の受けとめ

こどもたちの意見について、市としてどう受け止めたかをまとめました。



今後の方向性

こどもたちの意見を受けとめたなかで、市として取り組む今後の方向性をまとめました。

- ① 生徒会では、制服の規定や飲料自動販売機の設置など学校生活に関することについて、生徒の意見を聴き、課題や解決策を先生と相談しながら、ルールメイキングなどに取り組んでいること。
- ② 中学生として学習についての関心が高く、合同で自習に取り組むイベントや勉強会を通して、生徒が協力し合って、学力向上に取り組んでいること。
- ③ 地域の行事やイベントに参加することは、地域コミュニティとのつながりを深め、地域への愛着を深めることになること。企画・運営から関わることで、より大きな責任と達成感を得ていること。
- ④ ひとり親家庭への支援など、社会的課題への関心を持ち、自分事として考えることができていること。
- ⑤ 学校内の設備や、街中での環境整備など、普段の生活の中で気づいた課題があること。

- ★学校は、学習機会と学力を保障するという役割のみならず、社会の形成者としての全人的な発達・成長を保障する役割を持っています。学校生活における意見については、引き続き、ルールメイキングなど、生徒が先生と課題・解決策について対話しながら取り組む活動を、必要に応じて支援していきます。
- ★中学生の地域行事やイベントの企画・運営段階からの参加については、生徒の自主性を尊重しながら、関係部署等とのつなぐ調整に取り組めます。
- ★ひとり親家庭に対しては、個別ニーズに対応するための相談支援や、安定した生活をめざした就労支援などの充実に取り組んでいきます。
- ★学校内の設備の改修・改善や、街中での環境整備については、重要であると考えています。担当部署では、限りある財源の中で、引き続き、各学校や地域の人の意見も聞きながら必要性や優先順位を精査し、改修・改善を進めていきます。



3 計画の策定経過

年月日	事 項	内 容
令和5年 12月1日	令和5年度第1回 和泉市こどもまんなか会議	1. 国の動向について(こども大綱、量の見込みの算出等の考え方) 2. 和泉市こども計画策定方針について ・和泉市こども計画策定方針 ・スケジュール等 3. その他
令和6年 2月20日	令和5年度第2回 和泉市こどもまんなか会議	1. 北松尾幼稚園・保育園の認定こども園化について 2. こども大綱について 3. 和泉市こども計画の重点項目等について ・重点項目について ・ワークフローについて 4. ニーズ調査票について 5. その他
令和6年 5月24日	令和6年度第1回 和泉市こどもまんなか会議	1. 和泉市こども・子育て支援に関するニーズ調査(速報)および子どもの生活実態調査について 2. 第2期和泉市こども・子育て応援プランの進捗状況について 3. 和泉市こども計画の重点項目等について 4. ワークショップについて 5. その他
令和6年 9月20日	令和6年度第2回 和泉市こどもまんなか会議	1. ワークショップ(こどもの意見反映)の進捗状況について 2. (仮称)和泉市こども計画(骨子案)について 3. その他
令和6年 11月1日	令和6年度第3回 和泉市こどもまんなか会議	1. 北松尾幼稚園・北松尾保育園の認定こども園化について 2. (仮称)和泉市こども計画(素案)について 3. その他
令和7年 1月6日 ～1月31日	パブリックコメント実施	●(仮称)和泉市こども計画(素案)について市民の意見を広く募集するため実施。市ホームページ、広報紙、いずみメール、LINEにて周知。 ●閲覧場所:市のホームページ、市政情報コーナー、和泉図書館、シティプラザ図書館、にじのとしょかん、南部リージョンセンター図書室
令和7年 3月11日	令和6年度第4回 和泉市こどもまんなか会議	1. (仮称)和泉市こども計画(案)について 2. その他

4 和泉市子どもまんなか会議委員名簿

敬称略 ◎会長 ○副会長

区分(条例第3条)	役職名	氏 名
子どもの保護者	PTA協議会代表	中川 健太(R6.3.31 まで) 松藤 秀樹(R6.4.1 から)
	保護者代表	今井 藍(R6.3.31 まで) 岩根 久美子(R6.4.1 から)
子ども施策に関する 事業に従事する者	公立保育園・公立幼稚園代表	田中 充己(R6.3.31 まで) 大杉 利佳(R6.4.1 から)
	民間保育園代表	橋本 健次
	私立幼稚園代表	内藤 芳雄
	エンゼルハウス・地域子育て支援センター代表	弓削 任代
	泉州地域若者サポートステーション 総括コーディネーター	岡 アユ美
子ども施策に関し学 識経験を有する者	帝塚山大学教育学部子ども教育学科 教授	◎石田 慎二
	桃山学院大学社会学部ソーシャルデ ザイン学科教授	○安原 佳子
	関西大学 人間健康学部教授(副学 長)	岡田 忠克
公募による市民	公募による市民	若林 不二子
	公募による市民	石戸 けい
前各号に掲げる者 のほか、市長が必要 と認める者	民生委員児童委員協議会監事	田畑 裕之
	和泉市社会福祉協議会会長	佐藤 正浩
	和泉市町会連合会副会長	松下 洋司(R6.3.31 まで) 遠藤 昌宏(R6.4.1 から)
	子ども会育成連絡協議会代表	大場 美枝
	和泉市立小学校長会会長	大槻 亮志(R6.3.31 まで) 栗山 正人(R6.4.1 から)
	和泉市立中学校長会会長	原田 尚志(R6.3.31 まで) 大橋 敏宏(R6.4.1 から)

5 和泉市こどもまんなか会議条例

（設置）

第1条 こども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第13条第3項の規定及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項の規定に基づき、和泉市こどもまんなか会議（以下「こどもまんなか会議」という。）を置く。

（担当事務）

第2条 こどもまんなか会議は、市長又は教育委員会の諮問に応じて、基本法第2条第2項に規定するこども施策の実施に関する重要事項及び基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画について調査審議するほか、支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。

（組織）

第3条 こどもまんなか会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）子どもの保護者
- （2）こども施策に関する事業に従事する者
- （3）こども施策に関し学識経験を有する者
- （4）公募による市民
- （5）前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 こどもまんなか会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、こどもまんなか会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理す

る。

（臨時委員）

第6条 こどもまんなか会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、第3条の委員のほか、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了するまでとする。

（部会）

第7条 こどもまんなか会議に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 こどもまんなか会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができる。

（会議）

第8条 こどもまんなか会議の会議（以下この条から第10条までにおいて「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が選任されていない場合その他会長が招集できない場合は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の招集の特例）

第9条 会長は、災害その他の理由により会議を招集することができない場合においては、前条の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

- 2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第10条 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

- 2 第8条及び前項の規定は、部会について準用する。この場合において、第8条第1項中「こどもまんなか会議」とあるのは「部会」と、同項及び前項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第11条 こどもまんなか会議の庶務は、子育て支援担当部署において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、こどもまんなか会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(和泉市附属機関に関する条例の一部改正)

- 2 和泉市附属機関に関する条例(昭和32年和泉市条例第43号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成27年条例第21号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日(以下、「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の和泉市こども・子育て会議条例第1条の規定により置かれた和泉市こども・子育て会議(以下、「旧会議」という。)の委員である者は、施行日に、改正後の和泉市こどもまんなか会議条例(以下「新条例」という。)第3条第2項の規定により、和泉市こどもまんなか会議の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧会議の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この条例の施行後最初に委嘱された委員(前項の規定により施行日に委員として委嘱されたものとみなされる者を除く。)の任期は、新条例第4条第1項本文の規定にかかわらず、令和7年10月27日までとする。

6 用語の説明

あ行

【アセスメント】

深刻な問題行動や特別な支援を要する児童・生徒の問題解決について、関係する複数の教職員等が参加して、ケース会議を開催し、当該児童・生徒に関する情報収集・分析を行い、支援の暫定的な目標や方法を検討すること。

か行

【家庭訪問支援員】

市に登録している有償ボランティアで養育の支援が必要な家庭を訪問し、相談・支援を行う人のこと。

【キャリア教育】

一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要な能力(意思決定能力・人間関係形成能力・将来設計能力・情報活用能力等)を育てる教育のこと。

【教育・保育施設】

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(子ども・子育て支援法第27条)

【合計特殊出生率】

15～49歳の女性の年齢別出生率を合計して得られる出生率の指標で、1人の女性が生涯に産む子ども数として解釈されます。

【こども施策】

こども基本法で「こども施策」は、①こどもに関する施策と②一体的に講ずべき施策で構成されます。

①は、こどもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主目的とする施策を指します。

②は、①以外のこどもや子育て家庭に係る施策(教育や雇用等)や①と切れ目なく行われるべき若者に係る施策(社会参加や就労支援等)です。

【こどもの権利条約】

こどもの権利条約(児童の権利に関する条約)は、世界中すべての子どもたちがもつ人権(権利)を定めた条約です。

1989年11月20日、国連総会において採択されました。この条約を守ることを約束している「締約国・地域」の数は196。世界で最も広く受け入れられている人権条約です。

こども(18歳未満の人)が守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしました。こどもがおとなと同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、子どもならではの権利も定めています。

【子ども・子育て支援法(こども・子育て支援計画)】

この法律において、子ども・子育て給付、地域子ども・子育て支援事業、その他の子ども・子育て支援等の総合的・計画的な実施等を市町村の責務とし、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成が必須となっています。教育・保育施設等の利用定員数等のサービス量については必ず定めるもの。その他の支援については定めるよう努めるものとなっています。(平成27年4月1日施行)

【子どもの貧困対策推進法】

いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならないとの決意の下、平成25年6月に子どもの貧困対策推進法が成立。これを受け、子供の貧困対策大綱において、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供たちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて子供の貧困対策を総合的に推進することが重要であるとの方針を掲げられました。市町村が子供の貧困対策についての計画を定めるよう努めることとされています。(平成26年1月17日施行)

【子ども・若者育成支援推進法】

若年無業者やひきこもり、不登校、発達障がい等の子ども・若者の抱える問題の深刻化や従来の個別分野における縦割りの対応では限界ということから、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みとしてつくられた法律です。

乳幼児期から30代までを広く対象とし、育成と支援をともに推進するという目的を明確に示すため、「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を使用しています。市町村は、国の大綱及び都道府県子ども・若者計画を勘案して子ども・若者計画を作成するよう努めることとされています。(平成28年4月1日施行)

さ行

【児童虐待】

児童虐待とは、父母などの保護者が子ども(監護する児童)に行う「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト(放置、保護の怠慢)」、「心理的虐待」とされており、これらの行為は、法律で禁止されています。

【児童発達支援センター】

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

【食育】

一人ひとりが生涯を通じた健全な食生活を実現し、食文化の継承や健康の確保などが図れるよう、食に関するさまざまな知識や食を選択する判断力を身に付けるための学習などの取組のことです。

【スクリーニング】

問題の未然防止のために、データに基づいて、潜在的に支援の必要な児童生徒や家庭を適切な支援につなぐため、迅速に課題を把握していく取組のことです、

【スクールカウンセラー(SC)】

スクールカウンセラーとは、学校において、子どもの生活上の問題や悩みごとについて相談を受けたり、助言したりする臨床心理の専門職です。

【スクールソーシャルワーカー(SSW)】

スクールソーシャルワーカー(SSW)とは、学校において、子どもを取り巻く課題を解決できるよう、支援を行う社会福祉の専門職です。

た行

【地域型保育事業】

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(子ども・子育て支援法第7条)

【地域子ども・子育て支援事業】

放課後児童健全育成事業、時間外(延長)保育事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業、利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、妊婦健康診査事業、養育支援訪問事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業。(子ども・子育て支援法第 59 条)

【DX】

DX(デジタルトランスフォーメーション)とは、デジタル技術を活用して業務やビジネスモデルを変革し、企業や組織の競争力を高める取り組みです。

な行

【認定こども園】

認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。保護者が働いている・いないにかかわらず利用可能で、地域の子育て支援も行っています。

は行

【パブリックコメント】

行政機関が政策の立案などを行う際に、その案を公表して広く意見を求め、これらについて提出された意見などを考慮して最終的な意思決定を行う一連の手続きのこと。

【プレコンセプションケア】

プレコンセプションケア(Preconception care)とは、将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うことです。

や行

【ヤングケアラー】

ヤングケアラーとは「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」のことで、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。

【要保護児童対策地域協議会】

児童虐待の防止を図るため、関係機関等により構成される組織で要保護児童等(虐待を受けた児童など)に関する情報の交換や支援内容の協議を行います。

ら行

【ライフステージ】

人生の段階区分のこと。幼少年期、青年期、壮年期、高齢期などをいいます。また、母子保健では思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などともいい、各期の区分はさまざまです。

【ルールメイキング】

生徒と先生などが学校の校則・ルールの対話的な見直しを通じて、みんなが主体的に関われる学校をつくっていく取り組みです。